

# 令和8年3月定例教育委員会議事日程

日時 令和8年3月4日(水)

午後3時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室2

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第29号 市川市学校環境基本計画の一部改定について  
議案第30号 国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画の策定について  
議案第31号 市川市立図書館運営基本計画第五次実施計画の策定について  
議案第32号 市川市教育情報セキュリティに関する規程について  
議案第33号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
- 5 報告第31号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
- 6 その他
- 7 閉会

## 令和8年3月定例教育委員会提出議案

議案第29号	市川市学校環境基本計画の一部改定について・・・	教育政策課	1
議案第30号	国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画の策定について・・	文化財課	27
		別冊1	
議案第31号	市川市立図書館運営基本計画第五次実施計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	図書館課	29
議案第32号	市川市教育情報セキュリティに関する規程について・	義務教育課	59
議案第33号	市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・	義務教育課	63
報告第31号	市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	義務教育課	
		別冊2	
その他（1）	教育課程柔軟化サキドリ研究校の指定について・・・	指導課	67

議案第 29 号

市川市学校環境基本計画の一部改定について

市川市学校環境基本計画の一部改定を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

小中一貫教育を推進するため、将来の学校のあり方を整理したうえで、それを実現する学校施設の形態や整備の進め方の整理を行った。この基で学校施設の整備等を進めるためには市川市学校環境基本計画に学校施設の形態等を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

学校施設の整備を適切に進めるとともに、小中一貫教育推進のため、将来の学校のあり方を整理したうえで、学校施設の形態や整備の進め方の整理を行いました。これらについて、「市川市学校環境基本計画」に定めるため、計画の改定を行います。

改定のポイント ① 将来の学校のあり方を踏まえた学校施設の整備について(P41・43、P50・51・56)

将来の学校のあり方

**小中一貫教育の推進**

- 義務教育9年間を見通して必要な資質・能力を育成する教育が重要(学習指導要領・方針) **全市的に小中一貫教育を推進する必要がある。**
- 小中一貫教育の効果が高い学校は、**小中学校が同じ校舎にあり、一人の校長が一つの組織で運営する義務教育学校**である。

**必要な学校施設**

- 小中一貫教育の推進には、**施設一体型義務教育学校が理想。**
- 施設一体型義務教育学校への移行は**学校運営協議会における合意形成が必須条件。**「小中一貫型小学校・中学校→施設一体型義務教育学校」という**段階的な移行**が望ましい。移行前の学校を建替える場合は、**標準的(可変かつ適正コスト)**なものとする。
- 地域の状況によっては**施設一体型義務教育学校への移行が難しい中学校ブロック**もある。**特認校や複合化**などの特色や地域ニーズに応じた施設とする。

**<小中一貫教育制度の導入>**  
中学校ブロック単位で、全校を小中一貫型小学校・中学校に移行する。その際には、小中学校の通学区域を一致させることが望ましい。(※義務教育学校は除く)

**<建替えの進め方>**  
原則、築年数の順に建替えを進めるが、**施設一体型義務教育学校への移行について**、学校運営協議会において**合意形成が図られた中学校ブロックは、前倒して校舎の整備を行う。**

**<付属施設の設置>**  
建替えの際、**プールは原則設置しない。**  
(※水泳授業については民間スポーツクラブの利用や拠点化を検討する。)

**<学校施設の形態>**  
建替え時の学校施設の形態は、以下の「**施設形態に関わる条件**」により決定する。

改定のポイント ② 施設形態の条件整理(P42)

	条件	学校形態	学校施設(中学校ブロック)
<p><b>A. 学校規模</b></p> <p>学校教育法施行規則が定める規模の標準の義務教育学校(18学級以上27学級以下)に、中学校ブロックで適合するかを条件とする。ただし、地域の実態などの事情を勘案し、弾力的に捉える。</p>	全て○	施設一体型 義務教育学校	
<p><b>B. 通学環境</b></p> <p>義務教育学校に移行することで通学距離が遠くなり過ぎないことや、交通量の多い幹線道路に安全対策が講じられているなど、児童生徒に過度な負担や危険が生じないことを条件とする。</p>	A:× B:○ C:○	小中一貫型 小学校・中学校 ↓ 施設一体型 義務教育学校	
<p><b>C. 街づくり</b></p> <p>新たな道路整備等は、沿線の土地利用が促進するなど、児童生徒の増加や通学環境等に大きな影響を及ぼすことから、環境を大きく変えるような都市整備の計画がないことを条件とする。</p>	B:× C:×	小中一貫型 小学校・中学校	

改定のポイント ③ 建替え費用の削除(P45)

- 令和3年1月の計画策定時より物価(建設費等)が上昇しているため、現在の建替え費用と大きく乖離がある。
- 国土交通省「建築着工統計調査」から今後も建設費の上昇を見込み、将来の建替え費用を予測することが難しいため、建替え費用を削除する。

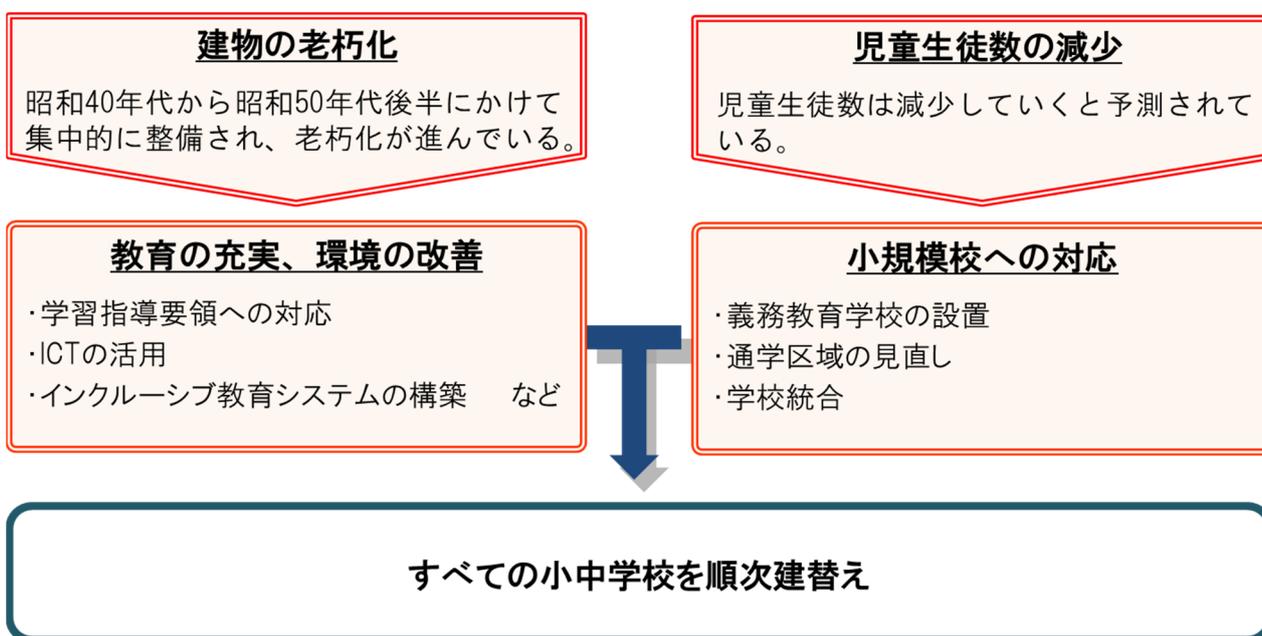
## 2－3 学校環境に関する条件整備



## 1. 学校施設の整備

### (1) 新たな施設整備（学校施設の建替え）

- 学校施設は、その大半が築30年を超え、老朽化が進んでいます。
- 現在の児童生徒数は約3万人となっており、30年前と比べ、約2万人減となっています。
- これを踏まえ、「教育の充実、環境の改善」と「小規模校への対応」を図るため、すべての小中学校は築年数等を基準とし、順次建替えることとします。
- 建替え後は、適切な学校環境を維持するため、耐用年数等を基に計画的に修繕（予防保全<sup>21</sup>）を行い、建物の長寿命化<sup>22</sup>を図ります。



<sup>21</sup> 施設の老朽化が進み、故障の発生や大規模修繕等が必要となる状態に至る前の段階で、補修、修繕等を計画的に行うこと。

<sup>22</sup> 建物に求められる性能、機能を確保しながら、より長く施設を使用するための対策を講じること。

## (2) 小中一貫教育推進のための施設形態

- 義務教育9年間を見通して必要な資質・能力を育成する教育が重要であることから、小中一貫教育を推進する必要があります。
- そこで、中学校ブロック単位で全校を小中一貫型小学校・中学校に移行します。
- その上で、小中一貫教育を推進するための、建替え後の新たな施設形態は以下のとおりとします。

### <小中一貫教育推進のための施設形態>

塩浜学園や東国分爽風学園、信篤三つ葉学園などの実践を踏まえ、小中一貫教育の効果が高い施設形態を、以下の順で整理しました。

1. 小中学校の校舎が一体的に設置されている「施設一体型義務教育学校」
2. 小中学校の校舎が別々に設置されている「施設分離型小中一貫型小学校・中学校※」  
(※以下、「小中一貫型小学校・中学校」とする。)

### <施設一体型義務教育学校への移行手続>

#### ■ 合意形成

- ・施設一体型義務教育学校への移行は、中学校ブロックにおける学校運営協議会の合意形成が必須条件となります。
- ・円滑な合意形成を図るためには、小中一貫教育への理解が重要であり、「小中一貫型小学校・中学校→施設一体型義務教育学校」という段階的な移行が望ましいと考えられます。

#### ■ 留意事項

- ・地域の状況によっては、施設一体型義務教育学校への移行が難しい中学校ブロックもあります。
- ・移行が難しい中学校ブロックは、小中一貫型小学校・中学校のまま小中一貫教育を行いながら、特認校や複合化などの特色や地域ニーズに応じた施設にする必要があります。

### <施設形態の条件整理>

建替え後の新たな施設形態は、次頁のA～Cの条件により決定することとします。

## 施設形態に関わる条件

### A. 学校規模

学校教育法施行規則が定める規模の標準の義務教育学校(18学級以上 27学級以下)に、中学校ブロックで適合するかを条件とします。ただし、地域の実態などの事情を勘案し、弾力的に捉えます。

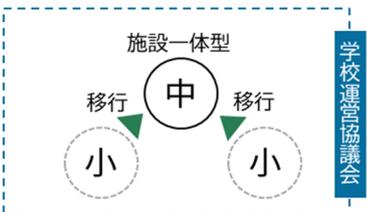
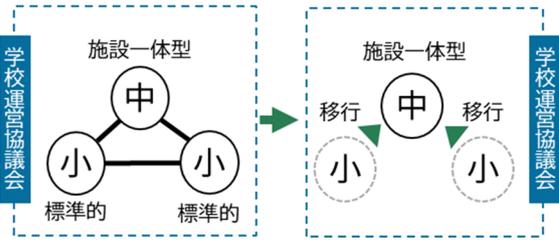
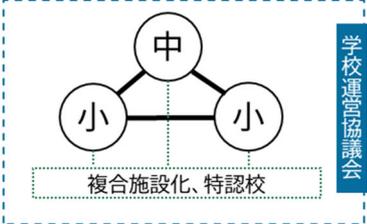
### B. 通学環境

義務教育学校に移行することで通学距離が遠くなり過ぎないことや、交通量の多い幹線道路に安全対策が講じられているなど、児童生徒に過度な負担や危険が生じないことを条件とします。

### C. 街づくり

新たな道路整備等は、沿線の土地利用が促進するなど、児童生徒の増加や通学環境等に大きな影響を及ぼすことから、環境を大きく変えるような都市整備の計画がないことを条件とします。

## 条件により決定する建替え後の新たな施設形態

条件	学校形態	学校施設(中学校ブロック)
全て○	施設一体型 義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設一体型 義務教育学校校舎</li> </ul> 
A:× B:○ C:○	小中一貫型 小学校・中学校 ↓ 施設一体型 義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設一体型 義務教育学校校舎</li> <li>※将来的な一体型への移行について学校運営協議会における合意形成が困難な場合、標準的校舎</li> <li>小学校 …標準的(可変・適正コスト)</li> </ul> 
B:× C:×	小中一貫型 小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校 …複合施設化、特認校</li> </ul> 

### (3) 建替えの順位付け

- 建替えは、以下の3つのことに配慮しながら進めます。

- 1) 「全体最適性」 最適な学校施設（将来の学校像・適正規模・最適配置）を提供する。
- 2) 「学校環境の確保」 児童生徒への工事の影響を少なくする。
- 3) 「効率化」 建替えを集中させない。同じ学校の工事を連続させない。

※最適な配置を実現するため、全部建替えを基本としますが、配置に影響がない場合は、経済性の観点から、新しい施設はできるだけ使用し、建替えを行わないこととします。

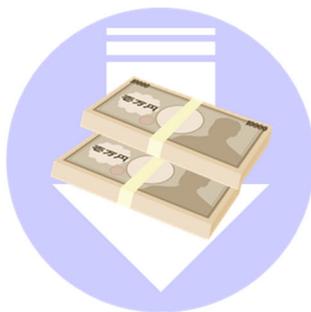
## < 配慮による3つの効果 >

### 児童生徒の 負担軽減



### 総量抑制

(将来の児童生徒数に応じた規模)



### 財政平準化

(建替えを集中させない)

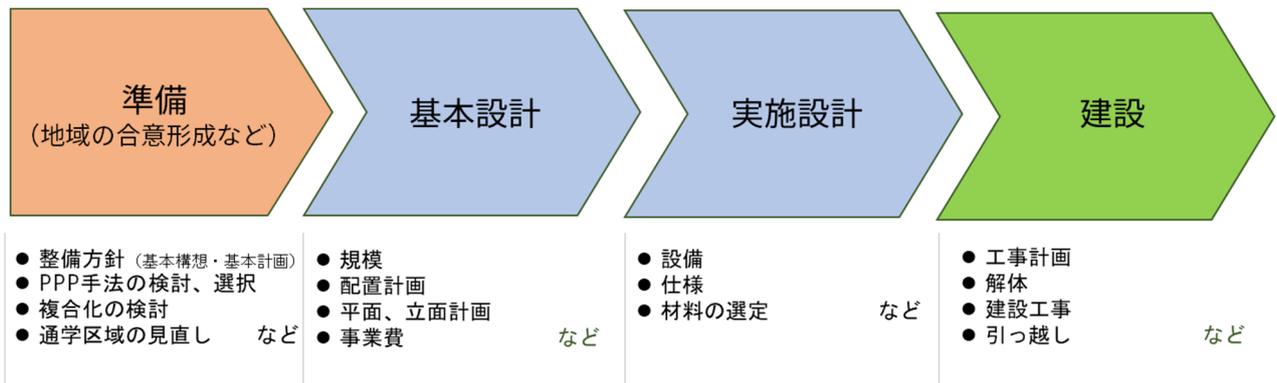


- 原則、築年数に基づき、順番に建替えを行います。
- **ただし、施設一体型義務教育学校への移行について、学校運営協議会において合意形成が図られた中学校ブロックは、前倒して校舎の整備を行います。**
- 政策や社会情勢の変化など、本計画に大きな影響を与える事象が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、**順番や時期の前倒し**や先送りに対応できるよう進めます。

建替え順位	学校名
1	宮田小学校
2	第一中学校
3	市川小学校
4	第二中学校
5	八幡小学校

#### (4) 建替えの進め方

- 建替えは地域の合意形成を前提として進めます。
- (準備) 学校運営協議会などにおいて、整備方針(基本構想・基本計画)を調整し、策定します。あわせて、PPP<sup>23</sup>手法や複合化の検討などを行います。
- (基本設計) 建物の規模や配置計画など、基本的な設計を行います。
- (実施設計) 基本設計を基に、設備や仕様、材料の選定など、詳細な設計を行います。
- (建設) 解体や建設工事などを行います。



#### (5) 建替えスケジュール

- 建替えは、原則、準備2年、設計2年、建設3年の合計7年のスケジュールで進めます。
- スケジュールは、財政負担の平準化を図るため、公共施設個別計画において公共施設全体の年度間調整を行った上で、決定しています。

対象校	第1期				第2期				第3期				次期計画				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 宮田小						準備		設計			建設						
2 第一中							準備		設計		建設						
3 市川小								準備		設計		建設					
4 第二中									準備		設計		建設				
5 八幡小										準備		設計		建設			

<sup>23</sup> 行政と民間事業者が連携しながら公共サービスの提供や施設整備を行う手法 (Public Private Partnership の略)。

## (6) 学校施設に求められる主な役割

人口減少やグローバル化、AI・ロボットをはじめとした技術革新など、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの学校施設には、主に以下の役割が求められています。

- 1) ICT の活用など、多様な学習方法への対応
- 2) 多様な児童生徒（国籍、障がいなど）へのきめ細かな対応
- 3) 様々な地域住民やボランティアが集い、交流を生む場
- 4) 地域の拠点（公共施設としての役割）
- 5) 感染症への対策
- 6) 環境、エネルギー教育の発信拠点

## (7) これからの学校施設に充実すべき機能

学校施設に求められる主な役割を踏まえ、これからの学校施設は、特に以下の施設機能の充実を図ることを目指します。

### ● 学習指導要領への対応

▷主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備

#### ■施設機能の例

「多目的利用ができるオープンスペース」、「異学年交流スペース」、「ラーニングコモンズ(開放的な学習空間)」など

### ● ICT の活用

▷ICT の活用による教育の変化に対応できる施設整備

#### ■施設機能の例

「無線 LAN」、「タブレット学習」、「大型掲示装置」、「遠隔授業などの先端技術」など

### ● インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み

▷バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

#### ■施設機能の例

「エレベーター」、「ユニバーサルデザイン」、「交流が生まれる動線」、「個別にサポートができるスペース」など

### ● 教職員の働く場としての機能向上

▷働く場としてふさわしい環境整備

#### ■施設機能の例

「打ち合わせや作業など、多目的利用ができるスペース」、「リフレッシュや情報交換等ができるスペース」、「校務支援システム、テレビ会議等の ICT 環境」など

- 地域との連携、協働の促進

- ▷学校と地域の交流を生む施設整備
- ▷チームとして学校を支える専門スタッフ等のスペース確保
- ▷複合化の検討
- ▷学校開放による身近なスポーツ施設

■施設機能の例

「学校と地域が共同で利用するスペース」、「PTA 等が利用できるスペース」、  
「放課後保育クラブ<sup>24</sup>」、「地域性を感じることができるデザインや景観」など

- 学校施設の機能向上

- ▷建物としての性能向上
- ▷防災機能の強化

■施設機能の例

「吸音声、調湿性に優れた内外装」、「多機能トイレ」、「災害時に荷受け等のできる作業スペース」など

- カーボンニュートラルに向けた施設

- ▷エコスクール（環境を考慮した学校施設）
- ▷建物の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備

■施設機能の例

「高断熱化」、「高効率空調設備」、「太陽光発電設備」、「蓄電池」、「エネルギー管理システム」、「電気自動車充給電設備」など

- 児童生徒の安全対策

- ▷安全、防犯への対応
- ▷感染症への対策

■施設機能の例

「登下校見守りシステム」、「侵入防止対策(オートロック)」、「非接触型水栓」、  
「自動体温測定カメラ」、「機械換気設備」など

- 変化に対応できる施設整備

- ▷学校施設を長く使いこなすための施設整備

■施設機能の例

「増改築が可能となるような配置計画」、「パーティションなど、変更可能な室の区画や仕上げ」など

これらのほか、技術革新などにより創出された新たな施設機能についても、教育効果を高めるものは、積極的に導入していきます。

「これからの小・中学校施設の在り方について」（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議平成31年3月）を参考に作成  
※資料編「近年の社会情勢の変化を踏まえた施設整備の考え方」、「市川市立学校校庭整備基本方針」

<sup>24</sup> 保護者等が就労などにより昼間家庭にいない小学生のための放課後における遊び及び生活の場。

## (8) 既存施設への対応

- 建替え前の学校については、児童生徒の学校生活に支障がないよう、必要な機能改善を行います。
- 障がいのある児童生徒を受け入れる場合には、入学までにスロープや手すりの設置など、バリアフリー対策を講じます。
- 建替えまで、施設を安全に使用していくため、建築基準法第 12 条に基づく定期報告等の結果を基に、施設の劣化状況を把握します。その結果、危険性が確認された施設については、その内容に応じた安全対策を講じます。

### ■必要な機能改善

- ・洋式トイレの設置
- ・エアコンの設置
- ・床のはがれ、雨漏り(安全性の確保や緊急性が高いもの)

## (9) 学校施設の整備に関する目標

本市の学校施設は、小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校、特別支援学校 1 校（2 施設）の合計 55 校（56 施設）あります。

これら多くの学校施設の老朽化に対応するため、今後は、計画的に建替えを進めていくことが重要であることから、目標を設定し、数値目標等による進捗管理を行うこととします。

学校施設整備の目標は、本計画の上位計画である『市川市公共施設等総合管理計画』や『市川市教育振興基本計画（第 3 期）』が定める学校環境に関する目標を踏まえ、以下のとおり定めます。

### «学校施設整備の目標»

目標1 計画的な学校施設の整備

目標2 最適な学校施設の整備（規模の適正化）

目標3 安全、安心で質の高い学校施設の整備（将来の学校像の実現）

<数値目標等>

**目標 1 計画的な学校施設の整備**

- 建替えスケジュールに沿って計画に整備を進めます。

数値目標	第1期 (令和2年～4年度)	第2期 (令和5年～8年度)	第3期 (令和9年～12年度)
	建替えに着手(設計開始)した学校数		
	0校	1校	4校(計5校)

**目標 2 最適な学校施設の整備(規模の適正化)**

- 学校教育に必要な施設機能を確保した上で、複合化や余裕教室の転用を進めるなど、規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を整備します。

当初の目標では、平成 27 年度に実施した将来人口推計を踏まえ、学校施設の延べ床面積を約 20%削減することとしていましたが、令和 3 年度に実施した将来人口推計の結果、計画期間中に児童生徒数が減少しない見込みとなったため、規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を整備することを目標とします。

**目標 3 安全、安心で質の高い学校施設の整備(将来の学校像の実現)**

- 施設の安全性、快適性の確保や先端技術の活用など、安全、安心で質の高い学校施設を整備します。

数値目標	第1期 (令和2年～4年度)	第2期 (令和5年～8年度)	第3期 (令和9年～12年度)
	将来の学校像(施設機能の充実)を実現した学校数		
	0校	0校	5校

※計画期間内に着手(設計開始)する八幡小は第3期に含む。

## 2. 付属施設の共同化

### <プール>

#### (1) 水泳指導の方向性と課題

- 学習指導要領では、児童生徒たちに「水慣れや水に浮くこと」及び「泳法」と合わせて、「水の事故防止」に関することを、授業で扱うことが重要であるとされています。
- このことから、実技の実施を原則としますが、必要な水泳授業の環境が無い場合は、座学を実施することで効果的に水泳学習を行います。

#### (2) 公共施設マネジメントの視点

- 学校プールは、設置基準（小学校設置基準、中学校設置基準）によって必置とはなっていないものの、スポーツ振興法制定によって学校プールの整備に対して、国から補助が行われたことや、高度成長期の税収増加などから、全国的に設置が急増し、各学校での設置が標準とされてきました。
- しかし、公共施設の老朽化が一斉に進む中で、施設の保全にかかるコストが増大するとともに、施設の更新には、多額の財政負担が短期間に集中することが予測されています。一方、生産年齢人口の減少や全国的な人口減少、少子高齢化によって、社会保障に必要な経費は増大することが考えられ、公共施設の維持や整備に充てられる財源は限られてきます。
- このような中で、公共施設については、最適化が求められており、市内全体の学校プール保有量を削減し、適正配置や規模の適正化を図る必要があります。特に、学校プールは、年間の授業時間が約10時間、稼働が1カ月程度となっており、校舎や屋内、屋外運動場等に比べて必ずしも使用頻度の高い施設とは言えず、積極的な適正配置が求められています。
- 

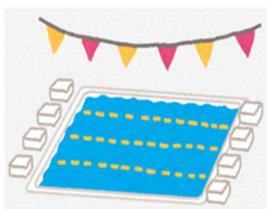
#### (3) 想定される水泳授業環境（施設）

##### <民間利用>



民間のプール施設を利用する形態

##### <拠点プール>



複数の学校でプールを共有する形態

##### <自校プール>



学校ごとにプールを設置して指導する形態

#### (4) 適正配置の方策

- 適正配置の観点から、施設の最適化が図られる「民間利用」、「拠点プール」を優先して検討することとします。
- 「民間利用」と「拠点プール」を比較した場合、適正配置及び経済的観点からは「拠点プール」の優位性が高いものの、教育的観点からは「民間利用」の優位性が非常に高いことから、「民間プール」を優先して検討することを基本としますが、「民間利用」と「拠点プール」の検討にあたっては、以下の条件を踏まえ、総合的に行う必要があります。

##### ■「民間利用」を検討する条件

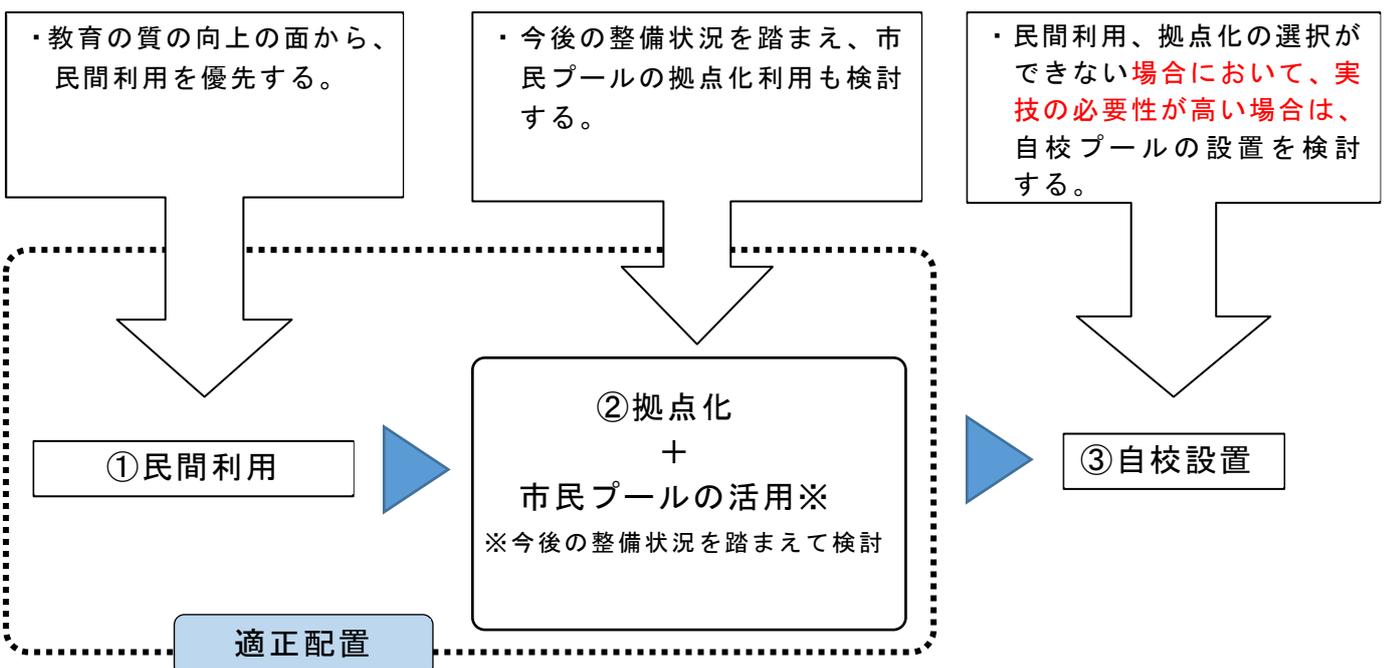
- ・移動可能な範囲に受け入れ可能な民間のプール施設があること。
- ・移動の際の安全が確保できること。
- ・民間のプール施設の受け入れができなくなった時の代替策の見通しが立つこと。

##### ■「拠点プール」を検討する条件

- ・「民間利用」が困難なこと、また、総合的に判断して「民間利用」より「拠点プール」の方が有効であると考えられること。
- ・複数校が移動できる範囲にあること。
- ・移動の際の安全が確保できること。

- 市の施設であり、拠点プールとなりうる「市民プール」の活用については、今後の整備状況を踏まえて検討することとします。

#### <検討の進め方>

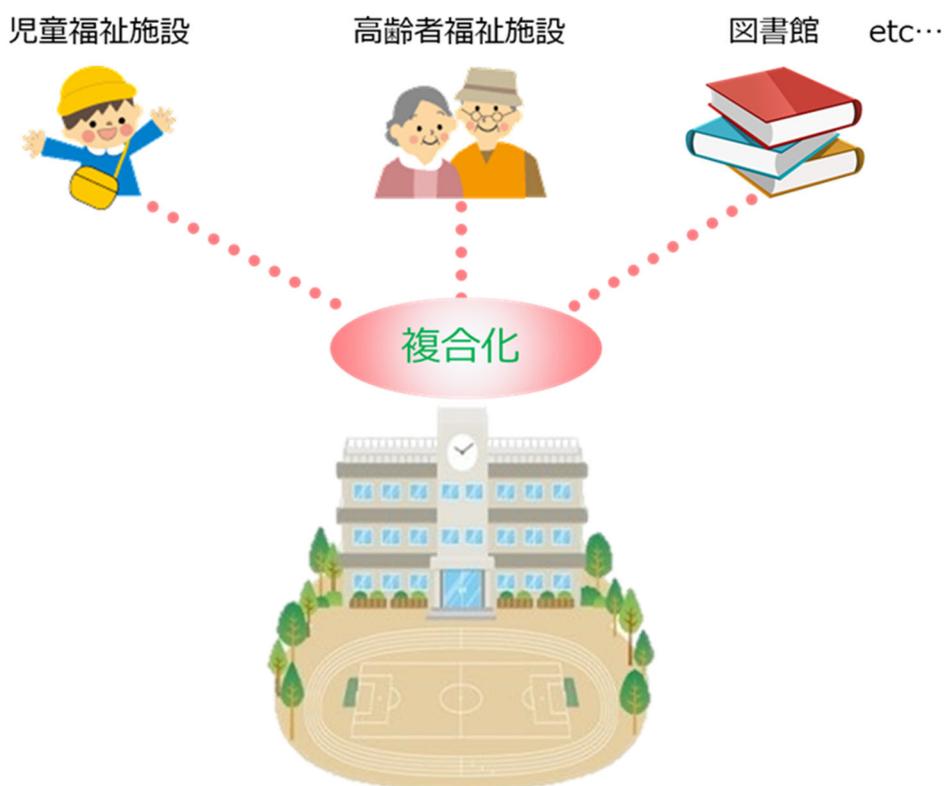


※資料編「附属施設の整備の考え方」

### 3. 学校施設の複合化

- 学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であることから学校教育に支障がない範囲内で、既存の学校施設における余裕教室の転用と建替え後の学校施設の複合化を図ります。
- 学校施設の複合化にあたっては、学校の安全、安心及び良好な学習環境の確保や「市川市公共施設等総合管理計画」との整合を図るため、関係部署と連携しながら、調整を行うこととします。

#### <学校施設の複合化>



※資料編「市川市学校施設有効活用基本方針」、「学校施設複合化ガイドライン」

## 4. 通学区域の見直し

- 義務教育 9 年間の基盤とした子どもの学びと育ちの連続性を確保するため、中学校区という単位をより一層重視し、学びと育ちの連続した環境づくりを進めます。
- そのひとつとして、校舎の建替えを行う際を中心に、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを行います。
- 通学区域の課題等を踏まえ、通学区域の見直しを進める上での、「視点」や「流れ」等は以下のとおりとします。

### <見直しの視点>

#### ■視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性(9年間の義務教育)を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないように、原則として、小中学校の通学区域を一致させることとします。

#### ■視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となりますが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすることとします。

#### ■視点3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望まれます。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成することとします。

#### ■視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ることとします。

#### ■留意事項 通学路の距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっていますが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意することとします。

## ＜見直しの流れ＞

### ① 小中学校の通学区域の一致(視点1 小中学校の連続性)

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。

### ② 通学路の安全確保(視点2 通学路の安全、留意事項 通学距離)

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とします。

### ③ 学校規模の是正(視点3 地域コミュニティのつながり、視点4 学校規模の是正)

隣接する学校が大規模校(19学級以上の学校)と過小規模校(小学校6学級、中学校9学級以下)となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

## ＜通学区域決定までの手続き＞

各学校の通学区域決定にあたっては、通学区域の見直しにより影響のある学校の学校運営協議会において、「見直しの流れ」に沿って作成した「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行います。

その上で、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に通学区域の設定について、諮問し、答申を受けます。

その後、通学区域の決定について、教育委員会会議で議決することとします。



## ＜通学区域決定及び適用の時期＞

対 象: 建替えを行う学校

決定時期: 建替え後の学校規模の決定(基本構想・基本計画策定)前

適用時期: 建替え後の学校施設の供用開始時(規則改正により適用)

※資料編「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」、  
「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」

## 5. 義務教育学校の設置

- 子どもの学びと育ちの連続性を大切にし、小中一貫教育を進めるため、義務教育学校の設置を推進します。設置にあたっては、地域の合意形成を前提とします。
- 学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムの基で、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

### <義務教育学校設置の進め方>

市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置します。

※「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に定める小規模校に対する適正配置の3つの方策（通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置）のうち、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とします。

### <義務教育学校設置に係る条件>

#### ■学校規模

義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小中学校の適正規模（小中学校ともに概ね12学級から18学級）及び法令が定める標準（18学級以上27学級以下）を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとします。

#### ■通学区域

小中学校の通学区域の不一致は、小中一貫教育の取り組みの効率や効果に影響を与えることから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めます。

#### ■学校施設

学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にした教育が行われるべきところ、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。この場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高める取り組みを進めます。

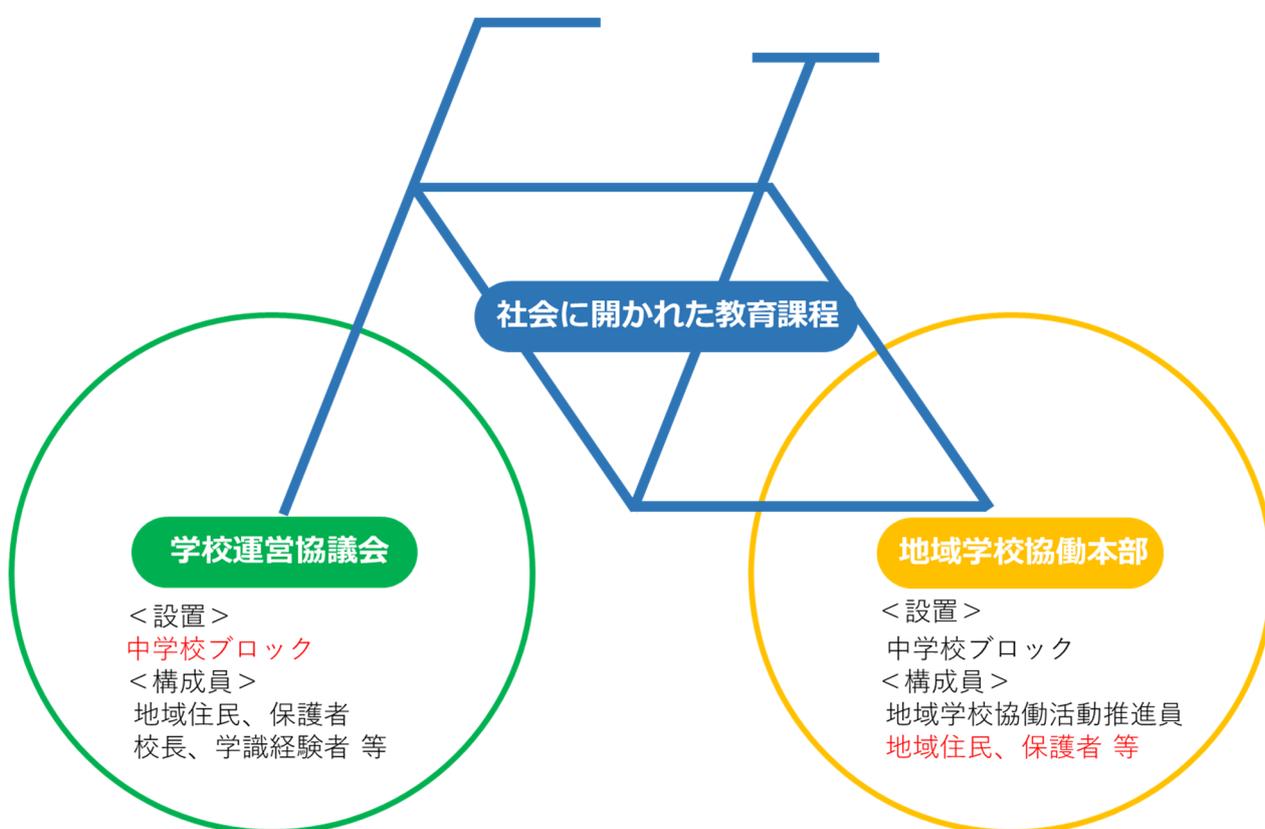
#### ■学校運営について

義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

## 6. コミュニティ・スクールの推進

- 小中一貫教育を推進するため、各学校（園）に設置している学校運営協議会を中学校ブロックに設置します。中学校ブロックごとに設置している学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの組織を設置している学校や地域（市川版コミュニティ・スクール）で地域と学校の連携、協働体制の充実を図ります。
- この2つの組織により、社会に開かれた教育課程を具現化する、より強固で持続可能な仕組みづくりや取り組みを進めます。

### <市川版コミュニティ・スクール>



## ＜水泳授業環境の整備について＞

### 1 水泳授業環境の整備の考え方を整理する趣旨

#### （1）水泳指導の観点

- 学習指導要領では、児童生徒たちに「水慣れや水に浮くこと」及び「泳法」と合わせて、「水の事故防止」に関することを、授業で扱うこと重要であるとしている。
- このことから、実技の実施を原則とするが、必要な水泳授業の環境が無い場合は、座学を実施することで効果的に水泳学習を行う。

#### （2）公共施設マネジメントの観点

- 学校プールは、設置基準によって必置とはなっていないが、スポーツ振興法制定によって学校プール建設に対する国の補助が行われたことや、高度成長期の税収増加などから、全国的に設置が急増し、各学校での設置が標準とされてきた。
- しかし、全国的な人口減少や少子高齢化が進む中、将来に向けた施設の維持、更新に必要な資金が不足することが予想され、学校プールについても施設の最適化が求められている。
- このため、市内全体の学校プール保有量を削減し、適正配置を図る必要がある。特に学校プールは、年間の授業時間が約10時間、稼働が1カ月程度となっており、校舎や屋内、屋外運動場等に比べて必ずしもニーズの高い施設とは言えず、積極的な適正配置が求められる。
- 以上のことから、現在プールが設置されていない学校も含めて長期的で継続的な水泳指導を可能とするためには、公共施設マネジメントの視点を踏まえた学校プールの適正配置が必要である。
- このため、その実現を図る方策や進め方等を具体的に示す必要があり、その考え方を整理するものである。

### 2 適正配置の考え方、方策

#### （1）適正配置の考え方

- 適正配置の検討にあたっては、現在の形態による水泳指導の水準を保ちながら、全体の保有量を削減する手立てが必要であり、あわせて、現在学校プールが設置されていない学校においても、継続的な水泳学習が可能となる方策が求められる。

#### （2）方策

- 具体的な方策として、学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの携帯に加え、民間のプール施設を利用する形態（民間利用）や複数の学校でプールを共有する形態（拠点化）が考えられる。
- 検討にあたっては、上記3つの形態から、条件に応じて適切な形態を検討、決定することが必要であるが、適正配置の観点（保有量の削減）から、民間利用及び拠点化を優先して検討することが求められる。

### 3 適正配置の方策

#### (1) 民間利用及び拠点化の効果について

##### ①効果の比較

##### 【教育的視点】

観点		民間利用	評価	拠点化	評価
授業	・専門的な指導	・指導委託有では可能	◎	・教科担任制実施では可能	◎
		・指導委託無では現在と同等	○	・自校職員のみでは現在と同等	○
	・補助具等	・補助具等が充実している	◎	・現在と同じ整備基準であれば同等	○
	・計画的な実施	・屋内のため計画的に実施	◎	・天候に左右される	○
		・実施日時は限られる	△	・実施日時は限られる	△
	・授業時間の確保	・移動の時間が加算される	△	・拠点校は自校と同じ	○
				・拠点校外は移動時間が加算	△
・安全管理	・施設職員も監視業務を行う	◎	・自校職員のみでは現在と同等	○	
・事前の準備等	・水位の調整等は施設が実施	◎	・水位の調整等の準備が必要	○	
施設	・熱中症・紫外線対策	・屋内のため対応できる	◎	・屋外のため困難	○
	・プールの衛生面	・施設の基準により一定に管理	◎	・屋外のため自校と同じ	○
	・更衣室やトイレ等	・広くて使いやすい配置	◎	・新設の場合は充実	◎
	・施設の安全面	・常時使用のため一定に管理	◎	・授業時のみ使用のため自校と同じ	○
教職員	・引率業務	・必要になる	△	・拠点校は現在と同じ	○
				・拠点校外は必要になる	△
	・連絡・調整業務	・施設と連絡・調整が必要	△	・他校と連絡・調整が必要	△
	・施設管理業務	・施設が行う	◎	・拠点校は管理が必要	○
				・拠点校以外を行わない	◎
	・清掃等の衛生管理業務	・施設が行う	◎	・拠点校は他校と協力すれば軽減	◎
			・拠点校外は行わないため軽減	◎	
その他	・継続的な安定性	・指導委託有では軽減	◎	・教科担任制実施では軽減	◎
		・指導委託無では現在と同等	○	・自校職員のみでは現在と同等	○
その他	・会社の運営方針による	△	・使用不可時に他校にも影響	△	

※ 評価について  
 ・自校プールよりもメリットがあると考えられる観点を◎、同等と考えられる観点を○、デメリットがあると考えられる観点を△として評価。

民間利用	評価の平均ポイント	拠点化	評価の平均ポイント
指導委託有	0.41	拠点校	0.05
指導委託無	0.29	拠点校外	0.00

##### ※ 評価の平均ポイントについて

- ・評価のポイントを◎を1、○を0、△を-1として、各観点の該当する項目の平均評価値を算定。
- ・平均が0ポイントの場合、相対的に自校プールと同等と捉える。

## 【経済的視点】

※金額は令和3年度時点 の概算		民間利用	拠点化学校プール		自校プール
			屋外常温	屋内常温	
管理維持等 (1施設あたり)	設置費	・0円	・1億4,000万円	・3億7,000万円	・1億4,000万円
	維持管理費		・100万円/年	・150万円/年	・100万円/年
業務委託費等 (1校あたり)	指導委託有	・370万円/年	・0円	・0円	・0円
	指導委託無	・210万円/年			
30年間のコスト (1校あたり)		・指導委託有 1億1,000万円 ・指導委託無 6,300万円  ※児童数が減少すればコストも減少。	・2校利用の場合 8,500万円 ・3校利用の場合 5,700万円  ※別途修繕費も想定される。	・2校利用の場合 2億800万円 ・3校利用の場合 1億4,000万円 ・4校利用の場合 1億400万円  ※別途修繕費も想定される。	・1億7,000万円  ※別途修繕費も想定される。

※民間利用については以下の数値を使用。

- ・指導委託有（1人あたり）：1,300円/1回・6,500円/年（年5回の場合）＜塩浜学園の実績を参考＞
- ・指導委託無（1人あたり）：750円/1回・3,750円/年（年5回の場合）＜行徳小学校の実績を参考＞
- ・1校あたりの児童数：570人（民間利用の可能性のある学校9校の令和2年度合計児童数の平均）

### ②効果の考察

- 学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの形態は、校舎や屋内、屋外運動場等と一体的に設置されており、前記表以外の観点からも様々なメリットがあると考えられる。  
しかし、水泳授業の実施に係る前記表の観点では、民間利用も拠点化も自校プールと同等である0ポイント以上となっており、現在の形態による水泳指導の水準を保ちながら適正配置を進める手立てとして適当であると考えられる。
- 民間利用及び拠点化は、学校にプールを設置せず、民間施設や拠点校に設置されているプールを使用することから、市内全体の保有量を削減することができる。また、学校ごとに屋外プールを設置して指導するこれまでの形態に比べ、全体のコストが低く、適正配置の手法として実効性が高いと考える。
- 拠点化については、コストの削減幅が大きいことから、自校プールに比べて施設の充実が一定程度可能となることも想定され、教育的視点の前記表以外の観点からもメリットがあると考えられる。
- 現在プールが設置されていない学校においても、民間利用及び拠点化であれば、水泳授業が可能となる。

○以上のことから、現在の水泳指導の水準を保ちながら、全体の保有量を削減する手立てとして、民間利用及び拠点化の手法は有効である。

## (2) 民間利用及び拠点化の検討の進め方

- 民間利用及び拠点化の検討にあたっては、検討する条件を踏まえて行う。
- 経済的視点からは拠点化（屋外常温）が優先する形態として考えられるが、教育的視点では民間利用の効果が非常に高く、教育の質の向上の側面から考えれば、民間利用を優先して検討することが重要である。
- 民間利用を検討する条件を満たしている学校が、拠点化の条件も満たしている場合には、拠点化の効果に与える影響を考慮して、形態を検討、決定することが重要であり、適正配置の観点からは、市有財産を活用する拠点化の選択が求められる。
- ただし、その場合には、民間施設が近隣にあるという立地を生かして、民間施設と連携して指導の委託を行うことなどの工夫も考えられる。
- これらのことから、民間利用と拠点化の検討は、総合的に検討することが重要である。

## (3) 民間利用の検討について

### ①民間利用を検討する条件

- 移動可能な範囲に受け入れ可能な民間施設があること。
- 移動の際の安全確保が図られること。
- 民間施設の受け入れができなくなった時の代替策の見通しが立つこと。

## (4) 拠点化の検討について

### ①拠点化を検討する条件

- 民間利用が困難なこと、また、総合的に判断して民間利用より拠点化の方が有効であると考えられること。
- 複数校が移動できる範囲にあること。
- 移動の際の安全確保が図られること。

### ②拠点化プールの整備

#### ○拠点とする学校の検討

- ・複数校が利用できる施設を設置できる敷地等の条件が整うこと。

#### ○整備の手法

- ・拠点化の整備手法（屋外・屋内）については、利用する学校数等の条件に応じて、適宜判断する必要がある。

## (5) 市民プールの活用について

### ①市民プール活用の方針

- 市民プールは拠点化の形態ではあり、**適正配置の優位性が高く**、民間施設の指導委託の無い形態に近いことから、教育的視点からの効果は高いと考えられる。また、市有財産を活用することから、経済的視点の効果も非常に高い。
- このことから、**市民プールの利用が可能で、民間利用ができない学校については、市民プールの整備状況を踏まえて活用の検討を行う。**

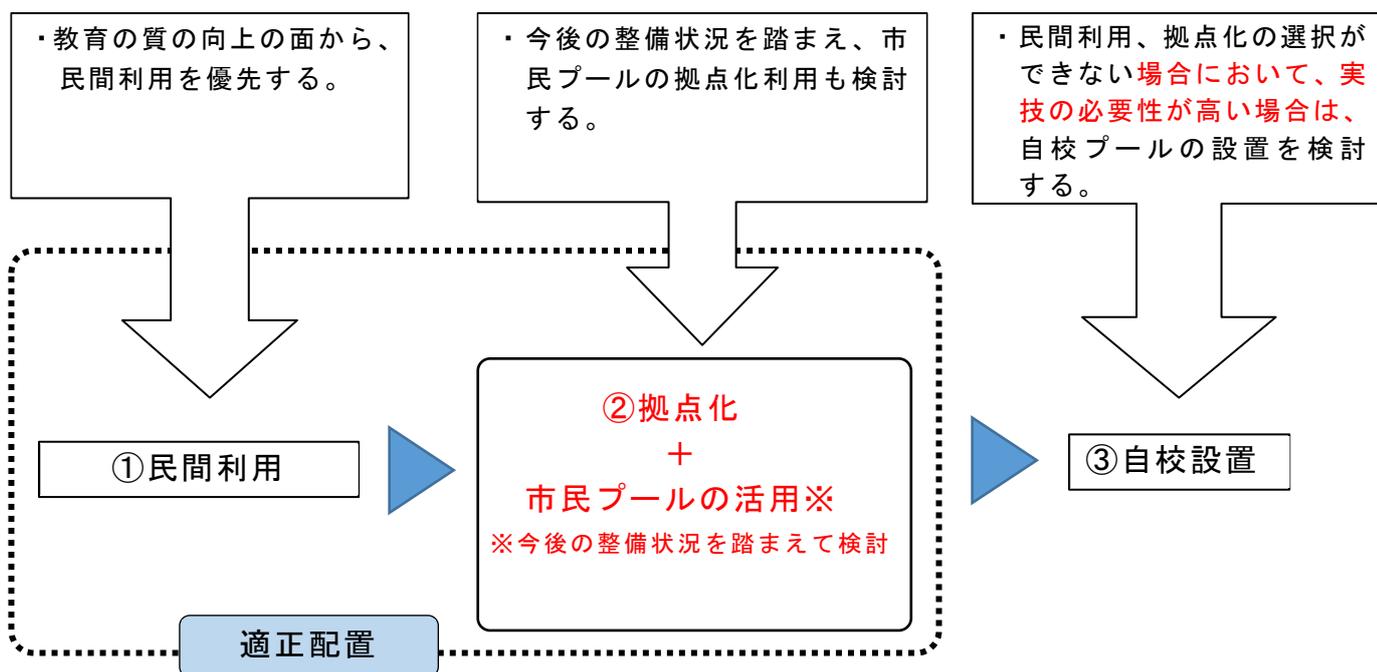
### ②活用を検討する条件

- 移動可能な範囲に市民プールがあること。
- 移動の際の安全確保が図られること。

## (6) 適正配置の進め方について

### ①検討の進め方

- 学校プールの適正配置は、下図の通り進める。
- 下図の進め方に沿って、今後、市内全体の配置案を作成し、検討の時期に合わせて形態の検討、決定を行う。



### ②検討の時期

- 適正配置に係る形態の検討は、学校の建替えや大規模修繕が必要になったタイミングに合わせて行う。

【参考】

◎市川市立小中学校プール設置状況について

小学校プール設置状況 (平成30年4月1日現在)

NO	学校名	設置年	改修年	規模
1	市川小	S37.7	H4	10×25
2	真間小	S50.6	H13	10×25
3	中山小	S33.7	H26	10×25
4	八幡小	H8.5		10.6×25
5	国分小	S60.7		13×25
6	大柏小	S38.7	H2	10×25
7	宮田小	S43.8	H12	10×20
8	富貴島小	S61.7	H18	9.6×25
9	若宮小	H11.5		11×25
10	国府台小	H2.7		10×25
11	平田小	S36.7	H5	10×25
12	鬼高小	S56.7	H22	13×25
13	菅野小	H7.3		15×25
14	行徳小	S55.7		13×25
15	信篤小	S53.5		13×25
16	稻荷木小	S44.8	H元	12×25
17	南行徳小	S42.7	H12	12×25
18	鶴指小	S43.8		12×25
19	宮久保小	S45.7	H21	13×25
20	二俣小	S47.7		13×25
21	中国分小	S49.7	H12	13×25
22	曾谷小	S49.7	H7	13×25
23	大町小	S50.6		13×25
24	北方小	S52.7		13×25
25	新浜小	S54.6		13×25
26	百合台小	S52.3		13.5×25
27	富美浜小	S54.6	H23	13×25
28	柏井小	S54.6		13×25
29	大洲小	S54.6	H8	13×25
30	幸小	S55.1	H14	13×25
31	新井小	S55.6	H23	13×25
32	南新浜小	S55.6	H23	13×25
33	大野小	H13.6		13×25
34	塩焼小	S56.6	H27	13×25
35	稻越小	S56.6	H27	13×25
36	大和田小	S59.7	H21	13×25
37	福栄小	S60.3		13×25
38	妙典小	H11.3		15×25

中学校プール設置状況 (平成30年4月1日現在)

NO	学校名	設置年	改修年	規模
1	第二中	S56.3	H元	13×25
2	第三中	S57.7	H23	13×25
3	第四中	S50.3	H9	10×25
4	第五中	S58.5		13×25
5	第六中	S60.12		13×25
6	第七中	H3.7		15×25
7	下貝塚中	S55.6		13×25
8	高谷中	S56.6		13×25
9	東国分中	S58.7		13×25
10	大洲中	S57.3	H21	12×25
11	南行徳中	S60.3		13×25

議案第 30 号

国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画の策定について

国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

国指定史跡曾谷貝塚のもつ多様な価値を確実に保存するとともに、市川市の貴重な歴史資源として活用ができる整備をすすめるため、保存活用計画を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画の策定について

### 1. 史跡の概要と計画策定の目的

#### (1) 史跡の概要

曾谷貝塚は、標高約 20～25mの台地上にある縄文時代後期（約 4000～3000 年前）の集落跡であり、貝層の大きさは、外径で東西約 210m、南北約 240mである。中央がくぼ地となる単独の馬蹄形貝塚としては、日本最大の規模を誇り、発掘調査等により学術的な重要性が明らかとなったことから、昭和 54 年に国指定史跡に指定（平成 21 年、平成 28 年に追加指定）された。

#### (2) 計画策定の目的（P1～2）

市川市の貴重な文化遺産である曾谷貝塚のこれまでの調査成果や、周辺環境、現地状況を再確認し、史跡としての本質的価値を明らかにするとともに、それらを適切に保存管理するための基本方針や、地域資源、観光資源等として活用していくための具体的な取り組みなどを定めることを目的とする。

### 2. 計画の内容

#### (1) 計画の大綱と基本方針（P79）

計画全体のスローガンとして「曾谷貝塚から、縄文の風を感じよう 未来へつながる、広がる輪 一貝塚 貝輪 土器一」を掲げ、保存管理の基本方針は、「貴重な文化遺産である曾谷貝塚を恒久的に保存し、未来につなげる」とし、活用の基本方針は「曾谷貝塚で学び、楽しみ、人とふれあい、何度でも訪れたいような活用を目指す。」、整備の基本方針は、「地域の生活の場に寄り添いつつ、曾谷貝塚を守り、本質的価値を伝え、魅力の向上につながる整備を目指す。」として定めた。

#### (2) 現状と課題（P80～81、P91～92、P97～98）

現在市が購入した曾谷貝塚の土地の割合が約 80%となり、史跡としての今後の方向性等を検討する必要がでてきた。課題として、保存の面では、一部残存するブロック塀を撤去する必要等があり、活用整備の面では、曾谷貝塚で学べる場所が必要である点や、縄文時代を体験する場所が必要であること等があげられる。

#### (3) 活用・整備の方向性（P92～94、P98～99）

活用に関して、「学び」の側面から、説明板を設置して、発掘成果等に関する成果をわかりやすく解説することや、竪穴建物跡などに関する遺構の表示について検討する。

「体験・交流」の側面から、傾斜や平らな地形を活かした、ステージイベントや縄文時代の体験イベント等の企画を行う。「地形観察」の側面から、縄文時代の植生の再現等を検討する。

### 3. 今後の取り組み（事業計画）（P103～104）

事業計画は、目安として令和 8 年度から 11 年度までの間に整備基本計画策定のために必要な調査をおこない、令和 12 年度から令和 16 年度までの間に整備基本計画の策定及び整備に向けた設計を行い、令和 26 年度までの間に延期となった事業や必要と判断された事業を実施する。

議案第 3 1 号

市川市立図書館運営基本計画第五次実施計画の策定について

市川市立図書館運営基本計画第五次実施計画の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提出

市川市教育委員会

教育長 高 木 秀 人

理 由

市川市立図書館運営基本計画の第四次実施計画の実施期間が令和 7 年度をもって終了するにあたり、図書館運営の更なる推進を図るため第五次実施計画を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 市川市立図書館運営基本計画 第五次実施計画 (令和8年度～令和9年度)

市川市立図書館運営基本計画（平成27年策定）で掲げた3つの柱の下、7つの「施策の方向」と21の「具体的な施策」に基づき、令和8年度～令和9年度の実施事業を定めます。また、事業の計画、評価指標設定を通じた計画的事業の展開を点検・評価し運営や事業の改善へとつなげるPDCA（PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACT（調整・改善））のマネジメント・サイクルに沿った運営を行うため、各事業の実施状況、指標の達成度及び満足度等から、総合的に毎年の評価を行い公表していきます。

### 一つめの柱 情報拠点として市民の学びを支える図書館

#### 施策の方向 1-(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

##### ◇具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」

実施事業 1 新規資料の受入れと劣化資料の買い替えによる蔵書の適正な維持

数値目標等	継続的な資料の更新(購入と寄贈の合計冊数)	
	令和8年度	令和9年度
	50,000冊	50,000冊

##### ◇具体的な施策② 「利用に応じた様々な形態の資料の充実」

実施事業 1 利用しやすい電子資料等の収集についての調査及び導入の検討

実施事業 2 障がいの特性に応じた資料の収集と目録の整備

数値目標等	読書バリアフリー計画の策定	
	令和8年度	令和9年度
	策定	

##### ◇具体的な施策③ 「効果的な蔵書管理」

実施事業 1 全館的なICタグによる蔵書管理の効率化と業務の改善

##### ◇具体的な施策④ 「資料保存のための書庫の確保」

実施事業 1 中央図書館の書庫への可動式集密書架の設置と活用

## 施策の方向 1-(2) 「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

### ◇具体的な施策①「レファレンスサービスの充実」

実施事業 1 レファレンスツール及び事例集の提供

数値目標等	レファレンス事例集及びレファレンスツール (パスファインダー等)の発行	
	令和8年度	令和9年度
	15点	15点

実施事業 2 市内外の図書館等との連携の強化

数値目標等	レファレンス協同データベースへの事例提供	
	令和8年度	令和9年度
	100件	100件

実施事業 3 市民の学習要求や調査研究に応えるデータベース等の提供及び利活用の促進

### ◇具体的な施策②「利用しやすい情報環境の整備」

実施事業 1 図書館ホームページ、デジタルコンテンツ等の情報環境の整備

実施事業 2 非来館型サービスについての調査及び導入の検討

### ◇具体的な施策③「生涯学習機会の拡充」

実施事業 1 中央図書館及び地域図書館、自動車図書館の特性を活かしたサービスの拡充  
とPRによる利用の促進

数値目標等	図書館有効登録者数の拡大	
	令和8年度	令和9年度
	92,500人	93,000人

実施事業 2 イベントの開催や地域イベントへの参加・協力

施策の方向 1-(3) 「関連機関とのネットワークの充実と、  
質の高いサービスの提供」

◇具体的な施策①「関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実」

実施事業 1 関連施設との連携及び北部地域の図書館サービスの充実

◇具体的な施策②「大学図書館との連携と利用の促進」

実施事業 1 市民の大学図書館利用のための紹介状の発行

実施事業 2 市内大学及び大学図書館と市立図書館の各種行事等の相互PRと利用の促進

実施事業 3 大学生の図書館実習、インターンシップ等の受入れ

◇具体的な施策③「ボランティアとの連携強化」

実施事業 1 図書館友の会等と連携した行事等の実施とボランティア活動の支援

実施事業 2 障がい者サービス関連のボランティアと連携した、障がい者向け資料の作製と収集

二つめの柱 子どもの成長をサポートする図書館

施策の方向 2-(1) 「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

◇具体的な施策①「児童・青少年資料の充実」

実施事業 1 子どもの発達段階に応じて豊かな読書体験ができるような資料の収集と更新

※数値目標については、施策の方向 1-(1) 具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」に含まれる

◇具体的な施策②「行事の実施と情報の発信」

実施事業 1 子どもの読書活動の推進のための行事の実施

数値目標等	読み聞かせの会の参加人数	
	令和8年度	令和9年度
	2,500人	2,600人

実施事業 2 推薦図書を紹介や読書に関わる情報の発信

数値目標等	推薦図書リストの新規作成数 (ヤングアダルトサービス含む)	
	令和8年度	令和9年度
	4件	4件

◇具体的な施策③ 「レファレンス・読書相談の実施」

実施事業 1 調べ物に役立つ資料の充実や探し方についてのレファレンスツールの整備

数値目標等	子ども向け調べ方案内 (パスファインダー)の新規作成数	
	令和8年度	令和9年度
	2件	2件

実施事業 2 子どもの本についての読書相談等の実施

数値目標等	児童書に関する相談件数	
	令和8年度	令和9年度
	<u>6,400件</u>	<u>6,500件</u>

◇具体的な施策④ 「ヤングアダルトサービスの実施」

実施事業 1 中高生の学習、生活、進路等の課題解決を支援するための図書や情報の提供

実施事業 2 図書館と中高生を結びつける行事の実施や刊行物の発行とそのPR

施策の方向 2-(2) 「公共図書館と学校等との連携の強化」

◇具体的な施策① 「出張おはなし会・学級招待の実施」

実施事業 1 出張サービスの実施

数値目標等	出張サービスの実施回数	
	令和8年度	令和9年度
	<u>20回</u>	<u>25回</u>

◇具体的な施策② 「調べ学習及び読書環境向上のためのサポート」

実施事業 1 教育センターが所管する「学校図書館支援センター事業」への参加と協力

数値目標等	「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」 配送図書冊数	
	令和8年度	令和9年度
	37,000冊	37,000冊

実施事業 2 外部機関等と連携した児童・青少年サービスの実施・充実

施策の方向 3-(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

◇具体的な施策① 「地域資料の収集と提供」

実施事業 1 地域行政資料の収集と整理

数値目標等	地域行政資料の蔵書冊数	
	令和8年度	令和9年度
	67,500冊	68,000冊

◇具体的な施策② 「地域資料の保存」

実施事業 1 地域行政資料の電子化

◇具体的な施策③ 「地域情報の積極的な発信」

実施事業 1 図書館ホームページの地域情報の追加及び更新

施策の方向 3-(2) 「行政の情報拠点としての役割」

◇具体的な施策① 「行政情報の市民への提供」

実施事業 1 行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施

数値目標等	行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施回数	
	令和8年度	令和9年度
	10回	10回

実施事業 2 市の刊行物等の販売及び行政情報リーフレット等の配布

数値目標等	市の刊行物・作成物等の掲示及び配布件数	
	令和8年度	令和9年度
	300件	300件

◇具体的な施策② 「行政各課への情報発信」

実施事業 1 図書館で利用できるデータベース等、レファレンスツール情報の市の行政各部署への発信

数値目標等	図書館刊行物の庁内掲示板への掲載件数	
	令和8年度	令和9年度
	15件	15件

## 旧

市川市立図書館運営基本計画 第四次実施計画（令和6年度～令和7年度）

市川市立図書館運営基本計画（平成27年策定）で掲げた3つの柱の下、7つの「施策の方向」と21の「具体的な施策」に基づき、令和6年度～令和7年度の実施事業を定めます。また、事業の計画、評価指標設定を通じた計画的事業の展開を点検・評価し運営や事業の改善へとつなげるPDCA（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACT（調整・改善））のマネジメント・サイクルに沿った運営を行うため、各事業の実施状況、指標の達成度及び満足度等から、総合的に毎年の評価を行い公表していきます。

### 一つめの柱 情報拠点として市民の学びを支える図書館

施策の方向 1-(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

#### ◇具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」

実施事業 1 新規資料の受入れと劣化資料の買い替えによる蔵書の適正な維持

数値目標等	継続的な資料の更新(購入と寄贈の合計冊数)	
	令和6年度	令和7年度
	50,000冊	50,000冊

## 新

市川市立図書館運営基本計画 第五次実施計画（令和8年度～令和9年度）

市川市立図書館運営基本計画（平成27年策定）で掲げた3つの柱の下、7つの「施策の方向」と21の「具体的な施策」に基づき、令和8年度～令和9年度の実施事業を定めます。また、事業の計画、評価指標設定を通じた計画的事業の展開を点検・評価し運営や事業の改善へとつなげるPDCA（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACT（調整・改善））のマネジメント・サイクルに沿った運営を行うため、各事業の実施状況、指標の達成度及び満足度等から、総合的に毎年の評価を行い公表していきます。

### 一つめの柱 情報拠点として市民の学びを支える図書館

施策の方向 1-(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

#### ◇具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」

実施事業 1 新規資料の受入れと劣化資料の買い替えによる蔵書の適正な維持

数値目標等	継続的な資料の更新(購入と寄贈の合計冊数)	
	令和8年度	令和9年度
	50,000冊	50,000冊

旧

◇具体的な施策② 「利用に応じた様々な形態の資料の充実」

- 実施事業 1 利用しやすい電子資料等の収集についての調査及び導入の検討
- 実施事業 2 障がいの特性に応じた資料の収集と目録の整備

数値目標等	読書バリアフリー計画の策定	
	令和6年度	令和7年度
	策定	

◇具体的な施策③ 「効果的な蔵書管理」

- 実施事業 1 全館的なICタグによる蔵書管理の効率化と業務の改善

◇具体的な施策④ 「資料保存のための書庫の確保」

- 実施事業 1 中央図書館の書庫への可動式集密書架の設置と活用

新

◇具体的な施策② 「利用に応じた様々な形態の資料の充実」

- 実施事業 1 利用しやすい電子資料等の収集についての調査及び導入の検討
- 実施事業 2 障がいの特性に応じた資料の収集と目録の整備

数値目標等	読書バリアフリー計画の策定	
	令和8年度	令和9年度
	策定	

◇具体的な施策③ 「効果的な蔵書管理」

- 実施事業 1 全館的なICタグによる蔵書管理の効率化と業務の改善

◇具体的な施策④ 「資料保存のための書庫の確保」

- 実施事業 1 中央図書館の書庫への可動式集密書架の設置と活用

旧

施策の方向 1-② 「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

◇具体的な施策①「シェアレンスサービスの充実」

実施事業 1 シェアレンスツール及び事例集の提供

数値目標等	シェアレンス事例集及びシェアレンスツール (パスファインダー等)の発行	
	令和6年度	令和7年度
	15点	15点

実施事業 2 市内外の図書館等との連携の強化

数値目標等	シェアレンス協同データベースへの事例提供	
	令和6年度	令和7年度
	100件	100件

実施事業 3 市民の学習要求や調査研究に定めるデータベース等の提供及び利活用の促進

新

施策の方向 1-② 「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

◇具体的な施策①「シェアレンスサービスの充実」

実施事業 1 シェアレンスツール及び事例集の提供

数値目標等	シェアレンス事例集及びシェアレンスツール (パスファインダー等)の発行	
	令和8年度	令和9年度
	15点	15点

実施事業 2 市内外の図書館等との連携の強化

数値目標等	シェアレンス協同データベースへの事例提供	
	令和8年度	令和9年度
	100件	100件

実施事業 3 市民の学習要求や調査研究に定めるデータベース等の提供及び利活用の促進

旧

◇具体的な施策②「利用しやすい情報環境の整備」

- 実施事業 1 図書館ホームページ、デジタルコンテンツ等の情報環境の整備
- 実施事業 2 非来館型サービスについての調査及び導入の検討

◇具体的な施策③「生涯学習機会の拡充」

- 実施事業 1 中央図書館及び地域図書館、自動車図書館の特性を活かしたサービスの拡充とPRによる利用の促進

数値目標等	図書館有効登録者数の拡大	
	令和6年度	令和7年度
	87,000人	88,000人

- 実施事業 2 イベントの開催や地域イベントへの参加・協力

新

◇具体的な施策②「利用しやすい情報環境の整備」

- 実施事業 1 図書館ホームページ、デジタルコンテンツ等の情報環境の整備
- 実施事業 2 非来館型サービスについての調査及び導入の検討

◇具体的な施策③「生涯学習機会の拡充」

- 実施事業 1 中央図書館及び地域図書館、自動車図書館の特性を活かしたサービスの拡充とPRによる利用の促進

数値目標等	図書館有効登録者数の拡大	
	令和8年度	令和9年度
	92,500人	93,000人

- 実施事業 2 イベントの開催や地域イベントへの参加・協力

旧

施策の方向 1-(3) 「関連機関とのネットワークの充実と、  
質の高いサービスの提供」

◇具体的な施策①「関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実」

実施事業 1 関連施設との連携及び北部地域の図書館サービスの充実

◇具体的な施策②「大学図書館との連携と利用の促進」

実施事業 1 市民の大学図書館利用のための紹介状の発行

実施事業 2 市内大学及び大学図書館と市立図書館の各種行事等の相互PRと  
利用の促進

実施事業 3 大学生の図書館実習、インターンシップ等の受入れ

◇具体的な施策③「ボランティアとの連携強化」

実施事業 1 図書館友の会等と連携した行事等の実施とボランティア活動の  
支援

実施事業 2 障がい者サービス関連のボランティアと連携した、障がい者向け  
資料の作製と収集

新

施策の方向 1-(3) 「関連機関とのネットワークの充実と、  
質の高いサービスの提供」

◇具体的な施策①「関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実」

実施事業 1 関連施設との連携及び北部地域の図書館サービスの充実

◇具体的な施策②「大学図書館との連携と利用の促進」

実施事業 1 市民の大学図書館利用のための紹介状の発行

実施事業 2 市内大学及び大学図書館と市立図書館の各種行事等の相互PRと  
利用の促進

実施事業 3 大学生の図書館実習、インターンシップ等の受入れ

◇具体的な施策③「ボランティアとの連携強化」

実施事業 1 図書館友の会等と連携した行事等の実施とボランティア活動の  
支援

実施事業 2 障がい者サービス関連のボランティアと連携した、障がい者向け  
資料の作製と収集

旧

二つめの柱 子どもの成長をサポートする図書館

施策の方向 2-(1) 「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

◇具体的な施策①「児童・青少年資料の充実」

実施事業 1 子どもの発達段階に応じて豊かな読書体験ができるような資料の収集と更新

※数値目標については、施策の方向 1-(1) 具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」に含まれる

◇具体的な施策②「行事の実施と情報の発信」

実施事業 1 子どもの読書活動の推進のための行事の実施

数値目標等	読み聞かせの会の参加人数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,000 人	1,000 人

実施事業 2 推薦図書を紹介や読書に関わる情報の発信

数値目標等	推薦図書リストの新規作成数 (ヤングアダルトサービス含む)	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	4 件	4 件

新

二つめの柱 子どもの成長をサポートする図書館

施策の方向 2-(1) 「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

◇具体的な施策①「児童・青少年資料の充実」

実施事業 1 子どもの発達段階に応じて豊かな読書体験ができるような資料の収集と更新

※数値目標については、施策の方向 1-(1) 具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」に含まれる

◇具体的な施策②「行事の実施と情報の発信」

実施事業 1 子どもの読書活動の推進のための行事の実施

数値目標等	読み聞かせの会の参加人数	
	令和 8 年度	令和 9 年度
	2,500 人	2,600 人

実施事業 2 推薦図書を紹介や読書に関わる情報の発信

数値目標等	推薦図書リストの新規作成数 (ヤングアダルトサービス含む)	
	令和 8 年度	令和 9 年度
	4 件	4 件

旧

◇具体的な施策③ 「レファレンス・読書相談の実施」

実施事業 1 調べ物に役立つ資料の充実や探し方についてのレファレンス  
ツールの整備

数値目標等	子ども向け調べ方案内 (パスファインダー)の新規作成数	
	令和6年度	令和7年度
	2件	2件

実施事業 2 子どもの本についての読書相談等の実施

数値目標等	児童書に関する相談件数	
	令和6年度	令和7年度
	6,400件	6,500件

◇具体的な施策④ 「ヤングアダルトサービスの実施」

実施事業 1 中高生の学習、生活、進路等の課題解決を支援するための図書や  
情報の提供  
実施事業 2 図書館と中高生を結びつける行事の実施や刊行物の発行と  
そのPR

新

◇具体的な施策③ 「レファレンス・読書相談の実施」

実施事業 1 調べ物に役立つ資料の充実や探し方についてのレファレンス  
ツールの整備

数値目標等	子ども向け調べ方案内 (パスファインダー)の新規作成数	
	令和8年度	令和9年度
	2件	2件

実施事業 2 子どもの本についての読書相談等の実施

数値目標等	児童書に関する相談件数	
	令和8年度	令和9年度
	6,400件	6,500件

◇具体的な施策④ 「ヤングアダルトサービスの実施」

実施事業 1 中高生の学習、生活、進路等の課題解決を支援するための図書や  
情報の提供  
実施事業 2 図書館と中高生を結びつける行事の実施や刊行物の発行と  
そのPR

旧

施策の方向 2-2 「公共図書館と学校等との連携の強化」

◇具体的な施策① 「出張おはなし会・学級招待の実施」

実施事業 1 出張サービスの実施

数値目標等	出張サービスの実施回数	
	令和6年度	令和7年度
	15回	20回

◇具体的な施策② 「調べ学習及び読書環境向上のためのサポート」

実施事業 1 教育センターが所管する「学校図書館支援センター事業」への参加と協力

数値目標等	「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」 配送図書冊数	
	令和6年度	令和7年度
	37,000冊	37,000冊

実施事業 2 外部機関等と連携した児童・青少年サービスの実施・充実

新

施策の方向 2-2 「公共図書館と学校等との連携の強化」

◇具体的な施策① 「出張おはなし会・学級招待の実施」

実施事業 1 出張サービスの実施

数値目標等	出張サービスの実施回数	
	令和8年度	令和9年度
	20回	25回

◇具体的な施策② 「調べ学習及び読書環境向上のためのサポート」

実施事業 1 教育センターが所管する「学校図書館支援センター事業」への参加と協力

数値目標等	「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」 配送図書冊数	
	令和8年度	令和9年度
	37,000冊	37,000冊

実施事業 2 外部機関等と連携した児童・青少年サービスの実施・充実

旧

三つめの柱 地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館

施策の方向 3-(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

◇具体的な施策① 「地域資料の収集と提供」

実施事業 1 地域行政資料の収集と整理

数値目標等	地域行政資料の蔵書冊数	
	令和6年度	令和7年度
63,000冊	64,000冊	

◇具体的な施策② 「地域資料の保存」

実施事業 1 地域行政資料の電子化

◇具体的な施策③ 「地域情報の積極的な発信」

実施事業 1 図書館ホームページの地域情報の追加及び更新

新

三つめの柱 地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館

施策の方向 3-(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

◇具体的な施策① 「地域資料の収集と提供」

実施事業 1 地域行政資料の収集と整理

数値目標等	地域行政資料の蔵書冊数	
	令和8年度	令和9年度
67,500冊	68,000冊	

◇具体的な施策② 「地域資料の保存」

実施事業 1 地域行政資料の電子化

◇具体的な施策③ 「地域情報の積極的な発信」

実施事業 1 図書館ホームページの地域情報の追加及び更新

旧

施策の方向 3-(2) 「行政の情報拠点としての役割」

◇具体的な施策①「行政情報の市民への提供」

実施事業 1 行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施

数値目標等	行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施回数	
	令和6年度	令和7年度
	10回	10回

実施事業 2 市の刊行物等の販売及び行政情報リーフレット等の配布

数値目標等	市の刊行物・作成物等の掲示及び配布件数	
	令和6年度	令和7年度
	50件	50件

◇具体的な施策②「行政各課への情報発信」

実施事業 1 図書館で利用できるデータベース等、シェアランスツール情報の市の行政各部署への発信

数値目標等	図書館刊行物の市内掲示板への掲載件数	
	令和6年度	令和7年度
	15件	15件

新

施策の方向 3-(2) 「行政の情報拠点としての役割」

◇具体的な施策①「行政情報の市民への提供」

実施事業 1 行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施

数値目標等	行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施回数	
	令和8年度	令和9年度
	10回	10回

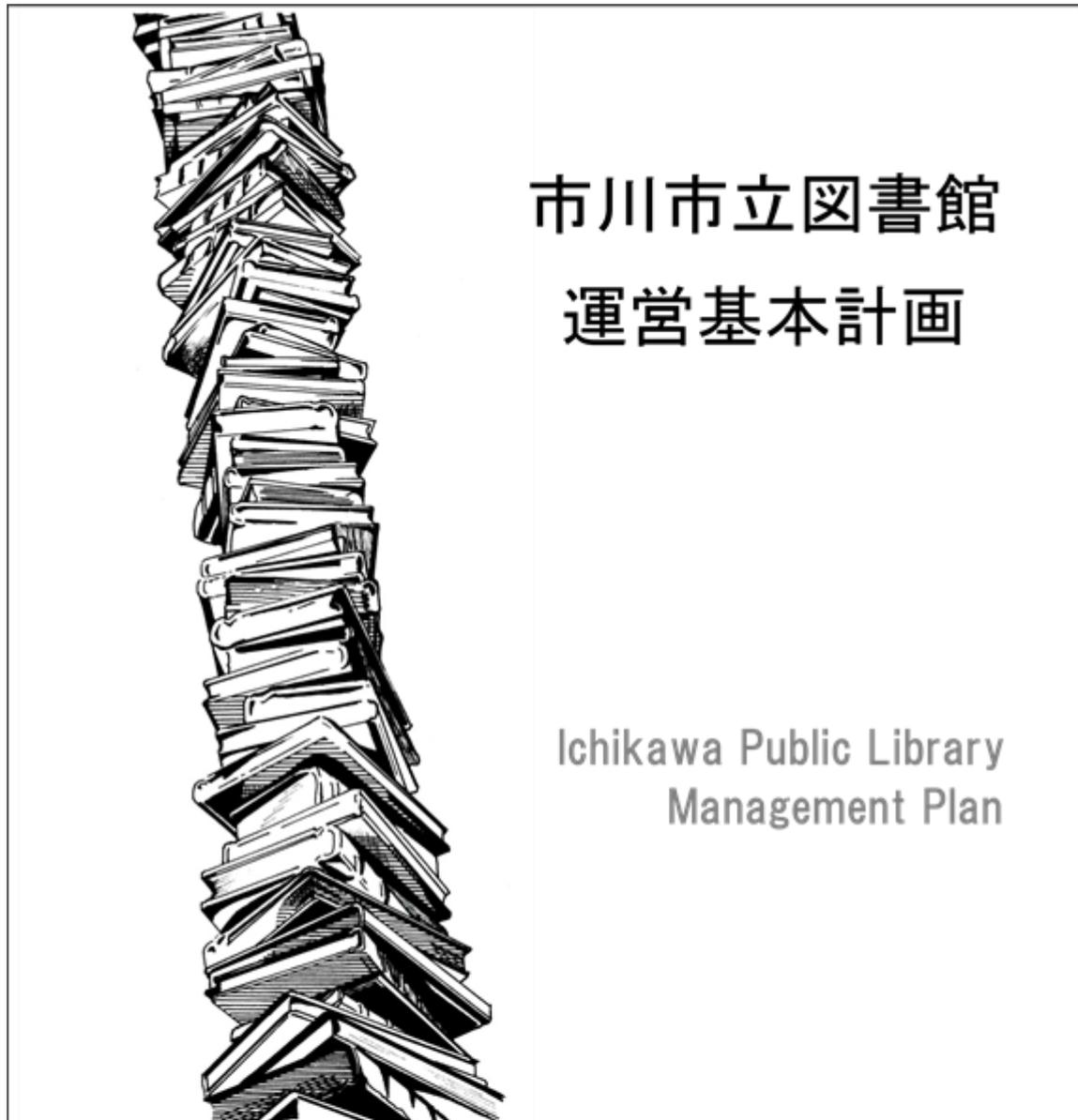
実施事業 2 市の刊行物等の販売及び行政情報リーフレット等の配布

数値目標等	市の刊行物・作成物等の掲示及び配布件数	
	令和8年度	令和9年度
	300件	300件

◇具体的な施策②「行政各課への情報発信」

実施事業 1 図書館で利用できるデータベース等、シェアランスツール情報の市の行政各部署への発信

数値目標等	図書館刊行物の市内掲示板への掲載件数	
	令和8年度	令和9年度
	15件	15件



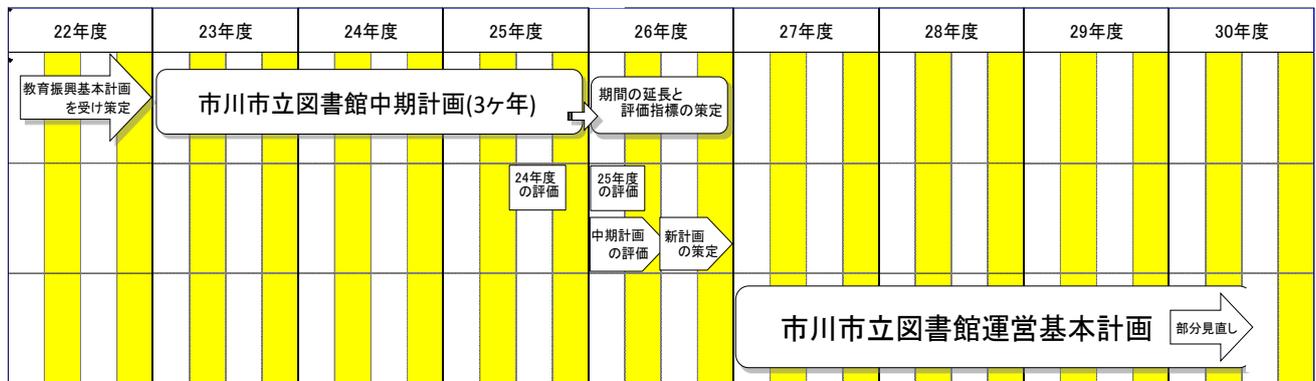
市川市教育委員会 生涯学習部 中央図書館  
平成 27 年 3 月

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画期間

本計画は、「市川市立図書館中期計画」(平成 23 年度～平成 25 年度)を見直し、平成 27 年度に新たに「市川市立図書館運営基本計画」として策定するものです。

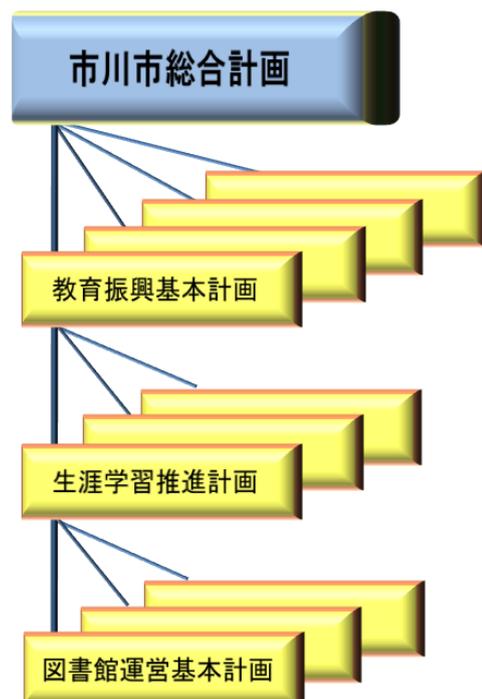
本計画の第 2 章は、これからの本市図書館のあるべき姿を示すものですが、社会情勢や市民ニーズの変化に応じ、概ね 3 年ごとに見直しを図るものとし、また、第 3 章の実施計画では、3 年ごとの期間で実施していく具体的事業を掲げていますが、その実施結果についての評価に基づき、次の 3 年には改めて実施事業を計画するものとし、



\* 計画作成期間に当たる平成 26 年度についても、計画に基づいた図書館評価を行うため、市川市立図書館中期計画の一年間の延長を行っています。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「市川市基本構想」(平成 12 (2000) 年)、「市川市総合計画第二次基本計画」(平成 23 (2011) 年)の下、教育に関する部門計画の「市川市教育振興基本計画」(平成 26 (2014) 年から第 2 期)、さらに、生涯学習部門の個別計画である「市川市生涯学習推進計画」(平成 27 (2015) 年から第 4 次)の下に策定するものです。



### 3. 計画の成り立ち

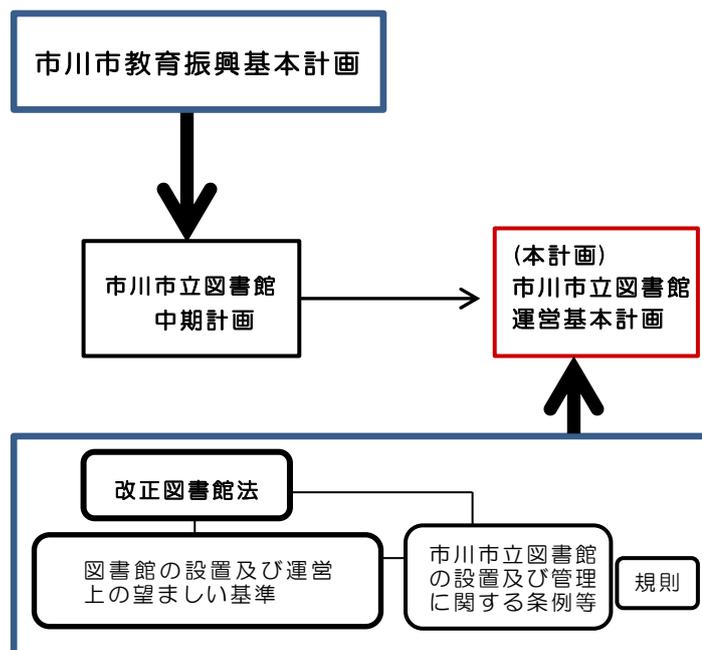
「図書館法」（昭和25年法律第118号 平成23年12月最終改正）の平成20年（2008）の改正にともない、公共図書館の運営状況についての自己評価と公表が努力義務となりました。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が平成24年（2012）に告示されましたが、図書館は図書館事業の基本的運営方針を策定し、運営の状況について自ら点検及び評価・公開するよう努めるものとされています。

指定管理者の運営である市川駅南口図書館では、年2回のモニタリングを行い、うち1回は外部有識者を交えてモニタリングを実施しているものの、市直営の図書館については、定期的な評価の実施はありませんでした。

これらのことから、平成24（2012）年に「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を改正し、図書館の評価とその公開を実施することとしました。

これまでの評価は、市川市教育振興基本計画に基づき策定された「市川市立図書館中期計画」を拠り所としてきましたが、同計画期間終了に伴い、新たに将来のあるべき姿を示す図書館運営計画を策定する必要から「市川市立図書館運営基本計画」を策定するものです。



#### 「図書館法」

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するように努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」

（運営状況の評価等）

第1条の2 教育委員会は、図書館の運営の改善を図るため、その運営の状況について評価を行い、これを公開するものとする。

#### 4. 計画の策定経過

計画の策定に当たり、社会教育委員会議、e-モニター制度、パブリックコメント等により、様々な市民意見を聴取し計画案を作成し、市川市教育委員会議に諮りました。

##### 策定経過

時 期		内 容
平成 26 年	2月13日	策定方針についての意見聴取（市川市社会教育委員会議）
	4月3日	策定方針について（議決）（定例教育委員会議）
	4月23日	策定方針についての意見聴取（関係各課）
	9月26日 ～10月6日	e-モニターの実施
	10月25日	計画（素案）についての意見聴取（図書館ボランティア）
	11月15日 ～12月14日	計画（素案）についての意見聴取（パブリックコメント）
	11月20日	計画（素案）についての意見聴取（市川市社会教育委員会議）
平成 27 年	1月下旬	パブリックコメント実施結果公表
	2月5日	計画（案）について（定例教育委員会議）
	2月12日	計画について（報告）（市川市社会教育委員会議）
	4月	「市川市立図書館運営基本計画」の施行

## 5. 現状と課題

### (1) 図書館サービスの現状

日本の公共図書館は、1960年代後半から貸出しを中心としたサービスを展開し、市民の支持を広げながら、現在では高度情報化、少子・高齢化や国際化社会への急激な進展の中で、地域における身近な問題解決のための機関として、また芸術や文化に気軽に触れることのできる「市民の書齋」として、生涯学習の拠点となる重要な役割を担うよう変化してきました。

本市では5館1室（直営による中央・行徳・信篤・南行徳・平田図書室、及び指定管理による市川駅南口図書館）及び自動車図書館による体制で図書館サービスを実施し、市民図書室、公民館図書室、男女共同参画センター情報資料室、情報プラザ（委託）等の市の施設や、千葉商科大学附属図書館と連携して図書館ネットワークの整備と拡充を進めてきました。

また平成21年に蔵書構築に関する基準を設け、資料面での充実を図るとともに、多様な市民要望に対応できるよう、千葉県立図書館、国立国会図書館、和洋女子大学メディアセンター等の各種図書館と相互貸借による連携を強化し、幅広い情報の提供を行ってきました。また、子ども読書活動の推進、学校とのネットワーク事業の実施、情報技術の積極的な活用等々、多彩な事業を展開することでも図書館としての役割を遂行できるよう努めてまいりました。

### (2) 図書館計画の実施状況

市川市教育振興基本計画に基づいて、平成23年度に「市川市立図書館中期計画」（以下「中期計画」という）を策定し、3カ年の計画期間の中で具体的施策として掲げた全ての事業に取り組むことができました。特に電算システムでは、市民要望を取り入れた新着図書検索お知らせメール（SDI）サービスの開始やログイン機能の改善等を行い市民が資料や情報入手するための利便性の向上を図り、児童サービスでは初めて参加する子どものためのえほんの会など、年齢に応じた様々なイベントを実施しました。他にも、特別コレクションの充実など市川に関する資料の収集や、ICタグの地域図書館への導入計画の策定及び予算化を進めました。一方、視聴覚資料の購入等、予算として割り当てられなかったため、目標達成が一部困難なものがありましたが、実施計画の目標は概ね達成できたといえます。

中期計画が示す方向は、本市図書館のサービスの基本であるため、新たな課題に対応した目標も加えながら今後も継続し、充実させていく必要があります。中期計画の6つの柱は、相互に関連する部分も多いため、整理を行い、目指す目標を明確にしていきます。また、中期計画では年度ごとの目標をできる限り数値によるものとしていましたが、本計画においては、数値・取り組み内容・満足度等から、より適切な評価を行い、次の事業展開に繋げてまいります。

### (3) 今後の課題と方向性

計画で掲げた施策を確実に進め、市川市立図書館のあるべき姿を実現させるためには、組織や施設といったサービス基盤の整備を進める必要があります。また、限られた資源を有効に活用するためには、業務プロセスの見直しやコスト削減などの効率性の向上も重要です。人的なりソースシフトについては、市川版 ABC 分析等を通じて中央図書館を中心に進めてきたところですが、今後も長期的視点に立って、正規職員・非正規職員等の配置について点検するとともに、業務委託や指定管理者制度についての検証を通じて、各事業（サービス）の最適な担い手について検討していきます。また地域の課題に対する取り組みへの支援については、図書館だけで行うのではなく、地域における産学官民の多様な主体との連携・協力を通じて実現していきます。

施設面では、施設管理についての全庁的な方向性に沿って、老朽化する施設の修繕を計画的に進め、また市内各地域へのバランスのとれた図書館サービスを展開できるよう、地理的な分布や事業効果等も踏まえ、図書館だけでなく関連施設やその空間の有効活用も含め、関係各方面と調整を図り、将来的なサービスポイントの再配置についても検討を進めます。

物流についても、市内連絡便の運行ルートや運行頻度を見直し、効率的・効果的な資料の流通体制の実現に努めます。また、関連施設等との連携が進む中、自動車図書館についても利用実態の検証を通じて、巡回地域や巡回頻度だけでなく、利用対象や巡回施設などについても見直していきます。

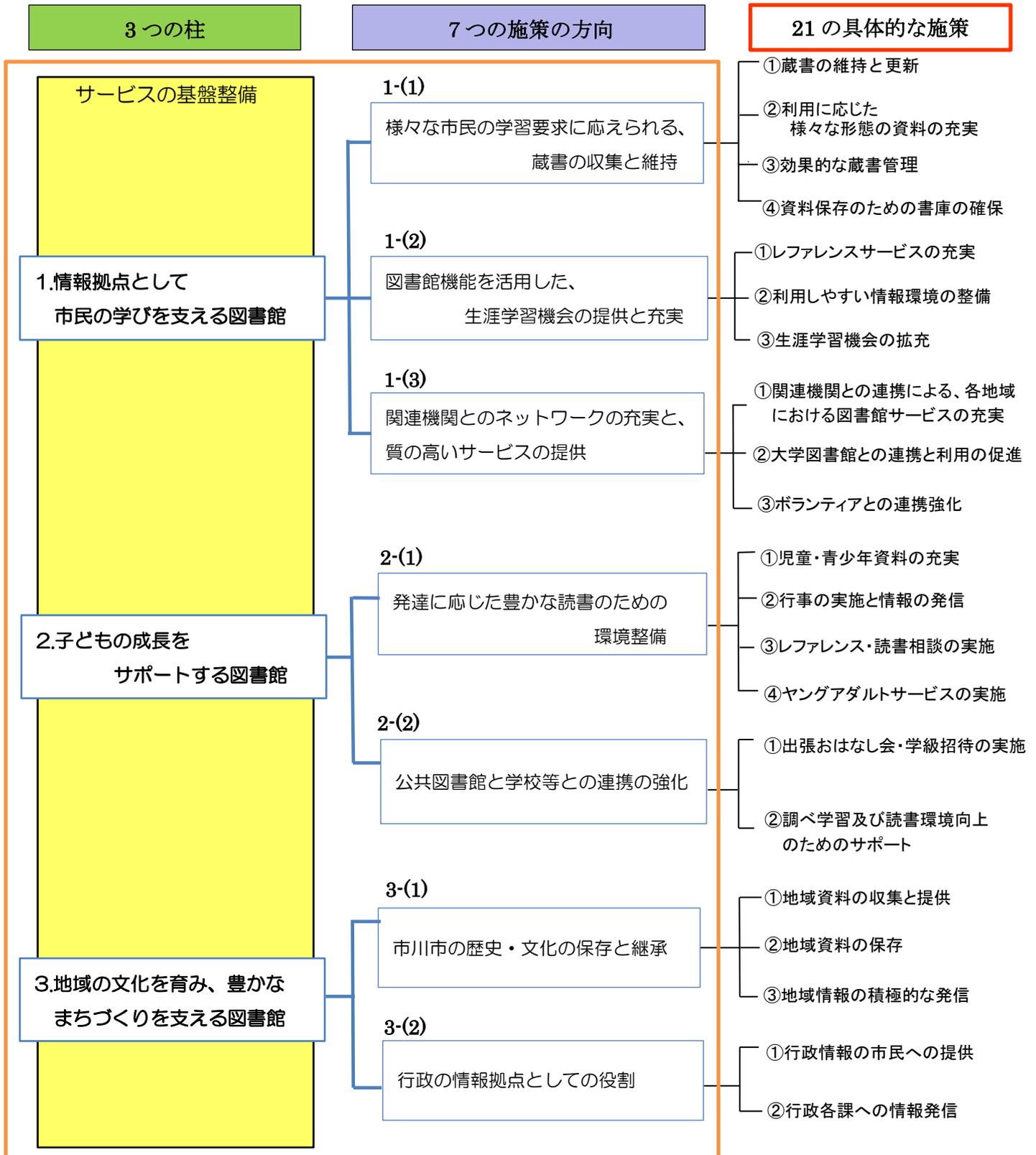
今後の時代の変化を見据え、それに対応できる図書館であり続けるために、全てのサービスを支える基盤としての職員の資質の向上を図り、多様で高度な図書館サービスの実現をめざします。



## 6. 本計画の構成

本計画は3つの柱の下に、7つの「施策の方向」を置き、それぞれに具体的な施策を位置付けます。これらを確実に実施していくために、3ヶ年ごとに具体的な施策に基づく実施計画を策定します。

市川市立図書館運営基本計画 体系図



## 第2章 市川市の図書館サービスの目指すもの

公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する公の施設であると同時に、教育委員会が管理運営する教育機関でもあり、教育や文化、生活や仕事、精神的自由などに深い関わりを持っています。「知識基盤社会」において知識や情報の重要性が増すなか、地域の知識・情報・文化の拠点としての公立図書館の存在意義は高まっています。本市図書館ではこのような状況を踏まえ、効果的な図書館サービスのための施設や組織の基盤整備を進めるとともに、本市の実情に即した事業展開を行っていきます。

今後の目指すべき方向性を本市図書館の使命と位置付け、3つの柱を設定します。この使命に基づき、図書館の果たすべき役割を明確にしながら多様な事業を展開し、市民の期待に応えられるよう努めてまいります。

### 1. 情報拠点として市民の学びを支える図書館

現代の図書館には、趣味や教養を深める役割だけでなく、市民のもつ様々な課題の解決のための資料を迅速かつ的確に提供することが求められています。

このため、市川市の図書館は、身近な図書館として市民の興味やニーズに対応するとともに、社会情勢や生活の変化に応じ、必要とされる情報の収集及び提供や調査・研究の支援を行い、市民の学びを支えていきます。

また、すべての市民がより高質なサービスを等しく享受できるよう、ICTを活用したサービスを展開するほか、図書館資源を利用するに当たっての、居住地域や心身の障害等による利用しにくさを解消できるような工夫を行うとともに、職員の能力の向上や関係機関との連携によるサービスの充実を目指します。

#### (1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

##### ①蔵書の維持と更新

日常生活の疑問や仕事上の疑問等、各種課題解決に対応できるよう資料の充実に努め、利用に応じた適正な蔵書の維持と更新を図ります。

##### ②利用に応じた様々な形態の資料の充実

市民の趣味、教養等に資するため、図書・雑誌や視聴覚資料の充実を図ります。図書館を利用する上でハンデキャップがある方が、それぞれの状況に応じた資料が利用できるよう、障害者向け資料の収集に努めます。また、電子資料等、新しい形態での資料の収集・提供についての調査と、導入についての検討を進めます。

##### ③効果的な蔵書管理

ICタグ等による効果的な蔵書管理や、自動貸出機等の導入による貸出・返却業務等の効率化を進め、職員の人的な能力を、案内・調査相談など、より質の高いサービスへと集中させます。

#### ④資料保存のための書庫の確保

市川市として必要な資料を適正に保存していくため、書庫の増設に努めます。また、ICTの進展等に合わせた資料の収集や保存についても検討していきます。

### (2)「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

#### ①レファレンスサービスの充実

市民の調査研究活動を積極的に支援します。的確に資料を探せるよう、案内・回答機能の一層の充実を図ります。そのため、印刷資料とインターネット等による電子媒体を組み合わせた高度な情報提供といった、図書館のハイブリッド化の進展に対応できるよう継続的に職員研修を行い、司書のレファレンス技量の向上に努め、国立国会図書館・千葉県立図書館・その他専門機関との連携体制を強化しレファレンスの充実を図ります。また、地域館においても市民が専門的な調査支援等のサービスが受けられるよう中央図書館がバックアップします。

#### ②利用しやすい情報環境の整備

電磁的記録も含め多様な情報源を用意し、誰もが資料や情報にたどり着けるような環境の整備を進めます。また、図書館ホームページの機能の向上を図り、ICTによる各種図書館サービスへのアクセスの拡大を目指します。

#### ③生涯学習機会の拡充

大学、企業、NPO、行政等の多様な主体との連携を促進することにより、地域の抱えるそれぞれの課題に対応し、実情に即した生涯学習機会を提供していきます。また、子育てや起業など地域の活性化に繋がるような情報の提供に努めます。

### (3)「関連機関とのネットワークの充実と、質の高いサービスの提供」

#### ①関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実

公民館等、関連施設との連携や活用等について調整を行い、各サービスポイントにおけるサービス内容の変更・整理を進め、市全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう努めます。

#### ②大学図書館との連携と利用の促進

市民が公共図書館のサービスを通じて大学図書館の持つ専門的な資料を利用できるよう、大学図書館と連携するとともに、利用促進のための市民へのPRを行います。

#### ③ボランティアとの連携強化

図書館ボランティアとの連携を強化し、その活動を応援します。また、障害者サービスに関するボランティアとの連携を充実させていきます。

## 2. 子どもの成長をサポートする図書館

地域社会が子どもの読書環境を整えていくことは、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく上で大変重要です。そのため図書館では、子どもたちが幼い頃から本に親しみ多種多様な興味を見出せるように、資料を充実させるとともに、レファレンスや読書相談などにきめ細かく対応していきます。また、読み聞かせやブックリストの発行、子ども向けのイベントの開催などを関連機関と連携を図りながら継続的にを行い、子どもと本を結びつける活動を積極的に展開していきます。

### (1)「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

#### ①児童・青少年資料の充実

子どもの読書活動を推進するため、子どもの発達に応じて豊かな読書体験ができるような、資料の収集・更新に努めます。

#### ②行事の実施と情報の発信

子どもと本を結びつけるために、年齢に応じて読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークなどのイベントを開催し、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。更に、年齢別のブックリストの作成と配布を行い、子どもの読書活動を支援します。また、子どもに関わる様々な部署との連携を深め、子どもの読書活動に関する情報発信に努めます。

#### ③レファレンス・読書相談の実施

子どもたちの興味や関心を本に結びつけ、読書の楽しみを知ることができるよう、読書相談を行います。また、調べ学習に対応し適切な資料や情報にたどり着けるよう、レファレンスサービスを充実させます。子どもを取り巻く大人に対しても、的確な読書相談に努め、読み聞かせ講座などを開催します。

#### ④ヤングアダルトサービスの実施

本離れが著しい中学生・高校生のヤングアダルト世代に向けて、進路や就職、生き方、多文化や国際化社会等への理解を深められるような資料の充実と提供に努めます。また、参加型イベント等の実施により、図書館の利用促進を図ります。

## (2)「公共図書館と学校等との連携の強化」

### ①出張おはなし会・学級招待の実施

学校等へのお出張おはなし会や、図書館への学級招待などを通じて、子どもが図書館や本に親しむきっかけを提供し、図書館利用の促進を行うとともに、「自ら学ぶ力」を養い、生涯にわたって学び続ける力の育成をサポートします。

### ②調べ学習及び読書環境向上のためのサポート

学校図書館支援センター事業を通じて調べ学習をサポートし、学校図書館だけでは対応しきれないレファレンスにも応じていきます。学習指導要領に沿って計画的な学校向け貸出図書を更新を図り、学習活動に役立つ資料の充実に努めます。また、児童生徒のキャリア教育をサポートするため、図書館での職場体験の受入れを継続的に行います。

図書館だけでなく、子育て支援にかかわる部署や施設とも連携及び協力をし、子どもたちの読書活動を充実させるよう努めます。



### 3. 地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館

市川の歴史や文化についての郷土資料は、市川への理解と愛着を深め、地域の魅力を高める大切な市民の財産です。また、市川市の行政資料は、市民と行政が環境、教育、福祉など様々な分野において、市川のまちづくりに協働して取り組み、地域の課題解決へと導くための重要な手がかりとなります。これら地域資料を収集し、体系的に整理し保存することは、図書館が責任を持って行うべき重要な任務です。

本市図書館は、市民誰もが地域の情報にアクセスできるように環境を整え、行政の情報拠点としての役割を果たします。また、市川の魅力を発信し、豊かなまちづくりに貢献できるよう努めていきます。

#### (1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

##### ① 地域資料の収集と提供

地域社会の歴史、文化、行政などに関する資料、並びに地域または地域に関わりが深い個人や団体が作成、発行した資料の積極的な収集を進めます。また、刊行物として発行されないインターネット上の地域情報の取得に努めます。利便性の向上を図るため、資料や情報を体系的に整理し、提供していきます。

##### ② 地域資料の保存

地域の歴史や文化、行政の記録を後世に継承していくために、地域の資料や情報を蓄積し、保存に努めます。また、貴重な資料の劣化防止のための電子化を進めます。

##### ③ 地域情報の積極的な発信

市民が地域について学ぶ機会を拡げるため、地域資料の電子化を図り、広く利用できる環境を整備し、ホームページ等を活用した地域情報の発信を行っていきます。

#### (2) 「行政の情報拠点としての役割」

##### ① 行政情報の市民への提供

行政の情報窓口として、行政各部署と連携し、市民生活に必要な情報を収集、整理し、提供に努めます。また、行政への市民参加を促し、市川のまちづくりにおいて、市民と行政が協働して地域の課題解決に取り組めるよう支援します。

##### ② 行政各課への情報発信

市の行政各部署の政策決定、行政事務に必要な情報を収集、整理し、提供に努めます。関係各課の課題解決のためのレファレンス機能を強化し、積極的に情報を発信していきます。



議案第 3 2 号

市川市教育情報セキュリティに関する規程について

市川市教育情報セキュリティに関する規程を新たに制定したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 高 木 秀 人

理 由

国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、各教育委員会に「教育情報セキュリティポリシー」の策定が求められていることから、市川市教育委員会における教育情報セキュリティに関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会訓令第 号

市川市教育情報セキュリティに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）における教育情報セキュリティに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育情報資産 教育に関するネットワーク及び情報システムの開発及び運用に係る全ての教育情報及び教育情報に関する資源をいう。
- (2) 教育情報セキュリティ 教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (3) 市川市教育情報セキュリティポリシー 委員会における教育情報セキュリティを確保するために、委員会の保有する教育情報資産をどのような脅威からどのような方法で守るのかについての基本的な考え方、当該教育情報セキュリティを確保するための体制及び委員会の保有する教育情報資産の取扱いに関して職員（市川市職員定数条例（昭和24年条例第40号）第2条第1項第3号に規定する職員及び市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）第4条第1項第1号に規定する県費負担教職員をいい、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。次条において同じ。）が遵守すべき事項を定めるもので、基本方針及び対策基準から構成されるものをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、委員会における教育情報セキュリティの重要性を深く認識するとともに、委員会の保有する教育情報資産に関する業務の遂行に当たり、市川市教育情報セキュリティポリシー及びこれを実施するための手順（以下「市川市教育情報セキュリティポリシー等」という。）を遵守しなければなら

ない。

(教育情報セキュリティを確保するための体制)

第4条 委員会における教育情報セキュリティを確保するため、委員会に次に掲げる者及び教育情報セキュリティ委員会を置く。

- (1) 最高教育情報セキュリティ責任者
- (2) 最高教育情報セキュリティ副責任者
- (3) 統括教育情報セキュリティ責任者
- (4) 教育情報セキュリティ責任者
- (5) 教育情報セキュリティ管理者
- (6) 教育情報システム管理者
- (7) 教育情報システム担当者

2 前項各号に規定する者及びその役割等並びに教育情報セキュリティ委員会の組織及びその任務等については、市川市教育情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(教育情報セキュリティに関する措置の実施)

第5条 委員会の保有する教育情報資産は、その内容及び重要度に応じて分類し、その分類に応じた委員会における教育情報セキュリティに関する措置を講ずるものとする。

2 委員会における教育情報セキュリティに関する措置は、市川市教育情報セキュリティポリシー等の定めるところにより、物理的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策及び運用面におけるセキュリティ対策を講ずることにより行うものとする。

(監査等の実施)

第6条 統括教育情報セキュリティ責任者は、委員会における教育情報セキュリティを確保するため、市川市教育情報セキュリティポリシー等に定めるところにより、定期的に監査、評価及び見直しを実施するものとする。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、委員会における教育情報セキュリティの

確保に関し必要な事項は、市川市教育情報セキュリティポリシー等に定めるところによる。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の規定は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

市川市教育委員会  
教育長 高木 秀人

理 由

千葉県より、提出義務のある一部報告書が不要とされたことから、これらの提出義務に係る規定を削除する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第6号の教育委員会」を「第2条第1項第3号の教育機関」に改める。

第50条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第51条中「様式第11号」を「様式第9号」に改める。

様式第9号及び様式第10号を削り、様式第11号を様式第9号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第11号による用紙については、必要な補正をしてこれを使用することができる。

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第1条の2第1項第2号に規定する職員であって学校に勤務するもの（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）及び市川市職員定数条例（昭和24年条例第40号）<u>第2条第1項第6号の教育委員会の職員</u>であって学校に勤務するもの（以下「<u>市費負担職員</u>」という。）をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>(定例報告)</p> <p>第50条 校長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における児童又は生徒の数、学級数、職員数等を組織編制報告書（様式第9号）により、それぞれ、4月20日、8月5日及び翌年の1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、各学期ごとの<u>県費負担教職員の勤務状況を職員の勤務状況報告書（様式第10号）</u>により、<u>第1学期分</u>にあつては8月5日までに、<u>第2学期分</u>にあつては1月10日までに、<u>第3学期分</u>にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、各々ごとの市費負担職員の勤務状況を職員勤務記録簿等により、翌月3日までに教育委員会に報告しなければならない。 (事故報告)</p> <p>第51条 校長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちに、その事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかに、事故報告書（<u>様式第11号</u>）により教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第1条の2第1項第2号に規定する職員であつて学校に勤務するもの（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）及び市川市職員定数条例（昭和24年条例第40号）<u>第2条第1項第3号の教育機関の職員</u>であつて学校に勤務するもの（以下「<u>市費負担職員</u>」という。）をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>(定例報告)</p> <p>第50条 一</p> <p>— 校長は、各々ごとの市費負担職員の勤務状況を職員勤務記録簿等により、翌月3日までに教育委員会に報告しなければならない。 (事故報告)</p> <p>第51条 校長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちに、その事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかに、事故報告書（<u>様式第9号</u>）により教育委員会に報告しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)

次期学習指導要領の改訂に向けて、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校を「サキドリ研究校」として文部科学大臣が指定する。

1・2年生

国語

1年生 306時間  
2年生 315時間

（仮称）言語探究科

（国語）

1年生 296時間(-10)  
2年生 304時間(-11)

（英語）

1年生 8時間  
2年生 9時間

裁量的な時間

学習枠：1時間（児童の興味関心に沿った英語による体験活動の充実等）  
研究・研修等枠：1時間（小中一貫した教育課程の在り方や質の高い授業を効果的に実施するため、研究校と指導主事とのディスカッション）

3～6年生

国語

3・4年生 245時間  
5・6年生 175時間

外国語活動

3・4年生 35時間

外国語

5・6年生 70時間

総合的な学習の時間

3～6年生 70時間

（仮称）言語探究科

（国語）

3・4年生 241時間 (-4)  
5・6年生 171時間 (-4)

（外国語活動）

3・4年生 44時間 (+9)

（外国語）

5・6年生 79時間 (+9)

（総合）

3～6年生 63時間 (-7)

裁量的な時間

学習枠：1時間（児童の興味関心に沿った英語による体験活動の充実等）  
研究・研修等枠：1時間（小中一貫した教育課程の在り方や質の高い授業を効果的に実施するため、研究校と指導主事とのディスカッション）

次期学習指導要領の改訂に向けて、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校を「サキドリ研究校」として文部科学大臣が指定する。

1・2年生

<b>国語</b> 1・2年生 140時間	<b>外国語</b> 1・2年生 140時間	<b>総合的な学習の時間</b> 1年生 50時間 2年生 70時間
--------------------------	---------------------------	--

(仮称) 言語探究科

<b>(国語)</b> 1年生 134時間(-6) 2年生 136時間(-4)	<b>(外国語)</b> 1・2年生 149時間(+9)	<b>(総合)</b> 1年生 45時間(-5) 2年生 63時間(-7)
---	---------------------------------	---

裁量的な時間

学習枠:1時間(生徒の興味関心に沿った英語による体験活動の充実等)  
研究・研修等枠:1時間(小中一貫した教育課程の在り方や質の高い授業を効果的に実施するため、研究校と指導主事とのディスカッション)

3年生

<b>外国語</b> 3年生 140時間	<b>総合的な学習の時間</b> 3年生 70時間
-------------------------	------------------------------

(仮称) 言語探究科

<b>(外国語)</b> 3年生 145時間(+5)	<b>(総合)</b> 3年生 63時間(-7)
-------------------------------	-----------------------------

裁量的な時間

学習枠:1時間(生徒の興味関心に沿った英語による体験活動の充実等)  
研究・研修等枠:1時間(小中一貫した教育課程の在り方や質の高い授業を効果的に実施するため、研究校と指導主事とのディスカッション)

# 別紙1 教育課程柔軟化サキドリ研究校 指定状況 (令和8年2月時点)



「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、全国の学校や教育委員会での知見の蓄積が喫緊の課題。

「調整授業時数制度」（既存の各教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠））を先取りして試行し、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校を「サキドリ研究校」として指定。

## 指定校数 合計：332校

国公立	公立	国立
学校数	319	13

\*別途、研究開発学校（令和7年度は9都道府県46校）において柔軟な教育課程の取組を実施

学校種	小学校等	中学校等	義務教育学校
学校数	205	117	10

\*小学校等には、義務教育学校の前期課程のみ指定を希望する学校を含む

\*中学校等には、中等教育学校（前期課程）、義務教育学校の後期課程のみ指定を希望する学校を含む

\*義務教育学校は、前期課程と後期課程の両方の指定を希望する学校

## 指定期間 令和8年4月～令和10年3月

### 都道府県別

区分	小	中	義務	合計	区分	小	中	義務	合計
北海道	2	1		3	三重県	3	3		6
青森県	1			1	滋賀県	4			4
岩手県	2	1		3	京都府	4	4		8
宮城県	3	1		4	大阪府	3	1		4
秋田県		1		1	兵庫県	2	2		4
山形県		1		1	奈良県	3	2	2	7
福島県	3	1		4	和歌山県	3	3		6
茨城県	4	1	1	6	鳥取県		1	1	2
栃木県	1	1		2	島根県	2	1		3
群馬県	3	2		5	岡山県	2	1		3
埼玉県	3	1		4	広島県	3	1		4
千葉県	5	5		10	山口県	1	2		3
東京都	10	2		12	徳島県	1	1		2
神奈川県	8	7		15	香川県	3	1		4
新潟県	1	1		2	愛媛県	3	4		7
富山県	9			9	高知県	4	3		7
石川県			1	1	福岡県	10	3		13
福井県		1		1	佐賀県	3	1	1	5
山梨県	1			1	長崎県	3	2		5
長野県	4	5		9	熊本県	7	1		8
岐阜県	1	2		3	大分県	4	1		5
静岡県	3	1		4	宮崎県	2	2		4
愛知県	1		1	2	鹿児島県	3	2	1	6
					沖縄県	2			2

### 指定都市別

区分	小	中	義務	合計
札幌市	4	1		5
仙台市	1	3		4
さいたま市	4	2		6
千葉市	2	1		3
横浜市	3	2	1	6
川崎市	6	3		9
相模原市	2	1		3
新潟市	4	1		5
静岡市	2			2
浜松市	3			3
名古屋市				※
京都市	5	4	1	10
大阪市	2	3		5
堺市	2	2		4
神戸市	4	3		7
岡山市	3	2		5
広島市	3	1		4
北九州市	3	1		4
福岡市	3	3		6
熊本市	2	1		3

※名古屋市は令和7年度から取り組んでいる研究開発学校の数を令和8年度から15校増やし、計19校で実施予定（外数）

### 国立大学別

区分	小	中	義務	合計
北海道教育大学	1			1
山形大学	1			1
福島大学		1		1
埼玉大学	1			1
東京学芸大学	1			1
横浜国立大学	1			1
富山大学	1	1		2
金沢大学		1		1
京都教育大学		1		1
大阪教育大学		2		2
熊本大学		1		1
合計	205	117	10	332

都道府県・指定都市あたり  
 平均指定校数：4.8校

## 取組の具体例

### 教科の新設

(奈良県広陵町立広陵中学校)

「広陵探究」を新設し、社会科で学ぶ地域の学習をベースに、さまざまな資料や情報を収集・比較して、広陵町の課題を考え、よりよい広陵町をつくるにはどうしたらよいかを生徒が主体的に探究する。

(福島県いわき市立勿来第一小学校)

「しあわせ探究科」を新設し、震災復興の中で育成の必要性が明確になりながらも、道徳科の枠組みでは十分に扱いきれなかった8つの資質・能力（主体的行動力、レジリエンス、ボランティア精神等）を明確に位置付けて、地域課題と結び付けた独自教科として展開する。

### 裁量的な時間（学習枠）

#### ① 個に応じた学習過程の充実に資する取組

(例) 個別最適な学びを実現するための自己課題の発見および解決を行う。(岩手県遠野市立遠野東中学校)

#### ② 学習の素地を高める取組

(例) すべての学年に1コマ30分の「たまいちタイム」を設定し、ESD等の個人の探究やそれをねらいとした体験活動等を行う。(東京都多摩市立多摩第一小学校)

#### ③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

(例) 互いの思いや個性を認め合い、多様な他者と人間関係を形成するため、話すこと・聞くことなどの伝え合う力を育成し、協働してよりよい学校生活を送っていかうとする態度を育む。(兵庫県宍粟市立河東小学校)

#### ④ その他地域等の特色を生かした取組

(例) 創立100周年を2年後に控え、学校の歴史調べ、地域の伝統文化の体験学習等を行う。(川崎市立幸町小学校)

### 裁量的な時間（研究・研修等枠）

#### ① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) ICTを効果的に活用した事例研修を行い、45分授業においても従来の50分授業と同等の学習効果を生み出すための工夫を共有・実践する。(長崎県諫早市立真城中学校)

#### ② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 子どもの「問い」から始まる、子ども自ら主体的に学ぶ授業研究を行う。講師や経験豊富な先達教員から指導を受け、ともに学び、新たな指導法、授業づくりを研究する。(徳島県阿南市立吉井小学校)

#### ③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 学校全体はもとより、低学年部、中学年部、高学年部の各ユニットの時間として、チーム担任制、教科担任制の運用、児童理解と支援についてチームとしての共有・協議を行う。(京都市立桂小学校)

#### ④ 学校と地域との連携体制の確保

(例) 総合的な学習の時間において、地域の企業・大学等と連携し、こども視点で「未来にあつらいいな」と思うモビリティやくらしを構想・創造する活動に取り組むことから、教職員研修として、社会の多様な専門性を取り入れた研修の充実に資する。(広島市立畑賀小学校)

# 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

## 趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「**調整授業時数制度**」(※)の創設について検討中。全国の教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。

(※) **各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。**

- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。

- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

## 事業概要

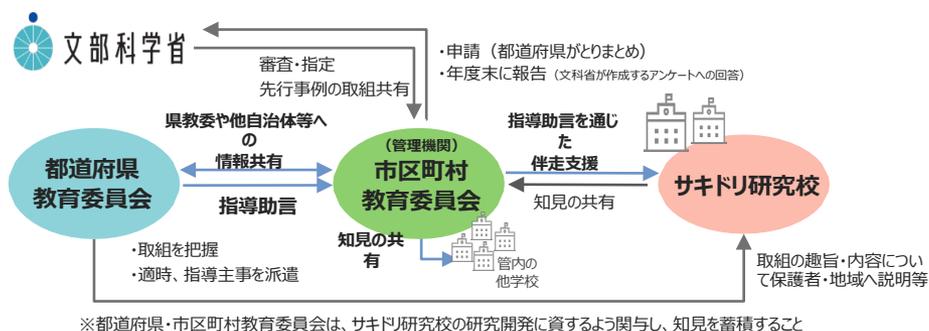
- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「**調整授業時数制度**」を先取りするような形で**教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。**

### サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等**(※1)ごとに**10%程度を上限**とし、用途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ① 既存の各教科等への上乗せ
- ② 教科の新設
- ③ 裁量的な時間 (ア)子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動(※2)  
(イ)教師の組織的な研究・研修等

- ※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**
- ※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
- ※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③(ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



## 対象

- 全国の国公立の小中学校等のうち希望する学校
- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
  - ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。都道府県・指定都市の規模等に応じて6校以上も可能。
  - ※ 各都道府県・指定都市における申請校には必ず中学校を含むこととする。
  - ※ 国立の学校は1法人につき1校程度を上限として指定。

## 指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定  
※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

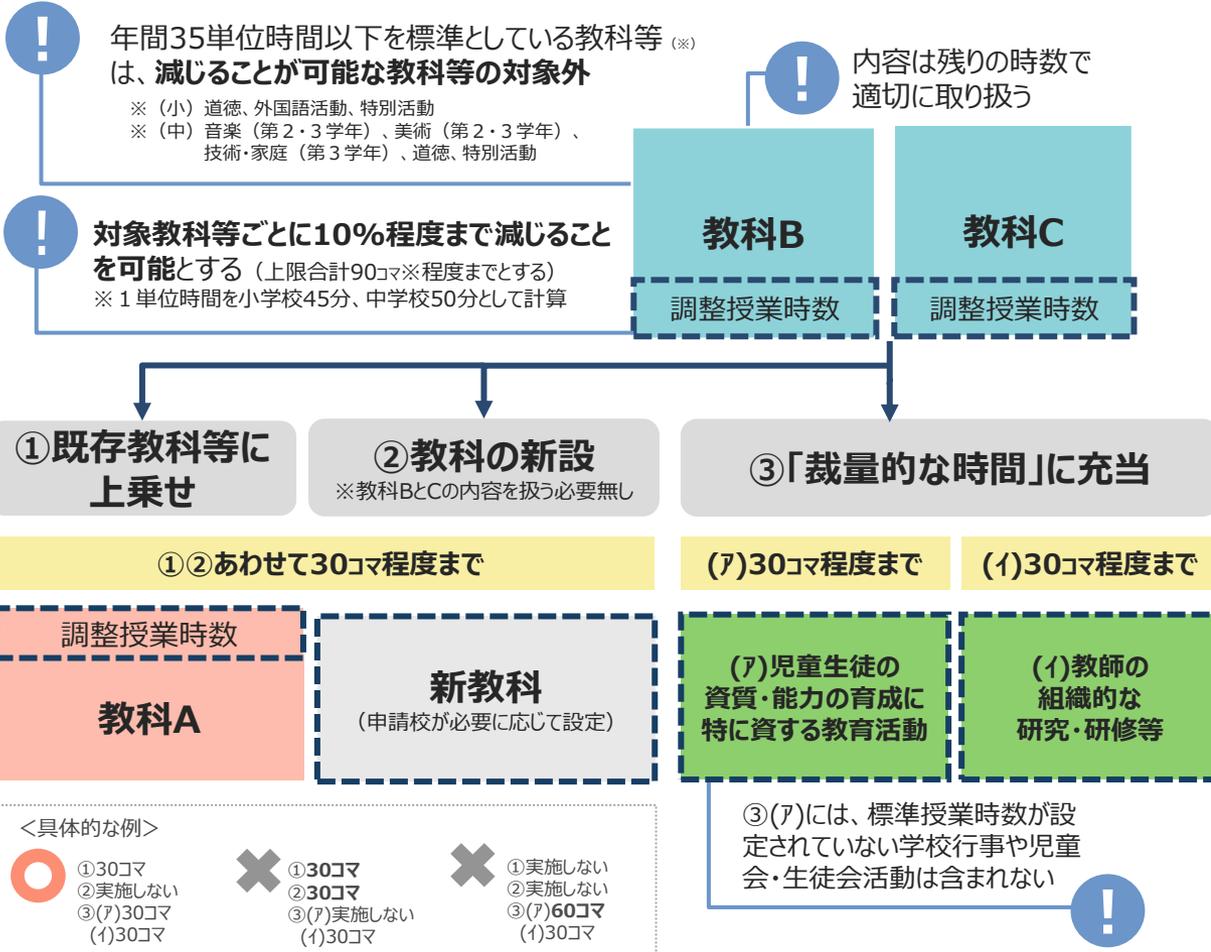
## スケジュール

各学校における取組開始  
令和8年4月～

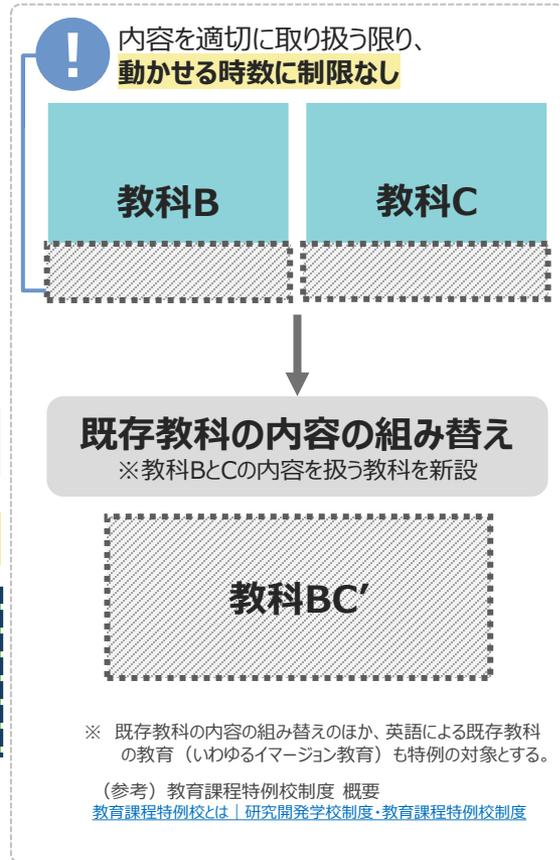
# 認められる教育課程の特例の内容

サキドリ研究校事業においては、「調整授業時数制度」の中で、現行の教育課程特例校制度で認めている特例も認めるものとする。  
 ※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

## サキドリ研究校事業における授業時数調整の仕組み



現行の教育課程特例校制度で認められている特例



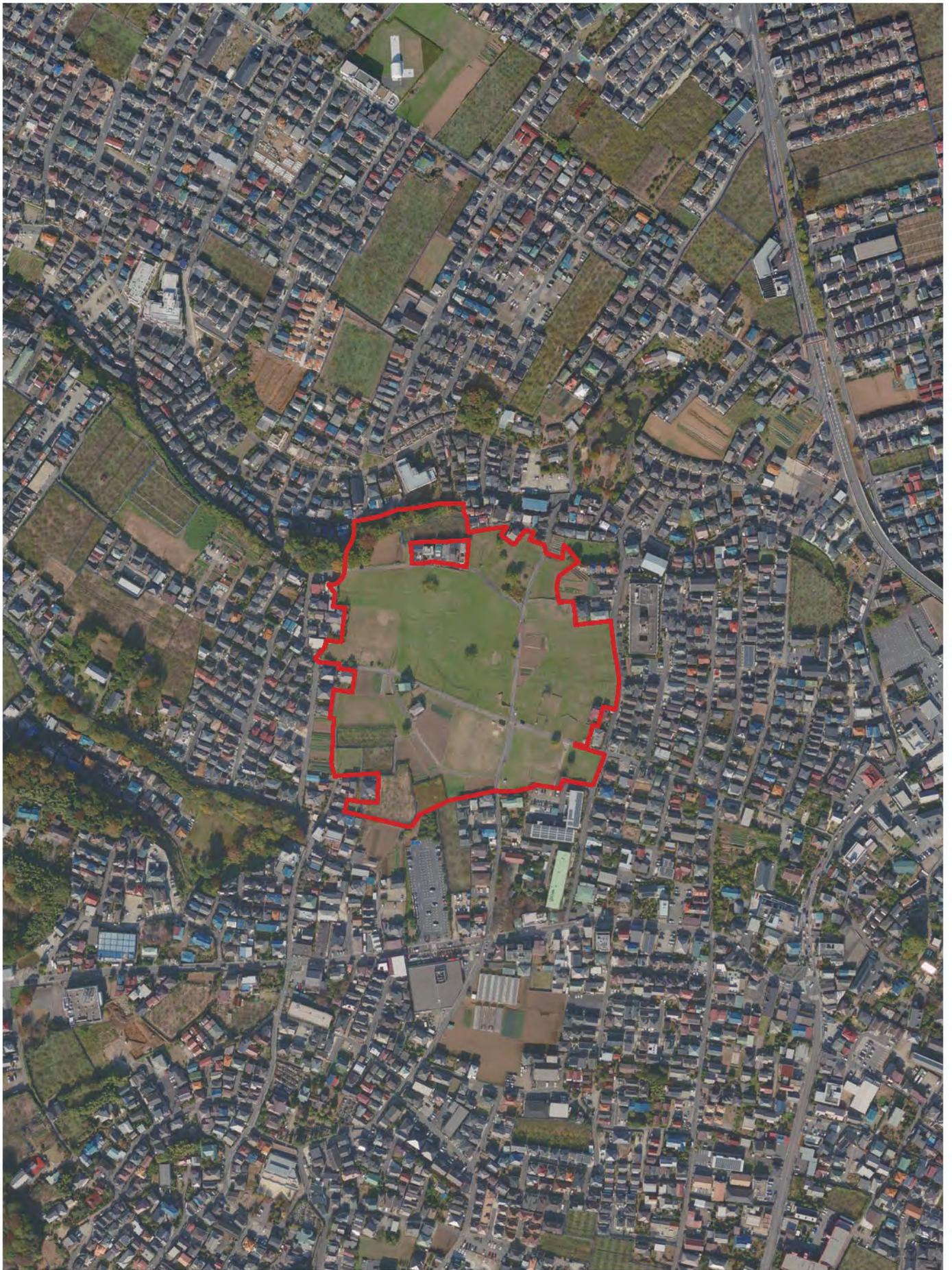
**裁量的な時間等を含めて計画段階で1015単位時間を満たすことが必要**

# 国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画

2026. 3

市川市教育委員会





: 史跡指定範囲

巻頭写真1 航空写真（令和4（2022）年）



史跡指定範囲

巻頭写真2 航空写真（昭和24（1949）年 米軍撮影 国土地理院HPより）

## 序 文

市川市は、江戸川を挟んだ東京都の対岸に位置し、都心部と県内各地を結ぶ広域交通が集中している利便性の高い住宅都市でありながら、豊かな自然環境に恵まれ、数多くの歴史的文化遺産を有する文化の薫り高いまちとして発展してきました。

市内に数多く残る遺跡は、古くよりこの土地が人々の生活の舞台として利用されてきたことを物語っています。

なかでも曾谷貝塚は、縄文時代の貝塚が日本で最も多く所在する東京湾沿岸地域においても、大規模な馬蹄形貝塚として、明治時代から知られていました。

市川市教育委員会は、昭和49年（1974年）から昭和53年（1978年）にかけて発掘調査を行い、その結果、学術的な重要性が明らかとなったことから、昭和54年（1979年）12月に国史跡に指定され、その後、貝塚周辺地域の追加指定も行われました。

昭和61年（1986年）3月には、曾谷貝塚の保存・管理を目的として、「史跡曾谷貝塚保存管理計画書」を策定しましたが、約40年が経過した現在、曾谷貝塚を取り巻く状況は大きく変化しています。

一つは、文化財保護法が改正され、史跡を保存するだけでなく、地域やまちづくりにおいて活用することが求められるようになりました。

また、市が購入した曾谷貝塚の土地の割合が約80%となり、史跡としての今後の方向性やあり方を検討する必要がでてきました。

こうした近年の状況に即し、曾谷貝塚の保存や活用に向けた整備や運営体制等について、基本方針や方法を示すものが、この「国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画」です。

今後は本計画に基づき、曾谷貝塚のもつ多様な価値を確実に保存するとともに、市川市の貴重な歴史資源として活用ができる整備をすすめ、市民の皆様とも連携し、曾谷貝塚を後世に継承してまいります。

最後に、本書の刊行に際し、長期間にわたりご理解とご協力を賜りました、市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画検討会の委員各位に深く感謝を申し上げますとともに、多大なご支援とご協力を頂いた文化庁、千葉県教育委員会の関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

市川市教育委員会  
教育長 高木 秀人

## 例 言

1. 本書は、千葉県市川市曾谷2丁目に所在する「国指定史跡曾谷貝塚」の保存活用計画書である。
2. 本書の作成は、市川市教育委員会が国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け、令和6年度から令和7年度の2ケ年にかけて実施し、策定に係る事務および本書の編集・執筆は、教育振興部文化財課が担当した。
3. 本計画の策定に際しては、有限会社ウッドサークルに図面作成等の支援業務を委託した。
4. 本書の曾谷貝塚に関わる記述は、市川市教育委員会が令和3年度に刊行した『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告書 - A～F・H・I 地点 -』、令和5年度に刊行した『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』（市川市教育委員会刊）に準拠した。
5. 本書で使用した第2-6図は、国土地理院発行 1/50,000 地形図「東京東北部」N I -54-25- 2（平成8年）を加工・編集して使用した。巻頭写真1はサン・ジオテック株式会社の委託撮影した写真を加工し、巻頭写真2は国土地理院ウェブサイトを出典とする写真を加工した。
6. 市川市教育委員会の発掘調査で確認された遺構について、記述する際、1号竪穴建物跡をSI01、2号土坑をSK02のように、遺構の種類を示す記号と遺構番号を組み合わせて示す場合がある。
7. 本書の刊行にあたり、下記の機関より御指導ならびに御協力を賜った。記して謝意を表したい。  
文化庁文化財第二課、千葉県教育庁文化財課、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、日本人類学会、明治大学博物館、早稲田大学考古学会（五十音順）

# 目 次

- ・巻頭写真
- ・序 文
- ・例 言

<b>第1章 計画策定の沿革と目的</b>	
はじめに	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 検討会の設置と経緯	3
第5節 他の計画との関係	5
第6節 計画期間	8
<b>第2章 市川市と史跡周辺の概要</b>	
はじめに	9
第1節 自然的環境	9
第2節 歴史的環境	18
第3節 社会的環境	25
第4節 文化財	31
<b>第3章 史跡の概要</b>	
はじめに	32
第1節 指定の経緯と経過	32
第2節 指定に至るまでの調査成果	35
第3節 指定後の調査成果	49
第4節 曾谷貝塚の調査成果のまとめ	52
第5節 指定の状況	58
<b>第4章 史跡の本質的価値</b>	
はじめに	64
第1節 史跡の本質的価値	64
第2節 構成要素の特定	66
<b>第5章 大綱（基本方針）</b>	79
<b>第6章 保存管理</b>	
はじめに	80
第1節 保存管理の現状と課題	80
第2節 保存管理の基本方針	83
第3節 保存管理の方法	84
第4節 現状変更取扱基準	85
第5節 追加指定	85
第6節 公有地化	87
<b>第7章 調 査</b>	
はじめに	89
第1節 調査の課題	89
第2節 調査の基本方針	90
第3節 調査の方法	90
<b>第8章 活 用</b>	
はじめに	91
第1節 活用の現状と課題	91
第2節 活用の基本方針	92
第3節 活用の方法	94
<b>第9章 整 備</b>	
はじめに	97
第1節 整備に向けた課題	97
第2節 整備の方向性	98
第3節 整備の方法	99

<b>第 10 章 運営・体制</b>	
はじめに	101
第 1 節 管理運営主体・組織の課題	101
第 2 節 運営・体制の基本方針	101
第 3 節 運営・体制の方法	101
<b>第 11 章 実施計画</b>	
はじめに	103
第 1 節 第 1 期（令和 8（2026）年度～令和 11（2029）年度）	103
第 2 節 第 2 期（令和 12（2030）年度～令和 16（2034）年度）	103
第 3 節 第 3 期（令和 17（2035）年度～令和 26（2044）年度）	103
<b>第 12 章 経過観察</b>	
はじめに	105
第 1 節 保存管理	105
第 2 節 調査	105
第 3 節 活用	105
第 4 節 整備	105
第 5 節 運営・体制	105
<b>資料編</b>	
1. 参考文献	109
2. 関係法令	111

# 第1章 計画策定の沿革と目的

## はじめに

縄文文化は、日本列島における先史時代の文化である。東京湾沿岸は、縄文時代の貝塚の宝庫である。千葉県北西部、東京湾沿岸に位置する市川市には、貝塚を含めた縄文時代の遺跡が数多く存在している。そのうちの一つである曾谷貝塚は、市川市北部の台地に位置する国内でも最大級の規模を有する馬蹄形貝塚である。明治16（1883）年に発見されて以来、今日に至るまで130年以上にわたり、数多くの研究者によって調査・研究されてきた。縄文時代後期の「曾谷式土器」の標式遺跡としても知られている。

本貝塚は、昭和49（1974）年度から昭和52（1977）年度におこなわれた発掘調査の結果、学術的価値の高さがあらためて確認され、昭和54（1979）年に国の史跡に指定された。史跡はその文化財としての価値に照らして、円滑な保存をはかり、豊かな生活に資するために活用していかなくてはならない。

本章では、曾谷貝塚の保存と活用の計画が、どのような目的で立てられて、今日までどのような経過をたどってきたのかについて述べる。市川市は、さまざまな計画を立てて文化財の保存と活用に取り組んでいる。本プロジェクトが、それらの計画のなかでどのように位置づけられているのか、伝えることにしたい。

## 第1節 計画策定の沿革

市川市に所在する曾谷貝塚は、中央が窪地となる単独の馬蹄形貝塚としては、日本最大級の規模である。昭和54（1979）年に国指定史跡に指定された後、指定地の隣接地などで開発行為などともなう発掘調査がおこなわれた。その結果、遺跡の広がりや縄文時代の集落の展開などが次第に明らかになり、既指定地をより広く保護していく必要性が出てきたため、平成21（2009）年に隣接地を追加指定した。平成28（2016）年には、土地所有者より追加指定の同意書の提出があり、同年に追加指定をおこない、遺跡の保護を図っている。

本貝塚の保存・管理にかかわる計画・経緯としては、昭和61（1986）年3月に基本的方針の検討をおこない、公有地化および、保存整備を推進していく方向性を『史跡曾谷貝塚保存管理計画書』として刊行し、提示した。当時はまだ公有地化率が20%にも満たない状況であったが、令和3（2021）年度には、公有地化率が80%近くになった状況を踏まえて、史跡としての今後のありかたや活用という視点から、曾谷貝塚の保存管理について再検討する必要性が出てきた。

市川市教育委員会は、曾谷貝塚の歴史的価値をあらためて評価するために、令和元（2019）年度からこれまでの発掘調査成果のまとめに着手し、令和3（2021）年度に『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告—A～F・H・I地点—』を、令和5（2023）年度に『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』を刊行して、保存活用計画をたてることになった。

## 第2節 計画の目的

この計画は、曾谷貝塚をとりまく自然的・歴史的・社会的環境や現地の状況を確認し、これまでの調査成果と史跡としての本質的価値を明らかにしたうえで、それらを適切に保存管理す

るための基本方針と、地域資源、観光資源として活用していくための調査、整備、運営・体制などの将来の史跡公園化を見据えての基本方針、およびそれらの具体的な取り組みを定めることを目的としている。

史跡全体の80%近くを公有地化したことによって、貝塚中央付近の現状は、建物がほとんどなく、一帯が広々とした空間となっている。一方、史跡の周囲には、住宅・アパート・個人施設などが立ち並び、居住歴の長い世帯や転勤型の勤労世帯などさまざまな住民が生活を営んでおり、子どもから高齢者までが憩い、犬の散歩やボール遊びなどで多くの人が集う環境にある。地域住民に今以上に愛着をもっていただくための環境を整えたり、曾谷貝塚にまだ行ったことのない人々に曾谷貝塚の価値を伝えたりすること、さらに市外の人々に曾谷貝塚を知ってもらうための情報提供のあり方、外国の人々にも千葉県貝塚の魅力伝えるための情報発信の方法などもあわせて検討する契機としたい。

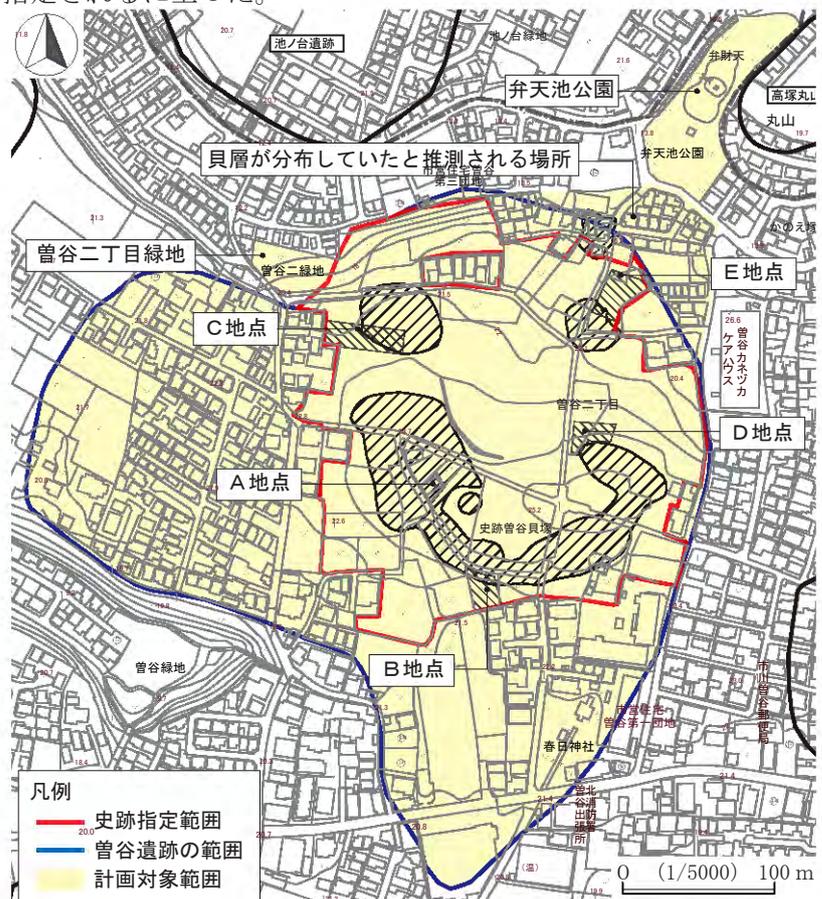
### 第3節 計画の対象範囲

曾谷貝塚は、千葉県を代表する縄文時代の貝塚の一つであり、市川市北部の標高20～25mの台地上に位置する。縄文時代後期を中心とする馬蹄形貝塚（貝塚を真上から見た時の形が、馬の足裏に取り付けるU字形の蹄鉄に似ている貝塚）であり、貝層の範囲は東西210m、南北240mに及んでおり、単独の馬蹄形貝塚としては、国内でも最大級の規模を有する。

市川市教育委員会は、昭和49（1974）年から昭和52（1977）年にかけて、A地点～E地点の発掘調査をおこなった。その結果、本貝塚の学術的価値の高さが改めて確認されたため、土地所有者の同意を得て史跡指定申請をおこない、昭和54（1979）年12月22日付けで、文部省告示第174号により、国指定史跡に指定されるに至った。

その後、周辺の開発行為ともなっており、新たな発掘調査をおこなう必要性が生じてきた。こうした状況下において、昭和63（1988）年度に実施した市内遺跡の分布調査がきっかけとなり、現地踏査の結果や過去の発掘調査の結果を踏まえたうえで、曾谷貝塚の史跡指定地を取りまく埋蔵文化財包蔵地を「曾谷遺跡」と総称することにした。

曾谷遺跡の規模は、東西約450m、南北約460mに及んでおり、これまでに発掘調査した箇所は60地点を数える。これまでの発掘調査の結果、史跡指定地の西側や南側で縄文時代前・中・後期の竪穴建



第1-1図 曾谷貝塚の保存活用計画範囲 (S=1/5000)

物跡（遺構のうち、地面を掘り下げて床をつくり屋根を支えるための柱穴や炉がつくられた建物の痕跡）・土坑（遺構のうち土を掘りくぼめた穴）群などが数多く確認され、本貝塚に関連する集落の存在が明らかになってきている。また、曾谷貝塚の史跡指定地外において、縄文時代のほかにも奈良時代や平安時代の掘立柱建物跡や竪穴建物跡、鎌倉時代以降の地下式坑が確認されるなど、各時代の遺構が重複する複合遺跡であることがわかってきた。

そうした経緯や状況を踏まえ、計画の対象範囲は、史跡曾谷貝塚が包含された埋蔵文化財包蔵地である「曾谷遺跡」の範囲のほか、かつて馬蹄形貝塚を構成する貝層の一部が分布していたと報告された場所であるが現在は大部分が削平され遺跡範囲に含まれていない貝塚の北東部の一部地域についても対象範囲に含めることとした。

また、埋蔵文化財包蔵地には含まれていないが、縄文時代の水場が存在していた可能性がある貝塚の北東に位置する低地部分（弁天池公園）や、当時の地形の様相をよくとどめると考えられる史跡北辺に隣接する緑地（曾谷二丁目緑地）についても対象範囲とした（第1-1図）。

## 第4節 検討会の設置と経過

### (1) 検討会の設置

この計画を立てるにあたり、さまざまな分野の方の意見をうかがうため、「市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画策定検討会」（以下、「検討会」という）を設けて、史跡の本質的価値や保存管理、整備活用の方向性などの検討をおこなった。検討会は、学識経験者、本市文化財審議会委員、地元住民により構成され、文化庁文化財調査官や千葉県教育庁教育振興部文化財課職員もオブザーバーとして参加した。

また、市役所内でのほかの事業と関連する計画や、法令との整合をはかるために関係する課長による庁内連絡会を設置した。

第1-1表 市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画策定検討会の構成（敬称略）

	氏名	所属等	分野
委員	赤坂 信	千葉大学 名誉教授	造園学
委員	植月 学	帝京大学山梨文化財研究所 副所長・教授	考古学
委員	宇田川 比呂子	曾谷第二自治会 役員	地元住民
委員	朽津 信明	東京文化財研究所 保存科学技術センター 修復計画研究室 シニアフェロー	保存科学
委員・座長	設楽 博己	東京大学 名誉教授	考古学
委員	堀越 正行	市川市文化財保護審議会 委員	考古学
委員・副座長	松丸 陽輔	曾谷縄文まつり実行委員会 委員長	地元住民
委員	山田 耕生	千葉商科大学 教授	観光学

第1-2表 指導助言機関（敬称略）

	氏名	所属
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官
オブザーバー	大内 千年 松浦 誠	千葉県教育庁教育振興部文化財課 副課長（文化財振興）（令和6年度） 千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 文化財主事（令和6年度）
	吉野 健一 西田 真由子	千葉県教育庁教育振興部文化財課 副課長（文化財振興）（令和7年度） 千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 文化財主事（令和7年度）

■市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画庁内連絡会

<委員> 企画課長、財政課長、文化芸術課長、観光振興課長、総合環境課長、  
街づくり計画課長、公園緑地課長、道路管理課長、道路安全課長、教育政策課長  
<作業部会> 上記各課担当者

■事務局

市川市教育委員会生涯学習部考古博物館文化財グループ

(令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月)

市川市教育委員会教育振興部文化財課文化財グループ

(令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月)

(2) 検討会の経過

① 市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画策定検討会

令和6(2024)年度第1回策定検討会 令和6(2024)年10月29日

- ・史跡の概要について
- ・今後の予定について
- ・現地視察

令和6(2024)年度第2回策定検討会 令和7(2025)年1月24日

- ・計画の目的及び史跡の概要に係る素案の検討について
- ・史跡の本質的価値の整理について

令和6(2024)年度第3回策定検討会 令和7(2025)年3月19日

- ・計画の目的及び史跡の概要に係る原案の検討について
- ・史跡の本質的価値に係る草案の検討について
- ・大綱・基本方針の内容の検討について

令和7(2025)年度第1回策定検討会 令和7(2025)年6月19日

- ・計画の目的・史跡の概要・本質的価値に係る原案の検討について
- ・大綱・基本方針の草案の検討について
- ・史跡の保存に関する検討について

令和7(2025)年度第2回策定検討会 令和7(2025)年9月4日

- ・計画の目的・史跡の概要・本質的価値に係る原案の検討について
- ・大綱・基本方針の草案の検討について
- ・史跡の保存に関する検討について
- ・史跡の整備に関する検討について

令和7(2025)年度第3回策定検討会 令和7(2025)年10月30日

- ・史跡の調査・活用・整備に係る草案の検討について
- ・計画の運営・体制に関する検討について
- ・計画の実施計画に関する検討について
- ・計画の経過観察に関する検討について

令和7(2025)年度第4回策定検討会 令和8(2026)年1月23日

- ・パブリックコメントに関する報告について
- ・全体的な内容確認について

② 市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画庁内連絡会

令和7（2025）年度第1回庁内連絡会（書面開催）令和7（2025）年10月24日

- ・ 計画の運営・体制の検討について
- ・ 計画の実施計画に関する検討について
- ・ 計画の経過観察に関する検討について
- ・ 史跡保存活用計画素案の確認・検討について

令和7（2025）年度第2回庁内連絡会（書面開催）令和8（2026）年1月21日

- ・ 史跡保存活用計画素案の確認について

## 第5節 他の計画との関係

### （1）関連計画

『国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画』は、文化財の保存・活用に関わる教育委員会所管の計画のなかに位置づけるとともに、そのほかの諸計画の関連分野に関する事項との整合性に留意しながら、策定するものとする（第1-2図 参照）。

① 市川市総合計画 [策定年次：令和7（2025）年度 目標年次：令和32（2050）年度]

市川市総合計画は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画である。

目指すべき将来都市像や基本目標を定めた「基本構想」、それらを具現化するための基本的な施策を定めた「基本計画」、施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」で構成される。

② 市川市教育振興基本計画（教育委員会）

[策定年次：令和5（2023）年度 目標年次：令和10（2028）年度]

市川市教育振興基本計画は、基本理念を「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」とし、それにもとづいて、市川の教育の目標の一つである文化財の保護・活用と調査の推進を図ることとしている。具体的には市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産や発掘調査の結果を貴重な学習資源ととらえ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用する。

③ 第2次市川市文化振興ビジョン（文化国際部）

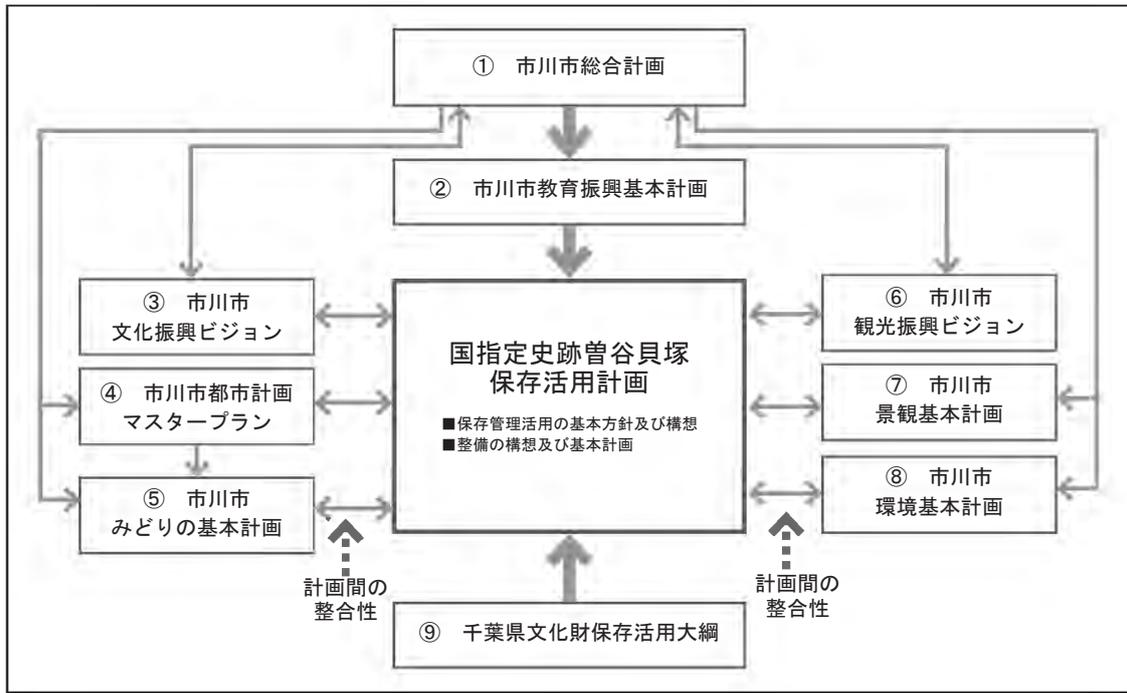
[策定年次：令和7（2025）年度 目標年次：令和32（2050）年度]

第2次市川市文化振興ビジョンでは、基本方針の一つに地域を彩る文化資源の発掘・保全、活用、継承をあげている。市川市で守り伝えられてきた有形・無形文化財や市川市を特徴づける景観等を保全するとともに、さまざまな地域文化資源の掘り起こしや再評価を行い、積極的な活用と次世代への継承を進めるとしている。

④ 市川市都市計画マスタープラン

[策定年次：令和7（2025）年度 目標年次：令和32（2050）年度]

市川市都市計画マスタープランでは、かつての下総国府に由来する国分尼寺跡や曾谷貝塚等の遺跡、弘法寺や中山法華経寺周辺の寺社群などの歴史的・文化的資源を生かしたネットワー



第 1-2 図 諸計画の関係

ク・景観の形成など、身近に歴史・文化を感じることができるまちづくりを進める方針としている。

⑤ 市川市みどりの基本計画 [策定年次：平成 15 (2003) 年度]

市川市の緑地の保全、および緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に取り組む計画である。基本方針として、生態系に配慮して地域の緑を守り活用するとし、施策において樹林地を守り活用するために、身近な寺社、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として保全活用するとうたっている。

⑥ 市川市観光振興ビジョン [策定年次：令和 3 (2021) 年度]

市川市観光振興ビジョンは、市川市と積極的な関わりを持つ人の増加や、地域や経済の活性化を図るために、観光分野における中長期的な将来像をとりまとめている。基本方針として、地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立を目指すことを掲げ、観光資源の例に、歴史、文化、歴史的建造物などを挙げている。

⑦ 市川市景観基本計画 [策定年次：平成 16 (2004) 年度]

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となる計画であり、基本目標に、歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくることが掲げられている。基本方針としての歴史と文化の景観として、歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和が示され、景観まちづくりの視点で史跡について謳われている。

⑧ 第三次市川市環境基本計画〔策定年次：令和3（2021）年度〕

市川市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、基本目標に基づき、各分野の基本理念を定め、地球温暖化対策や廃棄物対策などを推進するとしている。

⑨ 千葉県文化財保存活用大綱〔策定年次：令和2（2020）年度〕

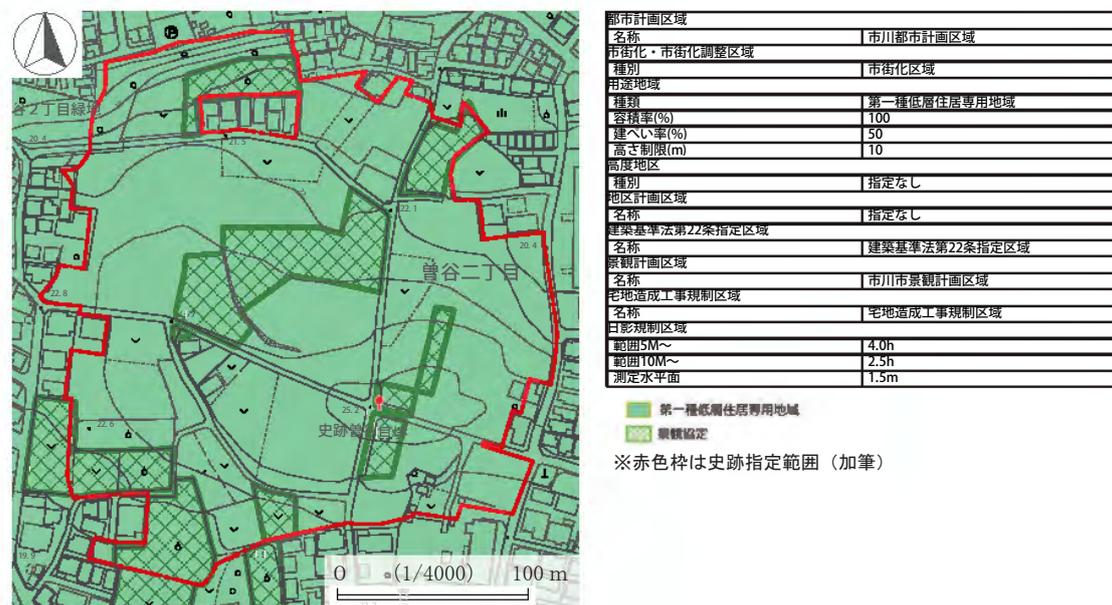
千葉県教育委員会は、県の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を示し、県内各地域がそれぞれの魅力を活かしつつ一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として、大綱を策定した。

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像を、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」として掲げ、文化財の保存・活用の基本方針を示し、県と市町村が優先的に取り組むテーマを挙げている。章の構成としては、文化財の保存活用を図るために講ずる措置、市町村及び文化財所有者等への支援、防犯・防災および災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制等である。

(2) 関係法令等

① 都市計画法

都市計画法に基づく都市計画区域内の市街化区域にあたる。用途地域として第一種低層住居専用地域であり、容積率100%、建ぺい率50%、高さ制限10mが定められている（第1-3図）。



第1-3図 都市計画図 (S=1/4000)

② 生産緑地法

史跡内の一部は生産緑地地区に指定されており、建築物その他工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成・土石の採取その他土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓をおこなう際には市町村長の許可が必要となる。ただし公共施設等の設定若しくは管理に係る行為については制限はない。

### ③ 建築基準法

建築基準法第 22 条指定区域に該当するため、建築物の屋根や外壁の防火に関して一定の措置が必要となる。

建築基準法第 56 条 2 により、日影の制限が定められている（規制日影制限：境界線から 5.0 ～ 10.0 m で 4 時間、境界線から 10.0 m 以上で 2.5 時間）。

### ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成工事規制区域に該当するため、盛土等をおこなう場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となる。

## 第 6 節 計画期間

この計画は令和 8（2026）年 4 月 1 日より発効し、史跡を適切に保存するための基本方針とする。

この計画では、史跡の保存・活用・整備などについて短期・中期・長期の計画を定め、計画の推進に努める。その際、国と県の指導と助言を受けつつ、所有者や市民のご意見とご理解などを得ながら実施する。

短期計画はおおむね 4 か年、その後の中期計画はおおむね 5 か年、長期計画はおおむね 10 か年を目安とするが、計画ごとに実施状況および点検などの経過観察をおこない、計画を見直すことで、将来にわたる継続した計画の実施・運用に努める。

## 第2章 市川市と史跡周辺の概要

### はじめに

本章では、曾谷貝塚がある市川市域を中心として、曾谷貝塚を取り巻く自然的環境と歴史的環境および社会的環境について述べる。

曾谷貝塚を取り巻く自然的環境は、史跡の本質的価値を考えていくうえで欠かせない要素である。たとえば、曾谷貝塚の広い範囲に分布している大量の貝殻は、出土した貝類の調査によって海の貝を中心に構成されていることが明らかになっているが、このことは、当時は海が現在よりも内陸に入り込んでいたことを示唆している。曾谷貝塚の盛衰を明らかにするためには、自然環境の変化などに応じた縄文時代のムラ（遺跡）の移り変わりを追いかけてはならない。

さらに、旧石器時代から現代までの広い視野から曾谷貝塚を問い直すことで、その歴史的な価値がより鮮明になるであろう。

また、社会的環境の項では、おもに現在の人口や産業や交通、あるいは他の文化財について述べるが、史跡を活用していく際のニーズやアクセスに応じた活用方法を模索していくうえで、これらも欠くことのできない事項である。

### 第1節 自然的環境

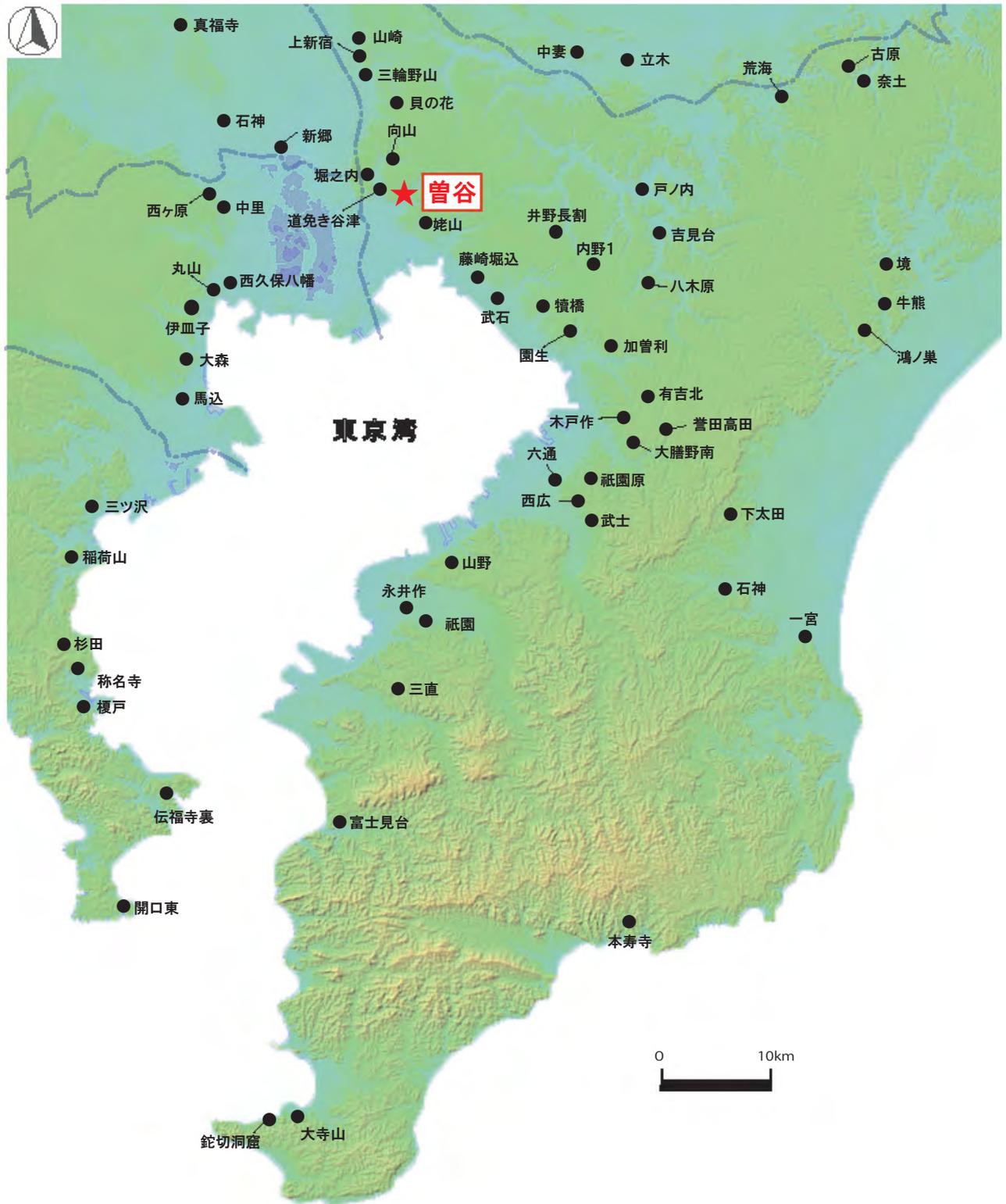
#### (1) 位置

曾谷貝塚が所在する市川市は、千葉県北西部に位置する（第2-1図）。北側は松戸市、東側は船橋市と鎌ヶ谷市、南側は浦安市と東京湾最北部に接し、西側は江戸川を隔てて東京都の江戸川区、葛飾区と隣接している。都心から約20 kmの圏内にあり、文教・住宅都市として発展しており、都心部と県内各地を結ぶ広域交通が集中している。鉄道網は、JR（総武線・武蔵野線・京葉線）、京成本線、北総線、東京メトロ東西線、都営新宿線が発達し、幹線道路では、国道14号線、京葉道路、湾岸道路、外かん道などが通っている。

市川市中央部（市役所所在地）の地理的な位置（第2-3図）は、北緯35度43分19秒・東経139度55分52秒である。



第2-1図 市川市の位置



第2-2図 曾谷貝塚周辺の縄文遺跡分布図分布

## (2) 地形・地質・景観

### ① 現在の状況

市川市の地形は、市の中央部を東西に並行して走る JR 総武線・国道 14 号線（千葉街道）・京成本線付近を境にして、特徴を異にする北部・中央部・南部という 3 つのエリアに分けることができる。

北部は、大きくみて、下総台地西南端部に発達した 3 つの舌状台地（国分台・曾谷台・柏井台）と、縄文時代の海進・海退後、沖積地となった低地部分からなる。曾谷貝塚は中央の台地上（曾谷台）に位置する。台地上はおおむね平坦で、地表下には、関東ローム層と呼ばれる富士山や箱根山などの噴火によって降下した火山灰が 7～12m ほどの厚さで堆積している。標高は 20～25m 前後である。3 つの台地間の沖積低地は、国分谷・大柏谷と呼ばれる本谷（標高 2～4 m 前後）と、支谷（谷津地形）からなる。本谷に面した台地端には、一部に段丘が形成されている。市街地・住宅地などの開発が進展する以前の市域北部の景観を概観すると、台地上には雑木林・屋敷林や畑地、台地縁辺には斜面林、低地には水田が広がり、交通の要衝や耕地の近隣などに集落が発達していた。また、斜面林の裾には湧水が多くあった。

中央部は、かつて東京湾の沿岸流の影響下に形成された市川砂州とその周辺の低地部分（沖積地）からなる。低地の標高は 2 m 前後で、そこから 2～4 m ほど小高い砂州上には、千葉街道（国道 14 号線）が伸びている。街道沿いとその周辺は、早くから人々の活動の場となっていたが、近代以降には、京成本線が砂州上北部に、JR 総武線が砂州南辺に沿う低地部分に敷設されて、市街地化が加速した。なお、砂州上には、クロマツの植生が顕著で、クロマツは「市の木」となっている。

南部は、自然堤防・浜堤などの微高地と低地（沖積地）からなる。自然堤防などの微高地には、行徳街道沿いを中心として早くから集落が発達し、低地には、かつては塩田、その後は水田・蓮田などが広がっていた。現在の南部は、鉄道・道路などの高速交通網が発達して市街地化し、



第 2-3 図 市川市の地形  
 (『市川市史自然編 - 都市化と生きもの - (通巻 6)』(2016) を一部改変)

東京湾に面した臨海部には、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて造成された干拓地・埋立地が広がっている。

## ② 縄文時代の状況

縄文時代は、旧石器時代の寒冷期から徐々に温暖化が進行し、気候変動が顕著な時代であった。温暖化により縄文海進と呼ばれる海面の上昇がおこり、海域は今日沖積地となっている市川市北部の国分谷や大柏谷にまで広がっていた。縄文海進は、縄文時代前期にピークを迎えたのち海退に転じ、縄文時代中期以降、徐々に海岸線は後退していった。そのような変化は、地質の特徴や、地下に埋没していた自然貝層の年代測定によって明らかにされている。

八幡三丁目付近の市川砂州において、開発にともなう掘削工事がおこなわれた際、砂州の構成主体である砂層の下位に上下 2 層の自然貝層が確認された。年代測定の結果、その場に生息していた姿を留めるマガキを含む下部貝層は、縄文時代早期後葉に縄文海進が進行する様子を示す貝層であり、その上部のバカガイやイボキサゴを中心とする貝層は、縄文時代中期に堆積した貝層であることが確認されている（領塚ほか 2008）。

国分谷から台地に伸びる支谷に形成された道免き谷津遺跡の堆積土層を見てみると、下層から、シルト質層（縄文海進期）→シルト質木本質泥炭層（縄文海進から海退直後）→木本質泥炭層（縄文時代後期・晩期）→草本質泥炭層（古墳時代以降）→表土（近世以降）という順番で堆積している（千葉県教育振興財団文化財センター 2013・2014）。

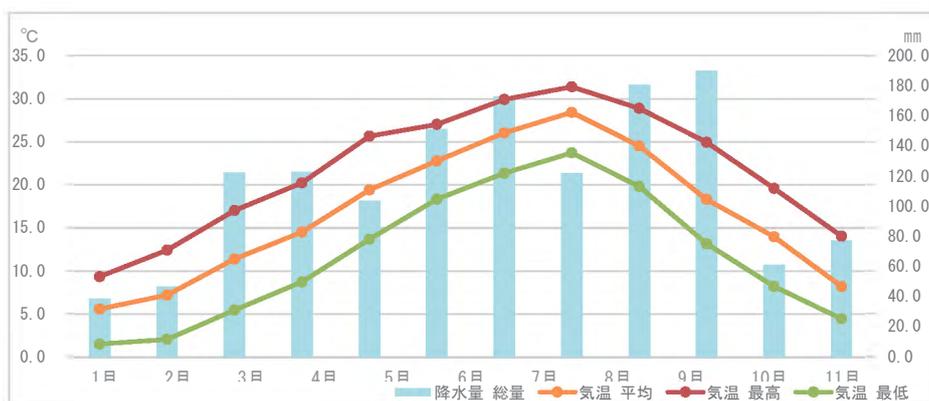
国分谷や大柏谷などの本谷（谷底低地）においても、大規模工事にとまない掘削された国分川調節池や大柏川第一調節池などで自然貝層が確認され、その場に生息していた姿を留めるマガキやオオノガイの化石が確認されている。それら貝化石の年代測定により、国分谷の国分川調節池付近では縄文時代中期頃（領塚 2024）、大柏谷の大柏川第一調節池付近では縄文時代中期頃に、当該地域は湾奥部の干潟であったことが明らかにされている。なお、大柏川第一調節池では、その場に生息していた姿を留めるオオノガイを産出した砂層から縄文時代中期の土器片を再加工した土器片錘が出土している（吉田ほか 2008）。

市域南部の低地（沖積地）は、縄文海進期に海底に土砂が堆積し、海退に転じたのちに陸地化した地域である。市川砂州の南方約 0.5～1.2km の 3 か所（平田四丁目・大和田一丁目・稲荷木一丁目）において、道路工事などの際、沖積地化以前の湾奥の干潟に生息するマガキを主体とする自然貝層が確認されている。これら 3 か所から産出したマガキの化石にはその場に生息していた姿を留めるものが含まれており、放射性炭素を用いた年代測定によって弥生時代中期から後期を中心とした年代が得られたことから、弥生時代には付近に干潟の環境が広がっていたことが明らかとなった（領塚ほか 2022）。

考古学的調査と合わせて、低地の地中に埋もれている土層や貝類化石の年代測定の成果を総合すると、縄文時代の国分谷や大柏谷には、「古市川湾」と呼ばれる今日とは大きく異なる海辺の光景が広がっていたこと、そして縄文時代中期以降、海岸線が次第に後退し、徐々に南部に沖積地が広がっていったことがわかる。

## (3) 気象

市川市域には高い山がなく、低地と台地の標高差は 30 m 以内におさまっているため、標高によって気温や天候が大きく変わることはない。市川市の過去 5 年間（令和元（2019）年～5（2023）



第2-4図 平均気温と降水量（令和元～5年度の平均値 市川市統計年鑑より）

年)の年平均気温は16.9℃で、令和5(2023)年の月別の最低平均気温は1月の5.6℃、最高平均気温は8月の29.4℃と、おおむねおだやかで温暖な気候であり、気候帯区分では暖温帯に位置する。5年間の平均降水量は約1,374mmで、雨は梅雨と秋の時期に多く、冬に少ない傾向となっている。

#### (4) 植生

##### ① 現在の状況

市川市が位置する暖温帯の自然植生としては、照葉樹と呼ばれるシイやカシを主体とする常緑広葉樹林が発達するが、現在は市域北部台地上の一部の斜面林や社寺林にわずかに残存するだけとなっている。縄文時代から人々が生活し、自然環境を巧みに利用してきた結果、現在の植生は、そのほとんどが、人々が手を加えることによって成立し維持されてきた雑木林、スギ・サワラなどの植林、竹林、耕地雑草群落などの二次的植生となっている。

樹林地は、大町や柏井町の一部で台地上の平坦面にも雑木林や植林、竹林などが見られるほかは、ほとんどが台地を縁取る斜面林である。国府台の里見公園から真間山にかけての斜面林を形成するスダジイを主体とした照葉樹林は、その北限の一部にあたるとして学術的にも貴重とされている。落葉広葉樹林は、クヌギ・コナラ・イヌシデなどで構成され、薪炭を得る雑木林として人により管理されてきた林と、アカマツ林が松枯れなどによって枯死して放置され、落葉広葉樹主体に移り変わった林からなっている。

低地の水田は急激に減少し、水田雑草群落も一部に残存するのみとなっている。休耕水田や内陸の水辺湿地環境では、ヨシの優占する湿生植物群落が見られる。ヨシの群落は、かつては江戸川沿いや東京湾沿岸の後背湿地でも広く見られたが、海岸の護岸建設や内陸部の開発などで減少している。

##### ② 縄文時代の状況

有機物が残存しにくい台地上の遺跡出土品から縄文時代の植生を探る方法として、分解消滅を免れた炭化種実や炭化材を同定する方法と、縄文土器に残された植物圧痕を同定する方法(レプリカ法)がある。

曾谷貝塚から炭化したオニグルミが出土しているが、出土数は計4点と少ない。数量的なデータの確保が困難な炭化物に対し、より多くのデータ集積を期待できる調査法がレプリカ法であ

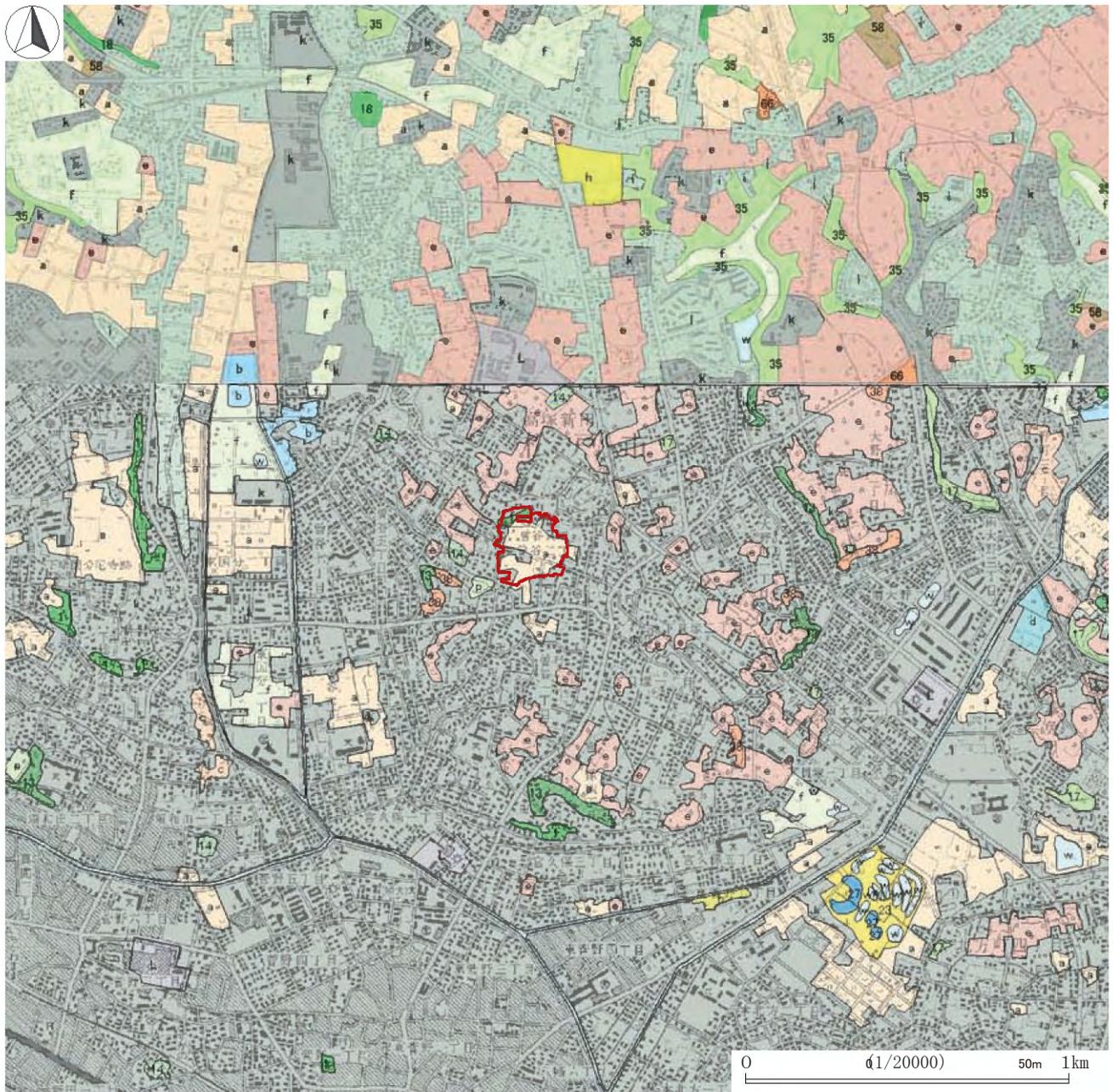
る。土器をつくる際に素地の粘土にいろいろなものが混ざるが、そのなかに植物の種実がある。土器を焼くときに表面の種実は焼けて脱落するが、残されたくぼみ（圧痕）に歯科医が歯の型取りなどに使うシリコンを流して型取りし、レプリカを作成する。その表面の組織を電子顕微鏡で観察して、植物の種類を同定することにより、圧痕を残した植物が土器づくりの場の周囲にあったことを直接知ることができる。土器が作られた時期（土器型式）が明らかな場合、その植物が利用された時期も判別できる。曾谷貝塚および市川市域から出土した縄文土器の圧痕の同定によって、シソ属果実・マメ類・ミズキ果実の利用が明らかにされている（太田ほか2024）。

過去の植生をさぐるもう一つの方法が、地下に埋没していた植物の化石（植物遺体と呼ばれる種子・果実、葉、幹・枝、花粉・孢子など）の調査である。地下水位が高い国分谷や大柏谷といった低地の埋没環境では、分解速度が緩慢であることも合わせて植物遺体が遺存しやすく、遺跡が営まれた時代の土層中から植物遺体が多く出土し、それらの分析により当時の植生を知ることができる。

縄文時代前期の地層中には、落葉広葉樹のナラ類やクルミの花粉が圧倒的に多く含まれていた。種子・果実遺体もイヌシデ・コナラ・クリといった落葉広葉樹が主体で、現在では山地帯に多いヤマボウシやハクウンボクなどの樹木もあった。一方、常緑広葉樹は、カシ類の果実の破片が含まれているものの極めて少ない。なお、クリの花粉は、縄文時代前期以降の地層中からも多く検出されており、台地上にクリ林が広がっていたことが明らかにされている（百原2016）。

曾谷貝塚の西方、国分谷の支谷内（堀之内貝塚南側）でみつかった道免き谷津遺跡では、縄文時代後期から晩期にかけて、海退後に谷底部が湿地になり、そこにハンノキ湿地林が広がっていたことが、花粉・果実とともに出土した大量の幹・枝の産出状態から明らかにされている。そして、ハンノキとともに出土した種子・果実遺体から、その湿地林にはヤチダモが混ざり、林床にはミズソバやスゲ属が繁茂していた様子が復元されている。また、低地周辺の植生に関しては、ハンノキ以外の種子・果実遺体・幹・枝・花粉の様相から、コナラやクリ、イヌシデが優占する落葉広葉樹林であったことが推察されているほか、アサダやキハダ、イイギリ、イタヤカエデ、トチノキ、ハクウンボクといった現在の下総台地には見られないか稀な樹種の分布も明らかになっている。また、伐採跡地で他の樹木よりも速く成長して林をつくる「先駆樹種」と呼ばれるアカメガシワ・カラスザンショウ・ムクノキや、コウゾ・ニワトコ・ヤマグワといった低木、草本のヤブマオ類が多い一方、常緑広葉樹のスダジイやカシ類は少ないことが明らかにされている（百原2016）。

以上のように、台地上から台地の縁辺に人間の活動と密接なかかわりを示すクリ林や落葉広葉樹があり、台地斜面裾にはハンノキの湿地林があったこと、加えて、先述した道免き谷津遺跡でトチノキの種実のあく抜き作業場とみられる木組み遺構が確認されるなど（千葉県教育振興財団2014）、縄文時代の集落を取り巻く多様な植生と植物資源利用の実態が明らかにされている。



※赤色枠は史跡指定範囲（加筆）

凡例 [ 凡例色 植生図凡例番号, 統一凡例コード, 統一凡例名 ]

1, 271201, ヤブコウジースダジイ群集	32, 490000, 砂丘植生	b, 570400, 水田雑草群落
12, 400100, シイ・カシ二次林	34, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林	d, 570500, 放棄水田雑草群落
13, 400101, ケヤキ・シラカシ群落	35, 540300, クロマツ植林	k, 580100, 市街地
14, 400104, シラカシ屋敷林	36, 541000, その他植林	i, 580101, 緑の多い住宅地
17, 410102, クヌギ・コナラ群集	38, 550000, 竹林	p, 580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
22, 430400, アズマネザサ群落	h, 560100, ゴルフ場・芝地	L, 580300, 工場地帯
23, 450100, ススキ群団(VII)	f, 570100, 路傍・空地雑草群落	m, 580400, 造成地
27, 470400, ヨシクラス	c, 570101, 放棄畑雑草群落	w, 580600, 開放水域
28, 470502, オギ群集	e, 570200, 果樹園	r, 580700, 自然裸地
31, 480000, 塩沼地植生	a, 570300, 畑雑草群落	s, 580800, 残存・植栽樹群地

第2-5図 曾谷貝塚周辺の植生 S=1/20000（環境省自然環境局HPより）

## (5) 動物

### ① 現在の状況

市川市内では、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・甲殻類・貝類・昆虫類などの動物が比較的良好に見られ、見かける頻度が高い種を第2-1表に示したが、その中には外来種(下線表示)も含まれている。哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類は、自然が残る場所に生息する限定分布の種がある一方、市街地にも生息する広域分布の種がある。

哺乳類については、ヒト(人間)、ペット由来のイヌやネコを除き、中型ではタヌキと外来種のハクビシンがよく見られ、近年は外来種のアライグマが数を増やしている。ハクビシンは古い外来種、アライグマはペットの放逐に由来する。小型ではアブラコウモリやアズマモグラが比較的良好に見られる。近年では、数が少なく限定分布に属するが、在来種のアナグマが確認されている。鳥類は、数多くの種が確認されているが、陸鳥と水鳥が半々である。水鳥は、シギ・チドリの間やカモの間が多く、東京湾に面した行徳地区は、日本有数の水鳥の生息地として知られている。爬虫類は、アオダイショウ・シマヘビ・ジムグリ・ヤマカガシ・ヒバカリ・シロマダラなどのヘビの間、ヒガシニホントカゲ・ニホンカナヘビ・ニホンヤモリなどのトカゲの間、クサガメ・ニホンイシガメ・ミシシippアカミミガメ・ニホンスッポンなどカメの間が確認されている。このうちカメの間は、クサガメとミシシippアカミミガメは外来種、ニホンイシガメはペットの放逐に由来し、昔からの個体群は存在しない。両生類は、アズマヒキガエル・ニホンアマガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ウシガエル・ヌマガエルが確認されている。魚類・甲殻類・貝類は、生息域の水域の環境で種類や組成が大きく異なることから、ここでは便宜的に内陸水系・江戸川水系、東京湾の三地域に区分して第2-1表に示した。ゲンゴロウブナやワタカは、国内移入種である。貝類には、水域だけでなく陸域に生息する小型のキセルガイの間やミスジマイマイなども含まれる。かつては、ムラサキガイが外来種として知られていたが、近年では外来種のホンビノスガイが大繁殖し、三番瀬を代表する水産物の一つとして食用に供されている。甲殻類は、エビやカニの間であり、やはり生息域によって組成が異なる。魚類には、さまざまな経緯による国内移入種や外来種も含まれている。昆虫類は、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類などと同様、自然度が高い場所に生息する限定分布の種がある一方、市街地にも生息する広域分布の種がある。その数は約2700種にも及んでいるが、よく見られるのは、トンボ・バッタ・カマキリ・カメムシ・チョウ・ガ・ハチなどの間である。

### ② 縄文時代の状況

市川市内では、埋蔵文化財の発掘調査にともなって、縄文時代に生息していた動物に関するデータも得られており、遺跡形成時の古環境に言及することも可能になってきた。ここでは、曾谷貝塚から出土した主要な動物のうち、人間が飼育したり、食用に供していたりした動物を取り上げるが、あくまで自然界に生息する動物のうち、人為的に選択された動物であることを予め断っておく。

哺乳類は、ヒト(人間)と狩猟犬のイヌを除くと、イノシシやニホンジカが中心であり、ニホンザル・タヌキ・ノウサギ・アナグマなども僅かに出土しているが、ニホンザルやアナグマは既に姿を消している。鳥類は、カモやキジの間が目立つ。両生類はカエルの間、爬虫類はウミガメやヘビの間が僅かに出土している。魚類は、ウナギ・ニシン・マダイ・アジ・カ

レイ・スズキ・エイ・サメ・コイ・カタクチイワシ・ニシキギンポ・マダイ・クロダイ・ブリ・ボラ・キス・ハゼ・コチ・サバ・サヨリ・フグの仲間などが出土している。甲殻類は、確認されていない。貝類は、干潟に生息するハマグリ・イボキサゴ・マガキ・アサリ・マテガイ・シオフキ・イボウミニナ・オキシジミ・ハイガイ・スガイなどが出土しているが、ハマグリ・イボキサゴ・スガイはほとんど姿を消している。貝類や魚類は、生息環境が異なるものが混在しており、生業活動が広範囲に及んでいたことを示している。

第2-1表 市川市内で見られる動物

分類	分布	見かける頻度が高いもの(下線は外来種)
哺乳類	広域分布	タヌキ、 <u>ハクビシン</u> 、アライグマ、アズマモグラ、アブラコウモリ、家ネズミの仲間
	限定分布	ニホンノウサギ、イタチ、野ネズミの仲間
鳥類	広域分布	キジバト、オナガ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ、スズメ、 <u>ハクセキレイ</u>
	限定分布	タカの仲間、フクロウの仲間、ツグミの仲間、シギ・チドリの仲間、カモの仲間、サギの仲間
爬虫類	広域分布	トカゲの仲間(ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、ニホンヤモリ)、カメの仲間( <u>クサガメ</u> 、 <u>ミシシッピアカミミガメ</u> 、ニホンイシガメ)
	限定分布	ヘビの仲間(シマヘビ、ヤマカガシ、ヒバカリなど)
両生類	広域分布	アズマヒキガエル、 <u>ウシガエル</u>
	限定分布	ニホンアカガエル、ニホンアマガエル
魚類	内陸水系	コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、モツゴ、ボラ(幼魚)、 <u>カダヤシ</u>
	江戸川水系	コイ・フナの仲間、ニゴイ、アユ(幼魚)、ボラ、ワタカ、 <u>ハクレン</u> 、 <u>カムルチー</u> 、 <u>ナマズ</u> の仲間
	東京湾	アカエイ、サッパ、コノシロ、マハゼ、トビハゼ、ボラ、スズキ、コトヒキ、シマイサキ、トサカギンポ、カレイの仲間
甲殻類	内陸水系	ヌカエビ、サワガニ、 <u>カワリヌマエビ</u> の仲間
	江戸川水系	テナガエビ、スジエビ、モクスガニ、クロベンケイガニ
	東京湾	ユビナガスジエビ、シラタエビ、アナジャコ、ヤマトオサガニ、チゴガニ、コメツキガニ、アシハラガニ、ベンケイガニの仲間、ケフサイソガニの仲間、ワタリガニの仲間、ユビナガホンヤドカリ
貝類	陸産	キセルガイの仲間、ミスジマイマイ
	内陸水系	カワニナ、マシジミ、モノアラガイ、サカマキガイ
	江戸川水系	ヤマトシジミ、カラスガイの仲間
	東京湾	アサリ、ホンビノス、オキシジミ、シオフキ、オオノガイ、ソトオリガイ、マガキ、ハナグモリ、マテガイ、ホトトギスガイ、 <u>コウロエンカワヒバリガイ</u> 、 <u>ムラサキガイ</u> 、タマキビ、アラムシロ、ホソウミニナ、イボニシ、アカニシ、イボキサゴ、ツメタガイ
昆虫	広域分布	シロチョウ・アゲハチョウ・シジミチョウの仲間、花バチの仲間、バッタの仲間、セミ・カメムシの仲間、小型甲虫、シオカラトンボ、ギンヤンマ
	限定分布	ゼフィルスの仲間、ヤマユガの仲間、狩バチの仲間、キリギリスの仲間、大型甲虫、ヤンマ・サナエトンボ・イトトンボの仲間

第2-2表 曾谷貝塚から出土した動物遺体

分類	これまでに確認されたおもな動物遺体
哺乳類	ヒト・ニホンザル・ニホンモグラの仲間・キツネ・タヌキ・ニホンオオカミ・イヌ・テン・アナグマ・カウソウ・イノシシ・ニホンジカ・ネズミの仲間・ノウサギ
鳥類	キジの仲間・カモの仲間・カイツブリ・カラスの仲間・タカの仲間
爬虫類	ヘビの仲間・ウミガメの仲間
両生類	カエル
魚類	サメ・アカエイ・ウナギ・カタクチイワシ・コイ・コチ・スズキ・キス・ブリ・マアジ・クロダイ・マダイ・ボラ・ハゼ
貝類	イボキサゴ・スガイ・ツメタガイ・アカニシ・ハイガイ・マガキ・シオフキガイ・アサリ・ハマグリ・オキシジミ・オオノガイ

※本表は、出土した動物の骨や貝殻に基づいており、当時の動物を網羅したものではない。

## 第2節 歴史的環境

原始・古代における貝塚や集落跡などの遺跡の多くが台地や段丘上で発見されているため、市川市内の遺跡は、市域の北側に集中している。近年では、東京外かく環状道路の建設ともなう発掘調査により市川砂州や市域北側の低地においても遺跡が発見され、新たな知見が得られている。

### (1) 旧石器時代

市川市域に人々が住み始めたのは約 25,000 年前の旧石器時代からであり、土器が使用される前の時代であることから、先土器時代とも呼ばれている。旧石器時代の遺跡としては、市川市の北部に位置する丸山遺跡まるやまや権現原遺跡ごんげんぼら、新山遺跡にいやま、今島田遺跡いましまだなどが知られており、関東ローム層の最上部である立川ローム層よりナイフ形石器（槍先あるいは物を切るための道具）・尖頭器せんとうき（槍先につける狩猟具）さいせきじんかく・細石刃核（小さく細長い細石刃と呼ばれる石器を剥ぎ取った残りの石）などが発見されている。

### (2) 縄文時代

縄文時代の遺跡は市内で数多く確認されている。東京湾に面していることによって、特に貝塚が集中した地域であることが知られており、市内の縄文時代の貝塚は早期から晩期（第2 - 3表の編年表参照）までで55か所、貝塚を含む縄文時代の遺跡は120か所以上に及んでいる。国の史跡として指定されている曾谷貝塚ほりのうち、堀之内貝塚うぼやまと姥山貝塚の3つの史跡は、縄文時代後期に同時に併存していたことが分かっており、それぞれが曾谷台、国分台、柏井台に位置している。遺跡の分布は、市内西側から国分台では権現原遺跡、曾谷台では向台遺跡や下貝塚遺跡、庚塚遺跡こうづか、柏井台では美濃輪台遺跡みのわだや今島田遺跡などが確認されている。

曾谷貝塚は曾谷台の西側に立地しているが、国分川をはさんで国分台の対岸に位置している。縄文時代後期を中心に形成された東西約 210 m、南北約 240 mの馬蹄形貝塚としては国内最大規模の貝塚である（千葉市の加曽利貝塚は、中央窪地型馬蹄形貝塚がペアになった形状で国内最大である）。

堀之内貝塚は下総国分寺跡のある台地の北側の谷津を挟んだ向い側の台地に位置しており、後・晩期に形成された東西約 225 m、南北約 120 mの馬蹄形貝塚である。

国分台北側では、上台遺跡や中台遺跡などで縄文時代前期の竪穴建物や貝層などが確認され、堀之内貝塚から東南におよそ 1 kmの谷津に位置する道免き谷津遺跡で後・晩期の木組遺構（木材を長方形に組んだ水場の遺構で、堅果類（トチの実など）の水さらし等、食料加工に関わったと推測できる遺構）や木製品などが、同じく国分台北東の低地に立地する雷下遺跡かみなりしたで早期の貝層や木製品、国内最古の丸木舟などが確認されている。

曾谷貝塚や堀之内貝塚は、出土した土器が曾谷式土器や堀之内式土器として命名され、年代

第2 - 3表 簡易年表

旧石器時代	縄文時代						弥生時代	古墳時代	奈良時代	平安時代	鎌倉時代	室町時代	戦国時代	江戸時代	明治・大正	昭和・平成・令和
	草創期	早期	前期	中期	後期	晩期										
約 13,000 年前 (約 16,000 年前)	約 5,500 年前 (約 11,500 年前)	約 6,000 年前 (約 7,600 年前)	約 5,000 年前 (約 5,500 年前)	約 4,000 年前 (約 4,500 年前)	約 3,000 年前 (約 3,300 年前)	約 2,400 年前 (約 2,400 年前)	200 年頃	710 年	794 年	1185 年	1333 年	1467 年	1603 年	1689 年	1926 年	

を示す単位として設定されるなど、標式遺跡として知られている。堀之内式土器は縄文時代後期前半、曾谷式土器は後期後半の時代を示すものである。

姥山貝塚はこれまでの発掘で竪穴建物跡が30軒以上、人骨が140体以上発見され、特にA地点の発掘では日本で初めて完全な形の竪穴建物跡が発見されたことで有名となった。またD地点から出土した炭化材について、日本で初めて放射性炭素による年代測定をおこなったことでも知られ、測定の結果、未校正で約4,500年前という年代であることがわかった。校正とは、放射性炭素による測定年代と実際の年代との差を正し、正確な年代を求める作業のことで、校正後の年代を校正年代と呼ぶ。未校正とは、その作業をしていないことを示す。

市川市域とその周辺は、下総台地西部分水界と重複する陸上の交流ルートと武蔵野台地北東部を結ぶ海上の交流ルートがリンクする交通の要衝であり、その一角を占める曾谷貝塚、堀之内貝塚、姥山貝塚からは人や物の移動を物語る各種の遺物が出土している。他地域に分布の中心がある異系統の縄文土器をはじめ、原産地が推定できる黒曜石製やその他の石器、南方や外洋に生息域があるオオツタノハ製やベンケイガイ製の貝輪などの分布から、人や物の移動を具体的に復元することが可能である。

### (3) 弥生時代

弥生時代は日本列島に本格的な稲作が伝わり、地域ごとにまとまりができるとともに、リーダーが現れた。それはやがてクニの誕生につながっていった。関東地方に本格的な稲作が伝わるのは弥生時代前期末～中期にかけてであり、市川市内で確認されるのは、弥生時代中期以降の遺跡である。遺跡の数は縄文時代の遺跡にくらべて減少し、国府台遺跡や須和田遺跡、木戸口遺跡、後畑遺跡、新坂B

第2-4表 縄文時代土器型式編年表

\* ( ) 内は校正年代

時期区分	土器型式	放射性炭素による年代	
草創期	(隆線文系)	約13,000年前 (約16,000年前)	
	(爪形文系)		
	(多縄紋系)		
早期	前葉	約9,500年前 (約11,500年前)	
	井草 I		
	井草 II・大丸		
	夏島		
	稻荷台		
	稻荷原・花輪台 I		
	中葉	約9,500年前 (約11,500年前)	
	大浦山・東山・花輪台 II		
	平坂		
	後葉	約9,500年前 (約11,500年前)	
	三戸		
	田戸下層		
	田戸上層		
	末葉	子母口	約9,500年前 (約11,500年前)
		野島	
輪ガ島台			
茅山下層			
末期	茅山上層	約9,500年前 (約11,500年前)	
	(+++)		
	打越(古)		
前期	打越(新)	約6,000年前 (約7,000年前)	
	神之木台		
	下吉井		
	初頭		花積下層
	前葉		二ツ木
			関山 I
			関山 II
	後葉		黒浜
			諸磯a・浮島 I a
			諸磯b(古)・浮島 I b
諸磯b(中)・浮島 II			
諸磯b(新)・浮島 III・興津 I			
末葉	諸磯c・興津 II		
中期	十三菩提	約5,000年前 (約5,500年前)	
	初頭		五領ヶ台 I
	中葉		五領ヶ台 II・阿玉台 I a
			勝坂 I・阿玉台 I b
			勝坂 II・阿玉台 II (古)
			勝坂 III・阿玉台 II (新)
			勝坂 IV・阿玉台 III
	勝坂 V・(中峠)・阿玉台 IV		
	後葉		加曾利 I (中峠)
			加曾利 E II
加曾利 E III			
末葉	加曾利 E IV		
後期	初頭	称名寺 I・加曾利 E V	約4,000年前 (約4,500年前)
	前葉	称名寺 II・加曾利 E V	
		堀之内1	
	中葉	堀之内2	
		加曾利 B1	
		加曾利 B2	
	後葉	加曾利 B3	
高井東・曾谷			
晚期	前葉	安行1	約3,000年前 (約3,200年前)
	中葉	安行2	
		安行3a	
	末葉	安行3b・姥山 II・姥山 III	
		安行3c・前浦 I	
安行3d・前浦 II			
千網	約2,400年前 (約2,400年前)		
荒海			

遺跡、杉ノ木台遺跡などが知られているが、それらの立地は台地の先端や谷津に面した縁辺付近など、ある程度限られた範囲となる。

曾谷貝塚のある曾谷台周辺の遺跡としては、木戸口遺跡や後畑遺跡があげられる。木戸口遺跡は昭和 54（1979）年に遺跡に認定され、弥生時代の遺構としては第一地点で竪穴建物跡 3 軒が発掘され、土器や貝が出土した。

弥生土器はほとんどが須和田式（昭和初期の杉原荘介氏らの調査で南関東地方最初の弥生式土器として設定されたが、その後の出土資料の検討により型式内容の見直しが行われ現在はあまり使用されなくなった）と呼ばれるものである。後畑遺跡は、木戸口遺跡の道路をはさんだ東側に広がり、弥生時代の竪穴建物跡が 2 軒見つかっており、いわゆる須和田式土器が出土している。これらの遺跡の年代は弥生時代中期半ばの紀元前 2 世紀中頃で、市川市域の初期の稲作集落と考えられる。

#### (4) 古墳時代

古墳時代はヤマト王権による影響が各地に及び、在地首長の墓である古墳が権威の象徴として築造された時代であるが、終末期（7 世紀）は天皇を中心とした中央集権国家体制の整備が進められた時期で、律令国家への移行期でもある。

市川市内で古墳が造られるのは古墳時代後期（6 世紀主体）からで、現在の江戸川を臨む国府台の南端から西側の台地縁辺に立地し、国府台古墳群と呼ばれている。墳丘が現存するのは、前方後円墳である法皇塚古墳や明戸古墳、弘法寺古墳であるが、周辺の調査では墳丘が失われた古墳の周溝や埴輪の出土が多数確認されている。法皇塚古墳は 6 世紀中頃の築造と考えられている現存長 54.5 m の市内最大の古墳で、現在の埼玉県鴻巣市にある生出塚埴輪窯から持ち込まれた形象埴輪や、太刀・装飾品などの豊富な副葬品が出土しており、江戸川流域をおさめた首長の墓と考えられている。明戸古墳は推定墳丘長約 40 m で、6 世紀後半の築造と考えられている。墳丘上には 2 基の箱式石棺が露出しており、その様相は『江戸名所図会』にも描かれている。

次に集落跡に目を通していくと、古墳時代前期の集落跡は国府台遺跡や須和田遺跡、北下遺跡、東山王東遺跡、広台遺跡、殿台遺跡、新川上 B 遺跡などで確認されている。

中期の集落跡は一転して減少し、須和田遺跡や国分平川遺跡など数える程度となるが、後期から終末期（飛鳥時代）には再び集落が増加していく状況が認められている。後期から終末期の集落跡は国府台の国府台遺跡や須和田遺跡、曾谷台の曾谷南遺跡や山ノ後遺跡、中山台の大宮越遺跡など特に台地上の南側に多く営まれ、徐々に拡大していく様子が発掘調査の成果からわかっている。

#### (5) 奈良・平安時代

平城京を都とした奈良時代から平安京を都とした平安時代にかけて、日本では中国の律令制を参考として国を治める体制が整備され、地方は国・郡・里に分けられた。また、仏教による国家体制の維持がはかられ、国ごとに国分寺・国分尼寺が建てられるなど、仏教が広まった時期でもあった。

7 世紀末には、太日川（現在の江戸川）と東京湾を介した水上交通路と陸上交通路が交わる関東地方有数の重要な場所であった国府台に、下総国の国府が設置された。都から地方に至る駅路は、当初相模国から上総国に海を渡り陸路で下総国に至るルートであったが、宝亀 2（771）

年に武蔵国が東山道から東海道に移管されたことにより、相模国から陸路で武蔵国を通り下総国に、そして下総国から常陸国と上総国に至るルートが変わった。こうした交通体系の変化もあって、下総国府を介した人の往来はより活発となり、多くの人や物が行き交うことになった。

国府の中核である国衙（日本の律令制において、国司が地方政務を行った役所がおかれた区画）は、国府台遺跡の南側、旧六所神社が所在した現在のスポーツセンター付近に造営されたと推測されるものの、国庁や国衙、<sup>こくしのたち</sup>国司館などの具体的な様相については明らかとなっていない。同時に、国府所在郡である葛飾郡の郡家（日本の律令制において、郡司が地方政務を行った役所）も国府台の<sup>くほうじ</sup>弘法寺周辺に比定され、建物の基壇の一部や区画施設が確認されているが、郡庁や正倉などの発見には至っていない。

聖武天皇による天平13（741）年の「国分寺建立の詔」により、国府台の谷津をはさんで東側の台地に国分寺・国分尼寺が建立された。詔にはその立地について「好いところを選べ」とある。

曾谷台では、東山王東遺跡、曾谷南遺跡（第75-2地点）、<sup>こうとくほ</sup>高德保遺跡において、弥生時代末～古墳時代前期の竪穴建物跡がみつまっているが、竪穴建物跡などの遺構数が増大するのは、古墳時代後期以降、奈良・平安時代（6世紀後半～9世紀中葉頃）にかけての時期である。9世紀中葉の「厨寺」「厨」墨書土師器杯（曾谷南遺跡）や、「軍」刻書土師器皿（曾谷遺跡第14地点）、銅製帯金具（巡方、丸軛）（曾谷遺跡第52地点）など、下総国府との関わりを示唆する遺物が出土しており、曾谷遺跡第14地点の東方（第39・55地点）では、奈良・平安時代の掘立柱建物7棟が確認されている。曾谷台の集落遺跡は、9世紀後葉以降遺構数が減少し、11世紀代には確認できなくなる（市川市史歴史編Ⅱ編集委員会編2025）。

## （6）鎌倉～江戸時代

平安時代後半以降になると律令による国家体制が衰退し、武家が台頭する新たな時代を迎える。

律令国家の衰退にともなう変容は下総国分寺跡や国府城内の遺跡でも見られ、古代末から中世にかけての遺構の分布がある程度まとまっている状況は、新しい町がつけられていることを示しており、古代国府から中世府中への移り変わりが推測される。府中には行政機能が維持され、下総国の中心地域として、さらには下総に大きな影響力をもった千葉氏の拠点の一つとしても重要視された。

市内の中世以降の遺跡については不明な部分が多いが、国府台遺跡の南側や下総国分寺跡周辺、<sup>うしろどおり</sup>後通遺跡などでその痕跡を見ることができ、さらに国府台城跡や曾谷城跡、大野城跡などの城館跡が残されている。中山の法華経寺、国府台の弘法寺など、鎌倉時代から現在まで法灯が継承されている寺院も存在し、現在の町並みに受け継がれている。

室町時代にはさらに現代に繋がる村や町が形成されたと考えられ、地名として現在も残る村・町の名前が散見される。古代から続く下総国の行政的な拠点から、宿や寺社、城館を中核として集落が営まれた。

江戸時代には、北部では、台地上の畑と谷の水田を耕作する純農村として集落が広がり、水田を望む傾斜面には屋敷も見られ、江戸近郊の農村地域としての性格を帯びてくるようになり、現在の市川市の形成に繋がることになる。

また大規模な河川改修によって利根川の流路が東方に移り、江戸川がその支流となった結果、

市川市域は東北・北関東と江戸を結ぶ交通の要衝となった。市川と小岩の間にあった「市川の渡し」が定船場となると、間もなく関所が整備された。行徳で生産された塩を直接江戸へは運ぶための水路が開削され、本行徳村を河岸とした定期船が往来し、行徳が江戸への入口として栄えることとなった。

この時期の下総国分寺跡周辺の様相については『成田参詣記』や『江戸名所図会』などでうかがうことができる。

曾谷台では、鎌倉時代以降の地下式坑が曾谷遺跡第 28 地点でみつまっているほか、鎌倉時代から江戸時代にかけての時期の遺構が曾谷南遺跡で確認されている。これらの遺構については、曾谷遺跡と曾谷南遺跡の中間地点にあって、13 世紀後半建立と伝わる安国寺（安国寺境内遺跡）との関連が推測されている。安国寺は、日蓮の有力な後援者のひとり曾谷教信開基と伝わる寺で、明治時代初期にまとめられた『千葉県寺院明細帳 下総国東葛飾郡』に、曾谷村所在の寺として、近隣の蓮正寺（開闢年不詳）とともに法華経寺末寺として掲載されている。安国寺には、板碑と呼ばれる石造物（板状の供養塔）が断片を含め 26 点伝わっており、26 点中もっとも古い年紀「元応元（1319）年」をもつ板碑には阿弥陀仏をあらわす梵字が、14 世紀後半～15 世紀の年紀をもつ多くの板碑には題目が本尊として彫られている（市立市川歴史博物館 1990）。安国寺の西方につらなる台地上、国分谷により近いところには、曾谷城跡がある。二重の土塁と空堀が確認されており、土塁が L 字形に曲がっていることから、方形に区画された館跡と推測されているが、大部分が削平あるいは崩落していて全容はわからない。曾谷氏との関連が指摘されているものの、築城の時期は不明である。

曾谷という地名は、14 世紀前半には郷名として史料上で確認される（「八幡荘 曾谷郷」元亨 3（1323）年 弘法寺文書、「八幡荘 曾谷郷 秋山村」元徳 3（1331）年 中山法華経寺文書）。寺領が寄進されていくなかで現れた中世の郷・村の多くについて、その地名が近世の村や近現代の地名に継承されていくことが知られているが、そのような事例のひとつとして、曾谷という地名も位置づけられる。

天正 18（1590）年、関東地方を支配していた小田原北条氏が豊臣秀吉によって滅ぼされ、その領地は、秀吉の命令により国替えとなった徳川家康の領地となった。市川市域の村々は、家康が本拠とした江戸城とその城下町に近いと、大部分が徳川氏直轄領（幕領・御料所・天領）になり、残りは家臣団のなかでも小身の旗本の知行地および寺社領となったが、中世の支配単位であった荘園や郷は、効率よく年貢・諸役を取りたてることができるよう、郷のなかの小共同体を単位として再編され、検地が行われた。中世の曾谷郷も、曾谷村と秋山村（現・松戸市）等に分割された。公法的な近世の村として成立した曾谷村は、元禄期（1688～1704 年）以前には家康の右筆であった神尾保重や家康の側近に連なる本多正貫という領主のもとにあったが、元禄期以降、徳川氏直轄領となった。

曾谷村に関する江戸時代の史料として『曾谷村御用留』がある。「御用留」とは、幕領を実際に支配する代官などからの支配に関する文書（御触・達等）や、近隣の村々相互の連絡書などを村役人が書きとめた控えの簿冊で、市川歴史博物館が所蔵する『曾谷村御用留』では、寛政 7（1795）年のものが最も古く、以後、欠落年は多々あるが幕末期の慶応 4（1868）年までの比較的まとまった史料が確認されている。鷹場（将軍の鷹狩り、葛西筋小金領御拳場）に関わる諸負担や、牧（幕府直轄の馬の放牧地における野馬捕り・普請）・助郷役（近隣の松戸宿への人馬の提供）に関わる様々な負担が曾谷村の人々に課されていたこと等が記されており、江戸近郊の農村地

域における支配と負担の様子を知ることができる。

文書以外では、弘化3（1845）年に作成された「曾谷村絵図」がある。この絵図は南・西・北の村境とともに、曾谷台の西方、国分谷に展開する田場（水田地帯）と用水を主体として描かれた絵図である。絵図の東辺部分には、谷津や溜井（湧水）をとりまく形で崖（曾谷台の西辺）が描かれていて、水田地帯から台地上に続く道のほかに、山林・荒地、建物・屋敷地が書き込まれている。寺の具体的な名は記されていないが、切妻屋根で描かれた屋敷と区別される入母屋屋根の2軒が安国寺と蓮正寺に該当すると推定されており、絵図の範囲について、蓮正寺から安国寺を経て北へ続く道を東限としていることがわかる。したがって、ちょうど曾谷貝塚の範囲から東方は絵図に描かれておらず、春日神社や周囲の集落、弁天池に関する情報は得られない。東の村境の街道も描かれていない（市川市史編さん歴史部会（近世）御用留研究グループ編 2017, 市川市史歴史編Ⅱ編集委員会編 2025, 市川市史歴史編Ⅲ編集委員会編 2019）。

曾谷貝塚のすぐ南にある春日神社は、寛文11（1671）年・宝暦13（1763）年・明和6（1769）年・文政8（1825）年の社殿改築改修等の記録を残す社で、元禄時代（1688～1704年）の検地の記録に記載がある。なお、現在の社殿は昭和60（1985）年に改修されている（千葉県神社名鑑刊行委員会編 1987）。

## （7）明治～昭和時代

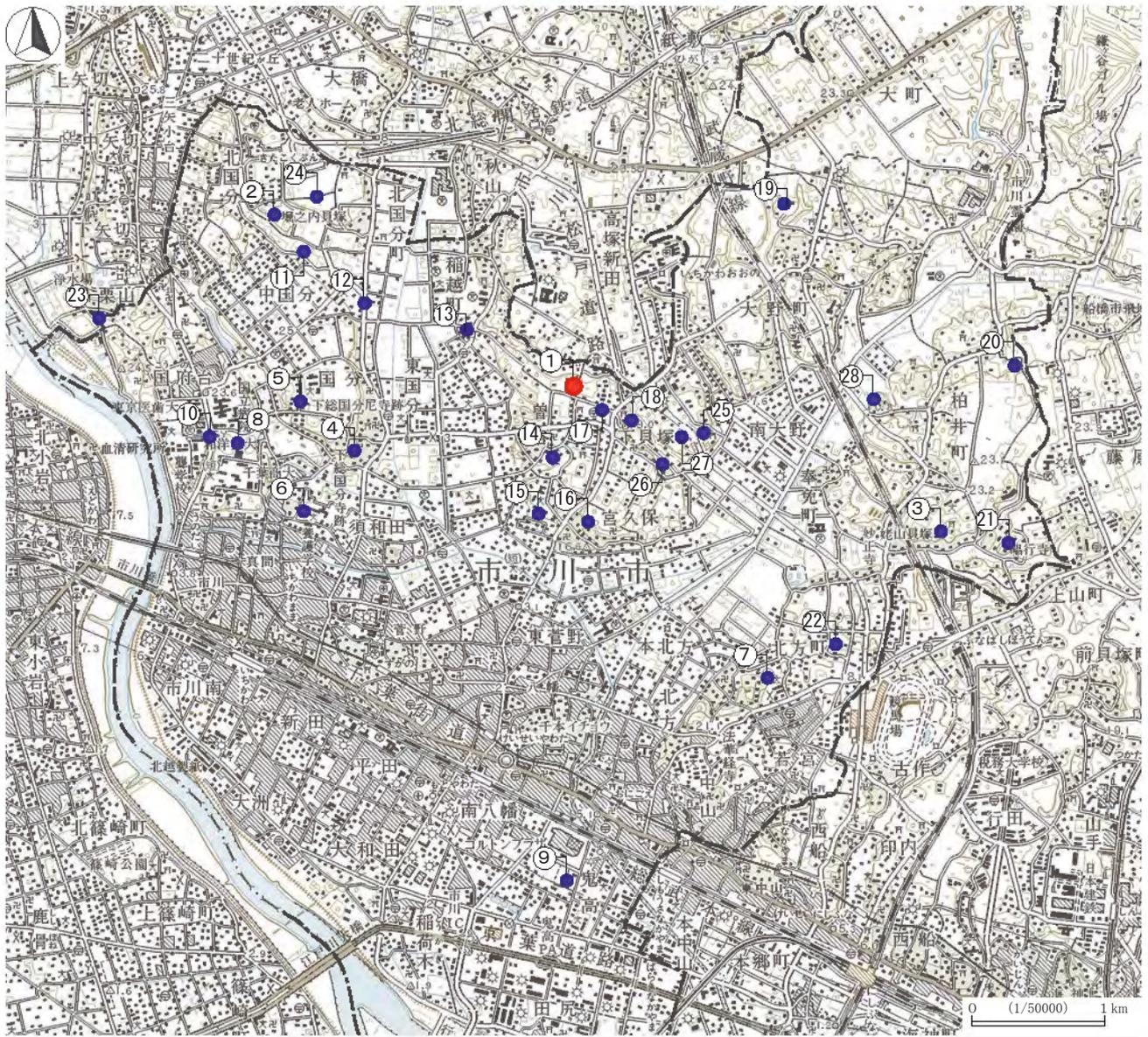
近代に入っても、明治初期の市内のほとんどは農村地帯であり、「市川の渡し」付近にまとまった集落があり、千葉街道沿いに家が点在するほかは水田や梨畑などが連なるといった様相であった。一方、行徳は東京への汽船便がここを経由していたことから現市域内でもっとも繁栄した。

明治18（1885）年に、軍隊（陸軍教導団）が国府台の地におかれると市街化が進み、明治27（1894）年に総武鉄道が開通し、明治38（1905）年には江戸川橋が架橋され、都市としての基盤も徐々に整っていった。

大正3（1914）年に、京成電気軌道（現在の京成本線）が江戸川駅から市川新田駅（現在の市川真間駅）間が開通したことともない、本格的な都市化がはじまることとなった。

大正12（1923）年の関東大震災による人の流入と、昭和8（1933）年の総武線の両国駅～市川駅間の電化の影響もあり市川市の人口が増加し、昭和20（1945）年頃、東京などで空襲により家を失った人々が流入することで、急激に人口が増えるとともに、農地が縮小、消滅して、住宅地が拡大することとなった。

1960年代以降、経済の成長にともない、一層の人口増加が起こるとともに、商工業などの発展に影響を与えた。



- 国指定史跡** ①曾谷貝塚〈26〉 ②堀之内貝塚〈22〉 ③姥山貝塚〈23〉 ④下総国分寺跡 附北下瓦窯跡〈24〉 ⑤下総国分尼寺跡〈25〉  
**県指定・市指定史跡** ⑥須和田遺跡〈27〉  
**市指定史跡** ⑦美濃輪台貝塚（遺跡）B地点〈28〉 ⑧下総総社跡〈29〉 ⑨鬼高遺跡〈30〉

（注）史跡①～⑨の遺跡名の後（ ）内数字は、30頁掲載第2～5表の番号および29頁第2～10図中の桃色丸囲み番号に対応

- ⑩国府台遺跡 ⑪道免き谷津遺跡 ⑫雷下貝塚（遺跡） ⑬東山王貝塚（遺跡）・イゴ塚貝塚（遺跡） ⑭向台貝塚（遺跡） ⑮曾谷南遺跡 ⑯山ノ後遺跡  
 ⑰庚塚貝塚（遺跡） ⑱下貝塚貝塚（遺跡） ⑲下台貝塚（遺跡） ⑳株木B遺跡 ㉑今島田貝塚（遺跡） ㉒東新山貝塚（遺跡） ㉓丸山遺跡  
 ㉔権現原貝塚（遺跡） ㉕後畑遺跡 ㉖新坂B遺跡 ㉗木戸口遺跡 ㉘杉ノ木台貝塚（遺跡）

第2-6図 市川市域の主要遺跡 (S=1/50,000)

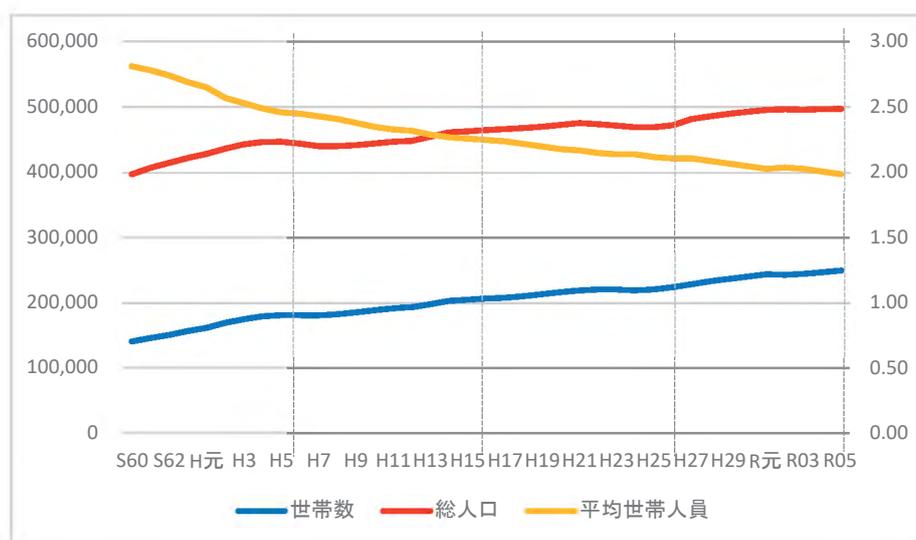
### 第3節 社会的環境

#### (1) 人口

本市は都心に近く通勤、通学の便がよいことなどから、東京のベッドタウンとして発展してきたこともあり、昭和30年代後半から人口は急増した。その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷にともない増加傾向は鈍化し、平成22（2010）年7月をピークに人口は減少している。

しかし、近年は、市川駅及び本八幡駅周辺に高層マンションが増加したことなどもあり、平成30（2013）年3月以降再び増加に転じた。令和3（2021）年が微減となったが、令和5（2023）年まで微増傾向が続いている。

本市の令和6（2024）年12月31日現在の人口は494,720人である。市内中央を流れる江戸川より北の地域の人口は326,849人、曾谷貝塚のある曾谷地区の人口は15,106人、東側に隣接する下貝塚地区の人口は4,906人、南側に隣接する宮久保地区の人口は12,398人となっている。

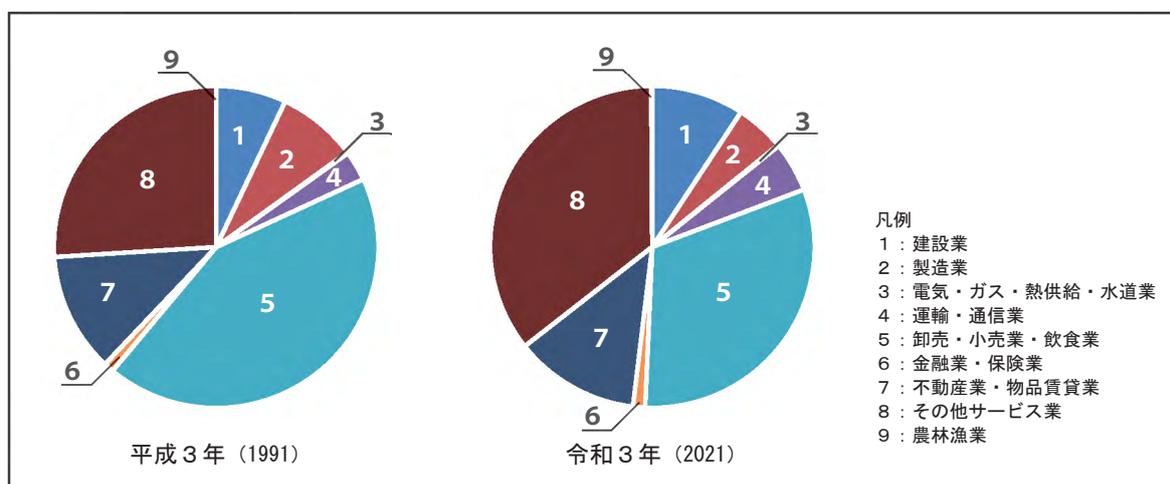


第2-7図 市川市の人口の推移 (市川市統計より)

#### (2) 産業

本市の令和3（2021）年6月1日現在における事業所数は11,551事業所で減少傾向にある。

産業の種類によって事業所の構成比を見ると、製造業、卸売業、小売業、金融業、飲食業などで割合が減少し、建設業、情報通信業、医療、福祉などで増加している。



第2-8図 市川市の産業の推移 (千葉県HP 経済センサスより)



東京外かく環状道路の千葉県区間が開通したことにより、南北の交通の円滑化がはかられてきた。

令和3(2021)年1月には、市北西部の幹線道路である都市計画道路3・4・12号北国分線が全線開通し、渋滞の緩和や考古博物館などを含めた北国分駅方面へのアクセスの向上がはかられた。

曾谷貝塚への交通機関としては、路線バス(京成バス)があり、貝塚まで徒歩10分圏内にバス停が3か所ある。JR総武線の本八幡駅(北口)・市川駅(北口)からの下記の路線を利用できるほか、路線が経由するバス停「市川大野駅」(JR武蔵野線)および路線の終点「東松戸駅」(JR武蔵野線/北総線)・「大町駅」(北総線)において、鉄道からバス路線に乗り換えることができる。

＊バス停案内＊

【本八幡駅から】

「高塚」行・「東松戸駅」行・「大町駅/市川営業所(市川大野駅経由)」行で、「曾谷」バス停下車(上記行き先いずれも、京成電鉄の「京成八幡駅」からバスへ乗り換えができる)

【市川駅から】

「医療センター入口(市川大野駅経由)」行・「東松戸駅行(市川大野駅経由)」で、「曾谷坂上」または「曾谷郵便局」バス停下車(上記行き先いずれも、京成電鉄の「京成真間駅」からバスへ乗り換えができる)

#### (4) 観 光

##### ① 文化施設・観光名所

博物館施設としては、市川考古博物館、市川歴史博物館、市川自然博物館のほか、県立現代産業博物館などがある。大規模な集会施設としては市川市文化会館、行徳文化ホールI&I、全日警ホールがある。文化人に係る施設として、東山魁夷記念館、水木洋子邸、庭園も楽しめる芳澤ガーデンギャラリーなどがある。市川市内には図書館が、図書室を含めて6か所あり、そのほかに市内を巡回する自動車図書館や、公民館図書室、市民図書室も存在する。曾谷貝塚周辺の公共施設としては曾谷公民館があり、施設のなかに図書室とこども館が設置され、幅広い年代の方が憩える場所となっている。

市川市の北部地区には、レッサーパンダやカワウソで有名になった市川市動植物園や、近年外かん道が市川市まで延伸した際に、開業した「道の駅いちかわ」があり、東京都心に一番近い「道の駅」として知られる。文化財に関する代表的な観光名所として、史跡である姥山貝塚公園、堀之内貝塚公園がある。

市川市の中部地区には、江戸川に近い国府台地区に、桜や北原白秋の移築された旧宅「紫烟草舎」や歌碑、古戦場などで知られる里見公園があり、比較的新しいスポットとして市川駅南口にあるアイ・リンクタウン展望施設がある。文化財に関する代表的な観光名所として、八幡地区の葛飾八幡宮にある推定樹齢1200年を超える「千本イチョウ」、中山地区の法華経寺には重要文化財に指定されている建造物として、「法華経寺祖師堂」、「法華経寺五重塔」「法華経寺四足門」、「法華経寺法華堂」がある。

市川市の南部地区には、行徳地区に、江戸時代の面影を感じさせる建物や寺社のある行徳街道、寺町と呼ばれる周辺に神輿ミュージアムや行徳ふれあい伝承館などがあり、海岸近くの宮内庁新浜鴨場付近にあるあいねすと(行徳野鳥観察舎)は、野鳥や自然について親しむ施設であ

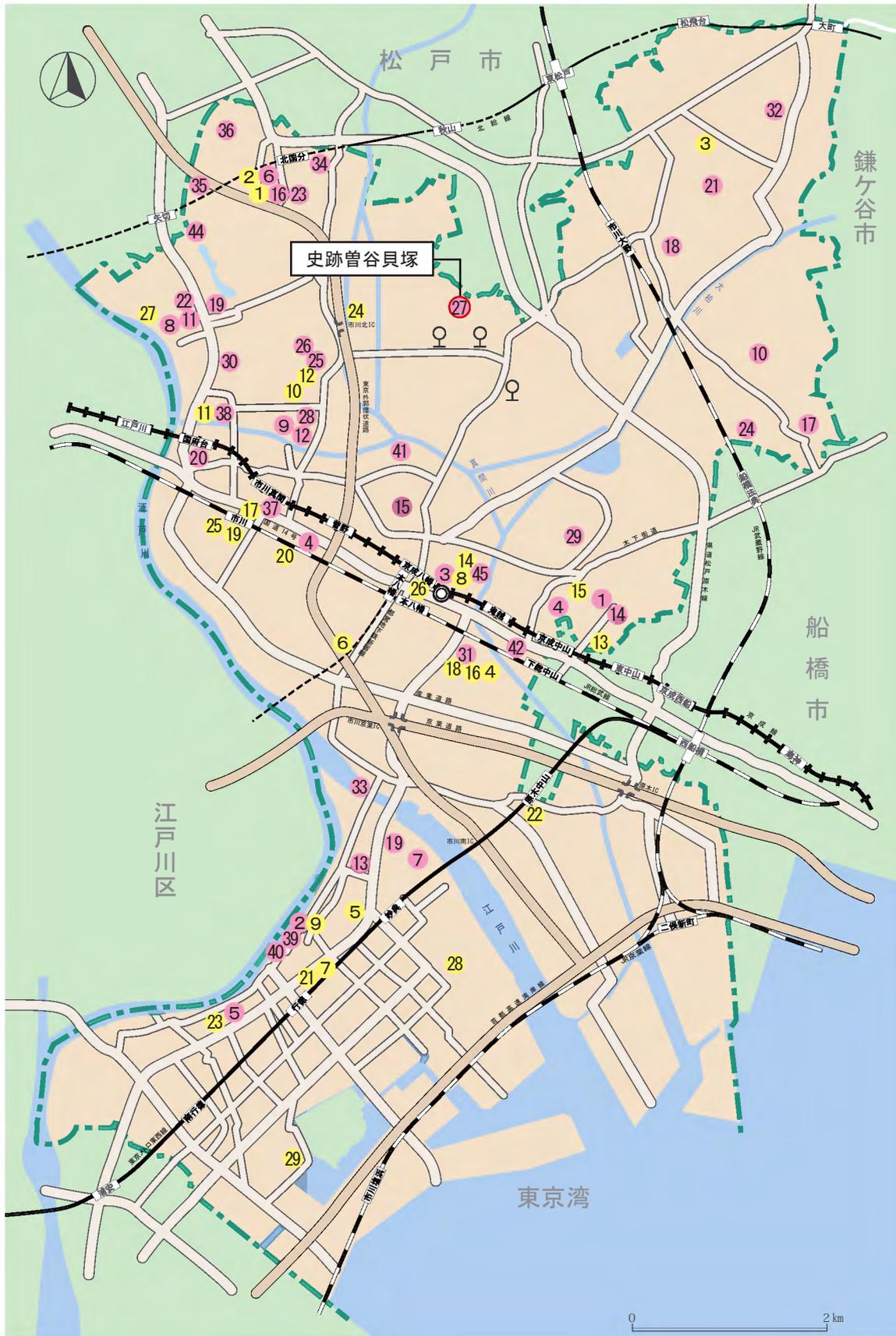
る。その他にぴあぱーく妙典などがある。文化財に関する代表的な観光名所として、江戸時代より行徳の水運を見守り続けてきた「常夜灯」がある。

## ② 曾谷貝塚周辺の名所

曾谷貝塚周辺では、縄文人が水場として利用していた可能性を推測できる弁天池公園の弁天池、南側には祭神を天兒屋根命（アメノコヤネノミコト）とし、寛文11（1671）年に大改築され、元禄時代の検地表に記載されている古社の春日神社がある。南西に約500m離れたところに緑地帯である台地に曾谷城跡があり、江戸時代中期には儒学者の服部南郭や書家の松下雨石が魅了されたとされるが、現在は、ほとんどが個人宅となっており見ることはできないが、台地の一部が公園化され、城跡を説明する案内板が設置されている。

第2-5表 文化施設・観光名所一覧

第2-10 図黄色 丸番号	施設名	所在地
1	市立市川考古博物館	堀之内2-26-1
2	市立市川歴史博物館	堀之内2-27-1
3	市立市川自然博物館・市川市動植物園	大町284-1
4	千葉県立現代産業科学館	鬼高1-1-3
5	行徳神輿ミュージアム	本塩21-3
6	市川市文化会館	大和田1-1-5
7	行徳文化ホールI&I	末広1-1-48
8	全日警ホール（市川市八幡市民会館）	八幡4-2-1
9	市川市行徳ふれあい伝承館	本行徳35-7
10	市川市芳澤ガーデンギャラリー	真間5-1-18
11	市川市木内ギャラリー	真間4-11-4
12	市川市郭沫若記念館	真間5-3-19
13	清華園	中山4-14-1
14	脚本家/水木洋子邸	八幡5-17-3
15	市川市東山魁夷記念館	中山1-16-2
16	市川市文学ミュージアム	鬼高1-1-4 生涯学習センター内
17	市川駅前ミュージアム	市川1-1-1
18	中央図書館・こどもとしゃかん	鬼高1-1-4 生涯学習センター内
19	市川駅南口図書館	大洲4-18-3
20	平田図書室	平田1-20-16
21	行徳図書館	末広1-1-31
22	信篤図書館	高谷1-8-1
23	南行徳図書館	相之川1-2-4
24	道の駅いちかわ	国分6-10-1
25	アイ・リンクタウン展望施設	市川南1-10-1
26	いちかわ観光物産インフォメーション	八幡2-4-8
27	里見公園	国府台3-9
28	ぴあぱーく妙典	下妙典941-3
29	あいねすと（市川市行徳野鳥観察舎）	福栄4-22-11



※ 黄色丸番号：文化施設・観光施設（第2-5表 左端の番号に対応）  
 桃色丸番号：指定文化財（第2-6・2-7表 右端の番号に対応）

第2-10図 市川市の指定文化財・文化施設・観光施設

## 第4節 文化財

### (1) 市川市の文化財指定状況

#### ① 指定文化財

文化財は郷土の歴史と伝統を伝え、さらにこれからの文化を創造するうえでも一度失われたら二度と元に戻すことができない貴重な国民的財産である。市内に存在する文化財のうち現在、特に重要なものとして60件を国、県、市において指定している(令和7年(2025)年1月1日現在)。

第2-6表 市川市 指定文化財一覧-1

R5. 4. 1

区分		名称		住所	指定年月日	第2-10 図桃色 丸番号		
有形文化財	建造物	重要文化財	国指定	法華経寺 五重塔	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24	1	
		重要文化財	国指定	法華経寺 法華堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 附S60.5.18		
		重要文化財	国指定	法華経寺 四足門	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 S30.6.22单独指		
		重要文化財	国指定	法華経寺 祖師堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	S60.5.18		
		—	市指定	常夜灯	本行徳34地先	S35.10.7	2	
		—	市指定	随神門	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S35.10.7	3	
		—	市指定	元弘の板碑	高石神21-9(泰福寺)	S36.2.1	4	
		—	市指定	狩野浄天夫妻墓石・供養塔	香取1-16-26(源心寺)	S36.2.1	5	
		—	市指定	附狩野浄天骨壺	堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	附S63.7.5	6	
		—	市指定	法華経寺黒門 附太田資順筆扁額	中山4-7地先(法華経寺参道)	S36.11.9	1	
		—	市指定	本阿弥家分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9		
		—	市指定	妙好寺山門	妙典1-11-10(妙好寺)	S43.2.27	7	
		—	市指定	明戸古墳石棺	国府台3-67-5(里見公園)	S37.6.11	8	
		—	市指定	本阿弥光悦分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S54.9.27	1	
		—	市指定	真間万葉顕彰碑 附鈴木長頼蔵骨器及び墓誌	真間4-4-9、真間4-6-11、真間4-7-23	S54.9.27	9	
		—	市指定	庚申五層塔	柏井町3-654(子安神社)	S54.4.24	10	
	—	市指定	小笠原政信夫妻供養塔	国府台3-10-1(総寧寺)	S54.4.24	11		
	—	市指定	鈴近江翁碑	真間4-3地先	S57.3.10	12		
	—	市指定	徳願寺山門	本行徳5-22	H16.3.24	13		
	—	市指定	徳願寺鐘楼	本行徳5-22	H16.3.24			
	—	市指定	徳願寺経蔵	本行徳5-22	H16.3.24			
	[39]	絵画	重要文化財	国指定	絹本着色十六羅漢像	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	M37.2.18	1
	(国11 県6 市22)		重要文化財	国指定	絹本着色日蓮聖人像	中山3-10-4(浄光院)	S27.7.19	14
			—	県指定	絹本着色十羅刹女像	中山3-10-4(浄光院)	H12.2.25	
			—	県指定	柴田是真画連句額	菅野1-15-2(白幡天神社)	H18.3.14	15
		—	県指定	木造釈迦如来・多宝如来坐像 附 像内納入品	中山2-10-1(法華経寺)	H10.3.20	1	
	[5]	彫刻	—	県指定	銅造誕生釈迦如来立像	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R5.3.10	16
			—	市指定	木彫日蓮坐像	柏井町1-1696(唱行寺)	S36.9.18	17
—			市指定	浄光寺二王像	大野町3-1917(浄光寺)	S40.3.2	18	
—			市指定	法華経寺銅造釈迦如来坐像	中山2-10-1(法華経寺境内)	H31.3.13	1	
[2]	工芸品	重要文化財	国指定	刀(無銘 伝兼永)	個人蔵	S30.2.2	—	
		—	県指定	梵鐘(元亨元年在銘)	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S34.4.24	3	
[4]	書跡・典籍	国宝	国指定	立正安国論	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29	1	
		国宝	国指定	観心本尊抄 附 添状・春日山蔭絵筥	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29		
		重要文化財	国指定	日蓮自筆遺文 附 蔭絵聖教箱	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S42.6.15 附H5.1.20		
		—	市指定	光悦筆扁額 附「通本」	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9 附S54.9.27		
古文書	重要文化財	国指定	中山法華経寺文書(八百三十九通)	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	R6.8.27	—		
[2]	考古資料	—	県指定	鬼高遺跡出土品	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R4.3.8	16	
		—	市指定	鬼高遺跡出土一括遺物	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	S56.4.17		
—	歴史資料	—	市指定	「ワートル薬性論」版木	堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	S61.11.3	—	
無形文化財	無形	—	県指定	茶道 式正織部流	国府台3-8-2(織部桔梗会)	S30.12.15	19	
民俗文化財	有形	—	市指定	武内宿禰山車人形	市川3-20-5(春日神社)	H28.4.15	20	
		—	市指定	御奉謝	大野町4-2759(駒形大神社)	S40.3.2	21	
	無形	—	市指定	国府台辻切り	国府台3-11-11(国府台天満宮)	S54.4.24	22	
		—	市指定	行徳の神輿文化と祭礼	—	R6.11.3	—	

第2-6表 市川市 指定文化財一覧-2

R5.4.1

区分		名称	住所	指定年月日	第2-10 図桃色 丸番号		
記念物	史跡 [10]	— 国指定	堀之内貝塚	堀之内2-2899ほか	S39.7.6 S42.6.22	23	
		— 国指定	姥山貝塚	柏井町1-1212ほか	S42.8.17	24	
		— 国指定	下総国分寺跡 附 北下瓦窯跡	国分3-1790-1ほか	S42.12.27 H14.9.20	25	
		— 国指定	下総国分尼寺跡	国分4-1966-1ほか	S42.12.27 H1.3.29	26	
		— 国指定	曾谷貝塚	曾谷2-500-1ほか	S54.12.22 H21.7.23 H28.3.1	27	
	国5 県1 市4	— 県指定	須和田遺跡	須和田2-417ほか(須和田公園)	H6.2.22	28	
		— 市指定	美濃輪台遺跡B地点	本北方3-18	S50.1.8	29	
		— 市指定	下総総社跡	国府台1-6-4(スポーツセンター)	S50.1.8	30	
		— 市指定	須和田遺跡	須和田2-401ほか(須和田公園)	S50.1.8	28	
		— 市指定	鬼高遺跡	鬼高1-95-1	S63.7.5	31	
	[16] 国6 県1 市9	天然記念物 (国1市9)	— 国指定	千本公孫樹	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S6.2.20	3
			— 市指定	ヒメアカネ	大町公園自然観察園	S51.6.12	32
			— 市指定	ヒヌマイトンボ	河原、稲荷木地先の江戸川河岸の湿地帯	S51.6.12	33
			— 市指定	伊弉諾神社ハリギリ	堀之内4-26-13(伊弉諾神社)	S54.4.24	34
			— 市指定	愛宕神社イチョウ	北国分1-12-24(愛宕神社)	S58.11.3	35
			— 市指定	禅照庵マキ	北国分4-13-24(禅照庵)	S58.11.3	36

② 登録文化財

国登録有形文化財(建造物) 現在 20 件

近年の開発事業などの増加により取り壊しの危険性のある文化財を、緩やかな規制のなかで保護するための制度で、建築から50年経過している下記のもの対象となっている。市内では20件の登録有形文化財(建造物)がある(令和7年(2025)年1月1日現在)。

- (1) 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

第2-7表 市川市 登録文化財一覧

区分		名称	住所	登録年月日	第2-10 図桃色 丸番号	
有形文化財	建造物 [20]	国登録	西洋館倶楽部(渡辺家住宅)	新田5-6-21	H11.7.8	37
		国登録	日本福音ルーテル市川教会会堂	市川4-1-5	H20.10.23	38
		国登録	加藤家住宅 主屋	本行徳33-7	H22.4.28	39
			加藤家住宅 煉瓦塀			
		国登録	旧浅子神輿店 店舗兼主屋	本行徳35-7	H22.9.10	40
		国登録	昭和学院創立記念館	東菅野2-17-1	H23.1.26	41
		国登録	中村家住宅主屋	鬼越2-13-2	H26.10.7	42
			中村家住宅離れ			
			中村家住宅煉瓦蔵			
			中村家住宅土蔵			
			中村家住宅北蔵及び事務所			
			中村家住宅倉庫			
			中村家住宅稲荷社			
			中村家住宅防空壕			
中村家住宅門及び石塀						
国登録	後藤家住宅主屋	新田1-20-1	H29.6.28	43		
国登録	後藤家住宅稲荷社	新田1-20-1	H29.6.28	43		
国登録	式場隆三郎家住宅	国府台6-1-14	R3.10.14	44		
国登録	勝家住宅主屋	八幡4-13-9	R6.12.3	45		
勝家住宅稲荷社						

## 第3章 史跡の概要

### はじめに

曾谷貝塚の史跡としての価値の一つは、その残りの良さにある。市川市では、戦後の高度成長期に激しい市街化の波が押し寄せ、曾谷貝塚も一部が破壊される憂き目にあった。しかし、その後の保存と史跡指定に向けた努力が実り、東京近郊でこのような大貝塚の大半が史跡として保護されたのは、その重要性が広く認知されてきた証といえよう。

本章では、まず明治時代以来、指定に至るまでの発掘調査の歴史を概観し、地点ごとに発掘調査の成果を遺構と遺物に分けて報告する。さらに貝塚の外側に広がる遺跡の発掘調査により、貝塚を営んだ人たちの居住域が明らかになったことから、曾谷遺跡の範囲を確定した経緯に触れる。

そして最後に曾谷貝塚における地点ごとの特に重要な調査成果を時期ごとにまとめ、次章で述べる本質的な価値へとつなげたい。

### 第1節 指定の経緯と経過

#### (1) 史跡指定に至るまでの経緯と経過

坪井正五郎によって学界に初めて紹介された曾谷貝塚の発掘の記録は明治時代にさかのぼり、山崎直方、佐藤伝蔵の両氏によって、「壮大なる貝塚」のひとつとして報告されている。また、山内清男が曾谷貝塚を発掘し、昭和12(1937)年1月に、曾谷式土器を提唱し、関東地方における縄文土器編年の一画に位置づけたことにより、広く知られることとなった。

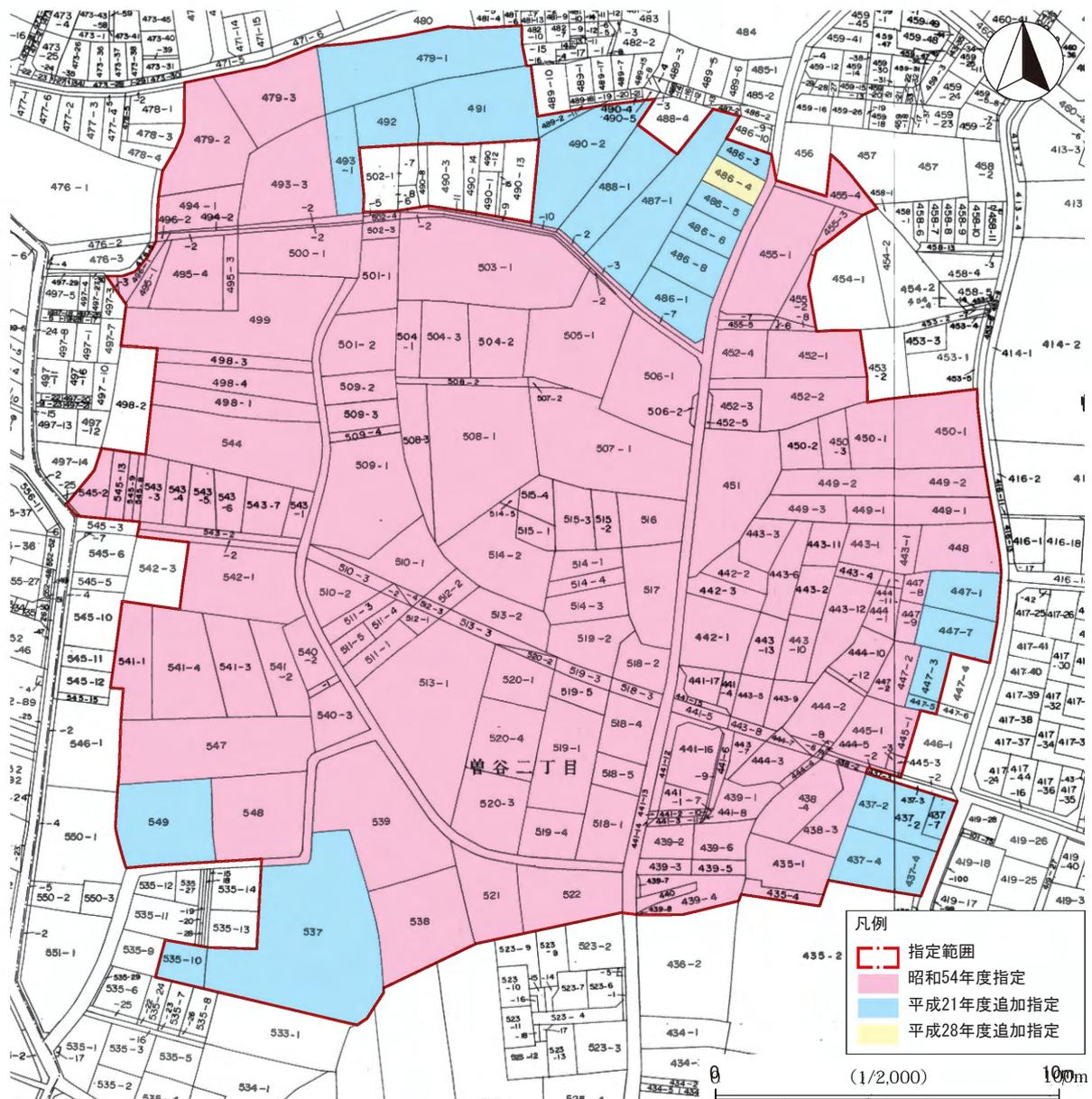
戦後になると、首都圏に位置していることもあり、昭和30年代後半から昭和40年代にかけ

第3-1表 指定に至る経緯

日 時	内 容
昭和49(1974)年8・9月	A地点、B地点の調査
昭和50(1975)年8月	C地点の調査
昭和51(1976)年8月	D地点の調査
昭和52(1977)年8月	E地点の調査
昭和53(1978)年6月～9月	文化庁記念化課及び千葉県教育庁文化課と協議
昭和53(1978)年8月	F地点の調査
昭和53(1978)年 10月15日～11月26日	曾谷貝塚の周知・啓発のため市立市川博物館において、特別展「発掘された曾谷貝塚」展開催
昭和53(1978)年10月28日	史跡指定事務にかかる地元自治会長との協議
昭和53(1978)年11月21日	地権者等への説明会開催
昭和53(1978)年 12月～昭和54(1979)年8月	土地所有者指定同意(土地所有者69名)
昭和54(1979)年1月30日	曾谷貝塚の史跡指定について申請
昭和54(1979)年3月	指定答申。周知・啓発のための説明板設置
昭和54(1979)年7月3日	地権者等への経緯報告会開催
昭和54(1979)年12月22日	文部省告示により史跡指定

て本貝塚周辺と北東端に家屋が建設され始めた。昭和34(1959)年、明治大学考古学研究室が曾谷貝塚の測量調査をおこない、日本最大級の馬蹄形貝塚であることが明らかになった。昭和37(1962)年、千葉県水道局による上水道本管が馬蹄形貝塚の中央を分断する形で東西に埋設され、その頃から貝塚をとり囲むように個人住宅が建設されるようになった。昭和45(1970)年頃には、貝塚の中心部に市立小学校を建設する計画が浮上した。曾谷貝塚に小学校を建設することは、広範な範囲の貝塚を傷つけることになるため、市川市文化財保護審議会が計画に反対した。このような状況のなか、昭和49(1974)年に明治大学教授であり市川市文化財保護審議会委員である杉原荘介と市立市川博物館学芸員の堀越正行を担当者とし、市川市教育委員会社会教育課を事務局とする曾谷貝塚調査団を組織し、昭和52(1977)年までの4か年におよぶ貝塚の発掘調査を開始した。このとき発掘されたのはA～E地点であり、当初は市単独予算で、2年目以降は国と県の補助をうけておこなわれた。

史跡内の合計791㎡を調査したが、その面積は指定範囲内の3%に満たない範囲である。また、翌年には北東部に位置するF地点が105㎡の範囲で調査された。



第3-1図 史跡指定の状況 (S=1/2000)

その結果、本貝塚の学術的価値の高さが改めて確認されたため、地権者の同意を得て史跡指定申請をおこない、昭和 54（1979）年 12 月 22 日に史跡指定された。

## （2）史跡指定後の経過

### ① 平成 21（2009）年度追加指定

史跡指定後も、市教育委員会により指定地の隣接地などで開発行為などにもなう発掘調査が実施され、貝塚の広がりや集落の展開などが次第に明らかになってきたため、すでに指定されている地域よりも広い範囲を保護していく必要性が出てきた。昭和 54（1979）年には、指定範囲の隣接地を追加指定するように文化庁および千葉県から本市に対し指導があったことにより、平成 21（2009）年 7 月 23 日に指定地に隣接する曾谷遺跡第 22 地点、第 24 地点、第 27 地点、第 47 地点の追加指定をおこなった。

### ② 平成 28（2016）年度追加指定

貝塚の今後の整備計画を検討するにあたり、文化庁と千葉県の指導もあって、史跡指定地の周辺部分について公有地化をはかり、広く貝塚の保護・活用をはかっていくことを目的として、平成 20（2008）年 10 月に史跡周辺の土地所有者に対して追加指定に関するアンケート調査を実施した。

調査の対象者は、昭和 54（1979）年指定範囲周辺の土地所有 41 名であり、調査結果は、「追加指定に同意」18 名、「追加指定に不同意」4 名、「どちらともいえない」4 名、未回答は 15 名であった。

アンケートの結果、上記追加指定に同意した上記の 18 名分の土地を史跡追加指定した。アンケート時には、追加指定の同意が得られず追加指定をおこなわなかったが、平成 27（2015）年 6 月に曾谷貝塚北東部 F 地点の所有者から、追加指定の同意書の提出があった。同地は、史跡指定地に囲まれて残されており、要保護区域ともなっているため、千葉県を通じて文化庁に対して史跡の追加指定の手続きを進め、平成 28（2016）年 3 月 1 日に追加指定された。

## 第2節 指定に至るまでの調査成果

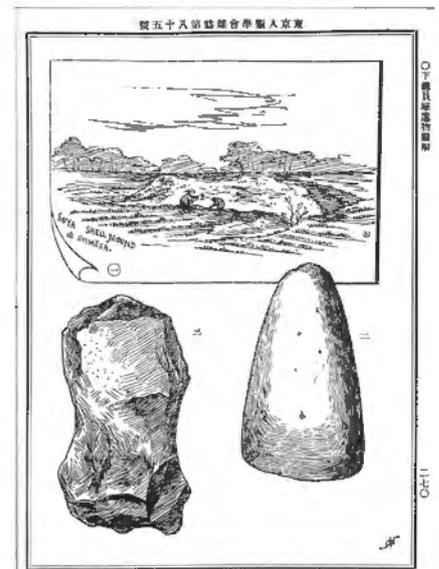
### (1) 戦前の調査

#### ① 坪井正五郎による曾谷貝塚の発見

坪井正五郎は、明治16(1883)年に佐藤勇太郎らと東京近郊を歩いて遺跡調査をおこない、曾谷貝塚を訪れた。その後、坪井は東京地学協会で「東京近傍貝塚総論」と題した講演をおこない、千葉県の本塚として曾谷村と小作村をとりあげ、曾谷貝塚を学界に紹介した(坪井1886)。

#### ② 山崎直方・佐藤伝蔵による最初の発掘調査

帝国大学理科大学地質学科学学生であった山崎直方と佐藤伝蔵は明治26(1893)年に曾谷貝塚の発掘を担当し、山崎が『東京人類学会雑誌』に成果を発表した(山崎1893a・b)。シカの角や歯、クジラの骨を含めた獣骨が得られ、貝層中から魚のウロコや骨、炭の破片も多く発見されているとした。また、磨製石斧・打製石斧・凹石・石皿・砥石などの石器や、土器・土偶の採集を記し、主な遺物を図解で報告し、遺跡の遠景のスケッチも掲載している。これは曾谷貝塚の発掘を記録した最初のものである。



第3-2図 山崎直方・佐藤伝蔵両氏による発掘の様子と出土遺物(総括報告書第3図を転載、元図は山崎1893・b)

#### ③ 人骨を発見した上代文化研究会の発掘

昭和10(1935)年10月13日、國學院大学上代文化研究会の遠足の事前調査として、國學院大学講師の大場磐雄は学生の稲生典太郎・豊元国を同行して曾谷貝塚を試掘し(大場磐雄先生還暦記念会1959)、人骨1体を発見した。17日の遠足当日には、昭和元(1926)年の東京帝国大学人類学教室が主催した姥山貝塚の発掘で人骨発掘の経験をもつ田澤金吾の参加を得て学生10数名が発掘し、1体の人骨を発見した。本地点は、調査を主導した大場の名前の頭文字にちなみ、O地点と名付けられた。

#### ④ 山内清男による曾谷式土器の発見(Y地点)

山内清男が曾谷貝塚を発掘した日付についてははっきりしないが、昭和12(1937)年1月1日発行の雑誌『ミネルヴァ』第2巻第1号の学界往来欄に、山内が昭和11(1936)年12月17日に開催された原始文化研究会例会で「千葉県曾谷貝塚発掘談」と題する発表をおこなった記録があることから、発掘はそれ以前と考えられる。本地点は、山内の名前の頭文字にちなみ、Y地点と名付けられた。Y地点の位置は、貝塚の南西地区と伝えられている。

山内による発掘は未報告であるが、曾谷貝塚を発掘した時の様子が窺える記述として、戦後になって「後期の竪穴住居は仲々(報告文ママ)見付からなかったが、自分は下総曾谷貝塚で曾谷式(加曾利B式と安行式との中間の古さ)に属するもの



第3-3図 曾谷式土器  
(総括報告書第4図(金子ほか1996)を転載)  
奈良文化財研究所所蔵

を発見した。これは加曾利Bまでの包含層のある地面を、ローム層直上まで掘り凹めて床とした」(山内1967)とある。山内は、この調査でローム層面を床とした曾谷式期の竪穴建物跡を発見したが、曾谷式土器の設定の詳細については報告されず、土器と動物遺体の分類報告にとどまった。

発掘後『先史考古学』第1巻第1号掲載の「縄紋土器の細別と大別」において「曾谷式」の存在を指摘した一方、自身の編集になる写真集のカタログ『日本先史土器図譜』では写真を掲載せずに、「安行1式はその直前の型式即ち曾谷式と甚だ近似し、相互に区別し得ないものを含んでいる(山内1939)」と記述するにとどめた。その後、平成8(1996)年に『曾谷貝塚資料他 山内清男考古資料7 奈良国立文化財研究所史料第43冊』のなかで当該資料が提示された。

曾谷式土器の器形は、深鉢、浅鉢、鉢、異形台付などからなる。波状口縁と平縁からなり、頸部がくびれた小さな深鉢が主体を占め、瓢形(中央がくびれた瓢<sup>ひさご</sup>筆のような形)の土器が加わる。口縁部には、帯縄文のほか弧線を横に連ねて内側に斜縄文を充填した文様が描かれる。胴部には、向かい合せの弧線を半分ずらして横に連ね、内側に斜縄文を充填したものが目立ち、羽状の沈線を施したものも存在する。曾谷貝塚出土の「曾谷式土器」は、学史的な意味合いをもつ標式資料であるとともに、東関東地域に類似の土器が出土するなど後期後葉の地域間交渉の実態を示す資料である。

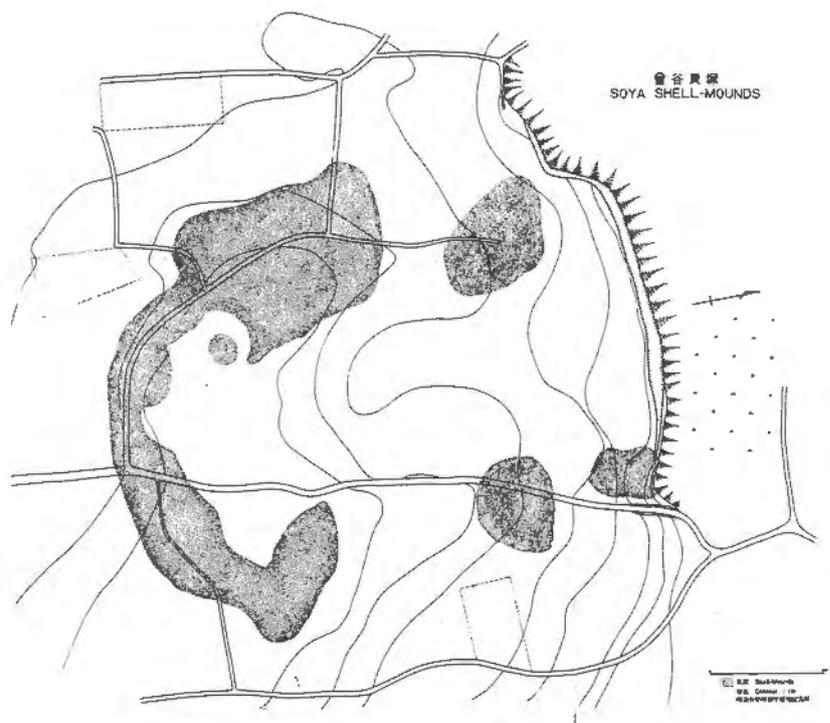
## (2) 戦後の調査

### ① 埋葬人骨を発見した東京大学人類学教室の実習発掘

昭和25(1950)年7月7日から15日まで、東京大学人類学教室が学生の実習を兼ねて酒詰仲男の指揮のもとで曾谷貝塚を発掘した。調査地点は貝層を含み、前期および後期の土器、獣骨などが出土したほか、仰臥伸展葬(足を伸ばして仰向けに埋葬すること)の人骨が1体発見された。

### ② 馬蹄形貝塚の全景を示した 明治大学考古学研究室の調査(M地点)

昭和34(1959)年5月27日から30日にかけて、馬蹄形をなす貝塚の平面測量図作成と曾谷式土器資料の発見を目的とし、明治大学考古学研究室による実習が曾谷貝塚でおこなわれ、全体の地形測量と9か所のトレンチ調査が実施された。本測量調査によって、縄文時代後期を中心に形成された東西約210m、南北約240mの国内最大級の規模の中



第3-4図 明治大学考古学研究室が作成した曾谷貝塚の地形測量図  
(総括報告書第5図、杉原荘介編1963を転載)

中央窪地型の馬蹄形貝塚という本貝塚の特色が明らかになった。

トレンチの場所は南西地区で、南から西に貝層上を通る農道が、西の高谷津側から来る道と接続したT字路周辺である。発掘調査によって3体の成人骨が発見され、うち1体は俯臥伸展葬（足を伸ばしてうつぶせに埋葬すること）、2体は仰臥伸展葬（足を伸ばして伸ばして仰向けに埋葬すること）である。3体はコ字状に配置され、抜歯があるM2号の足の上方に鹿中手骨製の短冊形垂飾をともなうM3号住居跡（報告文ママ）の頭部が重なり、深い順にM2号（男性）、M3号（男性）、M1号（女性）である。時期は縄文時代後期前葉から中葉の堀之内2式期から加曾利B1式期と報告されている。またMⅦ地点の北に接する道路側の壁が崩れ、M1号住居跡の壁から北に約1mの位置で、床面よりも10cm低い所から口を上にした器高31.2cmの後期初頭の称名寺Ⅱ式土器の中から胎児骨を発見した例は、土器棺の事例として貴重である。本地点は、明治大学による発掘調査のため、大学名の頭文字をとり、M地点と名付けられた。

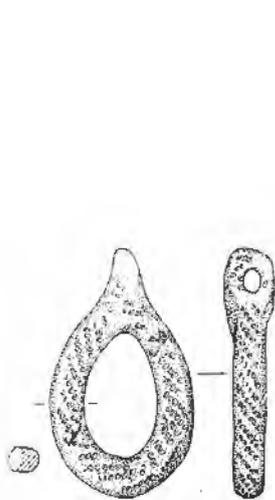
### ③ 抜歯をともなう人骨発見による早稲田大学の緊急発掘調査（W地点）

昭和35（1960）年12月11日、農作業中に発見された人骨1体を、連絡を受けた早稲田大学考古学研究会が調査している。人骨は地表下約65cmの第一混土貝層中の灰層直下あたりに、右側臥屈葬（右脇を下にして横たわせ膝を曲げた状態）で埋葬されていたが、ここでも墓坑は確認できなかったという。上顎の左右犬歯のみ抜歯された壮年初期の女性と鑑定され、時期は加曾利B1式期と同定されている。本地点は、早稲田大学による発掘調査のため、大学名の頭文字をとり、W地点と名付けられた。

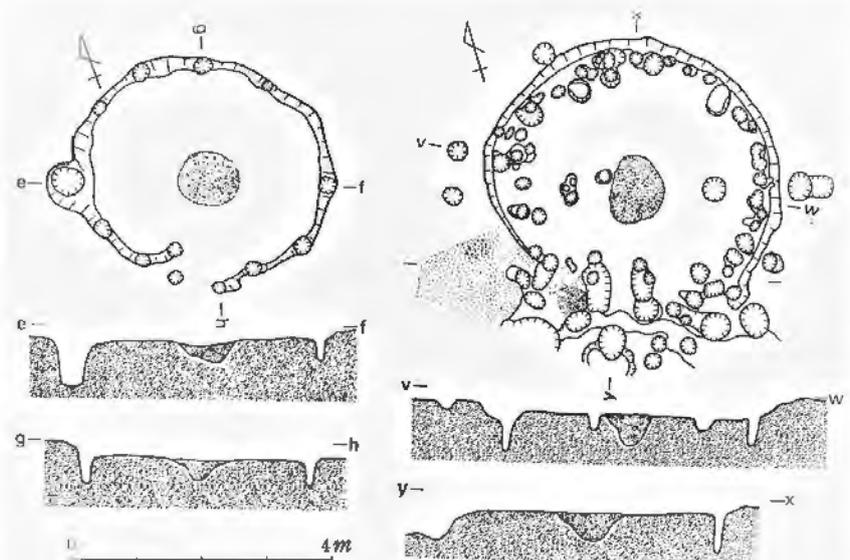
### ④ 明治大学による貝塚を東西に横断した調査（Mトレンチ）

水道管工事による貝塚の未調査破壊という緊急事態を目の当たりにした明治大学考古学研究室は、1か月間の工事の中止を県に要請し、昭和37（1962）年10月25日～11月22日まで全長230m、幅2mトレンチ（Mトレンチ）の発掘を行った。遺跡南部の最高地点を横断するトレンチであり、貝層はトレンチの東西に分かれて分布する。

発掘調査範囲からは、複数の竪穴建物跡、土坑、人骨7体、土器、土製環状垂飾、山形土偶の胴部、石器、骨角歯牙製品などが出土した。南北道路と交差する9区では隅円長方形のM3



第3-5図 Mトレンチ出土の土製環状垂飾（総括報告書第60図【参考2】、外山1963を転載）



第3-6図 Mトレンチ出土竪穴建物跡（『市川市史』第1巻（1971）P.240第88図を転載）

号住居跡（報告文ママ）、また東の一部を切って、推定円形プランのM4号住居跡が出土した。またM3号住居跡（報告文ママ）北東の土壇から仰臥屈葬人骨1体（M10号）が発見された。一部ローム層面の高まりを反映した地形で標高24mを超える10～15区では堀之内1式期～加曾利B2式期の大小のピットが群在して検出された。16区では加曾利B1式期の純貝層中から腹部が膨らんだ山形土偶の胴部片が発見された。19区で発見された堀之内1式期の竪穴建物跡は径4.5mの円形で、ローム層の壁下に多数の小さな柱の穴が並び、径30cm程の柱穴があった。中央には竪穴炉が白い灰が充満した状態で発見され、南南西に出入口がある。19区貝層中から加曾利B式土器に伴い、縄文施文後に赤彩した<sup>しずく</sup>雫形の土製環状垂飾が出土した。20区は堀之内1式期のイボキサゴ主体の貝層と、部分的にハマグリの多い厚い貝層が広がる。また称名寺式・堀之内1式土器が主体のイボキサゴ層で覆われ円形の貝層をとまなう土坑が出土した。21区の貝層は堀之内2式期で、昭和34（1959）年同大学が発掘した溝が全周する南側に出入口のある竪穴建物跡（M1号住居跡）が再発見された。本遺構は溝が全周し、南側に出入口がある。最西端の23区ではハマグリ主体の加曾利B2式期の貝層と、山形土偶（縄文時代後期にみられる、三角形の頭部をもつ土偶）の右腕が出土した。本地点は、東西方向に細長い調査地点であり、調査を担当した大学名の頭文字をとって、Mトレンチと名付けられた。

#### ⑤ 千葉県立国分高校官舎建設のための千葉県教育委員会による緊急調査（O地点）

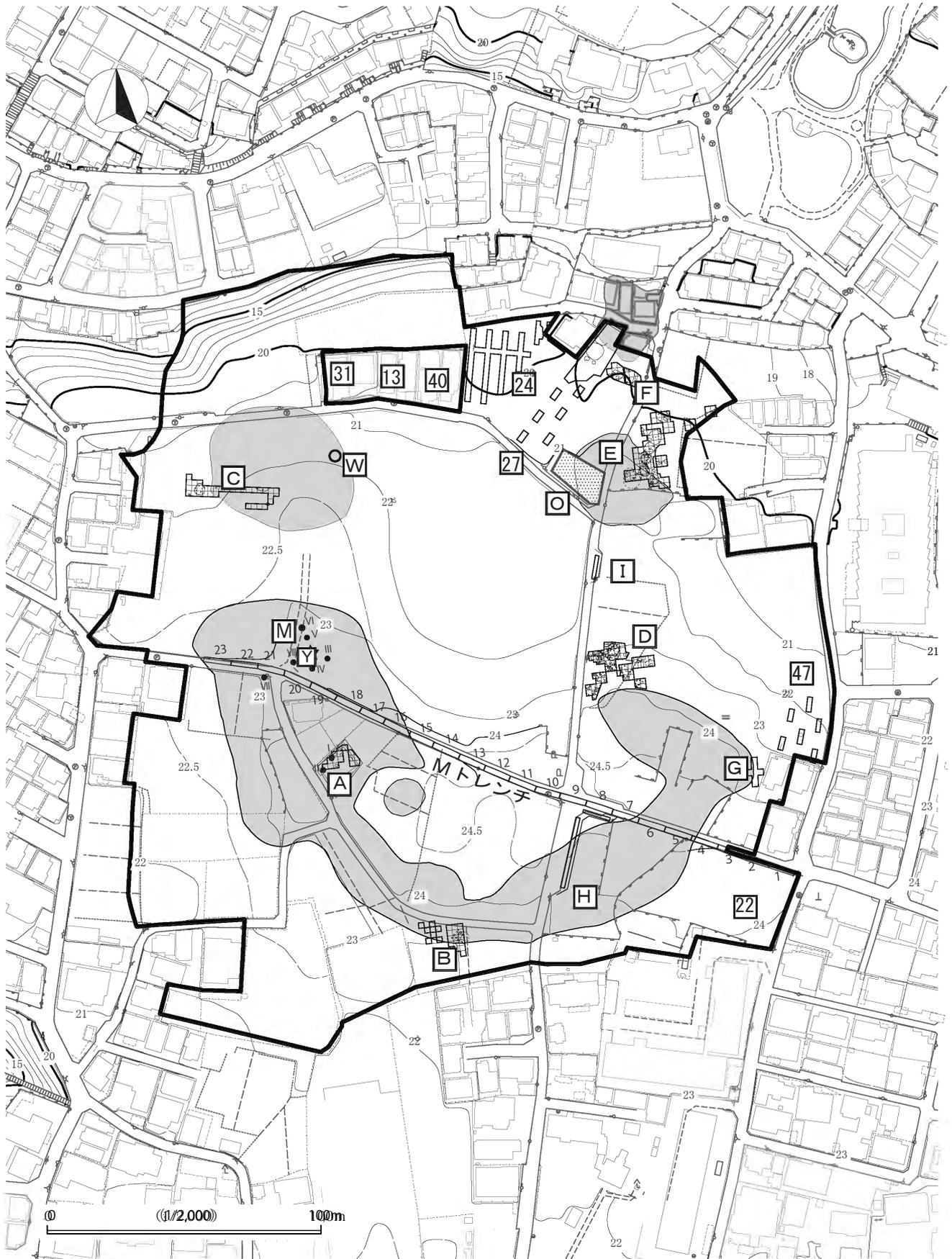
北東部に独立して分布する貝層分布域の内側で、千葉県立国分高校の官舎建設のための緊急調査が、千葉県教育委員会の平野元三郎を担当者として早稲田大学考古学研究室により昭和40（1965）年10月17日から26日までおこなわれた。検出された遺構は住居跡1～3号（報告文ママ）、特殊遺構1～2号（報告文ママ）、堀之内1式期のピット群である。住居跡は東部、特殊遺構は西部から発見され、さらに2号住居跡の炉の近くで西頭位の仰臥伸展葬人骨が1体、2号特殊遺構中から人頭骨の一部が発見された。また、高さ4.7cmの胸～腰部の板状のみみずく形土偶、高さ7.2cmの頭部と右手・左足の先を欠くみみずく形土偶が出土した。本地点は、（1）③O地点と同じ場所の調査であるため、同じ地点名となっている。

第3-2表 市川市教育委員会による発掘調査以前の調査一覧

No.	調査年	実施者・団体	内容
1	明治16(1883)年	坪井正五郎・白井光太郎	曾谷貝塚の発見、土器・石器採集
2	明治26(1893)年	山崎直方・佐藤伝蔵	曾谷貝塚初の発掘調査、土器・土偶・石器の発見
3	昭和10(1935)年	大場磐雄・稲生典太郎・豊元国、 國學院大学上代文化研究会	試掘、発掘調査(O地点)、埋葬人骨の発見、土器・蓋付土製品の発見
4	不明 (昭和11(1936)年 12月17日以前)	山内清男	発掘調査(Y地点)、曾谷式土器の発見、竪穴建物跡(遺構)の発見
5	昭和25(1950)年	東京大学人類学教室	発掘調査、人骨の発見、土器の発見
6	昭和34(1959)年	明治大学考古学研究室	貝層分布全形測量、発掘調査(M地点)、集落と埋葬の双方を発見
7	昭和35(1960)年	早稲田大学考古学研究室	発掘調査(W地点)、抜歯人骨の発見
8	昭和37(1962)年	明治大学考古学研究室	貝塚を横断する発掘調査(Mトレンチ)、竪穴建物跡・土坑の発見、人骨、土器のほか・土偶・土製垂飾・骨角器などの発見
9	昭和40(1965)年	千葉県教育委員会	発掘調査(O地点)、竪穴建物跡の発見、人骨・土偶の発見

#### (3) 市川市教育委員会による発掘調査

第1節で述べたように、昭和49（1974）年から昭和53（1978）年に史跡指定に先立つ発掘調査が市川市教育委員会によっておこなわれた。昭和49（1974）年から昭和52（1977）年にかけてA～E地点、昭和53（1978）年の調査においてはF地点が調査された。



令和4(2022)年12月に実施した航空測量に基づく現況地形図に昭和34(1959)年に明治大学考古学研究室が作成した貝層分布範囲の測量図、これまでの指定地内発掘調査地点等、グリッド・遺構、史跡指定範囲を合成したもの

明治大学考古学研究室(M地点)の詳細な調査地点を示したもの

各調査地点名を示したもの。「第」や「地点」といった文言は省略した

第3-7図 国指定史跡曾谷貝塚指定範囲・現況測量図 (S=1/2000)

## ① 発掘調査の内容

### (ア) A地点

A地点は、馬蹄形貝塚の西南部であり、馬蹄形状に高まった貝層の外側に位置している。遺構は土坑3基、焚火跡4か所、犬骨1体、人骨2体が確認された。また、遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料付着、石器、骨角歯牙製品、貝製品、糞石、動物遺体などが出土した。埋葬犬骨は後期初頭の時期に位置づけられ、良好な状態で残っていた。

### (イ) B地点

B地点は、貝層分布の南限に位置しており、微地形としては馬蹄形状をなした貝層の高まりの裾部に近い。縄文時代前期と後期の土器、サンゴ、動物遺体が出土しており、前期と後期の重複する竪穴建物跡を確認した。

### (ウ) C地点

C地点は、馬蹄形貝塚の北西部に離れて分布している貝層の範囲（東西約50m、南北約45m）の一面にある。貝層の貝は、ハマグリ・ハイガイ・イボキサゴを主体とする。遺構は竪穴建物跡2軒、土坑5基などが発見された。遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料が付着した土製品、石器、糞石、動物遺体、植物遺体が出土している。貝製品としては、イタボガキ製貝輪1点が出土した。そのほか、遊離した人骨が出土している。植物の遺体は、オニグルミの炭化核である。

### (エ) D地点

D地点は、貝塚東部の貝層分布範囲に隣接する。調査の結果、後期初頭から後葉の竪穴建物跡11軒、土坑9基、ピット群（土坑が密集したもの）と時期不明の溝状遺構1条を確認した。本地点では後期後葉の曾谷式土器の異形台付土器などのほか、土坑からイタボガキ製の貝輪未製品と未加工のイタボガキがまとまって出土した。貝輪未製品は、貝殻に孔をあけ始めた段階、腕が入る大きさに孔を広げた段階など、製作の各段階で破損したものが出土したことから、貝輪の製作工程がうかがえる。

### (オ) E地点

E地点は、貝塚の北東方向に位置し、北に緩く傾斜した場所に立地する。北東部では2か所に貝層が分布しているが、調査区はそのうちの南に分布する範囲の東部に位置する。調査の結果、竪穴建物跡8軒、土坑8基、ピット群3基、埋葬人骨1体が見つかったほか、遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料が付着した鉢、石器、骨角歯牙製品、貝製品、糞石、動物遺体などが出土している。

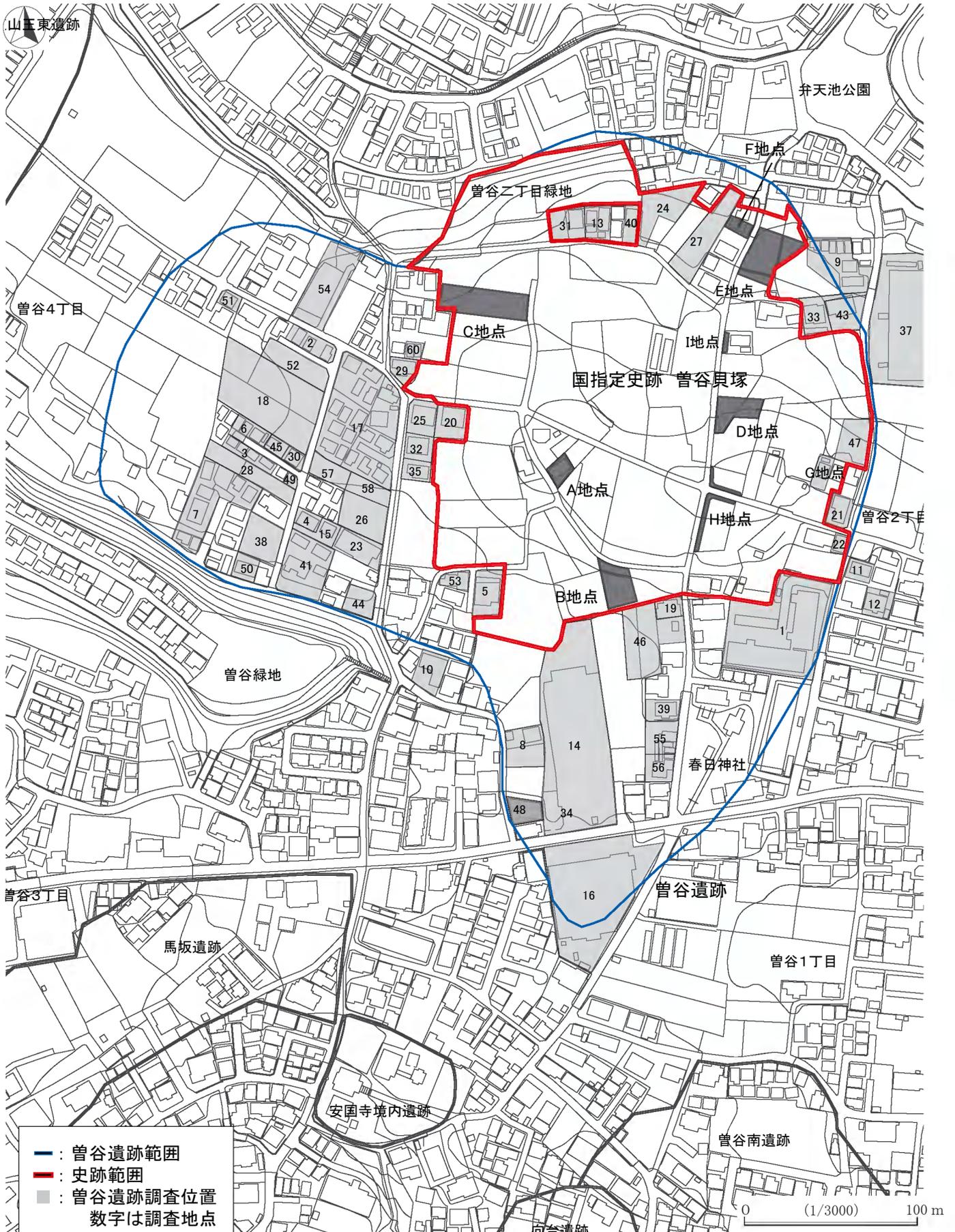
### (カ) F地点

F地点は、曾谷貝塚の北東部にある南北に分かれた二つの貝層が分布している範囲の北側に位置する。土器、石器、貝製品のほか、スタンプ形土製品が出土した。

## ② 発掘された遺構

### (ア) 貝層

これまでの発掘成果にもとづいてそれぞれの地点の貝層を地点別に検討したところ、おおむね後期を中心に貝層が形成されていることがわかった。本貝塚の貝層は、遺構内と遺構外に分布する。遺構外の貝層は、A地点の後期初頭の貝層がもっとも古く、A～C・E・G・第24・第27地点で後期前葉の貝層の形成が確認されているので、広範囲に貝層が形成されたことが



第3-8図 曾谷遺跡内外の発掘調査地点 (S=1/3000)

第3-3表 史跡指定地内外の曾谷遺跡の調査履歴

遺跡名	地点	内容	遺構	遺物	報告書	
史跡内 曾谷貝塚	A	—	ローム台状遺構1(縄後)、ピット2、灰火跡4、他	縄文土器(前～後)、石器、骨角器、貝製品、人骨、犬骨他	昭和49年度 市川博物館年報 1975、本報告	
	B	—	竪穴建物2(縄前・後1)	縄文土器(早～後)、土製品、石器、動物遺体他	昭和49年度 市川博物館年報 1975、本報告	
	C	—	竪穴建物2(縄前)、ピット4、溝1、他	縄文土器(早～後)、石器、骨角器、貝製品、動物遺体他	曾谷貝塚C地点発掘調査概報 1976、本報告	
	D	—	竪穴建物12(縄後)、小竪穴9、ピット多、溝1、他	縄文土器(早～後)、土製品、石器、骨角器、貝製品、犬骨他	曾谷貝塚D地点発掘調査概報 1977、本報告	
	E	—	竪穴建物7(縄中・後)、小竪穴8、ピット多、溝1、他	縄文土器(早～後)、土製品、石器、骨角器、貝製品、人骨他	曾谷貝塚E地点発掘調査概報 1978、本報告	
	F	本	竪穴建物1(縄後)、土坑・ピット4(縄1、後1、不明2)、溝1	縄文土器(中・後)、土製品、石器、貝製品	昭和53年度 埋蔵文化財 1979、本報告	
	G	確	—	—	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986	
	H	確	—	縄文土器(前～後)、石器	本報告	
	I	確	土坑2(縄)	縄文土器(後)	本報告	
	22	確	—	—	昭和63年度 市川東部遺跡群 1989	
	24	確・本	土坑・ピット4(縄)	縄文土器(中・後)、石器	昭和63年度 市川東部遺跡群 1989	
	27	確・本	竪穴建物2(縄後)、土坑・ピット37	縄文土器(中・後)、土製品、石器、動物遺体	平成2年度 市川市内遺跡群 1991	
	47	確	竪穴建物1(縄)、土坑・ピット2	縄文土器(前～後)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012	
	史跡外 曾谷遺跡	1	確・本	小竪穴1(縄後)、土坑2	縄文土器(早～後)、土製品、石器	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		2	確・本	溝1	縄文土器(中・後)、石器	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		3	確・本	竪穴建物3(縄中2、奈・平1)、貝ピット1(縄中)、小竪穴群(縄中)	縄文土器(中)、動物遺体 / 土師器(奈・平)、石製品	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		4	確・本	溝1(中・近カ)	縄文(早～後)	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		5	確	—	縄文土器 / 土師器・須恵器	昭和56年度 埋蔵文化財 1982
		6	確・本	竪穴建物1(奈・平)、小竪穴1(縄中)、溝1	縄文土器(前・中)、土製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和57年度 埋蔵文化財 1983
		7	確・本	竪穴建物3(縄中1、奈・平1、不明1)、土坑56(縄中・後)、埋蔵1(縄中)	縄文土器(前・中・後)、石器、土製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和58年度 埋蔵文化財 1984
		8	確・本	竪穴建物1(奈・平)・小竪穴1	土師器・須恵器(奈・平)	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
		9	確・本	竪穴建物2(縄前1、奈・平1)、溝1	縄文土器(前～後)	昭和58年度 埋蔵文化財 1984
		10	確・本	溝10(中・近1、不明9)、土坑18	—	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
		11	確・本	炉穴1(縄早)	縄文土器(早)	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
12		確	—	—	昭和59年度 市川東部遺跡群 1985	
13		確	—	縄文土器(後)	昭和60年度 市川市埋蔵文化財 1986	
14		確・本	竪穴建物4(縄前2、奈・平2)、炉穴1(縄早)、溝2	縄文土器(早・前)、石器、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和59年度 市川東部遺跡群 1985	
15		確・本	竪穴建物3(縄前2、奈・平1)、土坑1(縄前)	縄文土器(前)、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和60年度 市川市埋蔵文化財 1986	
16		確・本	竪穴建物2(縄前1、奈・平1)、溝1	縄文土器(前・中)、石器 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986	
17		確・本	竪穴建物11(縄前3・中5、奈・平3)、炉跡2(縄)、埋蔵2(縄中1、後1)、土坑51(縄)、土器集積土坑1(奈・平)、溝5	縄文土器(前～後)、土製品、石器、貝製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)、石製品	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986	
18		確・本	竪穴建物8(縄前2・中1、奈・平5)、竪穴遺構1(縄)、炉跡3(縄)、土坑30(縄)	縄文土器(前～後)、土製品、石器、貝製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和61年度 市川東部遺跡群 1987	
19		確	土坑1(縄)	縄文土器(前～後)	昭和61年度 市川東部遺跡群 1987	
20		確・本	竪穴建物4(縄後)、土坑34(縄)	縄文土器(前～後)、石器、骨角器、動物遺体	昭和62年度 市川東部遺跡群 1988	
21		確	土坑1	縄文土器(早)	昭和62年度 市川東部遺跡群 1988	
23		確・本	竪穴建物1(縄)、竪穴遺構7、土坑18、溝4	縄文土器、石器 / 土師器(奈・平)	報告書未刊	
25		—	—	縄文土器、石器	報告書未刊	
26		確・本	—	不明	報告書未刊	
28		確・本	地下式土坑1	縄文土器(中・後)、石器	平成2年度 市川市内遺跡群 1991	
28-2		確	—	縄文土器(前・中)	平成22年度 市川市内遺跡 2014	
29		確・本	土坑・ピット14、溝1	縄文土器	報告書未刊	
30		確・本	土坑・ピット5	縄文土器	報告書未刊	
31		確・本	竪穴建物1(奈・平カ)、土坑200	縄文土器、石器	報告書未刊	
32		確・本	—	縄文土器、石器、貝製品	報告書未刊	
33		確	土坑・ピット4	縄文土器(前～晩)	平成7年度 市川市内遺跡 1996	
34		確	溝1(奈・平)、竪穴建物2(不明)、土坑2	縄文土器(早) / 土師器・須恵器・灰釉(奈・平)	平成7年度 市川市内遺跡 1996	
35		確・本	土坑1(縄)、ピット1	縄文土器	報告書未刊	
37		確	—	縄文土器(前・後) / 土師器 / 近世陶器	平成11年度 市川市内遺跡 2000	
38		確	土坑1(縄)・ピット1、溝1	縄文土器(前・中)、石製品	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011	
39		確	掘立建物2(奈・平)、土坑・ピット14	縄文土器(前～後晩) / 土師器・須恵器(奈・平)、鉄鏃(奈・平)	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011	
39		本	掘立建物5(奈・平)、ピット20	縄文土器 / 土師器・須恵器(奈・平)、金属製品	平成25年度 市川市埋文報告 2014	
40		確	—	縄文土器(前・後晩カ)、土製品	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011	
40-2		確	—	縄文土器	報告書未刊	
41		確・本	土坑・ピット13、溝3	縄文土器、石器 / 土師器(奈・平)	報告書未刊	
43		確	溝1	縄文土器、石器	報告書未刊	
44		確	—	縄文土器(前・後) / 土師器(奈・平)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012	
45		確	—	縄文土器(前) / 土師器(奈・平)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012	
46		確	竪穴建物2(縄)、土坑3	縄文土器(前～後)、石器	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012	
46-2		本	土坑12(縄7、奈・平5)	縄文土器(前)	平成21年度 市川市内遺跡 2013	
48		確	土坑・ピット9(縄)、ピット2(奈・平)	縄文土器(早～中) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成21年度 市川市内遺跡 2013	
49		確	—	縄文土器(前・中)	平成22年度 市川市内遺跡 2014	
50		確	—	縄文土器(中・後) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成22年度 市川市内遺跡 2014	
51		確	—	—	令和元年度 市川市埋文報告 2020	
52		確	土坑1(縄)、竪穴建物1(奈・平)、ピット2(縄)	縄文土器(前) / 土師器(奈・平)	平成25年度 市川市内遺跡 2019	
52		本	土坑3(縄)、竪穴建物2(奈・平)	縄文土器・土製品 / 土師器・須恵器(奈・平)、石製品、金属製品	令和元年度 市川市埋文報告 2020	
53		確	—	縄文土器 / 土師器(奈・平)	平成25年度 市川市内遺跡 2019	
54		確	—	縄文土器 / 土師器(奈・平)	平成26年度 市川市内遺跡 2020	
55		確	竪穴建物6(縄2、奈・平4)、土坑・ピット35(縄18、奈・平17)	縄文土器(前) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成26年度 市川市内遺跡 2020	
55		本	竪穴建物1(縄前)、掘立建物2(奈・平)、土坑・ピット62(縄43、奈・平19)	縄文土器(前～後)、土製品、石器、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	市教・原史 曾谷55 2016	
56		確	—	—	令和元年度 市川市埋文報告 2020	
57		確・本	竪穴建物1(縄)、土坑・ピット7	縄文土器(前・後) / 土師器・須恵器(奈・平)	令和元年度 市川市埋文報告 2020	
58		確・本	土坑・ピット7(縄)	縄文土器・土製品	令和元年度 市川市埋文報告 2020	
60		確	溝2(奈・平)	縄文土器 / 土師器(奈・平)	令和元年度 市川市内遺跡 2025	

【凡例】 確：確認調査、本：本調査 / 竪穴建物、竪穴建物跡、掘立建物、掘立柱建物跡 / 縄、縄文時代早期、縄前、縄文時代前期、縄中、縄文時代中期、縄後、縄文時代後期)、古：古墳時代、奈・平：奈良・平安時代、中：中世、近：近世 / 市教：市川市教育委員会、市川東部遺跡群：市川東部遺跡群発掘調査報告書、市内遺跡群：市川市内遺跡群発掘調査報告書、埋蔵文化財：埋蔵文化財発掘調査報告書、市内遺跡：市川市内遺跡発掘調査報告書、市川市埋文報告：市川市埋蔵文化財発掘調査報告書

\* 36は東山王東遺跡に編入、42・59は未調査のため欠番



わかる。A・B・E地点では後期中葉の貝層の形成が確認されており、後期前葉から中葉にかけて、馬蹄形貝塚が形成されていたことがわかる。一方、遺構内では、中期末葉の貝層がC・E地点から報告され、それ以外の地点では、多くの貝層が後期初頭から後期中葉に形成されている。

#### (イ) 竪穴建物跡

発掘調査では、A～F地点から24軒、第27地点から2軒、第47地点から1軒と計27軒の竪穴建物跡が確認されており、大半は後期のものであった。これらの竪穴建物跡には、柄鏡形の平面形を呈するもの、壁に沿って柱穴を巡らすもの、入口部が明確なもの、埋甕が設置されたものなどがあつた。平面形は多くが楕円形や不整形であること、柄鏡形住居がみられることなどが本貝塚の特徴といえる。

#### (ウ) 土坑

土坑は、各調査区に広く分布しており、計38基確認されている。人骨(A地点)や犬骨(D地点)をとめない、土坑墓の性格をもつものもあつた。平面形は、円形または楕円形が多い。また、土坑が一定のまとまりをもつピット群がD・E地点において発見されている。

#### (エ) 遺構の移り変わり

本貝塚では、これまでに竪穴建物跡、土坑、焚火跡、ローム・礫集積遺構などが確認され、前期から後期までの時間幅があるが、後期初頭から後葉を中心としたものであつた。

B地点およびC地点から前期に相当する竪穴建物跡が計3軒、土坑が計2基確認されており、集落の初源を示すものとして注目される。

中期は、C地点から中期初頭と推定される礫集積遺構が出土しているが、前期の遺構と同じように貝層をとまなわないという特徴がある。中期末葉の遺構は、C地点で土坑が確認されている。

後期初頭の遺構はD・E地点で竪穴建物跡、A・D・E地点で土坑が確認されている。A・D・E地点を中心に集落が営まれていたようであり、貝層の形成もA・D地点に限られていた。

後期前葉の遺構は、B・D・E・第27地点で竪穴建物跡、A・C・E・第27地点で土坑、A地点で焚火跡、C地点でロームの集積が確認されている。遺構の広がりや連動して、遺構外の貝層も広がりやをみせるようになる。

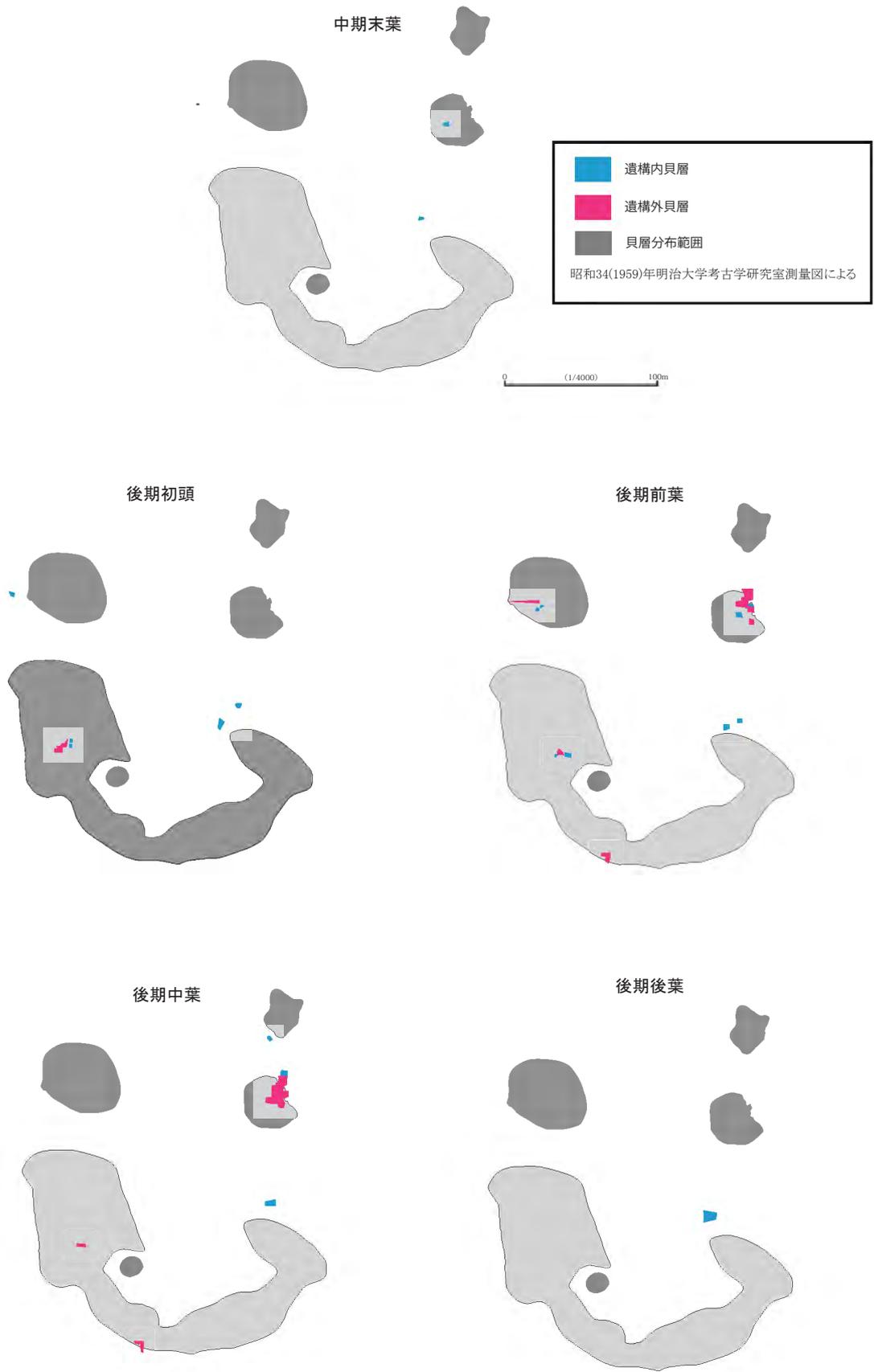
後期中葉の遺構は、D・E・F地点で竪穴建物跡が確認されており、遺構内の貝層はD・E・F地点、遺構外の貝層はA・B・E・F地点に広がりやをみせる。

後期後葉の遺構は、D地点で竪穴建物跡と土坑が確認されているが、貝層の形成は遺構内のみで、遺構外への広がりやの確認されていない。

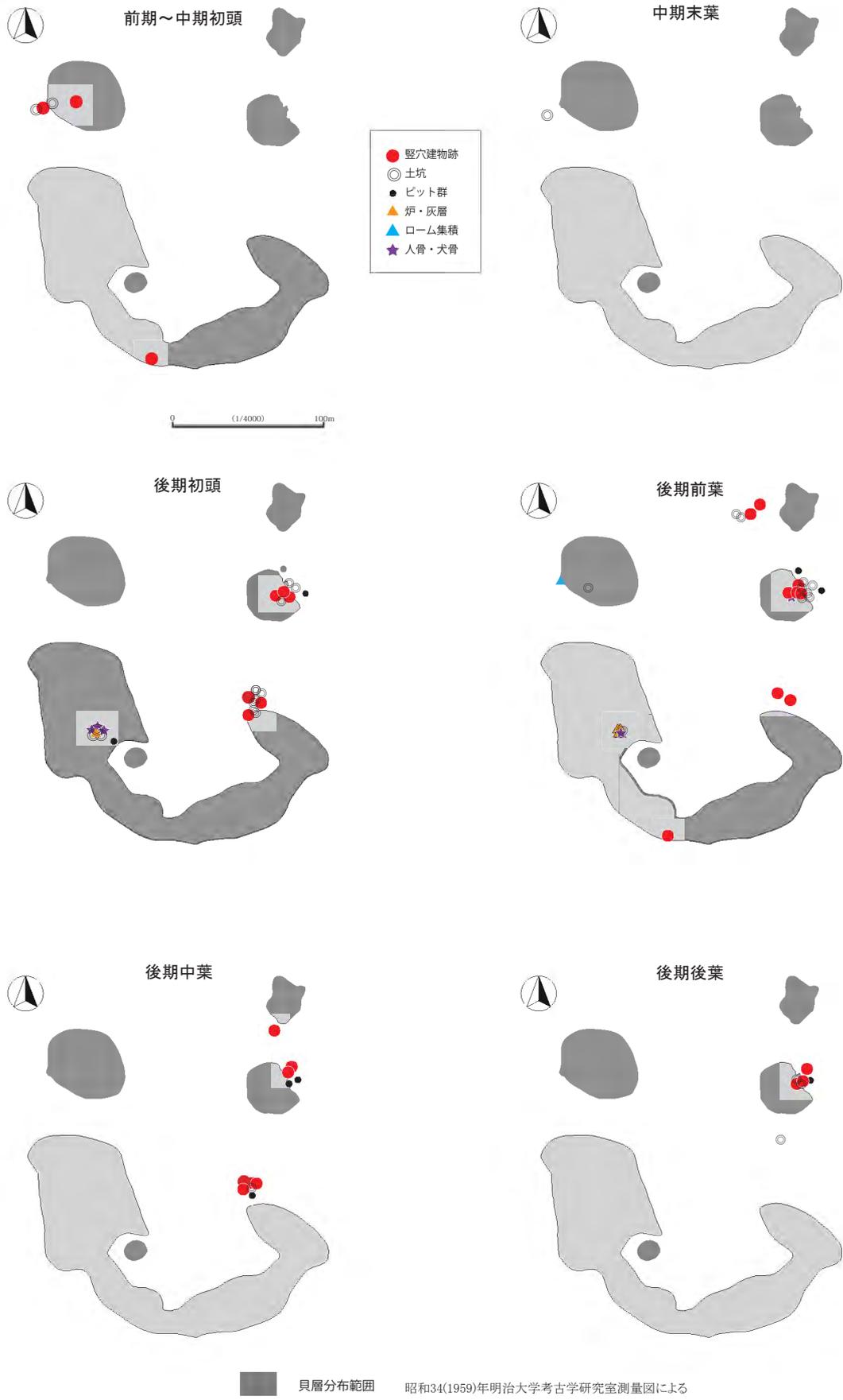
### ③ 発掘された遺物

#### (ア) 土器

本貝塚の出土土器は、およそ1100点が報告書に掲載されている(市川市教育委員会2022)。土器の時期は、縄文時代早期から晩期と幅広いが、後期初頭から後期後葉の土器を中心とする。後期後葉は、安行2式から数が激減し、集落の時期の終わりを想定できる。曾谷式土器はD・E・I地点から出土した。D地点S I O 4・07の床面から覆土にかけて、異形台付や鉢など多様な器種の曾谷式の良好な資料が出土している。また、他の地域に広がっている土器も出土している。A・E地点では東北地方南部に分布する土器や、C地点からは関東地方西部以西に分布



第3-10図 遺構内外貝層の時期別変遷（史跡指定地内）



第3-11図 時期別遺構変遷図（史跡指定地内）

の中心がある土器などが出土している。

#### (イ) 石器

石器は合計で 467 点出土した（市川市教育委員会 2024）。製品出土点数の内訳は、尖頭器 1 点、石鏃（矢の先に付ける石製の矢じり）18 点、スクレイパー（切ったり、削ったり、掻き取ったりする道具）3 点、楔形石器 11 点、石核 15 点、剥片・碎片 167 点、礫器 1 点、磨製石斧（磨いてつくった石製の斧）3 点、打製石斧（打ち欠いてつくった石製の土掘具）23 点、石皿（磨石・敲石とセットでドングリ等の堅果類を割ったり、すりつぶしたりする道具）31 点、磨石・敲石 117 点、石錘（石製のおもり）1 点、砥石 16 点、軽石製品 23 点、石棒 2 点、石剣 2 点、石冠状石製品 1 点などである。これらの石器の時期は縄文時代後期が主体である。石鏃や石斧などの生活用具としての資料と、石棒などの儀礼的な性格をもつと考えられる資料がある。また、石皿など一部の石器は、分割されるなどして二次的に別の用途で使用されたものがあり、この傾向は市川市内の縄文遺跡と共通する。

#### (ウ) 骨角歯牙製品

骨角歯牙製品は、動物の骨や角、歯牙を素材として製作された道具類を指す。計 37 点出土した（市川市教育委員会 2024）。道具としての使用が想定される製品として、漁撈具と考えられるヤス状刺突具 5 点、組合せ式刺突具 1 点、釣針 1 点、鏃 2 点、弭形製品 3 点、錘 3 点、刺突具 3 点、ヘラ状製品 3 点が出土している。また、装身具類として、腰飾りと想定される棒状垂飾 1 点、髪飾りと想定される針状製品 3 点、垂飾 4 点が出土した。未製品や素材は 5 点である。これらは縄文時代中期から後期のものである。

#### (エ) 貝製品

縄文時代の貝塚から出土する貝輪とは、貝殻に孔をあけてつくった腕輪である。身を飾る装身具であるが、呪術的な意味もあったと考えられている。

本貝塚から出土した貝製品は、貝刃などの道具としての製品および装身具類であり、計 94 点である。内訳は、貝刃が 49 点、ヘラ状貝製品 1 点、貝輪 19 点（未製品 21 点）、イモガイ類製加工品 3 点、穿孔貝 1 点が出土している。

また、貝輪素材であるイタボガキの貝殻が 66 点（46～66 個体分）、同じくイタボガキ製の貝輪の未製品と破損品が 19 点（7～19 個体分）D 地点から出土した。これらは、製作過程の各段階を示す資料である。注目すべきは、未加工のイタボガキと貝輪の未製品において、身と蓋の 1 個体分が組み合わせられる事例が 2 例あることであり、貝輪生産がおこなわれていたことがわかっている。

イタボガキの貝輪生産に関わる一括資料は全国的にも類例がほとんどなく、縄文時代における貝輪生産を考えるうえで重要である。

#### (オ) 土製品

土製品は合計 67 点出土した。その内訳は、土器片円板 39 点、二次利用された浅鉢片 1 点、土器片錘 12 点、三叉状土製品 1 点、耳飾り 2 点、土偶 10 点、男根状土製品 1 点、スタンプ形土製品 1 点が出土した。A 地点から出土した土器片錘には、マガキが付着していた。土器片錘は網漁などに使用されたと考えられる生活用具であり、土器片円板の使用目的は不明であるが、そのほかの土製品は土偶や装身具としての役割のある耳飾りを含めて儀礼的な性格をもつ。

#### (カ) 動物・植物遺体

動物遺体は、おもに縄文時代後期初頭から後期後葉に位置づけられる貝類、魚類、鳥獣類が

みられた。貝類は、全体的にハマグリとイボキサゴが主体で、次いでアサリがみられるほか特定のサンプル採集場所ではマテガイやマガキが集中していた。魚類は、サメ、アカエイ、クロダイ、マダイ、ボラ、ハゼなどがみられる。

植物遺体は、C地点から前期および後期のオニグルミ炭化核が3点出土した。その他、土器圧痕のレプリカ法による調査によって、エゴマの可能性が高いシソ属果実、液果類、ダイズ属種子、ヤブマメ種子、アズキ亜属種子、マメ類の可能性のある圧痕などが検出されている。

#### (キ) 糞石

糞石は、A・C・D・E地点から計47点出土した。

そのほか、B地点およびD地点からサンゴ（キクメイシ）の化石が計3点出土した。

### ④ 埋葬

#### (ア) 人骨

人骨は合計で3体検出された。それらは堀之内1式期の胎児骨1体、称名寺式期の胎児骨1体、堀之内1式期の成人骨1体である。

この他にC地点から2点、D地点から16点、E地点から1点の人骨片が出土している。

A地点から1号人骨・2号人骨の2体の胎児もしくは新生児の人骨が出土しており、当時の周産期の死亡率の高さを物語る。18-12-3グリッドの土壌内から出土した1号人骨は、後期前葉の堀之内2式期である。胎齢は、およそ9.5ヶ月（7.5～10ヶ月）と推定されている（近藤・領塚2018）。17-11-25グリッドの暗褐色土層上部から出土した2号人骨は、後期初頭の称名寺式期である。胎齢約8ヶ月（7.5～8.5ヶ月）で死亡した（死産した）と推定される（近藤・領塚2018）。

E地点1号人骨は、S I O 4から仰臥屈葬の埋葬姿勢で出土した。頭骨の下から灰が出土しており、埋葬時に灰を頭部に敷いたとみられる。人骨の周囲からは、微量のベンガラと推定される赤い粉が検出されたが、埋葬にともなう副葬品や着用品などはなかった。時期は堀之内1式期である。骨のサイズから見て小柄と推定される成年～壮年の女性であり、左大腿骨が大きく欠けているが、ほぼ全身が保存されていた。年齢は20代～30代であり、比較的筋肉質な女性であったと考えられ、日常生活での労働の負荷が比較的大きかったことを示す。頭蓋、四肢骨とも、骨格の形態には典型的な縄文人の形質がみられた（近藤・領塚2018）。

人骨の歯冠を使って遺伝的な関係などを調べる研究によると、曾谷台にある中期の向台貝塚と後期の曾谷貝塚から出土した人骨の一部が近縁関係にある可能性が指摘された（近藤2022）。また、曾谷貝塚から出土した後期の人骨と姥山貝塚から出土したほぼ同時期の人骨の歯冠を分析した結果、生物学的に近縁関係にある個体が含まれ、両遺跡の縄文人たちが大柏谷という谷地形を隔てて、血縁関係にある可能性が指摘された。歯冠計測から推定された人骨同士の血縁関係の有無やその関係性は、今後DNA分析によって検証する必要があるものの、縄文時代の集落研究に寄与することが期待できる研究成果といえよう。

#### (イ) 犬骨

埋葬された犬骨は、A地点およびD地点から合計で2体検出された。また、C地点から埋葬状態が不明瞭な犬骨が2か所から発見された。

A地点では17-11-23グリッドから、1体分の犬骨が埋葬された状態で出土した。時期は、後期初頭の称名寺式期である。骨格が良好な状態で残っているが、発掘時に一部の骨が移動し

た可能性がある（金子 2008）。

C地点では、貝層下のローム集積（SX01）がピット状にやや落ち込む場所付近から犬骨が出土している（金子 2008）。時期は、後期前葉の堀之内2式期であるが、埋葬されたものか否か確認できなかった。「ローム集積中ピット」と調査中に認識されていた場所、およびその上層からも出土が確認された。また、犬骨は7-10-25グリッド付近からも出土した。

D地点では、未加工のイタボガキと貝輪未製品が多く出土して注目されたSK08の覆土上部から、後期初頭の加曽利V式期の埋葬犬骨が1体出土している。犬骨は、右半身を下にし、横たわった状態で出土し、北頭位で埋葬されていた。生後6～7ヶ月齢と推定され（金子 2008）、暗褐色土層や貝層を掘り込んだ土壌の底面に埋葬したと考えられる。犬骨の広がりから穴の底面は最小限でも約60×40cmであり、深さは遺構確認面から50cm以上であったと推定され、犬骨は比較的短期間に埋まった4枚の貝層で覆われていた。

### 第3節 指定後の調査成果

#### (1) 昭和54（1979）年指定地における発掘調査の概要

##### ① G地点

住宅の改築工事にともない、貝塚の東南部に位置するG地点の調査がおこなわれた。長さ10m×幅2mの南北トレンチ1本、長さ6m×幅2mの東西トレンチ1本を設定し、昭和61（1986）年1月23日～27日に28㎡の範囲を調査した。遺構は確認できなかった。遺物は、縄文時代前期中葉と後期前葉から中葉にかけての土器が出土しており、後期前葉の堀之内2式がもっとも多い。瓦片なども若干出土している。馬蹄形貝塚の貝層分布の縁辺に位置する地点だが、後世の攪乱により貝層が破壊されていた。

##### ② H地点

本地点は史跡内を東西・南北に通る道路の交差点に位置する。周辺住民及び史跡見学者からの交通危険防止の要望に伴い計画された道路拡幅工事の設計資料を得るため、平成16（2004）年6月10日～15日にかけて、貝層などの保存状況を確認する発掘調査がおこなわれた。調査面積は45㎡である。

調査では、道路拡幅工事予定箇所に計3本のトレンチを設定した。1トレンチでは、8カ所の貝層及び混土貝層、貝ブロックが認められた。貝類は、ハマグリがもっとも多く、アサリやシオフキ、オキシジミ、アカニシ、カガミガイ、イボキサゴなども確認されたほか、骨片なども検出された。2トレンチでは、トレンチの中央付近で貝ブロックが1カ所確認された。土器は、前期中葉の黒浜式や後半の興津式、中期末葉の加曽利EIV式、後期初頭の称名寺I式、称名寺II式、後期前葉の堀之内1式、堀之内2式、後期中葉の加曽利B2式などが出土した。磨石・敲石や石皿などの石器がわずかに出土した。

上記の調査結果を受け、本地点の道路拡幅工事は遺構確認面よりも高い位置までの掘削に止め、確認した遺構に影響が及ばない範囲で工事を施工することになった。

##### ③ I地点

本地点はD地点とE地点の間に位置する。遺跡を南北に通る道路において市川市による「まごころ道路整備事業」（車両待避スペース設置）が予定されることに伴い、史跡保護の観点から、

平成 24 (2012) 年 1 月 31 日から発掘調査を実施した。調査面積は 7 m<sup>2</sup>である。長さ 7 m、幅 1 m のトレンチを 1 本設置して確認調査を実施し、調査区の北側で貝層を、南側で土坑 2 基を確認した。

トレンチ内では、南側で 20 cm 程、北端部では 70 cm 以上の厚さの混貝土層が認められた。トレンチの南側で確認された土坑のうち、SK01 からは 1 個体分の安行 2 式土器が出土した。遺構外は、加曾利 B 3 式から安行 1 式にかけての土器が主体を占めていた。土器型式の時間幅と地点間の距離から、D 地点と密接な関係のあることが想定される。

## (2) 平成 21 (2009) 年追加指定地における発掘調査の概要

### ① 第 22 地点

貝塚の西南部に位置しており、馬蹄形貝塚の外側にある。調査は、個人住宅の建設にともなうものであり、昭和 63 (1988) 年 5 月 10 日～13 日にかけておこなわれ、調査面積は 26 m<sup>2</sup>であった。長さ 6 m×幅 2 m と長さ 7 m×幅 2 m のトレンチを各 1 本設定した。遺構や遺物は確認できなかったが、本地点の北側に隣接する第 21 地点、東南側に隣接する第 11 地点では、早期の土坑や炉穴が確認されている。

### ② 第 24 地点

本地点は、馬蹄形貝塚の開口部の東側に位置する。昭和 63 (1988) 年 12 月 16 日～23 日にかけて幅 2 m のトレンチを南北方向に 6 本、東西方向に 1 本設定し、240 m<sup>2</sup>の範囲を調査した。遺物は、1～3 トレンチの南側と 5 トレンチから出土し、堀之内 1 式を中心とする後期の土器片が主体を占めていた。5 トレンチでは土坑 2 基を確認した。1 号土坑出土の遺物は、堀之内 1 式土器を主体とし、黒曜石製の削器が 1 点出土した。2 号土坑は、5 トレンチの北側で確認され、底面には楕円形のピットがあった。遺物は、称名寺 I 式と後期前半の縄文施文の土器が出土し、後者の土器は 1 号土坑の出土土器と接合した。しかし、1 号土坑の下位から後期後半の土器片が出土していること、1 号土坑と 2 号土坑が不整形であることなどから、どちらも堀之内 1 式期の土坑ではなく、後世の土坑と判断される。

### ③ 第 27 地点

曾谷貝塚の北に開口する馬蹄形貝塚の東北部に位置している。貝塚の東北部に離れて分布する貝層の調査であり、幅 2 m、長さ 4 m のトレンチを 11 本設定し、遺構が確認された拡張区に対し、公共座標にあわせ一辺 4 m のグリッドを設定し、平成 2 (1990) 年 7 月 24 日～11 月 1 日にかけて 248.48 m<sup>2</sup>の範囲でおこなわれた。

貝層は、調査地点の北部で東西約 7 m、南北約 8 m の範囲で確認され、その時期は後期前葉の堀之内 1 式～2 式期と考えられる。この貝層は、馬蹄形貝塚の北東部の地点貝塚に相当する。厚さが 10～60 cm の貝層は、大別して、混貝土層、混土貝層、純貝層に分けられる。純貝層は、貝層部北側中央部において、東西 2.6 m、南北 2.7 m の範囲で確認された。

貝層を構成する貝類の種類と割合は、イボキサゴが約 8 割、ハマグリが約 1 割、その他約 42 種が約 1 割となっており、大部分は鹹水産種であったが、汽水産種 1 種、陸産貝種 7 種が含まれていた。イボキサゴやハマグリは砂底性質が強い貝類である。ハイガイ、サルボウガイ、マガキなど湾奥性の貝類は極めて少なかった。陸産の微小貝として、ヒカリギセル、ヒメギセル、

オカチョウジガイ、ホソオカチョウジガイが確認された。魚類はクロダイを主体とするが、マイワシやマアジなども少なくないことが推定された。鳥骨は少なく、獣骨ではイノシシ、ニホンジカの歯牙、骨角が破砕された状態で出土した。

遺構は、堀之内1式期の竪穴建物跡2軒を発掘することができた。出入口の先に土坑をもつ柄鏡形住居と推定される堀之内1式期のSIO1、略円形の平面形を呈し堀之内1式期でSIO1より新しいと考えられるSIO2である。SIO2は、多量の焼土・炭化物に覆われており、床面から遺物が出土しないことから、儀礼にともなう焼失住居と考えられる。

本地点は、台地下の弁天池へ降りる現在の道路の存在が物語るように、湧水地に近接した立地から、後期前葉の堀之内1式期の居住地として利用されていた。本貝塚東部の貝層は、宅地と道路の造成でほとんど旧状をとどめていないが、調査結果を受けて、本地点の貝層が保存されることになった。

#### ④ 第47地点

本地点は、曾谷貝塚の東側に位置しており、西南方向にG地点が隣接する。事業者から埋蔵文化財の照会があり、史跡指定地に隣接地することから、事業者との事前協議の結果、平成20(2008)年10月16日に保存目的の確認調査をおこなった。調査面積は50㎡である。この付近は、北東に向かって緩やかに傾斜し、標高は南西側で23.7m、北東側で22.4mをはかる。対象地に6本のトレンチを設定し、調査をおこなった結果、6トレンチで縄文時代の竪穴建物跡1軒、5トレンチで土坑1基、3トレンチでピット1基を確認し、2トレンチでは貝層の存在が認められた。確認面の深さは30～70cmであった。遺物は、前期中葉の黒浜式土器を主体とし、ほかに前期の関山式土器、中期の加曽利E式土器、後期の加曽利B式土器、安行式土器、磨石・敲石や石皿転用の砥石なども出土している。確認調査の結果、竪穴建物や土坑、貝層の存在を確認したことから、本地点は平成21年7月付で曾谷貝塚の史跡指定地に追加され、保存されることになった。

以上、曾谷貝塚においては市川市による調査と他の機関による調査が複数回おこなわれ、多彩な学術的成果をあげている。一方で、調査範囲の合計面積は史跡指定範囲全体の5%に満たない。今後の調査や整理作業において、さらなる成果が期待できる。

#### (3) 曾谷遺跡の概要

貝塚の外側にも遺構や遺物の広がりが見られ、貝塚を含めたその範囲をもって曾谷遺跡とする。

第3-8図(41頁)に示した曾

第3-4表 曾谷貝塚史跡指定地内における発掘調査の概要と史跡指定日

地点	調査期間	調査面積	史跡指定日
A	昭和49(1974)年 8月21日～9月22日	56㎡	昭和54(1979)年12月22日
B	昭和49(1974)年 8月21日～9月23日	88㎡	昭和54(1979)年12月22日
C	昭和50(1975)年 8月17日～8月26日	134㎡	昭和54(1979)年12月22日
D	昭和51(1976)年 8月1日～8月20日	206㎡	昭和54(1979)年12月22日
E	昭和52(1977)年 8月1日～8月31日	307㎡	昭和54(1979)年12月22日
F	昭和53(1978)年 8月18日～8月30日	105㎡	平成28(2016)年3月1日
G	昭和61(1986)年 1月23日～1月27日	28㎡	昭和54(1979)年12月22日
H	平成16(2004)年 6月10日～6月15日	45㎡	昭和54(1979)年12月22日
I	平成24(2012)年1月31日	7㎡	昭和54(1979)年12月22日
第22	昭和63(1988)年 5月10日～5月13日	26㎡	平成21(2009)年7月23日
第24	昭和63(1988)年 12月16日～12月23日	240㎡	平成21(2009)年7月23日
第27	平成2(1990)年 7月24日～11月1日	248.48㎡	平成21(2009)年7月23日
第47	平成20(2008)年10月16日	50㎡	平成21(2009)年7月23日
総計		1,540.48㎡	
指定地		5,021,687㎡	昭和54(1979)年12月22日・ 平成21(2009)年7月23日・ 平成28(2016)年3月1日

谷遺跡の規模は、東西約 450 m、南北約 470 m に及んでおり、これまでに発掘調査した箇所は 60 地点を数える。発掘調査の結果、史跡指定地の西側で縄文時代前・中・後期の竪穴建物跡、土坑群などが数多く確認され、本貝塚を築いた人々の集落の存在が明らかになってきている。また、曾谷遺跡の史跡指定地外において、奈良時代や平安時代の竪穴建物跡をはじめ、鎌倉時代以降の地下式坑が確認されるなど、各時代の遺構が重複する複合遺跡であることがわかった。貝塚以外における曾谷遺跡の発掘調査の経過については、第 3-3 表 (42 頁) のとおりである。

## 第 4 節 曾谷貝塚の調査成果のまとめ

### (1) 遺跡の時期別変遷

#### ① 早期

本貝塚では、縄文時代早期にさかのぼる遺構はみつかっていないが、遺物が確認されている。なお、史跡指定地の周辺に視点を広げるならば、近年、E 地点東側に位置する曾谷遺跡第 9 地点付近から、有樋尖頭器（槍先の石器の先端を細長く樋状に加工した狩猟具）が採集され、本貝塚周辺の土地利用が旧石器時代に遡る可能性が高まった。縄文時代早期前葉（撚糸文土器群）・中葉（貝殻・沈線文土器群）・後葉（条痕文土器群）に関し、指定地内において、前葉は遺構・遺物とも未確認で、中葉は土器のみ、後葉は土器片円板のみが確認されている。その他、曾谷遺跡第 1 地点と第 14 地点で前葉の土器、第 11 地点と第 21 地点で後葉の遺構（炉穴・土坑）・遺物（土器）が確認されており、本貝塚周辺の土地利用の初源を知ることができる。また、上述の第 9 地点から、溝状のおとし穴（イノシシなどの動物を捕らえるためのわな）が 1 基確認され、本貝塚の形成に先行する時期のものであると推定される。

#### ② 前期

前期の竪穴建物跡は、本貝塚の西部にある B・C 地点で確認されている。貝層は規模が小さく遺構内に留まる。東京大学人類学教室が戦後に調査した地点では、黒浜式期の貝層や竪穴建物跡が確認された。また、A～D、H、第 24、第 47 地点からは前期中葉～後葉に位置する土器が出土した。

#### ③ 中期末葉

指定地内では、中期末葉の明確な竪穴建物跡は見られないが、C 地点から土坑、E 地点からピット群が確認されている。また、A・C・E・F・第 27 地点から加曾利 E IV 式の土器片が出土している。一方、指定地の西側に広がる曾谷遺跡では、加曾利 E IV 式土器をとまなう竪穴建物跡が確認されており、中期末葉の集落は西側の曾谷遺跡に中心がある可能性が高い。

#### ④ 後期初頭

後期初頭になると、D・E 地点から竪穴建物跡、A 地点からローム台状遺構、A・D・E 地点から土坑、A 地点から埋葬人骨、A・D 地点から埋葬犬骨が出土している。指定地内では、本貝塚西南部にある明治大学調査の M トレンチ 18 区から称名寺式期の竪穴建物跡、同じく西南部の M VII 地点から称名寺 II 式の土器棺墓、本貝塚東南部の M トレンチ 6 区から称名寺式期の貝層を持った土坑が確認された。貝層は、A 地点の一部では遺構外にも広がるが、基本的には

遺構内での形成に留まる。これまでの調査結果によると、中央の広場を隔てて、西南部のA地点・MⅦ地点・Mトレンチ18区、東南部のD地点・Mトレンチ6区、北東部のE地点を中心に集落が営まれていたようである。

#### ⑤ 後期前葉

後期前葉には、B・D・E・第27地点から竪穴建物跡、A・C・E・第27地点から土坑、A地点から焚火跡、C地点からロームの集積が確認されている。埋葬人骨は、E地点（屈葬）とA地点（胎児）が出土している。指定地内では、他に西南部のMトレンチ19区から堀之内1式期（杉原・工樂1967）、同じくMⅦ地点から堀之内2式期の竪穴建物跡（戸沢1964）が確認されており、東南部のMⅢ地点から堀之内2式～加曽利B1式期の埋葬人骨（伸展葬）が3体出土している（戸沢1964）。貝層の形成は、A・B・C・D・E・第27地点で確認され、D地点のみ遺構内の形成であった。これまでの調査結果によると、中央の広場を隔てて、本貝塚の北東部、東南部、南部、西南部、北西部とほぼ全域が利用され、集落が営まれていたことがわかる。

#### ⑥ 後期中葉

後期中葉には、D・E・F地点から竪穴建物跡が確認され、遺構内の貝層はD・E・F地点、遺構外の貝層はA・B・E・F地点に広がる。指定地内では、他に東南部のMトレンチ7区と9区から後期中葉の屈葬2体、伸展葬1体の埋葬人骨（杉原・工樂1967）、西南部のMⅢ地点から堀之内2式～加曽利B1式期の伸展葬（足を伸ばした状態で埋葬すること）の埋葬人骨3体（戸沢1964）、北西部の早稲田大学考古学研究会が調査したW地点から加曽利B1式期の屈葬（足を曲げた状態で埋葬すること）人骨1体（馬目1976）が出土している。埋葬人骨は、馬蹄形貝塚の内側に埋葬される傾向があった。指定地外では、Y地点の西側に位置する曾谷遺跡第20地点から加曽利B3式期の竪穴建物跡が確認されており、加曽利B式期の集落が指定地外の西側に広がることがわかった。この時期の貝層は、北西部を除いて全域に広がりを見せており、後期前葉と同様の様相を示している。これまでの調査の結果から、本貝塚の中央の広場を隔てて、本貝塚の北東部、東南部、南部、西南部、北西部と指定地のほぼ全域と指定地外の西側隣接地が利用され、集落が営まれていたことがわかる。

#### ⑦ 後期後葉

指定地内では、本貝塚東南部のD地点から曾谷式期と安行1式期の竪穴建物跡と土坑、I地点から安行2式期の土坑が各々確認されている。指定地内では、他に本貝塚北東部のO地点（千葉県教育委員会調査地点）で安行1式期の竪穴建物跡、本貝塚西南部のY地点で曾谷式期の竪穴建物跡が確認されている。Y地点は、山内清男氏が曾谷式土器を発掘した地点である。指定地外の西側に位置する曾谷遺跡第20地点からも、曾谷式期の竪穴建物跡が確認されており、曾谷式期の遺構が指定地外に広がることがわかった。貝層の形成は、基本的に遺構内に限られているようであるが、東京大学人類学教室が調査したd地点（詳細な位置不明）については、安行式期の貝層が遺構外に形成されていた可能性がある。この時期の人骨は未確認であることから、墓域は後期中葉と異なる可能性がある。これまでの調査結果によると、後期後葉の竪穴建物跡は、指定地内では本貝塚の北東部、東南部、西南部、指定地外西側から確認され、後期中葉のあり方をほぼ継承し、中央の広場を挟んで集落が形成されていたことがわかる。

## ⑧ 晩期

晩期の遺構はなく、C地点から安行3b式併行の姥山Ⅲ式の土器片が1点、E地点の東南にある指定地外の曾谷遺跡第33地点から安行3b式の口縁部が1個体分出土しているに過ぎない。明治大学が調査した本貝塚西南部のMトレンチ18区からも安行3a式が出土した記録があり、晩期前葉の土器片は指定地内に散在して出土する。

### (2) 遺物の概要

#### ① 土器

土器は、縄文時代早期から晩期に至るまで出土している。最も古い土器は、早期中葉の田戸下層式であり、C地点、E地点、明治大学考古学研究室が調査したMトレンチ17区から出土している。本貝塚の早期後葉では、条痕文土器が土器片円板として1点出土している。

前期に入ると、黒浜式、諸磯a式、諸磯b式、浮島Ⅰa式、浮島Ⅰb式、浮島Ⅱ式、浮島Ⅲ式、興津Ⅰ式、興津Ⅱ式、十三菩提式土器などが出土し、前期中葉以降の土器型式が出揃うが、後期の土器と比較すると絶対数は少ない。A～D・H地点、第24・第47地点などから出土している。

中期は、初頭の五領ケ台式がB地点やC地点の集石遺構付近から出土している。中葉の勝坂式はB地点、阿玉台式はB・D地点から僅かに出土している。後葉の加曾利E式は、A・C・D・E地点から加曾利EⅣ式が出土している。

後期は、初頭の称名寺Ⅰ式、称名寺Ⅱ式、加曾利EⅤ式、前葉の堀之内Ⅰ式、堀之内Ⅱ式、中葉の加曾利BⅠ式、加曾利BⅡ式、加曾利BⅢ式、後葉の曾谷式、安行Ⅰ式、安行Ⅱ式と、後期に属する土器型式が揃う。初頭では、称名寺Ⅰ式や称名寺Ⅱ式に加えて、加曾利EⅤ式が多い。後期前葉の堀之内Ⅰ式とⅡ式は、本貝塚で最も多く出土する土器であり、貝層部分布域を中心に幅広く出土する。併せて、後期前葉の東北地方南部の土器型式（網取Ⅱ式）、関東地方西部の土器型式（下北原式）との関係が考えられる土器、中部地方や近畿地方との関係を伺わせる土器なども出土している。中葉の加曾利B式は、B・D・E・F地点で多く出土しており、後葉の曾谷式、安行Ⅰ式、安行Ⅱ式とともに、本貝塚の北東部にややまとまる傾向にある。D地点SⅠO4・07においては、曾谷式から安行Ⅰ式にかけての良好な資料が出土した。安行Ⅱ式は、I地点から器形がわかる土器が1個体、後期中葉から後葉にかけては、中部地方との関係を伺わせる土器（高井東式など）が出土した。

晩期は、C地点から姥山Ⅲ式と安行3b式の土器がC地点で1点出土している。

#### ② 土製品

土器片円板・土器片土錘・三叉状土製品・土偶・耳飾り・垂飾・男根状土製品・スタンプ形土製品などが出土した。A地点のSKO1からマガキが付着した状態で土器片土錘が出土した。土器片土錘を干潟に残し、その後に回収して持ち帰ったと考えられる。土偶は、絶対数が少なく小破片が多い。一方、明治大学がMトレンチ16区で発掘した後期中葉の山形土偶1点（杉原・戸沢1971）やO地点から発掘された後期後葉のミズク形土偶2点（サントリー美術館1969）は、形状を知ることができる資料である。耳飾りは、第27地点から出土した前期の玦状耳飾り、C地点出土の後期の小型滑車形耳飾りである。明治大学による調査で出土した輪状の垂飾は、縄文が施文され赤色顔料が塗られている。加曾利B式期の所産とされる。スタンプ形土製品は、縄文時代後期に東日本で製作および使用された遺物で、F地点SⅠO1の覆土内貝層の直上から1点出土した。

### ③ 石器

石器は、尖頭器・石鏃・スクレイパー・楔形石器・石核・剥片・磨製石斧・打製石斧・礫器・石錘・石皿・磨石・敲石・砥石・軽石製品・垂飾・石棒・石剣・石冠状石製品・火打石・石筆・石版などが出土しているが、ここでは縄文時代の石器に限定して説明する。遺構や遺物と同様、縄文時代後期の石器が主体を占めており、前期や中期末葉の石器が混在するものと推定される。

尖頭器は、チャート製が1点出土した。石鏃は、黒曜石製やチャート製が出土しており、チャート製がやや多い傾向にある。本貝塚から出土した黒曜石製の石鏃と剥片を蛍光X線で分析し、その産地を調べたところ、C地点を除いた分析対象53点の内訳は、神津島産8点、箱根産1点、霧ヶ峰産36点、高原山産6点、不明2点であった。スクレイパーは、各地点を通じて出土数が少なく、貝刃などとの代替関係が想起される。楔形石器・石核・剥片・砕片は、黒曜石とチャート製のものが主体を占めており、石鏃の製作に関わる可能性が高い。磨製石斧は、石器の断面が長方形となる定角式のものが出土しており、小型の一部の石材は透閃石岩（新潟県南西部や富山県南東部産）であった。打製石斧は、指定地内から計23点出土した。石皿は、F地点から良好な資料が出土している。石材は、利根川中流域産の多孔質安山岩が半数を占め、次に相模川産に類似する閃緑岩が多く、入間川支流や都幾川上流産の緑色片岩や緑泥片岩も僅かに含まれていた。磨石・敲石の石材は、砂岩（多摩川流域産）が最も多く、次いで安山岩（利根川中流域や渡良瀬川中流域産）、石英斑岩（渡良瀬川中流域産）の順となる。磨石・敲石は、主に石皿とセットで堅果類の加工や道具の製作に使用されたと考えられる。砥石は、砂岩製が主体を占めており、骨角歯牙製品の製作に使用されたと考えられているもの（有溝砥石）がみられた。E地点のS I O 8では、石冠と、三角柱形の軽石製品とが床面でともなう。垂飾は、滑石製のものが1点出土した。石棒や石剣は、破片の状態それぞれ2点で出土した。第31地点では、被熱後に側面や破断面から剥片を剥ぎ取った石棒が出土している。石冠は、E地点から線刻で図形を描いた、後期に属すると考えられる石冠状石製品（砂岩製）が1点出土した。

石器には、二次利用（転用）によって器種が製作時と異なるものもあった。たとえば、本貝塚の石皿は完形品が稀であり、分割された破片や磨石・敲石に二次利用された状態で出土することが多い。この傾向は、市川市内の縄文時代の遺跡に共通する（領塚2006）。そのほか、石剣の一部が打製石斧に二次利用された事例があり、一次利用後に用途がリセットされることがわかる。

### ④ 骨角歯牙製品

ヤス状刺突具・組合せ式刺突具・釣針・骨鏃・牙鏃・弭形製品・ヘラ状製品・錐状製品・針状製品・髪飾・垂飾などが出土しており、未製品も確認されている。時期は、すべて後期に属する。特に、D地点S I O 4・07の覆土中から出土した一括資料（曾谷～安行1式期）は、この地域の骨角歯牙製品の指標となる。この地域で通時的に出土する漁撈具であるヤス状刺突具、組合せ式刺突具が出土している。A地点からは後期初頭の鹿角製釣り針のほか、鹿角製の未製品も出土し、集落内での釣り針製作を物語る。指定地に隣接する曾谷遺跡第20地点からも、竪穴建物跡から後期中葉～後葉の釣り針の一部が出土した。骨鏃や牙鏃は、この地域の後・晩期の遺跡では少数ながら出土する。弭形製品（弓の両端にある、つるをかける部位に似た製品）は、D・E地点から計3点出土している。ヘラ状製品は、通時的に出土する。針状製品は、針状に細長く製作されており、髪飾りの可能性がある。垂飾には、骨・歯牙製の首・胸飾り、棒状を呈す



第3-12 図 骨角歯牙製品



第3-13 図 イタボガキ製貝輪の未製品

る鹿角製の腰飾りなどが出土している。明治大学の調査では、本貝塚の南西部から、短冊形の胸飾りを装着した人骨が出土した。また、山内清男氏が発掘したY地点からも後期中葉から後葉と推定されるヤス状刺突具・針状製品・根挟み（石鏃を矢竹の先端に固定するための部品）などが出土した。曾谷遺跡第20地点では、イノシシの犬歯を利用した胸飾りが出土した。

### ⑤ 貝製品

貝刃・ヘラ状貝製品・貝輪（未製品を含む）・イモガイ類垂飾・ツノガイ管玉・穿孔貝などが出土しているが、半数以上は貝刃であり、貝輪とその未製品がこれに次ぐ。イモガイ類垂飾は、製品はE地点出土の1点のみであったが、素材や一部に穿孔を施した未製品がB地点から2点出土している。これらは、房総半島南部の漂着貝を素材としたものであり、素材・未製品・製品の状態で流通していたようである。注目すべきは、D地点SK08出土の未加工のイタボガキの貝殻と貝輪未製品の一群である。後期初頭の土坑の覆土から、二枚貝であるイタボガキの貝殻が66点（46～66個体分）、貝輪の未製品・破損品が19点（7～19個体分）出土しており、後者には製作過程の各段階を示す資料が含まれていた。それらのなかには、未加工のイタボガキの貝殻と貝輪の未製品が接合した事例が2例あり、イタボガキが合弁（生息時の姿をとどめる二枚の殻が合わさった状態）のまま集落内に持ち込まれ、本貝塚の集落内で貝輪が生産されたことを物語っている。このようなイタボガキ製の貝輪生産に関わる一括資料は全国的にも類例がなく、縄文時代の貝輪生産を考えるうえで重要である（領塚2008）。

### ⑥ 動物遺体

本貝塚では、後期初頭（称名寺I式期）から後期後葉（安行1式期）にかけ、動物遺体が数多く出土している。イボキサゴ・スガイ・ツメタガイ・アカニシ・ハイガイ・マガキ・シオフキガイ・アサリ・ハマグリ・オキシジミ・オオノガイなどの貝類、サメ・アカエイ・ウナギ・カタクチイワシ・コイ・コチ・スズキ・キス・ブリ・マアジ・クロダイ・マダイなどの魚類、両生類のカエル、ヘビ亜目・ウミガメ科などの爬虫類、キジ科・ニワトリ・カモ亜科・カイツブリ・カラス属・タカ科などの鳥類、ヒト・ニホンザル・ニホンモグラ属・キツネ・タヌキ・ニホンオオカミ・イヌ・テン・アナグマ・カワウソ・イノシシ・ニホンジカ・ネズミ科・ノウサギなどの哺乳類が出土した。一部には、二次的な要因で混入したニワトリなどの後世の動物遺体が含まれるが、大半は当時のものであり、時期によって動物遺体の組成や割合に差異が認められる。

A～F地点の遺構の内外から採取した貝層サンプル分析によると（阿部2022）、イボキサゴ

を主体とするもの、ハマグリやアサリを主体とするものがある。アサリを主体とするものは、D地点のSK08で後期初頭の加曽利EV式期に属する。分析した貝層のうち、D地点SI04・07の覆土貝層や各地点の遺構外の貝層はボキサゴを主体とするのに対して、ハマグリを主体とする貝層は遺構内のすべての貝層であった。D地点SI04・07の場合、オキシジミが主体をなす貝層サンプルが含まれており、他の遺構と比較してオキシジミの割合が全体の約5.6%と高かった。堀越正行氏は、D地点のSI04・07の貝層中にオキシジミが多く含まれている点に注目し、海退現象にともなう底質の変化との関係を指摘している（堀越1977）。

魚類は、タイ科のクロダイ属が後期を通じて安定的に出土する。後期初頭ではD地点SK08（加曽利EV式期）やA地点SK01（称名寺1式期）にキス属出土が目立つが、後期前葉（堀之内1式期）以降ではあまり見られなくなる。一方、堀之内1式期以降になるとウナギの出土が顕著になり、後期後葉にはコイ科の出土が目立った。東京湾東岸では、後期後葉にクロダイ属と淡水魚が増加傾向を示すことが指摘されており（植月2010）、本貝塚でも同様の傾向を示すことがわかった。

哺乳類は、イノシシとニホンジカが主体を占める。イノシシとニホンジカの割合はほぼ同量であり、地点によって部位組成には差異がみられた。

なお、本貝塚の第27地点では、貝層サンプルの水洗選別によって、ゴマガイ・ヒダイマキゴマガイ・ヒカリギセルガイ・ヒメギセルガイ・オカチョウジガイ・ホソオカチョウジガイなどの陸産貝類が確認されている（金子1991）。また、ハマグリについては、貝殻成長線分析（貝殻断面を化学反応で加工し、特殊なフィルムで型を取り顕微鏡で観察すると、成長線と呼ばれる弧線が確認できる。この貝殻成長線は、1日に1本形成され、日輪と呼ばれる。日輪は海水温の変化によって形成される間隔が変わるため、その間隔や本数を調べることで、いつ貝が死亡したか推測できる）により、本貝塚のA地点、B地点においては、春季前半にピークがある一方、通年的な貝類資源の獲得が示された（小池1979）。

## ⑦ 植物遺体

本貝塚では、これまでC地点から前期の諸磯a式期、後期の堀之内1式期、堀之内2式期のオニグルミの種子（各1点）が出土した。また、レプリカ法による圧痕調査によって、前期中葉の黒浜式土器からシソ属果実の圧痕、前期末葉の土器からマメ類の可能性のある圧痕、後期初頭の土器（加曽利EV式）からミズキ果実の圧痕、後期の土器からアサ核、アズキ亜属種子、マメ類の子葉の可能性のある圧痕が確認された。

## ⑧ 糞石

本貝塚からは、これまでに47点の糞石が出土している。市川市教育委員会の調査地点からの出土に限られ、内訳はA地点20点、C地点9点、D地点2点、E地点16点となっており、所在不明の糞石が16点ある。時期的には、後期初頭の称名寺式期5点、後期前葉の堀之内1式期12点、同じく堀之内2式期16点、不明14点となっており、後期前葉の堀之内式期のものが主体を占めている。

## 第5節 指定の状況

### (1) 指定告示

名称 : 曾谷貝塚  
種別1 : 史跡  
時代 : 縄文時代中期後半から後期後半  
指定年月日 : 昭和54(1979)年12月22日 文部省告示第174号  
指定面積 : 42,141.64 m<sup>2</sup>  
追加年月日 : 平成21(2009)年7月23日 文部科学省告示第119号  
平成28(2016)年3月1日 文部科学省告示第35号  
追加面積 : 7,970.23 m<sup>2</sup> (平成21(2009)年)、105 m<sup>2</sup> (平成28(2016)年)  
指定基準 : 一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡  
所在地 : 千葉県市川市曾谷二丁目

### (2) 指定説明文とその範囲

#### ① 指定説明(昭和54(1979)年)

曾谷貝塚は、千葉県北部地域に広がる下総台地の西南縁部に位置する。市川付近の台地は、南北方向の谷によって東西に3分されており、西から国分台、曾谷台、柏井台と呼ばれ、それぞれの台地には数多くの貝塚が分布している。曾谷貝塚は、この中の曾谷台に位置し、大規模な馬蹄形貝塚として、近くの堀之内貝塚や姥山貝塚と共に、早くから全国的に著名なものとなっている。

本貝塚は、明治末頃の高橋百太郎氏らによる発掘以来、しばしば調査の手が加えられた。その中で、昭和34年の明治大学による発掘と地形測量、昭和49年から53年にわたる市川市教育委員会による継続的な発掘調査は、本貝塚の概要を明らかにするものであった。

本貝塚は、標高22～25メートルの台地上の窪地の周囲に形成されており、東西210メートル・南北240メートルの規模で、北の谷側を開口部とする馬蹄形をなしている。ただ、貝層は一連でなく、東側に2つ、西側に1つの貝層ブロックが独立的に存在している。この地に、裾野にあたる周辺部に小貝塚ブロックが点在しており、集落としての大きな広がりが見込まれる。竪穴住居は、窪地周囲の土手状の高まりの頂部から外側にかけて設けられ、貯蔵穴と推定されるピットは高まり頂部から少し入ったところに多く設けられている。埋葬人骨も特に集中することなく、高まりの頂上付近で点々と発見されている。中央の窪地は未調査であるが顕著な遺構はなく、広場であったと推定される。調査によって発見された遺物は、縄文時代早期後半のものから晩期初頭のものまで、断続的にみられるが、竪穴住居を中心とする遺構は、前期から後期にかけてのものに限られており、その中でも顕著なものは質量ともに後期に集中している。したがって、本遺構の住居や貝塚形成の中心は、縄文時代後期にあるといえる。

曾谷貝塚は、全国でも稀にみる大きな規模を有し、遺跡の残存状況も良好であって、学術上きわめて高い価値を有するものである。

(出典:文化庁文化財保護部監修『月刊文化財』昭和54年6月号21・22頁)

#### ② 指定説明(平成21(2009)年)

曾谷貝塚は、東西二一〇メートル、南北二四〇メートルの範囲で馬蹄形に広がるわが国最大

級の縄文時代貝塚として、昭和五十四年に史跡指定された。

曾谷貝塚は、縄文時代後期後半を主体とするが、その下位には縄文時代前期の竪穴住居が存在する。また、貝塚の外縁部からは、貝塚と同時期もしくはそれに若干前後する時期の竪穴住居が多数確認されており、貝塚とそれを形成した人びとの居住域との位置関係や、貝塚の形成過程を追究するうえで重要な遺跡である。なお、縄文時代後期後半に属する曾谷式土器の標識遺跡としても、学史的に有名である。

市川市教育委員会では、指定後も遺跡の範囲・内容確認調査を継続しており、居住域を含めた遺跡の範囲は、東西三五〇メートル、南北四〇〇メートルに及ぶことが明らかになった。特に、追加指定の対象となる三地区のうち、史跡北側では小規模貝塚と竪穴住居が、東側と南西部では竪穴住居が確認されており、これらは貝塚とそれを形成した集落との関係やその変遷などを解明するうえで重要な地区である。

今回、条件の整ったこれら三地区を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

(出典:文化庁文化財保護部監修『月刊文化財』平成21年8月号22・23頁)

### ③ 指定説明(平成28(2016)年)

曾谷貝塚は、東西二一〇メートル、南北二四〇メートルの範囲で北側に開口した馬蹄形に広がる我が国最大級の縄文時代貝塚として、昭和五十四年に史跡指定された。

この貝塚は、明治二十六年に初めて学界に報告されて以来、多くの研究者によって発掘調査が行われ、山内清男が昭和十四年に設定した曾谷式土器の標識遺跡としても有名である。

市川市教育委員会では、史跡指定後も遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を継続的に行い、貝塚は縄文時代中期後半から後期後半まで継続するが、主体は後期後半になることが明らかになった。また、貝塚の周辺には貝塚と同時期若しくは若干前後する竪穴建物が多数確認されており、居住域を含めた遺跡の範囲は、東西三五〇メートル、南北四〇〇メートルに広がることも明らかになった。これらのことから、貝塚の形成や変遷をはじめ、貝塚とそれを形成した人々の居住域との位置関係等を追求するうえで重要であり、平成二十一年に追加指定が行われた。なお、東京湾沿岸部でもその北東部に集中する史跡姥山貝塚<sup>うばやま</sup>、史跡山崎貝塚<sup>やまざき</sup>、史跡<sup>こてはし</sup>犢橋貝塚<sup>かそり</sup>、史跡加曾利貝塚<sup>つきのき</sup>、史跡<sup>あやしき</sup>月ノ木貝塚<sup>はなわ</sup>、史跡荒屋敷貝塚、史跡花輪貝塚等、多数の大規模で馬蹄形を呈する貝塚との関係性の追求も今後期待される。

今回、条件の整ったこれら部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(出典:文化庁文化財保護部監修『月刊文化財』平成28年2月号32頁)

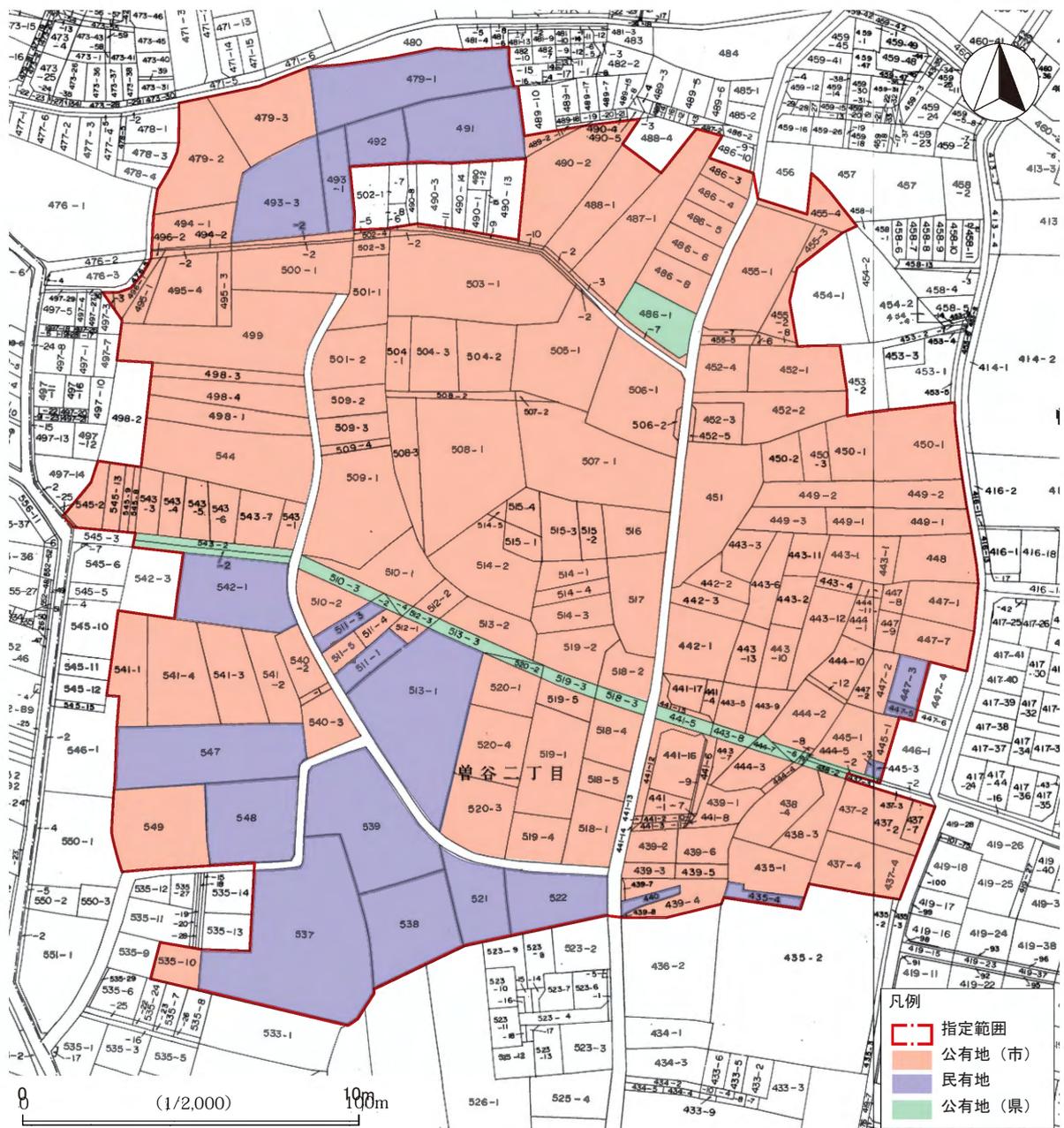
### (3) 指定地の現状

史跡の公有地化とは、市が文化財保護法の趣旨により史跡指定地の土地を所有者から購入し、史跡を長期にわたって保護していくことであるが、昭和54(1979)年度より始まった市川市の公有地化事業では、今日に至るまでほぼ毎年のように、国庫補助金等を活用しながら、筆単位で土地の買上げをおこなってきた。史跡指定地に対して市が購入した土地の割合を示す公有地化率は、令和6(2024)年度末現在で約80%に達している。

公有地化した土地の管理については、定期的に草刈をおこなったり、必要に応じて樹木の剪定・伐採等をおこなったりするなど、市が史跡の環境整備をおこなっている。また、現状変更申請をおこなうことにより、車両の進入等を防ぐための管理柵の設置や、人々の憩いの場とし

て活用するためのベンチ・あずまやの設置、広場を利用する際の注意事項を記した看板の設置を実施している。

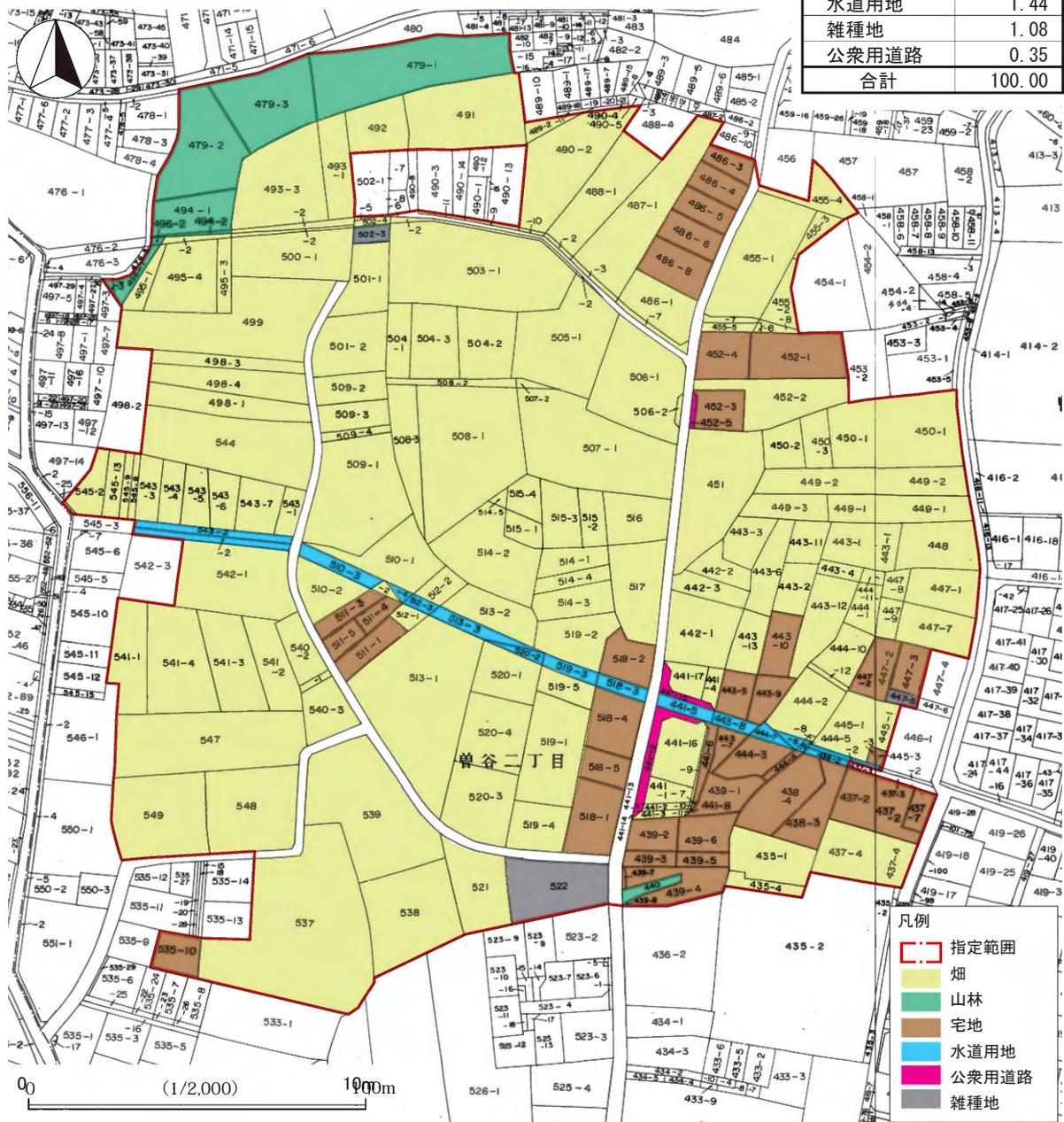
現在おこなわれている史跡の暫定的な活用事項として、平成6（1994）年より、地元の自治会が中心となって実行委員会を組織し、市川市や市教育委員会が後援する形で「曾谷縄文まつり」が開催されている。目的としては、本貝塚を地域住民のふれあいの場とすることや、本貝塚を、歴史学習の場として親しむ機会をつくることなどが挙げられる。内容としては、出土品等の展示をはじめ、火おこし、縄文アクセサリ作り、弓矢などの縄文体験コーナーなどがあり、親子で楽しめるものとなっている。また、7月下旬から8月上旬にかけて、地元の団体である曾谷連合子ども会育成会が主催となって、夏まつりがおこなわれている。



第3-14図 土地所有区分 (S=1/2000)

第3-5表 地目別割合

地目	割合 (%)
畑	82.27
宅地	11.32
山林	3.54
水道用地	1.44
雑種地	1.08
公衆用道路	0.35
合計	100.00



第3-15図 土地利用区分 (S=1/2000)

(4) 対象範囲の現状

第1章第3節で述べた計画対象範囲は、史跡曾谷貝塚の指定地を全て包含し、主に史跡の西側や南側にひろがっている「曾谷遺跡」の範囲および貝層が広がっていたとされる史跡の北東側に広がる地区を対象としている。

史跡地内は公有地化した土地は斜面地を除き、更地となっており草地の状態であるが、民有地は住宅や畑となっている。

史跡地外の対象範囲については、大部分が住宅地となっているが、曾谷遺跡の西側では一部畑などとなっており、また曾谷遺跡の南側では神社や店舗となっている土地もある。

第3-6表 史跡指定地一覽1

地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所有者	指定年
435番1	畑	575.57	市川市	昭和54年
435番4	畑	147.00	個人	"
438番2	水道用地	3.30	千葉県	"
438番3	宅地	184.20	市川市	"
438番4	宅地	258.20	市川市	"
439番1	宅地	197.06	市川市	"
439番2	宅地	167.86	市川市	"
439番3	宅地	74.29	市川市	"
439番4	宅地	298.31	市川市	"
439番7	宅地	11.97	市川市	"
439番8	宅地	0.31	市川市	"
439番5	宅地	37.15	市川市	"
436番6	宅地	96.62	市川市	"
440番	山林	52.00	個人	"
441番1	畑	462.00	市川市	"
441番12	公衆用道路	107.00	市川市	"
441番2	畑	36.00	市川市	"
441番13	公衆用道路	6.83	市川市	"
441番3	畑	31.00	市川市	"
441番14	公衆用道路	1.70	市川市	"
441番4	畑	59.00	市川市	"
441番15	公衆用道路	53.00	市川市	"
441番16	畑	271.00	市川市	"
441番17	畑	128.00	市川市	"
441番5	水道用地	72.00	千葉県	"
441番6	宅地	48.55	市川市	"
441番7	宅地	0.88	市川市	"
441番8	宅地	0.17	市川市	"
441番9	畑	14.00	市川市	"
441番10	畑	1.48	市川市	"
441番11	畑	0.96	市川市	"
442番1	畑	389.82	市川市	"
442番2	畑	100.00	市川市	"
442番3	畑	130.00	市川市	"
443番1	畑	261.06	市川市	"
443番2	畑	125.05	市川市	"
443番11	畑	130.00	市川市	"
443番3	畑	122.00	市川市	"
443番4	畑	95.00	市川市	"
443番12	畑	400.00	市川市	"
443番5	宅地	118.70	市川市	"
443番6	畑	253.31	市川市	"
443番13	畑	162.12	市川市	"
443番7	宅地	95.86	市川市	"
443番8	水道用地	49.00	千葉県	"
443番9	宅地	122.60	市川市	"
443番10	宅地	165.28	市川市	"
444番1	畑	80.35	市川市	"
444番11	畑	37.08	市川市	"
444番2	畑	260.00	市川市	"
444番12	畑	20.56	市川市	"
444番3	宅地	122.31	市川市	"
444番4	宅地	33.05	市川市	"
444番5	水道用地	6.61	千葉県	"
444番6	水道用地	16.00	千葉県	"
444番7	水道用地	19.00	千葉県	"
444番8	畑	6.61	市川市	"
444番9	水道用地	9.91	千葉県	"
444番10	畑	135.00	市川市	"
445番3	雑種地	25.00	個人	"
445番1	畑	281.00	市川市	"
445番2	水道用地	33.00	千葉県	"
447番2	宅地	150.18	市川市	"
447番8	畑	86.38	市川市	"

地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所有者	指定年
447番9	畑	64.58	市川市	昭和54年
448番	畑	298.77	市川市	"
449番1	畑	309.25	市川市	"
449番3	畑	245.75	市川市	"
449番2	畑	495.00	市川市	"
450番1	畑	773.96	市川市	"
450番2	畑	151.30	市川市	"
450番3	畑	136.00	市川市	"
451番	畑	821.94	市川市	"
452番1	宅地	419.30	市川市	"
452番2	畑	439.00	市川市	"
452番3	宅地	177.17	市川市	"
452番5	公衆用道路	13.00	市川市	"
452番4	宅地	211.57	市川市	"
455番7	畑	27.39	市川市	"
455番1	畑	591.74	市川市	"
455番8	畑	22.94	市川市	"
455番2	畑	145.00	市川市	"
455番3	畑	82.00	市川市	"
455番4	畑	178.00	市川市	"
455番5	畑	28.31	市川市	"
455番6	畑	3.45	市川市	"
479番2	山林	606.96	市川市	"
479番3	山林	466.04	市川市	"
486番7	畑	52.00	市川市	"
487番3	畑	24.00	市川市	"
488番2	畑	7.35	市川市	"
490番9	畑	14.00	市川市	"
490番10	畑	8.40	市川市	"
490番11	宅地	18.50	市川市	"
493番2	畑	180.00	市川市	"
493番3	畑	825.00	個人	"
494番1	山林	266.40	市川市	"
494番2	山林	50.00	市川市	"
495番1	畑	132.00	市川市	"
495番3	畑	78.33	市川市	"
495番4	畑	235.77	市川市	"
495番2	畑	38.00	市川市	"
496番1	山林	17.00	市川市	"
496番2	山林	14.00	市川市	"
498番1	畑	304.13	市川市	"
498番3	畑	162.00	市川市	"
498番4	畑	280.00	市川市	"
499番	畑	912.00	市川市	"
500番1	畑	594.00	市川市	"
500番2	畑	37.00	市川市	"
501番1	畑	291.00	市川市	"
501番2	畑	306.00	市川市	"
502番3	雑種地	48.00	市川市	"
502番4	畑	59.00	市川市	"
502番5	畑	7.84	市川市	"
502番6	畑	3.75	市川市	"
503番1	畑	977.19	市川市	"
503番2	畑	92.00	市川市	"
504番1	畑	155.62	市川市	"
504番2	畑	327.00	市川市	"
504番3	畑	346.00	市川市	"
505番1	畑	674.00	市川市	"
505番2	畑	16.00	市川市	"
506番1	畑	604.00	市川市	"
506番2	畑	12.00	市川市	"
507番1	畑	968.00	市川市	"
507番2	畑	18.12	市川市	"
508番1	畑	993.00	市川市	"

第3-7表 史跡指定地一覽2

地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所有者	指定年
508番2	畑	110.80	市川市	昭和54年
508番3	畑	271.00	市川市	〃
509番1	畑	724.84	市川市	〃
509番2	畑	193.60	市川市	〃
509番3	畑	193.00	市川市	〃
509番4	畑	58.32	市川市	〃
510番1	畑	529.37	市川市	〃
510番2	畑	64.89	市川市	〃
510番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
510番4	水道用地	46.00	千葉県	〃
511番1	宅地	183.58	個人	〃
511番2	畑	36.00	千葉県	〃
511番3	宅地	171.78	個人	〃
511番4	宅地	115.27	市川市	〃
511番5	宅地	133.34	市川市	〃
512番1	畑	147.79	市川市	〃
512番2	畑	122.50	市川市	〃
512番3	水道用地	36.00	千葉県	〃
513番1	畑	1236.00	個人	〃
513番2	畑	263.92	市川市	〃
513番3	水道用地	85.00	千葉県	〃
514番1	畑	160.34	市川市	〃
514番3	畑	218.44	市川市	〃
514番4	畑	116.22	市川市	〃
514番2	畑	703.80	市川市	〃
514番5	畑	21.52	市川市	〃
515番1	畑	78.43	市川市	〃
515番2	畑	141.20	市川市	〃
515番3	畑	200.00	市川市	〃
515番4	畑	125.80	市川市	〃
516番	畑	267.00	市川市	〃
517番	畑	413.63	市川市	〃
518番1	宅地	283.70	市川市	〃
518番2	宅地	145.64	市川市	〃
518番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
518番4	宅地	264.49	市川市	〃
518番5	宅地	165.28	市川市	〃
519番1	畑	460.18	市川市	〃
519番5	畑	200.40	市川市	〃
519番2	畑	323.00	市川市	〃
519番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
519番4	畑	178.35	市川市	〃
520番1	畑	254.61	市川市	〃
520番3	畑	427.19	市川市	〃
520番4	畑	435.20	市川市	〃
520番2	水道用地	36.00	千葉県	〃
521番	畑	386.00	個人	〃
522番	雑種地	452.00	個人	〃
538番	畑	710.00	個人	〃
539番	畑	981.00	個人	〃
540番1	畑	16.36	市川市	〃
540番3	畑	237.64	市川市	〃
540番2	畑	170.19	市川市	〃
541番1	畑	352.06	市川市	〃
541番2	畑	299.30	市川市	〃
541番3	畑	438.54	市川市	〃
541番4	畑	568.19	市川市	〃
542番1	畑	667.00	個人	〃
542番2	水道用地	85.00	千葉県	〃
543番1	畑	95.98	市川市	〃
543番3	畑	122.40	市川市	〃
543番4	畑	122.10	市川市	〃
543番5	畑	133.00	市川市	〃
543番6	畑	146.00	市川市	〃

地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所有者	指定年
543番7	畑	192.14	市川市	昭和54年
543番2	水道用地	85.00	千葉県	〃
544番	畑	899.18	市川市	〃
545番2	畑	152.00	市川市	〃
545番8	畑	43.00	市川市	〃
545番9	畑	46.00	市川市	〃
545番13	畑	111.90	市川市	〃
547番	畑	942.00	個人	〃
548番	畑	555.00	個人	〃
437番2	宅地	410.70	市川市	平成21年
437番4	畑	466.81	市川市	〃
437番7	宅地	57.01	市川市	〃
447番1	畑	285.06	市川市	〃
447番3	宅地	128.92	個人	〃
447番5	雑種地	36.00	個人	〃
447番7	畑	178.09	市川市	〃
479番1	山林	373.00	個人	〃
486番1	畑	264.00	千葉県	〃
486番3	宅地	90.32	市川市	〃
486番5	宅地	129.24	市川市	〃
486番6	宅地	173.91	市川市	〃
486番8	宅地	173.51	市川市	〃
487番1	畑	747.71	市川市	〃
488番1	畑	415.00	市川市	〃
489番2	畑	74.32	市川市	〃
490番2	畑	740.26	市川市	〃
491番	畑	743.00	個人	〃
492番	畑	280.00	個人	〃
493番1	畑	88.00	個人	〃
535番10	宅地	162.06	市川市	〃
537番	畑	1689.00	個人	〃
549番	畑	514.55	市川市	〃
486番4	宅地	105.00	市川市	平成28年

## 第4章 史跡の本質的価値

### はじめに

本章は、史跡としての本貝塚の価値について、「史跡の本質的価値」と「構成要素の特定」に分けて述べる。本質的価値は、(1) 本貝塚にしか見られない固有な価値、(2) 本貝塚の学史的価値からなる。

第2章で、本貝塚がどのような場所に集落を構えていたのかをみてきた。また、第3章で、本貝塚の集落を構成する遺構、集落でつくられ、使われていた道具である遺物をみてきた。その一つ一つが本貝塚の価値を構成している要素であるが、それらのうち、特に本貝塚を特徴づけている様々な要素をあげて紹介する。

### 第1節 史跡の本質的価値

#### (1) 貝塚の独自性から見た本質的価値

##### ① 国内最大級の馬蹄形貝塚

国分谷（本谷）に続く東西に細長い支谷に面して、中央が窪地となるように、貝塚をともなう集落が形成されている。こうした窪地の地形は、地理学で「凹地」と呼ばれるものであり、下総台地ではしばしば見られ、縄文人が好んで選択した地形であった。本貝塚は、その特徴を備えた典型的な立地環境にあり、千葉市若葉区の加曾利貝塚のような時期の異なる馬蹄形貝塚が隣接する事例を除けば、中央が窪地となる単体の馬蹄形貝塚としては、国内最大級の規模（外径で東西210 m×南北240 m）である。本貝塚では、史跡の隣接地からも同時期の竪穴建物跡などの遺構が確認されており、貝塚の外側にも居住域が広がっていることから。これらを含めて一体的な集落（ムラ）として把握することにより、「曾谷遺跡」との境界も確定する。

##### ② 貝塚密集地域にある縄文時代後期の遺跡

千葉県は、国内でもっとも貝塚が密集する地域として知られており、現東京湾や奥東京湾の東岸は貝塚の分布密度が極めて高い。縄文時代早期から後期までの貝塚が、市川市内では55か所、本貝塚がある曾谷台では、20か所以上知られており、曾谷貝塚のように台地上の集落にともなうもの、イゴ塚貝塚のように低位段丘上の貝類の加工場の性格をもつものなどがある。イゴ塚貝塚は、曾谷貝塚に付随する同時期の遺跡と考えられている。本貝塚は、おおむね縄文時代後期初頭に集落が形成され始めるが、中期末葉の集落が西側の曾谷遺跡で確認されており、移動して新たな集落が形成されたことを示している。本貝塚や曾谷遺跡が立地する曾谷台の南側には、先行する縄文時代前・中期の向台貝塚、前期の寺山貝塚などの集落遺跡がやや距離を置いて分布し、曾谷貝塚の時間的、空間的な成り立ちを示している。また、大柏谷を隔てた東方の姥山貝塚、国分谷を隔てた西方の堀之内貝塚は、縄文時代後期に本貝塚と同時併存していた馬蹄形貝塚であり、相互の関係性を追究することが可能である。

##### ③ 主要な交流ルートとリンクする遺跡

市川市域とその周辺は、下総台地西部分水界と重複する陸上の交流ルートと武蔵野台地北東

部を結ぶ海上の交流ルートがリンクする交通の要衝であり、その一角を占める本貝塚からは人や物の移動を物語る各種の遺物が出土している。他地域に分布の中心がある異系統の縄文土器をはじめ、原産地が推定できる黒曜石製やその他の石器、南方や外洋に生息域があるオオツタノハ製やベンケイガイ製の貝輪などの分布から、人や物の移動を具体的に復元することが可能である。本貝塚から出土した土器・石器・骨角歯牙製品・貝製品には、このように遠方から取り寄せた道具や素材がある一方、周辺地域で調達した素材があり、集落内で製作された道具との組み合わせは、本貝塚の地域性を示している。貝製品に着目するならば、オオツタノハ製貝輪は前者の一例であり、先述のイタボガキ製貝輪は後者の一例である。

#### ④ 形成時の海域環境が復元できる遺跡

国分谷にある国分川調節池や大柏谷にある大柏川第一調節池では、現地性の高い状態で干潟に生息する貝類の化石が確認されており、放射性炭素による年代測定の結果、約5,000年前という年代が得られている。貝類化石の生息域と炭素年代を勘案することで、本貝塚周辺の海域環境をある程度復元できる。海退や河川による沖積作用を考えれば、本貝塚形成時の海域は、国分川調節池より南側の国分谷の開口部付近以南、大柏川第一調節池から大柏谷の開口部付近以南に求められる。

#### ⑤ 装身具であるイタボガキ製貝輪の生産遺跡

史跡内の土坑から内湾に生息するイタボガキの貝殻とそれを加工した未製品がまとまって出土し、集落内でイタボガキ製の貝輪が生産されていたことがわかった。イタボガキ製の貝輪は、縄文時代後期に入ると外洋に生息するベンケイガイ製の貝輪と入れ替わるように急速に減少するが、市川市域では引き続いて生産されていたことを示している。

### (2) 学史的価値

#### ① 首都近郊にある保存良好な大型貝塚

市川市は、東京都葛飾区や江戸川区に隣接した地域にあることから、近代以降に市街化の波が押し寄せたが、東京ドームとほぼ同じ面積の大型貝塚の大半が開発を免れ、良好な状態で保存されている。このことは、学術研究あるいは市民生活にとって、奇跡ともいえるべき本質的な価値であり、明治時代以来、本貝塚をはじめとする東京湾東岸の大型貝塚の重要性が認識されてきたからにはほかならない。

#### ② 曾谷式土器の標式遺跡

本貝塚は、縄文時代後期後葉の曾谷式土器の標式遺跡である。曾谷式土器は、縄文時代後期の年代を示す単位であり、関東地方東部を中心に分布する。昭和11(1936)年に考古学者の山内清男が本貝塚西南部のY地点で発掘した資料に基づいて設定した。現在、曾谷式土器の標式資料は、独立行政法人国立文化財機構の奈良文化財研究所に保管されているが、本貝塚D地点の竪穴建物跡からも良好な資料が出土している。

### ③ 自然科学的分析結果の蓄積

本貝塚では、1970年代後半から学際的研究が実践されており、縄文文化の研究に貢献している。たとえば、本貝塚では計47点の糞石が出土しており、その形状・内容物・落とし主の研究がなされてきた。また、主体的に出土するハマグリの貝殻成長線分析の結果、春季だけでなく、通年でハマグリが採取されていたことがわかっている。その後、安定同位体分析により、本貝塚出土人骨の食性が明らかとなり、海と山の幸をバランスよく食べていたことが明らかとなっている。さらに、DNA分析による分析結果を待たなければならないが、本貝塚の人骨の歯冠と先行する向台貝塚の人骨の歯冠、谷を隔てた柏井台の姥山貝塚の人骨の歯冠に時空を超えた親縁関係が指摘されており、血縁関係の問題が提起されている。

## 第2節 構成要素の特定

### (1) 本質的価値を構成する要素

#### ① 立地環境

支谷に面する台地上に中央が窪地となる地形が形成されており、その窪地を取り囲んで集落が形成されている。集落を営むうえで支谷奥部の崖下にある水源の確保は必須であり、遺跡北部の斜面林は遺跡形成時の景観を想起とさせる。崖下の低地には、堀之内貝塚に隣接する道免き谷津遺跡のような集落に付属する水辺の遺構の存在も推定される。

#### ② 保存状態の良好な遺構

史跡内では、貝層・竪穴建物・大型の柱穴群・ピット群・土坑・焚火跡・礫集積・ローム集積・ローム台状遺構・埋葬遺構などが確認されている。これらの遺構は、縄文時代後期を中心に形成されたものであり、時期別の変遷も明らかになっている。特に、馬蹄形貝塚の開口部に位置する大型の柱穴群、多数のイタボガキ製貝輪未製品や埋葬犬が出土した土坑、曾谷式土器を出土した竪穴建物跡は、本貝塚を特徴づける遺構といえる。

#### ③ 豊富な遺物

史跡内からは、縄文土器・土製品・石器・骨角歯牙製品・貝製品・動物遺体・植物遺体・犬骨・人骨・糞石などの遺物が出土している。これらの遺物は、縄文時代後期を中心としたものであり、時期別の変遷も明らかになっている。特に、イタボガキ製貝輪未製品の一括資料、ベンケイガイやオオツタノハ製の貝輪、産地が推定できる黒曜石製その他の石器、竪穴建物跡から出土した深鉢・鉢・異形台付からなる曾谷式土器、犬あるいは人間のウンチである糞石などは、本貝塚を特徴づける遺物といえる。

#### ④ 曾谷台にある縄文貝塚群

周辺の遺跡や指定文化財は、史跡と一体で活用すべきものであり、曾谷台に密集して分布する日本有数の貝塚群は、本貝塚の保存・活用に関連するものであり、それらを巡って歩く遺跡見学会の開催等も可能であり、地域的な特色として注目すべきである。

### (2) 副次的価値を有する要素

史跡内には、縄文時代前期の竪穴建物跡が確認されているが、これまでの調査で西側や南側

に広がる曾谷遺跡の一部であることが明らかになっている。これらの遺構は後期の馬蹄形貝塚とは直接関係しないことから、本保存活用計画では副次的な要素とした。本貝塚は、広大な面積を有しているにもかかわらず、縄文時代以外の遺構や遺物に乏しいという特徴がある。

### (3) 史跡の保存・活用に資するその他の要素

#### ① 現在の市民生活における価値

公有地化された土地の一部では、地域住民による縄文まつり・夏まつり・レクリエーションなどが開催され、地域コミュニティの拠点となっていることから、史跡利用の多様性を模索するうえで参考にすべき事例となっている。

#### ② 史跡の標識と説明板

現在、史跡内に遺跡の標識と説明板を各1か所設置している。また、指定地の範囲を示す杭列を設置しており、その範囲を明示している。さらに、史跡東部の一角には、縄文時代に利用されたカラムシが自生しており、史跡の周知や普及の一助となっている。

### (4) その他の要素

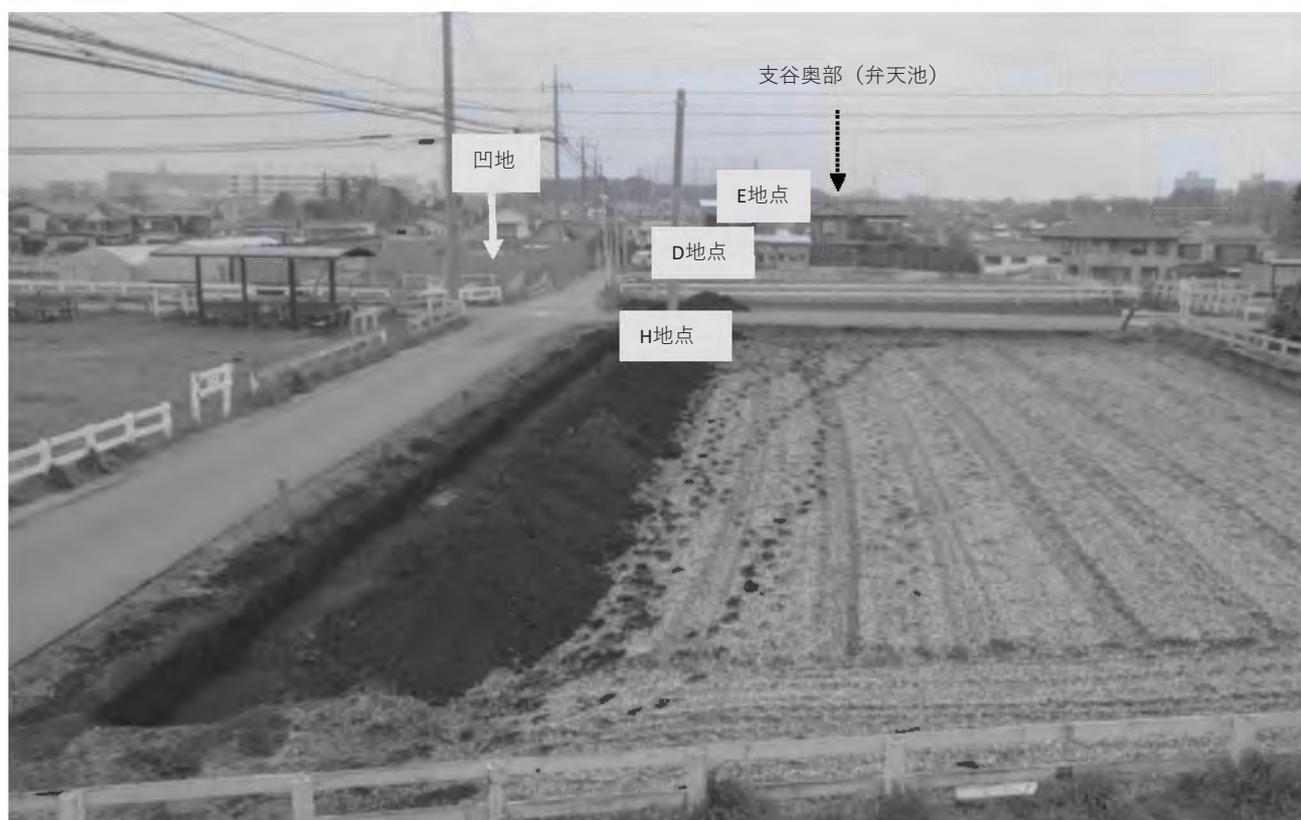
現在、史跡の価値に直接関係しない住宅・外構・電柱・道路・仮設トイレ・畑・樹木などの地上占有物がある。今後の保存活用に際して、それらを移転・除去・修景する必要があるかどうか、改めて検討を要するものである。

第4-1表 構成要素

本質的価値を構成する要素	
立地環境	支谷に面する台地上の中央が窪地となる地形、窪地を取り囲む集落、支谷奥部の崖下にある水源、遺跡北部の斜面林、崖下の低地の集落に付属する水辺の遺構
保存状態の良い遺構	縄文時代後期を中心に形成された遺構：貝層、竪穴建物、大型の柱穴群、ピット群、土坑、焚火跡、礫集積、ローム集積、ローム台状遺構、埋葬遺構
豊富な遺物	縄文時代後期を中心とした遺物：縄文土器（曾谷式土器）、土製品、石器、骨角歯牙製品、貝製品（イタボガキ製貝輪未製品の一括資料、ベンケイガイやオオツタノハ製の貝輪）、動物遺体、植物遺体、犬骨、人骨、糞石
曾谷台にある縄文貝塚群	曾谷台に密集して分布する日本有数の貝塚群：東山王遺跡、イゴ塚遺跡、向台遺跡、曾谷南遺跡、庚塚遺跡、下貝塚遺跡など
副次的価値を有する要素	
	曾谷遺跡
史跡の保存・活用に資するその他の要素	
現在の市民生活における価値	地域住民による縄文まつり・夏まつり・レクリエーションの開催、地域コミュニティの拠点
史跡の標識と説明板	標識、説明板、指定範囲を示す杭列、カラムシの栽培地
その他の要素	
	住宅、外構、電柱、道路、仮設トイレ、畑、樹木



馬蹄形貝塚南部の調査地点(A地点・B地点)とその周辺 昭和49(1974)年8月 (南東から)



馬蹄形貝塚南東部のH地点から見た曾谷貝塚の東半部 (南から)

第4-1図 遺跡の立地



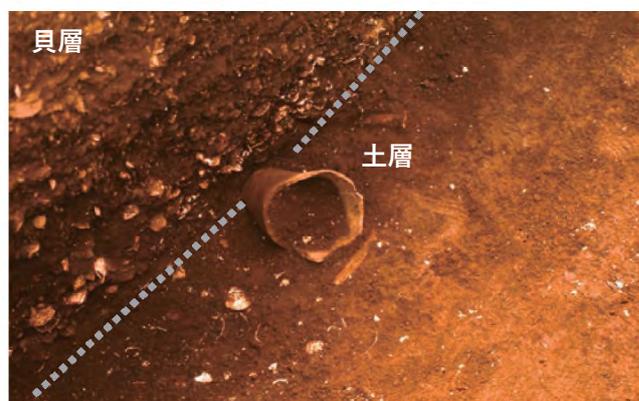
馬蹄形貝塚北端部の貝層断面 (第27地点 東壁南部)



馬蹄形貝塚南端部の貝層断面 (B地点 東壁)



貝層中から出土した縄文時代後期前葉の小型土器  
(堀之内2式) (7-10-23区)



貝層直下から出土した堀之内2式の深鉢形土器  
(8-10-5区)



貝層直下から出土した堀之内2式の浅鉢形土器  
(7-10-23区)



馬蹄形貝塚西部端部付近の2枚重なった貝層の断面  
(8-8-4区北東隅)

第4-2図 馬蹄形貝塚の貝層断面



円形の竪穴建物跡（加曾利B1式期）（南東から）



柄鏡形の竪穴建物跡（称名寺I式期）と深さ約2mの円筒形土坑（堀之内2式期）（南西から）



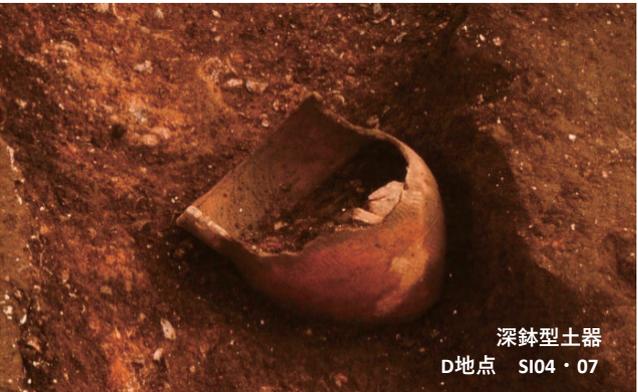
連なって見つかった竪穴建物跡（E地点 南から）



重複して見つかった竪穴建物跡（D地点 南西から）



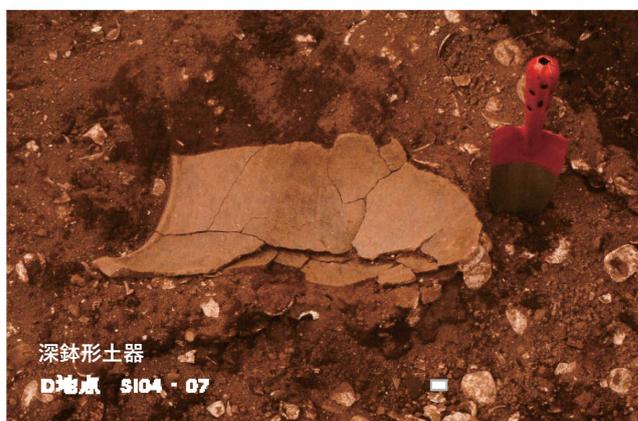
竪穴建物跡床面から出土した曾谷式土器



竪穴建物跡から出土した曾谷式土器



竪穴建物跡から出土した曾谷式土器

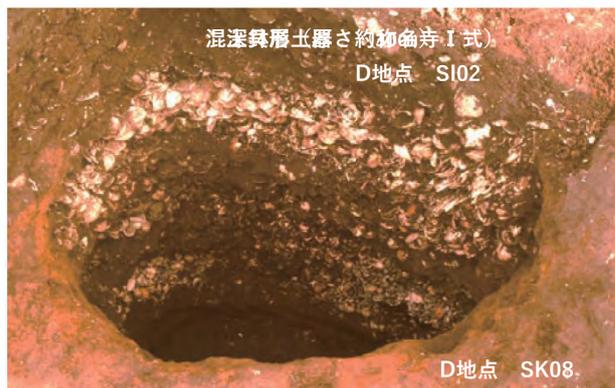


竪穴建物跡から出土した安行1式土器

第4-3図 竪穴建物跡と曾谷式土器等の出土状態



円筒形に掘り込まれた土坑(加曾利EV式期)



土坑内に厚く堆積した貝層



土坑内から出土したイタボガキ製の貝輪未製品



ピット群内から出土した深鉢形土器(加曾利B1式)



埋葬遺構(堀之内1式期)

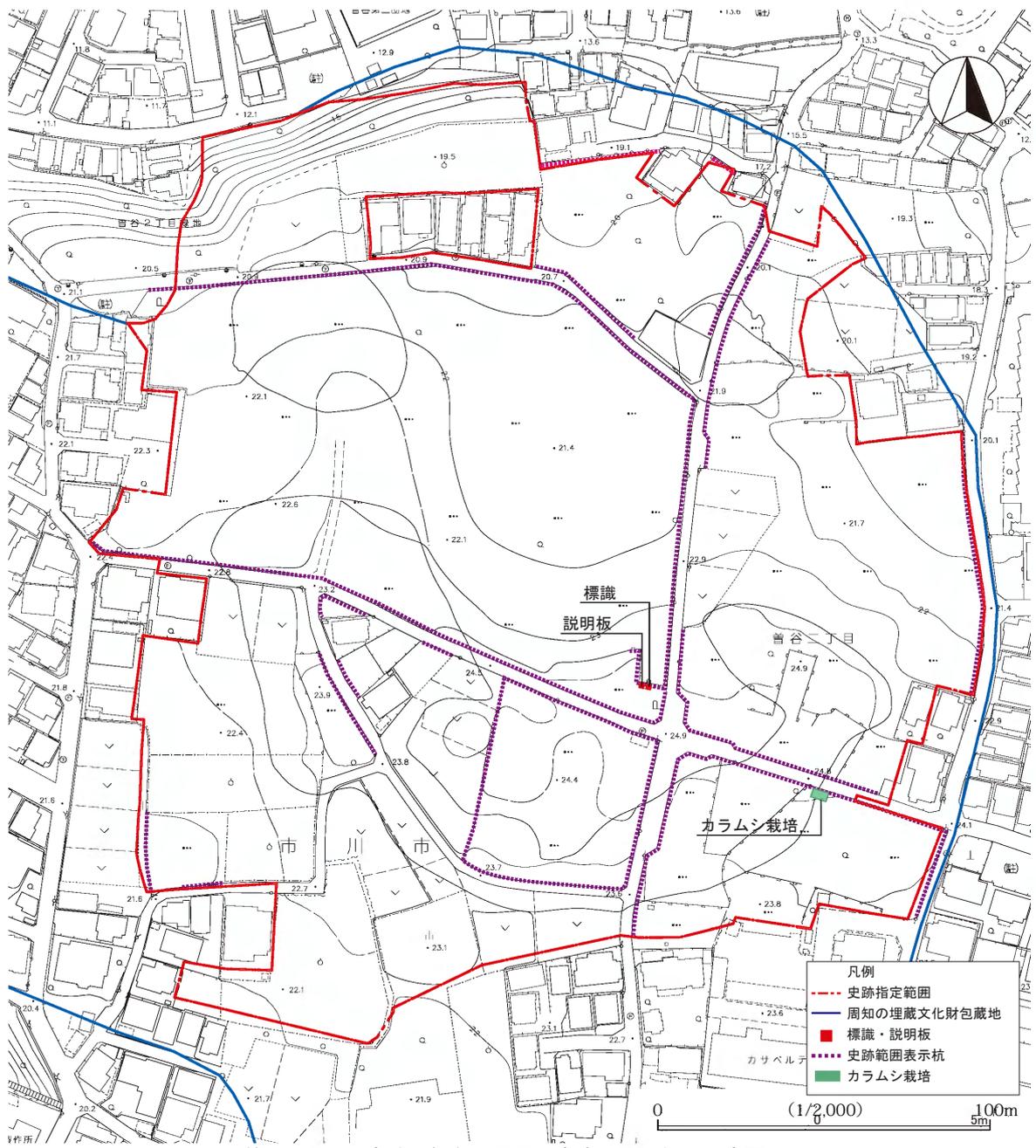


サンゴ化石出土状態(加曾利B1式期)



糞石出土状態 D地点

第4-4図 イタボガキ製貝輪未製品・土器・埋葬人骨・サンゴ化石・糞石の出土状態



第4-5図 史跡の保存・活用に資するその他の要素配置図



標識と説明板



指定地範囲表示柵



カラムシの栽培

第4-6図 史跡の保存・活用に資するその他の要素





① 中央窪地付近



② 中央窪地付近



③ 南東周辺から中央方面



④ 南西側から西方向



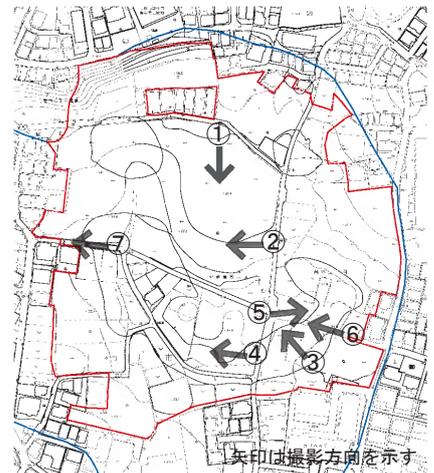
⑤ 中央付近から東側方向



⑥ 東側から中央付近



⑦ 西側方向



第4-8図 現況写真



⑧ 南東付近



⑨ 南東側から中央方向



⑩ 北東方向から南東方向



⑪ 北東方向から南東方向



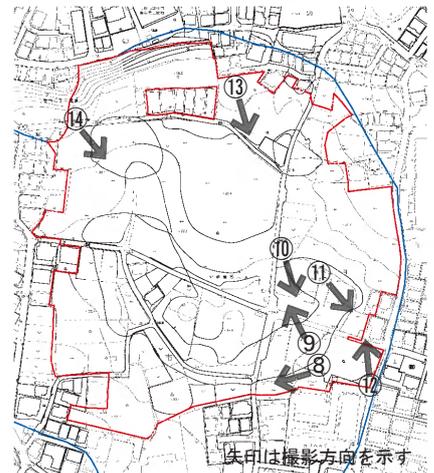
⑫ 南東端



⑬ 北端付近



⑭ 北西端から南東方向



第4-9図 現況写真



⑮ 東側方向



⑯ 南西端付近から北方向



⑰ 南端付近から西側方向



⑱ 南西端付近から西側



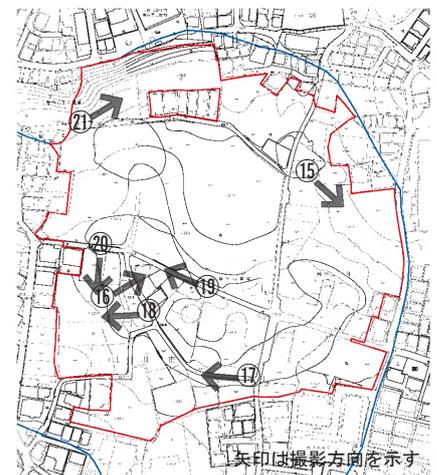
⑲ 中央西よりから西側方向



⑳ 西端付近から南側方向



㉑ 北端方向



第4-10図 現況写真



②② 北端付近から西側方向



②③ 北端付近



②④ 北側付近



②⑤ 北端付近



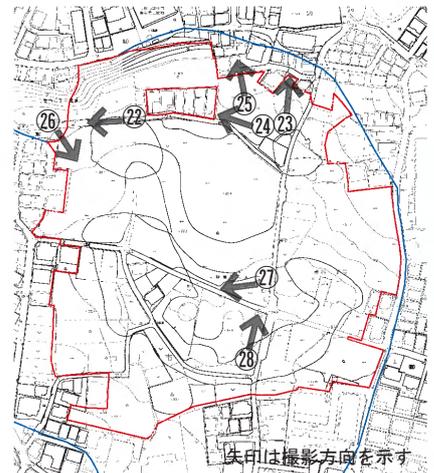
②⑥ 北西端から南東側方面



②⑦ 中央付近 ベンチ



②⑧ 中央付近 ベンチ・あずまや



第4-11図 現況写真



②⑨ 西側 震災対策用井戸



③⑩ 北側 門扉



③① 北端付近 階段



③② 西端付近 ゴミ集積場



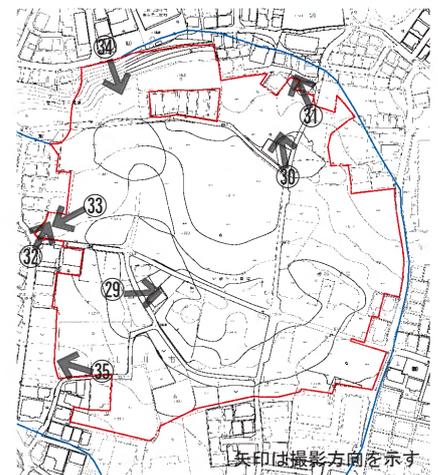
③③ 西端付近 物置・ベンチ



③④ 北側 法面



③⑤ 西端付近



↑矢印は撮影方向を示す

第4-12図 現況写真

## 第5章 大綱（基本方針）

### 1. スローガン

「曾谷貝塚から、縄文の風を感じよう 未来へつながる、広がる輪 ―貝塚 貝輪 土器―」

曾谷貝塚は、縄文時代後期を中心とした集落跡である。単独の馬蹄形貝塚としては、全国でも最大級の規模を誇り、首都東京の近郊でありながら、遺跡や地形の残存状況もきわめて良好である。また、曾谷式土器の標式遺跡、イタボガキ製の貝輪（腕輪）の生産遺跡としても知られ、学術上極めて高い価値を有する。こうした要素は、史跡としての曾谷貝塚の本質的価値であり、この遺跡を確実に保存し、活用をはかり、整備することで次世代に確実に継承する必要がある。

史跡の保存、活用については、指定状況や史跡周辺の状況を踏まえて地区区分し、それらの状況に応じてさらなる指定地の公有地化や遺跡の性格の解明を目指す。周辺の関連した貝塚などの史跡や遺跡、博物館施設を一体的にとらえて、学校教育や生涯学習の場として活用をはかる。

整備方針としては、史跡やその周辺の自然環境を踏まえつつ、短期、中期、長期的な計画を策定し、実施するための体制を整えつつ推進する。

### 2. 基本方針

#### (1) 保存管理

貴重な文化遺産である曾谷貝塚を恒久的に保存し、未来につなげる。

#### (2) 調査

本質的価値をより一層明らかにして、保存と活用に資するために、各種の調査をおこなう。

#### (3) 活用

曾谷貝塚で学び、楽しみ、人とふれあい、何度でも訪れたいくなるような活用を目指す。

#### (4) 整備

地域の生活の場に寄り添いつつ、曾谷貝塚を守り、本質的価値を伝え、魅力の向上につながる整備を目指す。

#### (5) 運営・体制

市の関連部署、市民や団体との持続性のある協力体制を構築する。

## 第6章 保存管理

### はじめに

本章では、第5章で示した「貴重な文化遺産である曾谷貝塚を恒久的に保存し、未来につなげる」という保存管理の基本方針に基づき、保存管理の現状と課題を整理し今後の方向性を示す。

曾谷貝塚の本質的価値を後世へ確実に継承するため、第1節において史跡の現状を確認し、史跡指定範囲とその周辺地域について、保存管理のための地区区分（A地区～F地区）をおこなひ、これを踏まえて地区ごとに課題を整理する。第2節では、保存管理の基本方針の詳細を全体像と地区別の二項に分けて述べる。第3節では、保存管理の具体的な方法を地区別に整理する。以下、第4節で現状変更取扱基準、第5節で追加指定、第6節で公有地化について整理する。

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 現状

市川市は、曾谷貝塚が史跡指定された昭和54（1979）年から、遺構と遺物の保存を目的として公有地化事業に着手した。令和7（2025）年3月現在、公有地化率は約80%である。なお、指定地内北西部の一画（公有地化部分面積の約4%）は、傾斜地であることから（第4-8図）、危険回避のためフェンスで囲われ、門扉は施錠され通常は立ち入りができないが、山林となっていることから樹木の剪定、伐採等をおこなっている。

傾斜地を除く史跡指定地のうち、公有地化済み区域と道路との境界には、通行者や車の運転手が史跡の場所を認識できるよう、白色に塗装した木製の杭を打設し、車両が誤って史跡内に侵入することのないよう計らっている。なお、白杭は歩行者が安全に通過できる間隔で設置されている。また、史跡広場では草刈りや剪定等の日常管理をおこなっている。公有地の大半をしめる草地の更地となっている区域は、一般に開放された広場として、人々の散歩、語らいの場、ボール遊び等に利用されている。

史跡内を南北および東西に貫通する道路の交差点付近には、「史跡曾谷貝塚」の標識と説明板、ベンチ・あずまやがあり、さらに道路沿いの一画には簡易トイレが設置されている。また、公有地内の数か所に史跡内での注意事項を記した看板を設置している。

所有者等が管理をしている私有地は、宅地、畑、山林となっており、畑地については、現在も耕作が続いている。道路・公有地と私有地との境界の多くは、従前からの塀やネットなどで区画されている。

史跡の周辺には、住宅地が広がっているが、台地縁辺部には緑地が残っており（曾谷緑地・曾谷二丁目緑地）、また北東側の低地にある弁天池の周辺は弁天池公園となっている。

#### (2) 地区の設定

保存管理を進めるうえで、本質的価値の観点から史跡とその周辺地域を3大別したうえで、6つの地区に区分した（第6-1図）。

##### ① 史跡指定地（曾谷貝塚）

A地区（桃色の範囲）：曾谷遺跡のうち、現在の国指定史跡の範囲であり、曾谷貝塚と名づ

けられている範囲。

② 史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地（曾谷遺跡）

B地区（水色の範囲）：A地区に囲まれ、重要遺構が確認されている範囲。

C地区（薄緑色の範囲）：A地区の周囲にあり、曾谷貝塚と関連する遺構が確認され、集落の範囲に含まれると想定される範囲。

D地区（薄橙色の範囲）：A地区～C地区の周囲にあり、縄文時代や奈良・平安時代の遺構・遺物が確認されている範囲。

③ その他の地区（周知の埋蔵文化財包蔵地以外）

E地区（薄紫色の範囲）：馬蹄形貝塚の北東部周辺区域（昭和34（1959）年測量図）。台地端部は削平され、貝層北端部は滅失している可能性があり、遺跡の広がりが想定される範囲。

F地区（薄黄色の範囲）：曾谷貝塚の北側に隣接する山林、および北東側に近接する低地であり、縄文時代の集落にかかわる山林や水場が存在している可能性のある範囲（現在は市が所有し、緑地や公園として管理している範囲）。

(3) 課題

上記で設定したA地区～F地区の6区分について、区分の特徴に応じた保存と管理の課題を整理する。

① A地区

- ・現状変更取扱基準が明文化されておらず、状況に応じた現状変更の取扱となっている。
- ・史跡地の公有地化は約80%進んだものの、まだ完了には至っていない。
- ・公有地化した範囲内に、史跡指定以前に設置されたブロック塀などが一部残っている。
- ・貝層の広さや地下遺構までの深さを正確に把握できていない。

② B地区

- ・馬蹄形貝塚の開口部にある大型の柱穴群という注目すべき遺構が存する地区であるが現状民有地となっている。

③ C地区

- ・曾谷貝塚を営んだ人々の居住域と考えられる範囲だが、調査が進んでいない。
- ・未調査地の実態を把握できていない。

④ D地区

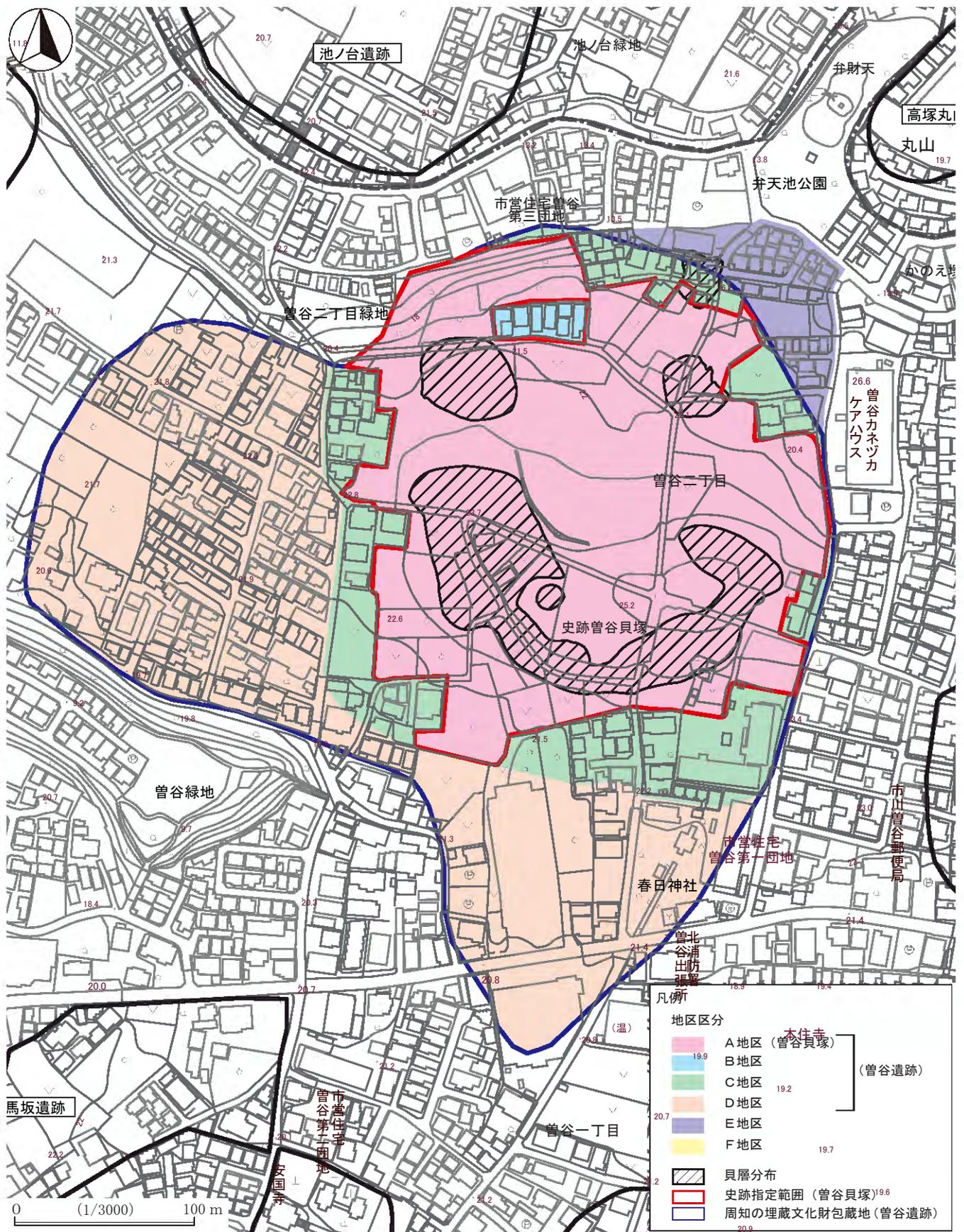
- ・遺跡の実態を把握できていない。

⑤ E地区

- ・遺構・遺物の有無等を含め、現地での観察及び地下遺構等の調査が進んでいない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、遺構・遺物が確認される可能性がある。

⑥ F地区

- ・曾谷貝塚に関わる縄文時代の人々の活動エリアの可能性はあるが、遺構・遺物の調査が進んでいない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、遺構・遺物が確認される可能性がある。



第6-1図 保存管理のための地区区分 S=1/3000

## 第2節 保存管理の基本方針

### (1) 全体の基本方針

指定範囲については、現状保存を原則としながら、恒久的に史跡の保存管理をおこない、曾谷貝塚の本質的価値を次世代につなげて将来にわたって維持していくために、現状変更の取扱基準を明らかにする。

曾谷貝塚では、これまでの発掘調査で数多くの遺構や遺物が発見されているが、本質的価値をより一層明らかにするためには、出土した遺物や調査記録の適切な保存を基軸とし、それらの見直しや再整理をおこなうことが求められる。また、史跡指定以前に個人や他の機関がおこなった発掘調査の記録や遺物についての追跡調査をおこなう。

指定範囲外については、環境や市民生活との調和を図りながら、必要に応じて発掘をはじめとする調査をおこなうとともに、遺構が発見された場所については、保存管理、追加指定、公有地化に取り組む。

### (2) 地区別基本方針

曾谷貝塚の本質的価値を保全し、後世に確実に継承するため以下の方向性を定める。史跡は現状保存を原則とし、第1節で定めた地区区分に基づいて、保存管理の方法を明確化し、現状変更の取り扱い基準を設定する。

#### ① A地区

- ・現状変更取扱基準による適切な保存管理に取り組む。
- ・公有地化を促進する。
- ・史跡範囲を示す杭等の設置をおこなう。
- ・適切な管理のための整地をおこなう。
- ・指定地内における貝層や地下遺構までの深さ等の現状を把握する。
- ・必要に応じて保存・活用・整備に資するための調査・研究を実施する。

#### ② B地区

- ・史跡に囲まれた周知の埋蔵文化財包蔵地として、所有者等の理解と協力のもと、追加指定を目指すとともに、遺構・遺物の保護に向けて取り組む（追加指定された地区はA地区と同様の扱いとなる）。

#### ③ C地区

- ・史跡に隣接する包蔵地として、土地所有者等の理解と協力のもと、遺構・遺物の保護に向けて取り組む（追加指定された地区はA地区と同様の扱いとなる）。

#### ④ D地区

- ・曾谷遺跡の範囲内における遺構・遺物の実態解明に努める。

#### ⑤ E地区

- ・現状の実態把握に努める。
- ・地下の実態把握に努めたうえで、遺構・遺物が発見された場合、可能なかぎり保存に向けて取り組む。

#### ⑥ F地区

- ・現状の実態把握に努める。
- ・地下の実態把握に努めたうえで、遺構・遺物が発見された場合、可能なかぎり保存に向けて

て取り組む。

### (3) 既存の調査記録・出土遺物の保存管理および本質的価値を高めるための調査

これまでの発掘調査成果として得られた記録（写真、図面等）および出土遺物を整理し、それらの保存管理を適切におこない、総合的な再検討の機会を設ける。

必要に応じて、曾谷貝塚の保存・活用・整備に資する調査・研究を推進し、その成果を適切な管理体制のもと保存する。

## 第3節 保存管理の方法

第1節で設定した6区分について、地区の基本方針に応じた保存管理の方法を提示する。

### ① A地区

- ・現状変更の取り扱い基準を設定し、周知を図る。
- ・公有地化の推進を図る。
- ・現状よりも耐久性の高い杭列などを設置する。
- ・残存しているブロック塀などの撤去をおこなう。
- ・地表面から遺構までの深さは、現状変更の判断基準となるため、今後現状変更の可能性がある場所を中心に調査を実施する。
- ・本質的価値を明確にするための、調査成果を活かし、史跡の保存管理につなげる。
- ・北西部の傾斜地については、安全対策として、柵などの設置・管理をおこなう。

### ② B地区

- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・所有者の理解と協力を求め、追加指定を目指す。追加指定後はA地区と同様の方法で保存管理をおこない、公有地化を目指す。

### ③ C地区

- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・所有者の理解と協力を求め、追加指定を目指す。追加指定後はA地区と同様の方法で保存管理をおこなう。

### ④ D地区

- ・住宅地が多い地区であるため住民の生活を尊重し、そのうえで遺跡の実態を把握するため、主に開発の事前調査として実施する。
- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・曾谷貝塚と関連する遺構・遺物が確認された場合には、C地区の扱いとする。

### ⑤ E地区

- ・土木工事等の際には、所有者、事業者へ事前調査や可能なかぎり地下遺構に影響の少ない工法をとることなどへの理解および協力を求める。
- ・遺構・遺物が確認された場合は、千葉県教育委員会への埋蔵文化財包蔵地範囲変更の報告をおこなう。千葉県教育委員会により包蔵地の範囲変更がなされた際には、D地区の扱

いとする。

#### ⑥ F地区

- ・市有地であるため、市の関係部署と連携して必要に応じて調査をおこなう。
- ・緑地や公園となっているため、現状を維持しつつ遺構・遺物が確認された場合は、千葉県教育委員会への埋蔵文化財包蔵地範囲変更の報告をおこなう。千葉県教育委員会により包蔵地の範囲変更がなされた際には、D地区の扱いとする。

### 第4節 現状変更取扱基準

#### (1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び基準

現状変更取扱基準とは、文化庁が示す現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び基準である。史跡指定地の取扱基準の内容と、対象となる変更項目、現状変更にともなう許可申請区分は表のとおりである（第6-1表）。

#### (2) 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請については、その内容によって申請区分が異なる。原則は文化庁への申請となるが、保存に及ぼす影響が軽微な行為については市川市教育委員会に権限が委譲されている（文化財保護法施行令第5条第4項）。また草刈などの日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的処置（文化財保護法第96条）の場合については、現状変更の許可申請は不要となっている。

史跡指定地（A地区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置の場合を除いて文化庁の許可あるいは権限移譲を受けた市川市教育委員会の許可を受けなければならない。

想定される現状変更の対象及び内容は多様であることから、許可申請に係る手続きを円滑化すると共に、史跡に影響を及ぼす行為を未然に防止するため、あらかじめ曾谷貝塚における現状変更取扱基準を明文化する。

なお、現状変更取扱基準の表に項目がない内容や疑問等がある場合は市川市教育委員会に問い合わせるものとする。

#### (3) 周辺地区

史跡指定地に隣接及び近接する周知の埋蔵文化財包蔵地（B・C・D地区）については、原則として文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとる（巻末参考資料参照）。

第93条では、民間事業者が発掘調査以外の目的で土木工事等をおこなう場合の届出の規定および文化財保護上特に必要な場合には文化庁長官は、記録の作成のための発掘調査の指示が可能とされている。第94条では、公共機関が発掘調査以外の目的で土木工事等をおこなう場合に、計画策定の段階での文化庁長官へ通知し、通知を受けた文化庁長官は、当該機関に文化財保護上特に必要な場合に計画の策定及び実施について協議を求めることになっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地（B・C・D地区）で遺構が確認された場合は、所有者等の理解と協力のもと、可能な限り、現状保存を図る。

なお、曾谷貝塚の地域的独自性に鑑み、本質的価値を構成する諸要素の特徴から区分した各地区の取扱方針と保存管理の方針、現状変更取扱基準を示す取扱い図を作成し各方針について

設定するものとする（第6-2表）。

## 第5節 追加指定

史跡指定範囲外において、遺構・遺物が既に確認されており、史跡の本質的価値が継続していると考えられる現在指定範囲に囲まれたB地区や、曾谷貝塚に関連する集落の範囲と推定されるC地区は、所有者の理解を求めながら追加指定を検討する。曾谷遺跡の範囲内で、埋蔵文化財包蔵地であるD地区は住宅地・耕作地・商業用地として生活が営まれている場所であり、今後開発に先立つ調査の際に関連する重要な遺構・遺物が発見された際には、C地区と同様所有者の理解を求めながら追加指定を検討する。

E地区およびF地区については、包蔵地として市の遺跡台帳に記載されていないため、今後の調査や評価等により包蔵地の範囲を検討する。

## 第6節 公有地化

国指定史跡であるA地区については、所有者に対して理解と協力を求めながら公有地化を進めている。現在、指定地外であるB地区については、将来追加指定された場合に所有者に理解と協力を求めながら公有地化を目指す。C・D地区については、今後、追加指定等を含め長期的な検討をおこなう。

第6-1表 現状変更の取扱基準

対象	項目	取扱基準の内容(※1)		許可区分
		変更の種類		
建築物	新築		原則として認めない。	文化庁
	増築・改築		原則として認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には十分に協議し、例外的に認めることもある。	文化庁
	維持管理		日常的な管理、軽微な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模修繕、内装か屋内諸設備の補修及び修繕)は現状変更の許可を要しない。	不要
	除却		地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	文化庁
小規模建築物	新築		小規模建築物(※2)については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	市川市
	増築・改築		地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	文化庁
	除却		地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	市川市
	設置		工作物(※3)については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	文化庁
工作物	改修		地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	市川市
	除却		地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	文化庁
	地形の改変		遺構の復元など、文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な改変は原則として認めないものとする。	市川市
	維持の措置		以下の①～③は現状変更の許可を要しない。①史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。②史跡のき損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるとき。③史跡の一部がき損、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に当該部分を除去するとき。	不要
ガス管・水道管・下水道管	設置・改修		公共・公益上必要な場合は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	市川市
	営農		原則として現在の状態を継続するものとする。果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。また、地下遺構に影響を及ぼさない、日常的な畑作行為としての小規模な掘削は、現在の状態を維持する限り現状変更の許可を要しない。	文化庁
	植樹		重要な遺構周辺の新たな植樹は、遺構の保護上、土壌の法面保護や植生復元のための植樹を除き原則として認めない。ただし、史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、史跡の価値が維持向上する場合には限り認めるものとする。	不要
	抜根		地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮した場合に認める。	文化庁
道路	伐採		史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したうえで認めるものとする。	市川市
	新設・拡幅		原則として認めない。ただし、遺構の保存状況やその必要性などに応じて検討したうえで、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には限り認めるものとする。	文化庁
	修繕・改修		公共・公益上必要な施設の維持のための改修や道路の舗装、修繕などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認めるものとする。	文化庁
	維持管理		日常的な管理・簡易な補修(※4)や破損・劣化による部分的な取替は、現状変更の許可を要しない。	市川市
史跡の管理に必要な施設	設置・改修		史跡の管理に必要な施設(※5)については、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	不要
	維持管理		日常的な管理・簡易な補修は、現状変更の許可を要しない。	市川市
	発掘調査及び保存整備		遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存、整備等を行う場合には、その方法などを十分検討したうえで、認めるものとする。	文化庁
	その他		上記に記載がない行為については、個別に協議することとし、地下遺構に影響のない範囲において認めるものとする。	文化庁

※1:疑問等がある場合は市川市教育委員会に問合せるとする。 ※2:階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(剛築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものである。 ※3:標識・説明板・境界標・囲さくその他の施設。

第6-2表 各地区の保存管理の方針・基準

史跡指定/未指定 包蔵地/非包蔵地	未指定地			
	指定地	包蔵地		
地区区分	A地区	B地区	C地区	
主な現況	山林・原野	住宅	住宅・畑	
保存管理の方針	現状保存を原則とする。 地区区分に基づき保存管理の方法を明確化し、現状変更の取り扱い基準を設定する。 史跡の環境保全に努める。 文化財の保存・活用・整備に資する調査・研究を推進する。	文化財保護法に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを原則とし、史跡に囲まれた包蔵地として、土地所有者等の理解と協力の下、遺構の保護に向けて取り組む。	文化財保護法に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを原則とし、住宅地が多い地区であるため、住民の生活を尊重しながら、包蔵地として遺構の保護に向けて取り組む。	
現状変更の主な内容	建築物 小規模建築物	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。遺構が検出された場合には現状保存を求める。	文化財保護法に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを原則とし、住宅地が多い地区であるため、住民の生活を尊重しながら、包蔵地として遺構の保護に向けて取り組む。	
	工作物	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。工作物設置場所の確認調査を実施した上で、遺構面を保護できる範囲で工事を実施することができる。		
	土地の改変	原則として認めない。		
	ガス・水道・ 下水管	公共・公益上必要で、遺構に影響のない範囲で認める。		
	営農	現状維持が原則。植替え等は遺構に影響がない場合について認める。	土木工事等を行う場合は文化財保護法第93条に基づき、着手日の60日前までに届出を提出する。 豊谷目録の本質的価値のある遺構が検出された場合にはC地区同様に扱う。	
	植樹	重要な遺構周辺の新たな植樹は原則として認めない。史跡整備に伴う植樹は遺構に影響がなく、史跡の価値が向上する場合には限り認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。地権者・管理者に、遺構・遺物の保護について理解と協力を求める。	土木工事等の際には、所有者、事業者へ事前の調査や可能なかぎり地下遺構に影響ない工法をとることなどの協力を求める。
	伐採	保存活用に影響を及ぼす木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるように配慮したうえで認めるものとする。	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。地権者・管理者に、遺構・遺物の保護について理解と協力を求める。	
	道路	新設は遺構への影響がなく、史跡の価値が向上する場合認められる。修繕等は文化財としての価値及び景観の保全に及ぼさない場合に限り認めるものとする。	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。施工する際には遺構・遺物に影響のない範囲で留めるように協力を求める。	
	史跡の管理に必要な施設	遺構に影響がない範囲で認める。		
	追加指定	—	地権者に理解と協力を求め同意を得た場合に追加指定を目指す。	調査結果等により、遺構・遺物が発見された箇所については包蔵地の範囲変更手続きを検討する。範囲変更後はD地区の取扱いとなる。 調査結果等により包蔵地指定後はD地区の取扱いとなる。
公有地化	所有者からの要望を基に公有地化を実施する。	追加指定後、A地区の取り扱いとなる。	—	
史跡の整備	史跡の保存・活用・整備に必要な場合に実施する。	公有地化後、保存・活用・整備に必要な場合に実施する。	公園、緑地として整備されている。	
発掘調査		主に土木工事等の事前調査として実施する。	土木工事等の際には、所有者、事業者へ事前の調査や可能なかぎり地下遺構に影響ない工法をとることなどの協力を求める。	

## 第7章 調査

### はじめに

本章では、第5章で示した「本質的価値をより一層明らかにして、保存と活用に資するために、各種の調査をおこなう」という調査の基本方針に基づき、第1節で調査の課題、第2節で調査の基本方針、第3節で調査の方法を、第6章で提示した3大別およびA～Fの地区区分に沿って記す。

### 第1節 調査の課題

#### (1) A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

- ① 史跡指定地内でこれまでに実施された発掘調査面積は史跡指定範囲の約5%であり、その多くが貝層分布範囲およびその周辺において実施されてきた。そのため、遺跡中央部の凹地部分の情報は得られていないなど、面的な調査が課題となる。
- ② 史跡の本質的価値をより一層明らかにする必要がある。
- ③ 史跡指定に至るまでの間に積み上げられてきた発掘成果のなかには、報告され周知されているものの、調査時の記録類や出土遺物の詳細について、広く知られる機会に恵まれずに今日に至っているものや、調査地点の具体的な位置が不明確な事例がある。それらの資料について、保管場所を確認し、再検証する必要がある。
- ④ 史跡指定以前の土地利用による地形改変の有無、あるいは改変状況を把握する必要がある。

#### (2) B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

- ① 史跡指定地（A地区）に囲まれた曾谷遺跡（B地区）においては、住宅建設に先立つ発掘調査で、大規模な土坑群が見つかっている。馬蹄形貝塚の開口部にあたる台地北辺部に立地するこの地区の調査事例は、貝層分布範囲以外の区域における実態把握の重要性を示唆するものであり、実態解明が課題となる。
- ② 史跡指定地に接する曾谷遺跡（C地区）では、曾谷貝塚の集落の広がりに関わる情報を集積することが課題となる。
- ③ 曾谷遺跡（D地区）の範囲では、曾谷貝塚の集落と関わりのある遺構が残されている可能性があり、遺跡の情報を集積していく必要がある。

#### (3) E・F地区（その他の地区）

- ① E地区は、かつて馬蹄形貝塚の北東部を構成する貝層の一部が分布していた区域であり、削平された貝層範囲に関して、完全に湮滅してしまったのか、一部が残存しているのか、明らかにする必要がある。また、史跡と水源地の間に位置し、曾谷貝塚の集落の活動領域に含まれていたと推定される区域であることから、基礎的なデータの収集が課題である。
- ② F地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、史跡の北西に隣接する台地縁辺部の緑地（山林）と、E地区の北東にある湧水をとまなう低地（弁天池公園）部分であり、

曾谷貝塚の集落と深い関りが想定される区域であることから、基礎的なデータの収集が課題である。

## 第2節 調査の基本方針

### (1) A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

第3章・第4章で示した史跡曾谷貝塚の全体像と本質的価値をより明らかにするために、史跡の保存・活用・整備にかかわる調査目的を明確にし、十分な検討を経たうえで、適切な範囲で調査を実施する。また、史跡指定以前に実施された発掘調査の記録類や出土遺物について、史跡の保存・活用・整備に必要な情報を得る。

### (2) B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

文化財保護法第93条・第94条に基づき適切に発掘調査を実施する。

### (3) E・F地区（その他の地区）

曾谷貝塚との関わりが想定される地区であることから、調査方法の検討を含め調査の目的を明確にし、多角的な視点による調査を実施する。

## 第3節 調査の方法

### (1) A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

適切な保存管理体制のもとで、最善の調査方法を探りながら、整備計画と連動させて計画的に調査を実施する。また、史跡指定以前に実施された発掘地点に関わる調査記録と出土遺物の保管場所確認、および位置探査等を含む再調査・再検討・再整理を実施する。

### (2) B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

開発に先立ち発掘調査を実施し、曾谷貝塚をとりまく曾谷遺跡の情報を集積する。

### (3) E・F地区（その他の地区）

課題に関わる基礎情報を収集するために、試掘やボーリング調査など適切な方法で調査を実施する。

## 第8章 活用

### はじめに

本章では、第5章で示した「曾谷貝塚で学び、親しみ、人とふれあい、何度でも訪れたくなるような活用を目指す」という活用の基本方針に基づき、最初に活用の現状と課題を整理する。

次に、第4章で整理した史跡の本質的価値および第7章で検討した曾谷貝塚の学術上の検討課題を踏まえたうえで、地域住民が曾谷貝塚に親しみ、誇りを持てるように配慮しながら、史跡を有効に活用するための方向性を示し、文化資産である史跡を核とした地域社会の発展を目指す。

### 第1節 活用の現状と課題

#### (1) 現状

市川市では、これまで教育委員会が中心となり、暫定的な史跡の活用をおこなってきた。

##### ① 現地の活用

- ・市立市川考古博物館（以下、本章では市博物館）が行事や依頼などにより、遺跡見学会をおこなっている。
- ・地域住民が中心となり、毎年10月に「曾谷縄文まつり」が開催されており、市博物館が出土品の展示や縄文時代の体験学習の指導で連携している。その際、市は土地使用を許可し、後援をおこなっている。
- ・曾谷連合子ども会育成会が中心となり、毎年8月に「夏まつり」が開催されている。その際、市は土地使用を許可している。

##### ② 遺跡情報の活用

- ・出土品の一部は、市博物館の常設展示や企画展示で展示している。
- ・縄文時代や曾谷貝塚に関する講演会で発掘成果を紹介している。
- ・市博物館が学校への出前授業で曾谷貝塚の発掘成果を紹介している。
- ・曾谷貝塚を含む市内にある5つの国指定史跡を周知するためのパンフレットを配布している。
- ・市川市のWebサイトで曾谷貝塚について周知している。

#### (2) 課題

活用に関する課題について、学び・観光・商業、地域連携、広域連携、交通の分野別に記載する。本章では、「学び・観光・商業」を合わせて整理することとした。それは、曾谷貝塚の学術的な価値を学んでもらう一方で、その魅力を観光活用し広く伝えることが重要であると考えたからである。また曾谷貝塚への来訪者の増加により交流が盛んになることで、地域への消費活動が活発になる経済効果を生むといった、商業面での活用が期待できるため、合わせて整理することとした。

##### ① 学び・観光・商業

- ・曾谷貝塚の説明板は、史跡内の1か所のみであることから、来訪者が現地を巡りながら、各地点の発掘成果を知る機会がない。

- ・曾谷貝塚では、史跡内に貝層の範囲や位置が明示されていないことから、国内最大級の大型貝塚が残されているという本質的価値を実感できない。
- ・縄文時代の生活の様子を体感・体験できる場所が史跡内にない。
- ・世代を問わず、曾谷貝塚に関心を持った人々が、それぞれの興味に応じて、史跡内で楽しみながら快適に学ぶ環境がない。
- ・曾谷貝塚の重要性と魅力を伝える情報発信が不十分である。
- ・曾谷貝塚の活用について、商業の視点から検討されたことがないため、新たなニーズに対応するための検討が求められる。

## ② 地域連携

- ・将来にわたり、史跡の本質的価値や保存の意義を伝えるために必要な人材を行政と地域が連携して育成する場がない。
- ・世代を問わず地域住民がより楽しく、より安全に交流できる場所を設ける必要がある。

## ③ 広域連携

- ・千葉県は、縄文時代の貝塚が全国で一番多い自治体であるが、市域・県域を越えて貝塚を有する自治体と情報交換や相互協力をおこなう機会に乏しい。

## ④ 交通

- ・最寄りのバス停留所や幹線道路から、曾谷貝塚へのアクセスがわかりにくい。
- ・来訪者のための駐車場、駐輪場がない。

## 第2節 活用の基本方針

### (1) 全体の基本方針

前節で整理した課題に対応するため、活用の基本方針を以下の5つに大別する。

#### ① 貝塚を楽しく学ぶ

- ・学校・図書館・博物館などの教育機関が連携し、曾谷貝塚に親しみ、楽しみながら学ぶ機会を提供するよう努める。
- ・生涯学習の場として、さまざまな世代の人々にとっての学びの場となることを目指す。

#### ② 縄文時代を感じる

- ・史跡の本質的価値を踏まえながら、曾谷貝塚や縄文時代について体感できる活用を目指す。

#### ③ 貝塚を地域で活かす

- ・市は、地域住民や団体と連携して、文化遺産である曾谷貝塚を地域の核として守り、その本質的価値を将来に伝える人材の育成に取り組む。また、小学生以下子どもたちが曾谷貝塚に親しみ、楽しめるように取り組み、緊急時や災害時に地域の人々の安全を確保するための一時的な避難場所とする。

#### ④ 貝塚をつなぐ

- ・曾谷貝塚を単体として考えるのではなく、周辺の文化財、史跡堀之内貝塚や史跡姥山貝塚をはじめとする市内の遺跡、公共施設、観光資源等と線や面でつながる、一体化した活用を検討する。さらに他の貝塚を有する自治体との広域の連携も検討する。

#### ⑤ 貝塚を知ってもらう

- ・多くの人々に曾谷貝塚を知ってもらい、新たなニーズに対応するため、周知方法やイメージ向上の方策を検討する。



第8-1図 活用のための地区区分 S=1/3000

## (2) 活用のための地区区分

全体の基本方針に基づく活用を図るため、史跡内を以下のように地区区分する。

### ① 学びのエリア

曾谷貝塚の貝層が馬蹄形に分布する地区である。これまでの発掘調査により、貝層直下や貝層周辺の区域から、竪穴建物跡や土坑などの遺構が数多く確認されていることから、学びのエリアとする。

### ② 体験・交流エリア

馬蹄形貝塚の中央の窪地を中心とした地区である。平坦地が広がり、曾谷縄文まつりなどのイベントで利用されている地区であることから、体験・交流エリアとする。

### ③ 地形観察エリア

曾谷貝塚北側の谷に面した史跡内の斜面林であり、縄文時代以来の地形を残していることから、地形観察エリアとした。傾斜地である区域については、安全対策上、柵で囲い、立ち入りできないようにしている。

## (3) 地区別の基本方針

設定した地区区分ごとに、活用方針を策定する。

### ① 学びのエリア

- ・曾谷貝塚の本質的価値を理解してもらうため、貝層の範囲を示すとともに、発掘地点ごとに説明板を設置し、発掘成果をわかりやすく解説する。
- ・竪穴建物跡など遺構の表示を検討する。

### ② 体験・交流エリア

- ・竪穴建物跡など、縄文時代の生活空間を体感する手助けとなるような発掘成果の表示方法を検討する。
- ・世代を問わず地域住民や来訪者が集い、交流できる場とする。特に、子どもたちが親しみ、楽しめるように活用する。
- ・曾谷縄文まつり・夏まつりなどの地域のイベント開催の場として活用する。

### ③ 地形観察エリア

- ・縄文時代以来の地形を観察するエリアとする。
- ・花粉分析などの結果にもとづいて、縄文時代の植生を復元する。

## 第3節 活用の方法

地区別の基本方針に基づき4つの視点から活用の方法を示し、今後の史跡活用にあたっての検討材料を明確化する。

### (1) 学び・観光・商業

#### ① 学 び

- ・史跡内の発掘地点ごとに発掘成果を記した説明板を設置し、それらを多言語化する（学びのエリア）。
- ・史跡の本質的価値である大型貝塚・イタボガキ製貝輪・曾谷式土器について、それらを象徴する位置での説明板によって、その重要性を視覚的に表現する（学びのエリア）。
- ・視覚的に貝層の範囲がわかるように、地面に負荷をかけにくい材料で表現する（学びのエリア）。

リア)。

- ・地域学習の場として、遺跡見学会や出前授業をおこなう（学びのエリア）。
- ・火おこし体験など縄文時代の生活を学ぶ体験学習の機会を設ける（体験・交流エリア）。
- ・縄文時代以降の地形を観察できるようにする（地形観察エリア）。
- ・縄文時代の植生の再現等をおこなう（地形観察エリア）。
- ・解説付きVR映像などにより、当時の環境や生活の様子が体感できるようにする（各エリア）。

## ② 観 光

- ・曾谷貝塚への来訪者を増やすために、史跡周辺の文化財、公共施設などと連携を図り、観光資源として史跡の活用を図る。

〈例〉；周辺の文化財と公共施設を結ぶ散策ルートの設定および誘導板を設置する。

〈例〉；公式キャラクターやキャッチフレーズを設定し、史跡の知名度を向上させる。

- ・市川市には、曾谷貝塚のほかにも堀之内貝塚と姥山貝塚という大型貝塚の国指定史跡がある。曾谷貝塚とそれらの関連性の解明は、曾谷貝塚の史跡としての本質的価値を鮮明にするのに不可欠である。それら3つの大型貝塚の史跡を観光コースに組み込むことにより、縄文時代の集落とその周辺の活動領域、古環境を実感するきっかけを提供する。

## ③ 商 業

- ・市の関係機関や市内企業等と連携して「町おこし」の視点からのアプローチを試み、曾谷貝塚を商業資源として活用を検討する。

〈例〉；市内企業や商店等との連携により、曾谷貝塚を題材とした特産品の開発・販売

- ・アウトソーシングの活用として、外部の事業者への事業委託を検討する。

〈例〉；マーケティングリサーチを専門とする業者に委託して、適切な観光・商業戦略を検討する。

## ④ 情報発信

- ・遺跡内の説明板と市博物館の展示を連動させ、一体化して遺跡情報を発信する。
- ・縄文時代や曾谷貝塚に関する展示、講演会、シンポジウムなどを開催する。
- ・市民団体等主催の講演会や講座への講師派遣をする。
- ・学校・図書館・公民館などの教育機関で巡回展示をする。
- ・幅広い世代各種イベントの周知やSNS等により曾谷貝塚の存在・魅力について情報発信をおこない、より多くの人々に関心を持ってもらう。

〈例〉；市広報紙、市公式インスタ、市公式X等を活用する。

## (2) 地域連携

### ① 地域住民との市の連携

- ・曾谷地区の住民が既の実施している曾谷貝塚でのイベントやその周知活動をおこなう際、市は可能な限り連携する。そして曾谷貝塚に関する市の管理、広報等の分野の事業をサポートする人々を育成支援し、市民と行政による相乗効果のある取り組みをおこなう。
- ・既存のイベントを開催する団体の有志、市博物館の行事参加者やボランティアなどから、曾谷貝塚の魅力を伝承する「貝塚サポーター」を募り、市はその活動を支援する。

## ② 地域住民の交流の場として活用

- ・地域住民が楽しく交流できる場所、とりわけ地域の将来をにう子どもたちが集い、楽しめる場所を設ける。

## ③ 避難場所としての活用

- ・災害時、緊急時に曾谷地区の住民が一時的に避難できるようなオープンスペースを確保しながら、他の取り組みとの調整を図る。

## (3) 広域連携

千葉県には、曾谷貝塚以外にも縄文時代の国指定史跡が 14 遺跡（令和 7（2025）年 9 月 1 日現在）存在しており、自治体の枠を超えた共同事業を実施し、集客面での相乗効果を図る。

〈例〉；企画展、講演会、シンポジウムなどの開催

## (4) 交通

### ① 曾谷貝塚へのアクセス向上

- ・曾谷貝塚にスムーズにアクセスできるように、関係部署と連携して誘導板等の設置に取り組む。

### ② 駐車・駐輪スペースの確保

- ・来訪者が安心して駐車・駐輪できるスペースを史跡指定地外に確保する。
- ・イベント等の際に限定した運搬車両の一時的な駐車スペース、緊急車両の一時的な駐車スペース、および自転車の臨時駐輪場についても検討する。



第 8- 2 図 曾谷縄文まつり 火おこし



第 8- 3 図 曾谷縄文まつり 青空ステージ

## 第9章 整備

### はじめに

本章では、第5章で示した「地域の生活の場に寄り添いつつ、曾谷貝塚を守り、本質的価値を伝え、魅力の向上につながる整備を目指す」という整備の基本方針に基づき、今後の整備に向けた課題を整理し、解決に向けた整備の方向性や方法を示すこととする。

### 第1節 整備に向けた課題

#### (1) 現状

現在、曾谷貝塚については、市の公有地化が対象地の約80%進んでいる。公有地化においては、更地の状態で購入することを原則としており、現状は平地として管理をおこなっている。そのため、史跡としての整備は、標識と説明板、境界標、管理のための杭列、休憩施設の設置にとどまっており、本格的な整備は、未だ実施していない状況である。

史跡指定以前から、地域住民の生活道路が史跡内を縦横断しており、それに加えて東西に横断している道路の地下には水道管が埋設されている。

また、地域住民にとって、曾谷貝塚は「曾谷縄文まつり」や「夏まつり」の会場として親しみのある場所となっている。

一方、これまでに発掘調査が実施された範囲は全体の4%程度にとどまっているため、未解明な部分が多く、貴重な文化財という認識が進んでいない。

#### (2) 課題

整備に向けた課題を検討するうえでの前提条件として、史跡の本質的価値の解明が求められる。具体的には、単独の馬蹄形貝塚としては日本最大級であるという大型貝塚の解明、B地区の大型の柱穴群の性格解明、C地区の居住施設の解明、F地区の水場遺構の可能性の追究といった未解明部分へのアプローチが必要である。さらに、隣接する緑地の活用を含めた貝塚をとりまく自然環境を踏まえたうえで、将来的な整備に向けての課題を以下のとおり挙げる。

#### ① 史跡の保存に向けた課題

##### (ア) 管理のための杭列の耐久性等の向上

- ・史跡の範囲を明示するための杭列は、木製であるために劣化が進みやすい。

##### (イ) 史跡内の環境整備

- ・史跡内を道路が縦横断し、電柱が立ち並んでいる状況は、史跡の保存や景観の観点からは好ましい状況ではない。

##### (ウ) ブロック塀などの撤去

- ・移転した民家のブロック塀の基礎などが撤去されていない部分があり、安全面の課題がある。

##### (エ) 地形と遺跡の保存状態

- ・史跡指定以前の土地利用や自然作用等による地形の変化の程度が不明な地点がある。

##### (オ) 貝層断面の一部露出

- ・道路の法面の一部に貝層断面が露出している。

## ② 史跡の活用に向けた課題

### (ア) 史跡内の学習環境の不足

- ・現在、曾谷貝塚について学ぶことのできる史跡内の施設は、史跡の概要を記した説明板1か所のみであり、来訪者への情報提供が十分とはいえない。また、貝層の範囲も明示されていないため、一見して馬蹄形に広がる大型の貝塚であるとは気づきにくい状況となっている。

### (イ) 体験学習環境の不足

- ・史跡への理解を深めるために、縄文時代の生活を追体験し、当時の環境を理解できる場所の整備が必要である。

### (ウ) 誰もが楽しく学べる環境の構築

- ・大人から子どもまで、誰もが楽しく学べ、何度も訪れたいくなる工夫を施す必要がある。

### (エ) ガイダンス施設の検討

- ・史跡についての学びをより深くするため、ガイダンス施設の設置を史跡外に検討する必要がある。

### (オ) 地域に親しまれる環境の構築

- ・「曾谷縄文まつり」や「夏まつり」など地域住民に親しまれている場所となっている一方で、史跡としての曾谷貝塚についての認識を幅広く地域住民に広める必要がある。

## ③ 周辺環境の課題

### (ア) 史跡までのルートの整備

- ・来訪者にわかりやすいように、史跡にアクセスする誘導板の整備が不可欠である。

### (イ) 便益施設等の整備

- ・現状では、トイレなどの便益施設も少ないことから、来訪者が安心して快適に過ごせる環境を整える必要がある。
- ・来訪者が安心して駐車、駐輪できるスペースを確保する必要がある。

## 第2節 整備の方向性

### (1) 保存のための整備

- ・景観に配慮した耐久性のある杭列を検討する。
- ・史跡内を縦横断している道路や電柱などについては、地域住民の意向を確認しながら、今後の方向性を検討していく。
- ・残存しているブロック塀の撤去をおこなう。
- ・史跡を将来にわたり確実に継承するため、地形、貝層および遺構を適切に保存する整備をおこなう。
- ・露出した貝層を適切に保存する方法を検討する。

### (2) 活用のための整備

- ・史跡の本質的価値を来訪者にわかりやすく伝えるため、必要な説明板を設け、貝層範囲の表示方法を検討するとともに、ガイダンス施設や各種体験学習の場を提供することなどで、来訪者がいくども訪れたいくなるような学びの場となり、また安心して過ごせる憩いの場となることを目指す。

- ・縄文時代の植生を再現するための整備を検討する。
- ・地域のニーズを考慮する一方、史跡としての本質的価値を市民や来訪者にも広めるため、地域住民と連携して、曾谷貝塚を活用した曾谷地区や市の活性化につながる整備をおこなう。
- ・史跡への誘導板の設置などにより、曾谷貝塚への交通アクセスを明示するための整備をおこなう。
- ・駐車場や駐輪場、トイレなどの確保を検討する。

これらの整備については、今後策定予定の整備基本計画のなかで具体的な内容を明確化する。なお、整備基本計画については、策定に必要な調査等をおこなった後、令和13(2031)年度に着手し、令和14(2032)年度に策定の予定である。

### 第3節 整備の方法

#### (1) 保存のための整備

史跡の保全、景観保護の観点から下記の整備をおこなう。

- ・史跡の範囲を示す杭列の材質の見直しによる高耐久化をおこなう。
- ・ブロック塀の基礎などの撤去をおこなう。

#### (2) 活用のための整備

曾谷貝塚への興味、関心を高め、さらに本質的価値に関する理解を深めてもらうために、発掘調査など各種の調査によって遺跡の性格をより明らかにして、その成果を分かりやすく伝える。史跡への誘導板や史跡内の説明板等の設置、ガイダンス施設の設置、便益施設の整備をおこない、来訪者が訪れやすい環境を整える。活用のための整備の場所は、第8章で示した活用の地区区分に基づき以下のとおりとする。

##### ① 学びのエリア

- ・貝層の範囲を明示する方法を検討し、曾谷貝塚の日本最大級の貝塚としての価値を分かりやすく伝える。
- ・貝層・遺構の広がりや地形を学ぶための園路の整備をおこなう。
- ・地点ごとの調査成果を記した説明板を整備する。

##### ② 体験・交流エリア

- ・縄文時代の生活を理解できるように当時の竪穴建物を表現する。
- ・世代を問わず地域住民が集い、交流できる場として整備する。特に、子どもたちが楽しく、親しみを持てるように整備する。
- ・土地の形状が平らで、貝層や遺構に影響ない箇所にベンチ等の休憩施設を整備する。

##### ③ 地形観察エリア

- ・遺跡周辺の地形や自然を当時のまま残していることから、安全管理に配慮しつつ景観の保護と自然観察のための環境整備をおこなう。

##### ④ 史跡外の整備

- ・曾谷貝塚への誘導板を整備する。

- ・解説付VRなど、原風景を再現しわかりやすい学びを演出する。

⑤ その他

- ・整備の方向性の検討を経て、実施が決定した項目については、具体的な方法を定め整備する。

## 第10章 運営・体制

### はじめに

本章では、第5章の「市の関連部署、市民や団体との持続性のある協力体制を構築する」という運営・体制の基本方針に基づきながら、まず第6章「保存管理」、第7章「調査」、第8章「活用」、第9章「整備」で定めた施策を実施するうえで、史跡を管理運営していく主体、組織等についての課題を検討する。次に、事業を確実に実施するための運営体制の基本方針、体制づくりの方法を明らかにする。

### 第1節 管理運営主体・組織の課題

史跡の管理運営体制整備にあたっての課題について記載する。

- ・史跡の管理運営は、恒久的におこなわれるものであることから、今後市が史跡の管理団体となる必要がある。
- ・市が主体となりおこなう保存管理、活用、整備の事業を推進するためには、継続して市民と連携できる体制を検討する必要がある。
- ・持続性の高い体制を構築するためには、市の関連部署、教育機関、研究機関、関連自治体などと幅広く連携する必要がある。

### 第2節 運営・体制の基本方針

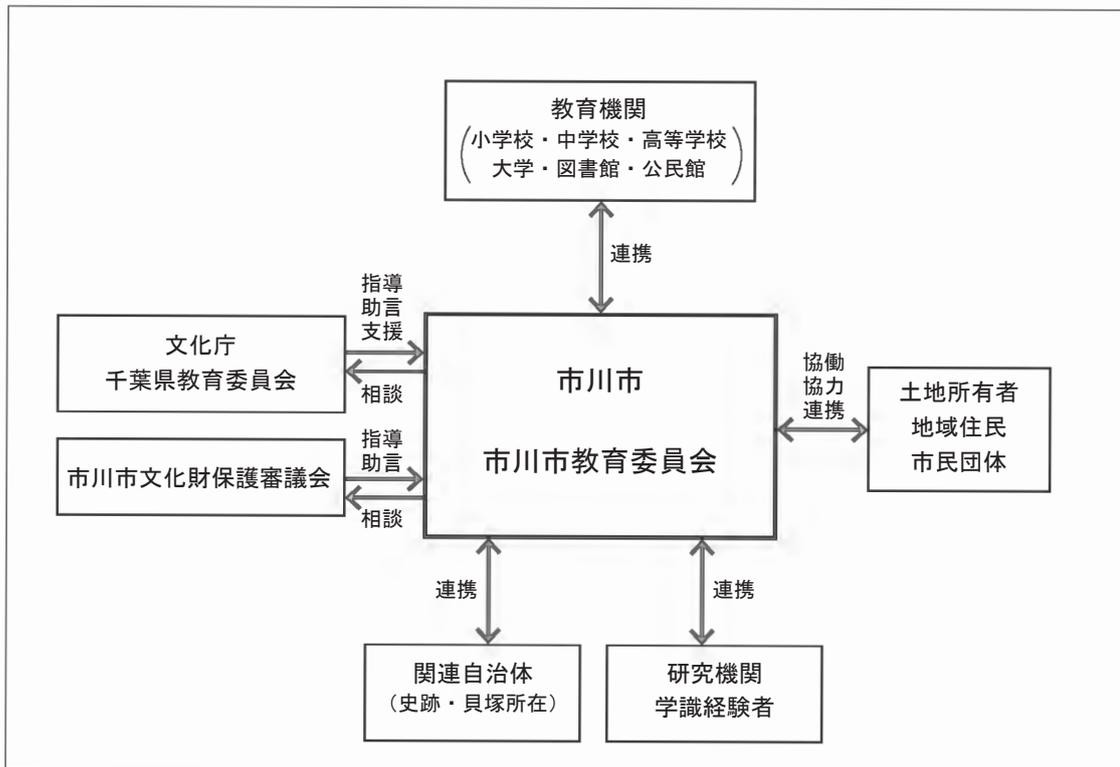
運営体制の課題を解決する方向性を示すものである。

- ・市の関連部署との連携を強化して市の体制の充実をはかり、史跡の管理団体となることを目指す。
- ・史跡は、地域に根ざした貴重な歴史遺産であることから、史跡周辺の地域住民とともに、将来にわたって維持管理をしていく体制を構築する。
- ・本計画を推進するために国・県・他市町村、他機関等との連携を図る。

### 第3節 運営・体制の方法

本計画を継続的に推進させ、史跡を適切に保存管理、活用、整備するために必要な体制の構築方法を検討する。

- ・史跡の管理・運営について、市の関連部署との連携を強化する。
- ・土地所有者、史跡周辺の地域住民の理解と協力を得ながら、市と地域が連携し協働する。
- ・国や千葉県、市川市文化財保護審議会からの指導、助言を得る。
- ・貝塚を有する他市町村や、研究機関・教育機関等と連携を図る。



第 10 - 1 図 運営・体制概念図

# 第11章 実施計画

## はじめに

本章では、史跡を将来にわたり適切に保存し、調査等を経て、活用、整備を実施するために、段階的に計画を進め、目指すべき目的へ向けた将来像を示す。

事業計画は、目安として4年1単位第1期、5年1単位の第2期、そして10年1単位の第3期の段階を設定し、終了時期は令和26(2044)年度末とする。事業の目標については、各期で設定し、計画の事業進捗については、各期が終了した時点で確認をおこなう。

### 第1節 第1期(令和8(2026)年度～令和11(2029)年度)

整備基本計画策定のために必要な調査をおこない、調査結果について、その後の整備計画に反映させていく。また、史跡の確実な保存とあわせて、来訪者の安全を確保するため、公有地化した範囲を中心にブロック塀の基礎の撤去や破損した杭列の修繕等をおこなう。

### 第2節 第2期(令和12(2030)年度～令和16(2034)年度)

第2期は、以下の4段階に分かれる。

#### (1) 整備基本計画

史跡曾谷貝塚保存活用計画に基づき、整備基本計画を策定する。

#### (2) 基本設計

整備基本計画に基づき、史跡内の造形成状等の概要をまとめた基本設計を策定する。

#### (3) 実施設計

基本設計に基づき、実施設計を策定する。その際に、整備の内容が第8章活用の趣旨に沿い、可能な限り反映できるように検討する。

#### (4) 整備

実施設計に基づき、史跡公園としての整備をおこなう。

### 第3節 第3期(令和17(2035)年度～令和26(2044)年度)

第3期は、第2期に実施した整備に関する検証結果を受け、第3期で必要と判断された調査をおこなう。

史跡指定地においては、第2期の期間内に終了せず未完となった事業について、事業の継続を検討する。また、史跡指定地外のうち、新たに史跡に追加指定された範囲についても整備の対象とする。その際、第8章活用で示した、学びと観光、地域連携に資する整備をおこない、魅力ある史跡公園としての整備を目指す。

史跡の隣接地などにおいては、来訪者が利用できるガイダンス施設や駐車場・トイレなどの整備をおこなう。



## 第12章 経過観察

### はじめに

史跡の適切な保存管理、活用、整備、調査のため、本計画に示した事業内容の履行状況を点検し、経過観察をおこなう。また、社会情勢や史跡周辺の環境の変化などに対応するため、必要に応じて改定版の作成をおこなう。

以下、主な点検内容を記す。

### 第1節 保存管理

- ・ 日常的な維持管理はおこなわれているか。
- ・ 現状変更の取扱基準に基づく保護は図られているか。
- ・ 追加指定に向けた取り組みはおこなわれているか。
- ・ 公有地化に向けた取り組みはおこなわれているか。

### 第2節 調査

- ・ 本質的価値をより明らかにするための調査研究はおこなわれているか。
- ・ 遺構および遺物、調査記録類は適切に保存・管理されているか。
- ・ 史跡指定以前の調査成果の把握がなされているか。

### 第3節 活用

- ・ 調査研究の成果が発信されているか。
- ・ 学校との連携は図られているか。
- ・ 地域住民との連携は図られているか。
- ・ 学びの場や観光資源として活用されているか。
- ・ 商業の視点から活用されているか。
- ・ 広域連携は図られているか。

### 第4節 整備

- ・ 説明板の設置はおこなわれているか。
- ・ 貝層の範囲の表現方法について検討されているか。
- ・ 園路の整備はおこなわれているか。
- ・ 休憩施設の整備はおこなわれているか。
- ・ 整備基本計画は策定されているか。

### 第5節 運営・体制

- ・ 地域住民との連携は図られているか。
- ・ 市の関連部署との連携は図られているか。
- ・ 国、県、他市町村との連携は図られているか。
- ・ 研究機関、教育機関との連携は図られているか。

第12-1表 点検項目

史跡曾谷貝塚 点検票(例)					
日時	記入者				
項目	実施例	取組状況			現状、目的 成果、課題
		未 実 施	計 画 中	取 組 済	
保存・ 管理	日常的な維持管理はおこなわれているか				
	現状変更の取扱基準に基づく保護は図られているか				
	追加指定に向けた取り組みはおこなわれているか				
	公有地化に向けた取り組みはおこなわれているか				
調査	本質的価値をより明らかにするための調査研究はおこなわれているか				
	遺構および遺物、調査記録類は適切に保存・管理されているか				
	史跡指定以前の調査成果の把握がなされているか				
活用	調査研究の成果が発信されているか				
	学校との連携は図られているか				
	地域住民との連携は図られているか				
	学びの場や観光資源として活用されているか				
	商業の視点から活用されているか				
	広域連携は図られているか				
整備	説明板は設置されているか				
	貝層の範囲の表現方法について検討されているか				
	園路の整備はおこなわれているか				
	休憩施設の整備はおこなわれているか				
	整備基本計画は策定されているか				
運営・ 体制	地域住民との連携は図られているか				
	市の関連部署との連携は図られているか				
	国、県、他市町村との連携は図られているか				
	研究機関、教育機関との連携は図られているか				

## 資料編



## 1. 参考文献

- 阿部常樹 2022「附編1 曾谷貝塚出土の動物遺体1（貝類・魚類）」『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告 -A～F・H・I 地点-』市川市教育委員会
- 阿部常樹・大内利紗・田口哲也・奈良貴史・深澤太郎・松本耕作・吉澤 徹 2024「千葉県市川市曾谷貝塚出土資料の再検討—國學院大學上代文化研究会による昭和10年発掘資料—」『國學院大學博物館研究報告』第40輯 國學院大學博物館
- 市川市教育委員会 1986『史跡曾谷貝塚保存管理計画書』
- 市川市教育委員会 2022『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告 -A～F・H・I 地点-』
- 市川市教育委員会 2024『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』
- 市川市史自然編編集委員会編 2016『市川市史 自然編 -都市化といきもの-（通巻6）』市川市
- 市川市史編纂委員会編 1971『市川市史 第1巻 原始・古代』市川市
- 市川市史編纂委員会編 1974『市川市史 第2巻 古代・中世・近世』市川市
- 市川市史編さん民俗部会編 2016『市川市の寺院明細帳（上）』市川市史編さん民俗部会成果報告書④ 市川市文化振興課
- 市川市史編さん歴史部会（近世）御用留研究グループ編 2017『幕末期の御用留—曾谷村を廻った文書群—』（〔解説〕村田隆三「幕末期の市川」）市川市史編さん事業調査報告書 市川市
- 市川市史歴史編Ⅱ編集委員会編 2025『市川市史 歴史編Ⅱ -ムラとマチ-（通巻2）』市川市
- 市川市史歴史編Ⅲ編集委員会編 2019『市川市史 歴史編Ⅲ -まつりごとの展開-（通巻3）』市川市
- 植月 学 2010「海生魚類」小杉康・谷口康浩・西田康民・水ノ江和同・矢野健一編『縄文時代の考古学4』人と動物の関わりあい 食料資源と生業圏』同成社
- 太田 圭・佐々木由香・領塚正浩・小久保竜也・山下優介 2024「レプリカ法による土器圧痕の調査」『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』市川市教育委員会
- 大場磐雄 1936「石器時代の人骨の発見—千葉県曾谷貝塚調査略記—」『ミネルヴァ』創刊号 翰林書房
- 大場磐雄先生還暦記念会 1959『樂石 大場磐雄先生略年譜并著作論文目録』
- 小埜尾精一・三番瀬フォーラム 1995『東京湾三番瀬 -海を歩く-』三一書房
- 金子浩昌 1991「曾谷遺跡第27地点出土の動物遺体」『平成2年度 市川市内遺跡群発掘調査報告』
- 金子浩昌 2008「向台・曾谷貝塚出土のイヌ遺骸について」『市立市川考古博物館館報』第35号
- 金子裕之・松井 章・内山純蔵・宮地淳子・大山晃司・林 香織 1996『山内清男考古資料7 曾谷貝塚資料』奈良国立文化財研究所史料第43冊 奈良国立文化財研究所
- 小池裕子 1979「関東地方の貝塚遺跡における貝類採取の季節性と貝層の堆積速度」『第四紀研究』第17巻第4号 日本第四紀学会
- 近藤 修 2022「附編3 曾谷貝塚出土の縄文人骨について」『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告 -A～F・H・I 地点-』市川市教育委員会
- 近藤 修・領塚正浩 2018「曾谷貝塚A・E地点出土の縄文人骨について」『市史研究いちかわ』第9号
- 酒詰仲男 1967『貝塚に学ぶ』学生社
- 酒詰治男編 2013『酒詰仲男 調査・日録 第10集』東京大学総合研究博物館資料報告 第97号
- サントリー美術館 1969『土偶と土面』1969春の特別展
- 市立市川歴史博物館 1990『市川の板碑』市川市石造文化財資料集1
- 杉原莊介編 1963「付録 貝塚の地形図 2. 曾谷貝塚」『考古学集刊』第2巻第2号 東京考古学会
- 杉原莊介・工樂善通 1967「千葉県市川市曾谷貝塚」『日本考古学年報』15 日本考古学協会
- 杉原莊介・戸沢充則 1971「曾谷遺跡」『市川市史 第1巻 原始・古代』市川市
- 千葉県教育振興財団文化財センター編 2013『東京外かく環状道路埋蔵文化財調査報告書—市川市道免き谷津遺跡第1地点（4）—』千葉県教育振興財団調査報告 第703集 国土交通省

- 公益財団法人千葉県教育振興財団  
 千葉県教育振興財団文化財センター編 2014『東京外かく環状道路埋蔵文化財調査報告書—市川市道免き谷津遺跡第1地点(3)—』千葉県教育振興財団調査報告 第729集 国土交通省  
 公益財団法人千葉県教育振興財団
- 千葉県神社名鑑刊行委員会編 1987『千葉県神社名鑑』千葉県神社庁
- 坪井正五郎 1886「東京近傍貝塚総論」『東京地学協会報告』第8年第4号 東京地学協会
- 戸沢充則 1964「千葉県市川市曾谷貝塚」『日本考古学年報』12 日本考古学協会
- 外山和夫 1963「千葉県曾谷貝塚出土の土製装身具」『考古学集刊』第2巻第1号 東京考古学会
- 西村正衛 1965「埋葬」『日本の考古学 II 縄文時代』河出書房
- 平野元三郎・江崎 武 1970「千葉県市川市曾谷貝塚」『日本考古学年報』18 日本考古学協会
- 堀越正行 1976『曾谷貝塚C地点発掘調査概報』市川市教育委員会
- 堀越正行 1977a『曾谷貝塚D地点発掘調査概報』市川市教育委員会
- 堀越正行 1977b「市川市曾谷貝塚D地点の発掘調査」『日本考古学協会昭和52年度総会研究発表要旨』
- 堀越正行 1978『曾谷貝塚E地点発掘調査概報』市川市教育委員会
- 堀越正行 1979「曾谷貝塚F地点」『昭和53年度埋蔵文化財発掘調査報告』市川市教育委員会
- 堀越正行 1997『曾谷貝塚地点別ガイド』市川博物館友の会
- 堀越正行・田川 良 1975「曾谷貝塚A・B地点の発掘調査」『昭和49年度市立市川博物館年報』
- 馬目順一 1976「曾谷貝塚における抜歯人骨の調査」『古代』第59・60合併号 早稲田大学考古学会
- 百原 新 2016「第1節 むかしの植生を推測する—縄文・弥生時代～近世」『市川市史 自然編—都市化といきもの—(通巻6)』市川市
- 山崎直方 1893a「下総曾谷、千葉の二貝塚に就て」『東京人類学会雑誌』第8巻第84号 東京人類学会
- 山崎直方 1893b「下総貝塚遺物図解」『東京人類学会雑誌』第8巻第85号 東京人類学会
- 山崎秀雄 2016「第2節 動物の種類相」『市川市史 自然編—都市化といきもの—(通巻6)』市川市
- 山内清男 1967「石器時代の犬小屋」『山内清男・先史考古学論文集』第5冊 先史考古学会(1942年  
 8月発行の山岡書店『民族文化』第3巻第8号で発表した論文の後編)
- 山内清男 1937「縄紋土器型式の細別と大別」『先史考古学』第1巻第1号 先史考古学会
- 山内清男 1939a「加曾利B式(古い部分)」『日本先史土器図譜』解説 先史考古学会
- 山内清男 1939b「加曾利B式(中位の古さ)」『日本先史土器図譜』解説 先史考古学会
- 吉田邦夫・領塚正浩・宮崎ゆみ子・原 辰彰・飯島寛子 2008「14C年代からみた市川市の縄文貝塚」『市川市縄文貝塚データブック』市立市川考古博物館研究調査報告第9冊
- 領塚正浩 2006「市川最古の住民たち」『図説市川の歴史』市川市教育委員会
- 領塚正浩 2008「曾谷貝塚D地点出土のイタボガキと貝輪未製品」『市立市川考古博物館館報』第35号
- 領塚正浩 2024「第4章 総括 第4節 周辺の遺跡と貝塚形成時の海域環境」『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』市川市教育委員会
- 領塚正浩・畑山智史・阿部常樹 2022「大和田周辺のマガキ化石密集層と稲荷木産ヒゲクジラ」『市史研究いちかわ』第13号 市川市
- \* 曾谷貝塚G地点および曾谷遺跡の調査報告は、42頁第3-3表の報告書欄に掲載。

## 2. 関係法令

### (1) 文化財保護法

(昭和二十五年法律第二百十四号)  
最終改正：令和四年法律第六十八号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

#### 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合

において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合

において、当該遺跡の保護に必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもちて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないときも認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定

する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会

は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律

に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の

措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、

文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第三百三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものと

する。

一 当該登録記念物の名称及び所在地

二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第三百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第五十五条第二項第二十六号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第一百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第三百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第一百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第一百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

(中略)

第十二章 補則

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定を行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(第八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。)は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七

第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十二条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第七十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百八十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二條第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第百八十四条第二項及び第百八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二條第五項で準用する場合を含む。))又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。))及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。)) 当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。))又は復旧

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。))を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなけ

ればならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体に)、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反

したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の

過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)(又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二百一十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)(又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第三百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。)(及び第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。)(、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用する場合を含む。)(、第六十八条(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。)(、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)(、第七十六条の五(第九十条の十一において準用する場合を含む。)(、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(、第三百十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第三百一十一条又は第四百零四条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)(、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。)(又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)(、第八十条及び第一百九条第二項(第三百三十三条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)(、第八十条及び第二百二十条(第三百三十三条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。)(並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)(、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。)(、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)(、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第二百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第二百七条第一項、第二百九条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)(、第三百三十三条の三、第三百三十六条又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。)(、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)(並びに第八十条において準用する場合を含む。)(又は第一百五十五条第四項(第三百三十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

## (2) 文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)  
最終改正：令和六年政令第七十四号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)(が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)(を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による指揮監

督(管理に係るものに限る。)(並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)(の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)(

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。)(及び第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。)(及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許

可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七号において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一

号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。))

二 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。))の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村(法第八十三条の第三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。))の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。))が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからイまでに掲げる現状変更等にあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のための必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事

務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務(次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。)」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

(後略)

### (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号) 最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の變

化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望
- (許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番、うゝを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外のものであるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外のものであるときは、

あるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には

第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

#### (4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二十條で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二十條で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

- 七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
  - 八 変更の年月日
  - 九 変更の事由
  - 十 その他参考となるべき事項
- (所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
  - 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
  - 七 変更の年月日
  - 八 その他参考となるべき事項
- (史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八十八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知つた日

十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

## (5) 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成一二年四月二八日)

最終改正：平成三十一年三月二十九日

地方自治法(昭和二年法律第六七号)第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和二年法律第二一四号。以下「法」という。)第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特別地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県知事の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二十五条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けると。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

#### 一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

#### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法百十五条第一項の標識、説明版、境、界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(中略)

#### 十二 令第六条第二項第一号イ及びロ関係

令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、一から十二までの基準を準用する。

(後略)

## (6) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)  
最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅

滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## (7) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合に於ては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

## (昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

## 最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。



## 国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画

発行日 令和8（2026）年3月  
編集・発行 市川市教育委員会  
〒272-8501  
千葉県市川市南八幡2丁目20番2号  
TEL：047-704-8137